

磐田市総合体育館外24施設 業務仕様書添付資料

【目次】

1. 利用料金・収入・減免実績	1
2. 修繕実績	4
3. 業務委託実績	16
4. 光熱水費実績	20
5. 備品一覧	22
6. 備品一覧（特記）	35
7. 平面図等	36
8. 関係条例一覧	113
9. 個人情報特記事項	228
10. リスク分担表	230
11. スポーツで創る磐田の未来	231

【過去 3 年間の利用実績・減免状況】

No.	施設	年度	利用実績			減免状況	
			利用件数 (件)	利用人数 (人)	利用料収入 (円)	減免件数 (件)	減免額 (円)
1	磐田市 総合体育館	令和元年度	43,714	140,080	191,167,992	2,604	2,956,980
		令和 2 年度	26,073	100,812	1,584,730	2,113	2,135,020
		令和 3 年度	29,148	110,911	15,488,460	2,191	2,389,410
2	磐田市 陸上競技場	令和元年度	22,932	66,574	4,088,592	1,068	3,727,720
		令和 2 年度	26,243	61,546	4,565,063	936	3,219,370
		令和 3 年度	22,868	58,127	3,980,081	928	3,113,880
3	磐田弓道場	令和元年度	11,814	11,958	753,880	11,694	697,430
		令和 2 年度	10,337	10,337	670,540	10,261	555,580
		令和 3 年度	11,392	11,392	722,000	11,324	619,680
4	磐田かぶと塚公園 公園グラウンド	令和元年度	361	12,344	118,000	110	31,320
		令和 2 年度	381	10,308	119,730	142	34,450
		令和 3 年度	386	10,477	125,170	121	29,270
5	磐田卓球場	令和元年度	3,228	19,750	3,050,730	555	748,050
		令和 2 年度	1,800	16,809	2,026,610	569	747,580
		令和 3 年度	2,390	18,723	2,688,300	557	900,300
6	磐田 アーチェリー場	令和元年度	2,387	2,387	160,680	1,982	157,300
		令和 2 年度	2,249	2,249	155,340	2,065	106,200
		令和 3 年度	3,040	3,040	209,100	2,738	139,360
7	磐田市 竜洋体育センター	令和元年度	3,336	40,484	2,563,120	1,007	1,044,990
		令和 2 年度	2,901	31,860	2,525,160	896	899,130
		令和 3 年度	2,906	35,573	2,358,880	940	1,012,580
8	磐田城山球場	令和元年度	262	13,433	2,573,460	157	803,930
		令和 2 年度	278	10,909	2,413,710	165	698,780
		令和 3 年度	304	13,368	2,667,080	177	895,780
9	豊田野球場	令和元年度	251	9,983	345,040	193	424,540
		令和 2 年度	332	9,759	183,060	298	638,710
		令和 3 年度	319	11,512	292,180	278	588,480

No.	施設	年度	利用実績			減免状況	
			利用件数 (件)	利用人数 (人)	利用料収入 (円)	減免件数 (件)	減免額 (円)
10	磐田兎山公園 野球場	令和元年度	251	5,907	134,120	238	671,870
		令和2年度	251	4,752	128,200	229	637,820
		令和3年度	277	5,112	163,140	244	698,620
11	磐田相撲場	令和元年度	120	600	6,600	120	6,000
		令和2年度	105	475	6,300	105	5,250
		令和3年度	57	320	3,480	58	3,010
12	磐田市東大久保公園 テニスコート	令和元年度	4,124	22,454	5,687,000	2,391	2,610,400
		令和2年度	3,949	21,371	5,836,770	2,024	1,917,420
		令和3年度	4,659	23,718	6,516,340	2,785	2,779,320
13	磐田東大久保公園 グラウンド	令和元年度	268	7,932	84,720	133	36,910
		令和2年度	215	5,304	69,870	93	25,930
		令和3年度	297	6,319	86,990	176	44,090
14	磐田市 豊岡体育館	令和元年度	1,567	21,279	2,640,900	288	334,390
		令和2年度	1,726	14,325	2,389,510	209	242,580
		令和3年度	2,875	15,656	2,973,610	240	204,010
15	磐田市 豊岡野球場	令和元年度	222	5,920	1,589,350	72	183,140
		令和2年度	167	3,422	1,009,250	71	136,640
		令和3年度	159	4,410	793,450	86	174,250
16	磐田市 豊岡テニスコート	令和元年度	2,021	9,494	799,470	40	9,970
		令和2年度	1,924	8,357	762,430	12	2,800
		令和3年度	1,892	8,526	754,070	59	8,660
17	磐田市 豊岡多目的運動場	令和元年度	287	8,692	213,670	116	31,070
		令和2年度	285	7,278	201,160	117	26,900
		令和3年度	269	7,201	177,810	128	28,170
18	磐田市 豊岡憩いの広場	令和元年度	82	1,112	0	-	-
		令和2年度	74	948	0	-	-
		令和3年度	92	1,179	0	-	-

No.	施設	年度	利用実績			減免状況	
			利用件数 (件)	利用人数 (人)	利用料収入 (円)	減免件数 (件)	減免額 (円)
19	磐田市豊岡 グリーンボウル場	令和元年度	31	456	0	-	-
		令和2年度	26	280	0	-	-
		令和3年度	31	367	0	-	-
20	磐田市豊岡 ふれあいの森	令和元年度	-	-	-	-	-
		令和2年度	-	-	-	-	-
		令和3年度	-	-	-	-	-
21	磐田天竜川グラウンド	令和元年度	313	12,030	0	-	-
		令和2年度	270	9,064	0	-	-
		令和3年度	257	8,407	0	-	-
22	豊岡天竜川グラウンド	令和元年度	85	1,608	0	-	-
		令和2年度	53	1,190	0	-	-
		令和3年度	48	1,022	0	-	-

【令和元年度】

施設名	修繕箇所	修繕の内容	金額(円)
磐田市総合体育館	木道	修繕用丸釘	708
	歩道	修繕用モルタル	598
	消火栓水槽	漏水修繕	85,320
	車両	車検整備	21,600
	大体育場	バドミントンネット修理(紐)	996
	体育館	防水テープ・グラインダー替刃	4,039
	体育館	エアーコンプレッサー用キャスター	672
	大体育場	バドミントンボール修理(ヤスリ他)	2,880
	トレーニング室	レッグプレス修理	33,912
	車両	リチウムイオンバッテリー交換	29,160
	体育館	トイレ水栓修理	19,440
	トレーニング室	トレーニング機器修繕	89,370
	大体育場	バドミントンボール塗装修理(ラッカー他)	1,493
	トレーニング室	トレーニング機器修理(ネジ)	267
	体育館床	タイルカーペット・接着剤	51,072
	小体育場	ブラインド修繕	40,500
	トレーニング室	トレーニング機器修繕	66,744
	大小体育場	窓オペレーター取替修繕	143,640
	体育館	水銀灯	32,400
	トレーニング室	パイプレーターベルト取替	4,320
	トレーニング室	スクワット機器修繕	27,540
	武道場	器具庫窓ラッチ取替	38,880
	大体育場	電動ブラインドスイッチ修繕	86,983
	大体育場	バドミントンボール修理(ネジ・ビス)	570
	体育館	2階通路床剥離・ワックス	60,500
	トレーニング室	トレーニング機器修理用合皮レザー	123,210
	体育館	エアハンドリングユニットロールフィルター交換	220,000
	体育館	換気扇交換・オーバーホール	253,000
	体育館	消火栓修繕(ホース)	12,650
	体育館	卓球台修理(キャスター他)	6,590
	体育館	卓球台フェンス・台車交換修繕	575,190
	体育館	高架水槽用揚水ポンプ修繕	399,300
	会議室	会議室8・椅子交換修繕	694,650
	トレーニング室	入口ドア修繕(ドアノブ)	4,598
	体育館	2階男子トイレセンサー修繕	99,000
	小体育場	フットサルゴール修繕(ネット)	33,660
	体育館	正面玄関自動ドア修繕	297,000
	体育館	ドアクローザー修繕(8カ所)	88,000
	車両	車検整備	54,860
	大体育場	移動バスケットゴール修繕(電源コード)	72,600
	会議室	会議机交換修繕	354,200
	営繕関係	車両・作業機器点検修繕等	395,526
磐田市陸上競技場	投てき用ゲージ	補完ネット	4,196
	製氷機	ドレーン他修理	33,536
	倉庫内	スターティングブロック修理用ボルト	4,323
	記録室	引戸錠取替	12,100
	幅跳びピット	踏切り板塗料	5,374
	記録室	ピストル修理(2丁)	47,410
	記録室	信号ケーブル修理	28,490
	倉庫内	備品補修テープ	1,430
	砂場	砂場保護シート取替修繕	81,730
	倉庫内	ハードルバー修繕	73,920
	トラック水壕	塗料	4,180
	第1倉庫	シャッター修繕	115,500
	第2・3倉庫	シャッター修繕	220,000
磐田弓道場	女子トイレ	詰まり修理	18,036
	トイレ	排水管取換修繕	113,400
	女子トイレ	水栓修理	11,880
	浄化槽	ブローア取替修繕	29,700
かぶと塚公園グラウンド	内野	サバ土	9,849
	備品	物置扉交換修繕	48,168
	館内	ドアノブ取替	8,424
	グラウンド	芝張替備品借り上げ(ソードカッター他)	25,909

磐田城山球場	グラウンド	芝カット用機器借り上げ	47,812
	グラウンド	散水用スプリンクラー取替	195,480
	国旗掲揚台	国旗掲揚用ロープ・クランプ	44,457
	グラウンド	ベース・ピッチャープレート取替	56,592
	グラウンド	スチールマット修繕(ワイヤー・ナット他)	6,341
	グラウンド	整備用混合黒土(7㎡)	164,808
	整備車両	トラクターバッテリー交換	8,910
	外周	グレーチング交換修繕	794
	館内	製氷機修理	41,688
	車両	タイヤ交換(3本)	15,000
	外野	追い播き用ライグラス(15袋)	298,650
	備品	バック用ネット等補修(ロープ)	985
	グラウンド	整備用混合黒土(7㎡)	167,860
	シャッター	3塁観覧席口シャッター取替	308,000
	館内通路	誘導灯取替	78,100
	玄関ロビー	誘導灯取替	58,300
	館内通路	煙感知器取替	29,700
	管理道路	舗装凹み修繕	88,000
	ダッグアウト	ベンチフェンス交換	337,700
	ダッグアウト	ベンチフェンス塗料	2,338
	整備車両	トラクター修理用ボルト	676
	整備車両	トラクター修理用ボルト	649
	ダッグアウト	ベンチフェンス用シート	184,756
	車両	車検整備	54,637
	ダッグアウト	ベンチフェンスパイプカバー他	2,164
	整備車両	トラクター部品交換(レイキ他)	99,880
	シャッター	3塁側、器具庫、1塁側シャッター取替	770,000
兎山公園野球場	グラウンド	整備用サバ土(11t)	49,852
	駐車場	補修用ドライモルタル	796
	倉庫	グラウンド内倉庫の更新	151,030
	トイレ	ドアノブ取替	2,278
東大久保運動公園テニスコート	駐車場	区画線整備用塗料	1,926
	場内	看板用ベニヤ板	1,479
	コート内	人工芝用砂(60袋)	116,640
	照明操作盤	折れ鍵取出し修理	4,400
	照明灯	照明水銀灯取替・機器修理	60,500
	照明操作盤	折れ鍵取出し修理	4,400
	駐車場	区画線消去	26,400
	場内	フェンス修理	229,900
東大久保運動公園グラウンド	グラウンド	整備用サバ土(7t)	30,888
磐田・豊岡天竜川グラウンド	バックネット	ネット張替え工事他	726,000
	グラウンド	整備用サバ土・クッション砂購入	72,321
豊岡体育館	車両	車検整備	39,914
	体育館	玄関照明器具改修	97,200
	体育館	移動バスケットゴール修繕	268,000
	草刈機	乗用草刈機プラグ・Vベルト交換	8,964
	体育館	水銀灯電球	32,400
	体育館	男子シャワー室給湯配管修繕	22,680
	車両	12カ月点検	14,300
	体育館	外灯交換用電球	3,560
	体育館	水銀灯・外灯用電球	66,000
	体育館	誘導灯取替修繕	73,700
	体育館	1階女子トイレフラッシュバルブ修繕	22,121
	作業機器	枝葉破碎機バッテリー交換	5,580
	体育館	照明器具改修	15,400
	作業機器	乗用草刈機部品交換	103,548
	体育館	非常用発電機バッテリー交換	297,000
	放送室	エアコン更新	129,600

豊岡野球場	入口ドア	ガラス交換	24,300	
	通路	誘導灯設備取替	49,500	
	グラウンド	ベース修理用防腐木材	8,325	
	グラウンド	トンボ修理用資材(ドリル歯他)	4,920	
	グラウンド	ベース・ピッチャープレート取替	75,970	
	グラウンド	整備用混合黒土(7m ³)	152,460	
	コート	人工芝補修用接着剤	4,900	
	コート	人工芝用砂(15袋)	29,160	
	照明設備	ハロゲン灯交換3カ所	92,340	
	コート	支柱補修用パイプ	5,000	
	水道	水道管漏水修繕	37,818	
	ベンチ	屋根張替用ビニールシート	79,860	
豊岡多目的グラウンド	サッカーゴール	張替用ネット	74,230	
磐田市総合体育館	外壁改修	総合体育館外壁等改修工事	50,143,500	市対応
磐田市総合体育館	外壁改修	総合体育館外壁等改修工事監理業務委託	2,189,000	市対応
磐田市総合体育館	空調	磐田市総合体育館事務室受付空調機更新修繕	653,400	市対応
磐田市総合体育館	昇降機	磐田市総合体育館昇降機インバーターユニット外緊急修繕	3,850,000	市対応
磐田市総合体育館	消防設備	磐田市総合体育館防火ドア外防火設備修繕	1,384,020	市対応
磐田市陸上競技場	外周	磐田市陸上競技場東側ネット修繕	454,960	市対応
磐田卓球場	施設設備	磐田卓球場雨樋水返し板取付修繕 修繕料	226,800	市対応
磐田卓球場	施設設備	磐田卓球場ラリーナ南面西側入口雨除け屋根設置修繕 修繕料	1,188,000	市対応
磐田卓球場	施設設備	磐田卓球場ラリーナカーテンレール修繕	99,880	市対応
磐田卓球場	外壁改修	磐田卓球場ラリーナ屋外木材防虫防腐塗装修繕	288,200	市対応
磐田アーチェリー場	施設設備	磐田アーチェリー場雨水対策修繕	26,400	市対応
磐田アーチェリー場	施設設備	磐田アーチェリー場防矢ネットワイヤー修繕	181,500	市対応
磐田アーチェリー場	施設設備	磐田アーチェリー場防矢ネットワイヤー修繕	181,500	市対応
磐田市竜洋体育センター	施設設備	磐田市竜洋体育センター アリーナ外扉滑車修繕	3,186	市対応
磐田市竜洋体育センター	照明	竜洋体育センター 階段通路誘導灯不良取替修繕	97,900	市対応
磐田市竜洋体育センター	施設設備	竜洋体育センター手摺修繕	187,000	市対応
磐田城山球場	外周	磐田城山球場管理道法下面修繕	59,400	市対応
磐田城山球場	空調	磐田城山球場審判室エアコン取替修繕	495,000	市対応
磐田城山球場	電気設備	磐田城山球場発電機用蓄電池取替修繕	451,000	市対応
豊田野球場	施設整備	豊田野球場内野整備及び距離表示幕交換作業	66,960	市対応
豊田野球場	トイレ	豊田野球場男子トイレ修繕	29,700	市対応
豊田野球場	トイレ	豊田野球場身体障がい者用トイレ内手すり修繕	99,000	市対応
豊田野球場	電気設備	豊田野球場BSO変更修繕	440,000	市対応
磐田東大久保運動公園テニスコート	水道設備	東大久保運動公園テニスコート量水器BOX取替修繕	220,320	市対応
磐田東大久保運動公園テニスコート	場内	東大久保運動公園テニスコート不陸整正緊急修繕	825,000	市対応
磐田東大久保運動公園テニスコート	防犯設備	東大久保運動公園更衣室警報設備設置修繕	319,000	市対応
磐田東大久保運動公園テニスコート	施設設備	東大久保運動公園グラウンドバックネット柱溶接補強等緊急修繕	436,150	市対応

【令和2年度】

施設名	修繕箇所	修繕の内容	金額(円)
磐田市 総合体育館	大体育場	バドミントンネット修理	996
	小体育場	ブラインド交換	77,000
	小体育場	ドアクローザー交換(2台)	11,000
	小体育場	ドアクローザー交換(1台)	11,000
	大体育場	バドミントンポール修理	2,114
	小体育場器具庫	床張替用Pタイル接着剤	10,888
	小体育場器具庫	床張替用Pタイル 400枚	44,000
	小体育場器具庫	床張替用Pタイル 接着剤	9,130
	小体育場器具庫	床張替用ヘラ・ローラー	9,439
	小体育場器具庫	床張替用スクレーパー他	5,936
	小体育場器具庫	床張替用Pタイル接着剤他	5,651
	トレーニング室	網戸修理材料 網・ブラシ他	11,618
	トレーニング室	ベランダ塗装用材料 ペンキ他	19,624
	1F男子職員トイレ	小便器センサー交換	99,000
	トレーニング室	レッグプレス用ワイヤー他	11,352
	2F男子トイレ	洗面器・配水管修繕	34,100
	玄関	ガラステーブル用アクリル板	4,902
	大体育場	排煙装置オペレーター交換	132,000
	小体育場	排煙装置オペレーターハンドル	7,150
	ミーティングルーム	ブラインド交換	90,431
	体育館	インパクトドライバー修理	1,212
	大体育場	バドミントンネット修理	1,094
	大体育場器具庫	ハンガードア修繕	27,500
	体育館	水銀灯交換用400W×6	33,000
	体育館	屋内消火栓用圧力計交換	27,500
	玄関	自動ドア 錠交換	74,250
	車両	軽トラISCバルブ交換	44,242
	トレーニング室	ランニングマシン液晶等部品交換	257,290
	武道場	給気ファン修理	35,200
	大体育場	防球仕切ネット1枚	198,000
	大体育場	電動ブラインド修繕4枚	328,636
	体育館	水銀灯交換用400W×4	22,000
	事務室	シンク水栓交換	1,580
	大体育場	床割れ修繕用材料(パテ他)	843
	体育館	全館空調ユニット給気用送風機修繕	283,800
	武道場	柱壁紙張替え用シート	3,160
	武道場	柱壁紙張替え用シート追加	3,160
	体育館	身長計修理	710
	1F男子トイレ	小便器センサー交換・洗面配水管交換	126,500
	事務室	ブラインド交換	37,136
	大体育場	卓球台交換用キャスター×12	53,570
	事務室	照明器具LED修繕	429,000
	トレーニング室・多目的	照明器具LED修繕	693,000
	大体育場	防球仕切ネット2枚	351,000
	体育館	駐車場整地用砕石	52,338
	体育館	駐車場整地用砕石追加	6,435
	体育館	駐車場用トラロープ他	10,551
	トレーニング室	ブラインド交換1枚、修繕2枚	151,404
	大体育場	卓球台交換用キャスター×80	264,000
	車両	軽トラ車検	38,060
	営繕関係	車両及び作業機械点検修繕等	754,057
陸上競技場	トラック	区画線修繕用塗料他	3,626
	トラック 水壕	塗料	7,150
	トラック 水壕	ハードルバー修繕用塗料	5,670
	砂場	補充用砂 4t	18,849
	フィールド	追い播き用ライグラス 2袋	39,820
	フィールド	追い播き用ライグラス 6袋	119,460
	管理人室	照明器具LED修繕	17,600
	記録棟	屋根照明修繕	24,200
	記録室	無停電電源装置バッテリー修繕	55,550
	フィールド	散水器具修繕	38,500
磐田弓道場	倉庫	シャッター修繕6枚	319,000
	女子トイレ	洗面台配水管交換	18,700
	射場	折れ戸ガラス交換	29,700
かふと塚公園グランド	グラウンド	補充用サバ土 6.5t	28,688
	備品	トスバット用ネット交換7枚	134,970
	館内通路	照明器具LED修繕	256,300
	外野ラバーフェンス	補修用テープ	730
	外周路	該当自動点滅器交換	21,120
	ブルベン	ブルベンベース用基礎木材	12,029
	作業器具	ソーダカッターレンタル	22,000

磐田城山球場	ブルペン	ブルペン用ピッチャープレート4枚	25,200	
	ブルペン	整備用混合黒土 3t	16,500	
	作業器具	乗用草刈機修繕 部品交換	74,228	
	グラウンド	整備用混合黒土 7t	167,860	
	医務室	エアコン室内機基板交換	42,900	
	作業器具	バックホウ・振動ローラーレンタル	30,690	
	グラウンド	整備用混合黒土 7t	152,460	
	作業器具	手押し草刈機ブレード交換	8,030	
	作業器具	振動ローラー購入	440,000	
	外周路	街路灯交換修繕、作業用照明新設	440,000	
	グラウンド	珪砂 25kg×25袋	52,250	
	スコアボード	時計操作盤用バッテリー 交換	53,900	
	整備車両	トラクタープラグ交換	428	
	外野ラバーフェンス	ラバー固定用資材	598	
	作業資材	台車キャスター	2,560	
	作業資材	台車キャスター	1,760	
	外野ラバーフェンス	補修用テープ	1,864	
	グラウンド	整備用混合黒土 7t	152,460	
	グラウンド	内野整備用特殊砂 10袋	23,650	
兎山公園野球場	ブルペン	ピッチャープレート購入2枚	12,600	
	仮設トイレ	扉修繕機材	2,527	
	仮設トイレ	扉修繕機材	622	
東大久保運動公園 テニスコート	フェンス	掲示板用資材 針金他	416	
	テニスネット	修理用ビニールひも他	710	
	場内照明灯	不点修繕	77,000	
	駐車場内	高木伐採用高所作業車レンタル	18,700	
	場内	看板修理用資材 ネジ・ベニヤ他	2,163	
	照明配電盤	折れ鍵撤去修繕	4,400	
東大久保運動公園グ ラウンド	グラウンド	整備用サバ土 2.5t購入	11,088	
	駐車場	照明灯漏電ブレーカー修繕	47,300	
磐田天竜川グラウンド	グラウンド	整備用サバ土 4t購入	63,553	
	バックネット	バックネット張替修繕 2箇所	849,200	
豊岡体育館	駐車場	区画線補修用塗料	11,628	
	車両	軽トラ車検	21,329	
	体育館	非常用照明器具交換	55,000	
	自転車	バンク修理セット	648	
	作業器具	乗用草刈機Vベルト交換	10,120	
	公園外灯	交換用水銀灯×6	33,000	
	車両	軽トラ車検	33,000	
	事務所	照明LED化修繕	220,000	
	公園外灯	外灯タイマー	18,700	
	浄化槽	送風機ベルト交換	7,040	
	自転車	バンク修理	4,950	
	消火設備	揚水ポンプ・給水管漏水修繕	326,700	
	体育館	ロビーランプ交換	63,800	
豊岡野球場	ブルペン	ピッチャープレート購入2枚	12,600	
	ドア	ガラス交換	28,600	
	グラウンド	整備用混合黒土 7t	152,460	
豊岡テニスコート	オムニテニスコート	修理用接着剤	2,940	
磐田市総合体育館	外壁改修	総合体育館外壁等改修工事	64,589,800	市対応
磐田市総合体育館	外壁改修	総合体育館外壁等改修工事監理業務委託	1,881,000	市対応
磐田市総合体育館	大体育場	磐田市総合体育館大体育場西側床面部分修繕	1,540,000	市対応
磐田市総合体育館	電気設備	磐田市総合体育館受電設備コンデンサ更新修繕	298,100	市対応
磐田市総合体育館	館内	磐田市総合体育館受付点字タイル修繕	75,350	市対応
磐田市陸上競技場	トラック	磐田市陸上競技場タータートラック部分修繕	7,590,000	市対応
磐田弓道場	施設設備	磐田弓道場防矢ネット修繕	957,000	市対応
磐田弓道場	施設設備	磐田弓道場防護板修繕	241,450	市対応
磐田アーチェリー場	施設設備	磐田アーチェリー場倉庫錠前取替	10,450	市対応
磐田アーチェリー場	倉庫	磐田アーチェリー場南側倉庫窓修繕	67,100	市対応
磐田卓球場	施設設備	磐田卓球場ラリーナ高所カーテンレール修繕	70,818	市対応
磐田卓球場	空調	磐田卓球場エアコン操作盤鍵取替修繕	8,415	市対応
磐田市竜洋体育セン ター	施設設備	磐田市竜洋体育センター研修室網戸取付修繕	126,500	市対応

磐田市竜洋体育センター	施設設備	竜洋体育センターシャッター電池交換修繕	23,100	市対応
磐田城山球場	空調	磐田城山球場記録室エアコン取替修繕	550,000	市対応
磐田城山球場	電気設備	磐田城山球場スコアボード操作盤等更新修繕	4,015,000	市対応
磐田城山球場	電気設備	磐田城山球場受電設備コンデンサ更新修繕	176,000	市対応
豊田野球場	施設設備	豊田野球場野球場側点字ブロック修繕	497,000	市対応

【令和3年度】

施設名	修繕箇所	修繕の内容	金額(円)
磐田市 総合体育館	トレーニング室	電動ブライト2台+手動ブライト1台交換修繕	247,962
	大体育場	防球ネット補修用インシュロック	629
	小体育場	排煙ダクト開閉ハンドル修理用ネジ	414
	大体育場	電動ブラインドリミットスイッチ交換	52,600
	トレーニング室	飛散防止フィルム他	6,567
	トレーニング室	ランニングマシン液晶等部品交換	213,312
	トレーニング室	ランニングマシンケーブル	11,000
	大体育場	電動ブラインド修理(3台)	173,283
	トレーニング室	トレーニング器具修理用パテ他	4,906
	小体育場	音響設備CDプレーヤー交換修繕	66,000
	トレーニング室	パイププレーター用ベルト交換修繕	38,170
	小体育場	バスケットゴールリング修理用ボルト	1,484
	トレーニング室	トレーニング器具修理用プラ板他	9,295
	トレーニング室	修理用パイプ脚キャップ、ラバー他	1,808
	トレーニング室	修理用アオリゴム	600
	職員通用口廊下他	剥離・洗浄・ワックス	82,500
	喫煙所	設置用材料(木材他)	38,109
	大体育場	卓球台修理用ネジ他	426
	大体育場	卓球台修理用ナット他	628
	喫煙所	砕石1.2㎡	1,716
	喫煙所	設置用材料(リジウエイ他)	24,860
	トレーニング室	トレーニング器具液晶他交換修理	160,600
	体育館大走り	グレーチング交換修繕	22,880
	トレーニング室	手動ブラインド1台交換修繕	77,220
	体育館	男子トイレ小便器センサー3台交換修繕	269,500
	小体育場	外階段タイル修繕用セメント他	1,407
	小体育場	外階段タイル修繕用左官ブラシ他	1,472
	大体育場	バドミントンネット修理用ロープ	1,919
	体育館	ハンマドリル修理	15,950
	小体育場	誘導灯交換修繕	125,400
	車両	軽バン(7515)車検	40,612
	小体育場	照明LED化工事(36灯)	3,630,000
	体育館	誘導灯バッテリー、器具交換(3灯)	72,600
	大体育場	照明制御盤内基板、バッテリー等交換	259,281
	トレーニング室	スクワットマシン用ウェイトプラ板10枚交換	82,500
磐田市 陸上競技場	フィールド	散水器具ジョイント用スナッフライター代	2,750
	トラック	トラックライン用塗料他	1,876
	トラック	トラックライン塗装用ペンキ他	2,228
	フィールド	追い播き用ライグラス 3袋	59,730
	トラック	スターティングブロック購入 8台	216,920
	記録棟・第2ゲート	屋根照明・ゲート西照明修繕	67,100
	第2ゲート	ワイヤー錠代	728
	競技場	リヤカータイヤ交換 2本	2,960
	フィールド	散水ホース補修テープ他	1,878
かぶと塚公園 グラウンド	管理人室	床補修用クッションフロア他	2,206
	グラウンド	補充用サバ土 2.58t	11,352
磐田 城山球場	グラウンド	ベース塗装用ラッカースプレー	1,494
	グラウンド	ベース塗装用ラッカースプレー	1,494
	外野ラバーフェンス	補修用テープ	2,178
	外周路	側溝蓋修繕	5,500
	スタンド	観客・選手用トイレ修繕	155,100
	グラウンド	ベース塗装用ラッカースプレー	1,494
	グラウンド	塗料	9,680
	グラウンド	整備用混合黒土 7t	154,000
	グラウンド	ベース塗装用ラッカースプレー	1,494
	スタンド	幟立て用塩ビパイプ他	4,008
	スタンド	応援台修理用合板 14枚	22,120
	スタンド	応援台修理用コースレッド	698
	グラウンド	ベース塗装用ラッカースプレー他	1,654
	ダッグアウト	ベンチ内床ゴムマット他	71,940
	外野ラバーフェンス	補修用テープ(ペタックス25m×5)	66,000
	グラウンド	ベース塗装用ラッカースプレー	1,494
	グラウンド	ソードカッターレンタル料	22,000
	スタンド	応援台修理用テープ	497
	グラウンド	ホームベース・Pプレート修繕用木材	2,455
	外野ラバーフェンス	補修用テープ(ペタックス25m×5)	66,000
	外野ラバーフェンス	補修用ゴムスポンジ他	2,861
	外野ラバーフェンス	修理用ボルト	60
	来賓室等各部屋	防災遮光カーテン・レール交換修繕	392,700
	外野ラバーフェンス	フェンス塗装用ラッカースプレー	498

	グラウンド	ベース塗装用ラッカースプレー	2,094	
	スタンド外壁	外壁照明LED交換修繕	22,000	
	グラウンド	ベース塗装用ラッカースプレー	1,494	
	グラウンド	ベース塗装用ラッカースプレー	1,494	
	グラウンド	バッティングゲージキャスター交換	1,960	
	グラウンド	水洗い砂 1m ³	9,680	
	グラウンド	ベース塗装用ラッカースプレー	1,494	
	グラウンド	ベース塗装用ラッカースプレー	996	
	グラウンド	コーチャーズボックス修理用人工芝他	2,438	
	グラウンド	一輪車タイヤ交換 1本	1,580	
	グラウンド	ライグラス 15袋	298,650	
	作業機械	三笠1トンローラ年次点検一式	25,960	
	外周路	側溝蓋修繕 コンクリト40・グレーチング63	558,250	
	グラウンド	水洗い砂 1m ³	9,680	
	外野ラバーフェンス	フェンスカバー用結束バンド	1,296	
	観覧席	通路修繕用モルタル	598	
	観覧席	通路修繕用ステンレスコテ	575	
	グラウンド	吸水砂(アクシスプロ)	48,400	
	車両	アクティトラック(5174)車検	46,607	
	観覧席	階段タイル 30枚	4,400	
	グラウンド	水洗い砂 0.5m ³	4,840	
	グラウンド	整備用混合黒土 7m ³	156,200	
兎山公園 野球場	グラウンド	BSO表示盤×2 設置	489,940	
	バックネット裏	BSO設置電気設備工事	91,300	
	センター裏	BSO設置電気設備工事	495,000	
	管理室	西面ブラインド交換	10,428	
	グラウンド	整備用土(サバ土2.44t)	10,736	
東大久保 運動公園 テニスコート	防風ネット	修理用ナイロン糸	932	
	コート	オムニコート用珪砂30袋	66,000	
	場内照明灯	不点修繕	60,500	
東大久保 運動公園 グラウンド	グラウンド	整備用サバ土 2.5t購入	11,528	
	グラウンド進入路	給水管漏水修繕	146,300	
	トイレ	不良照明灯交換修繕	35,200	
	グラウンド	整備用サバ土 2.64t購入	11,616	
磐田天竜川 グラウンド	簡易トイレ	給水タンク漏水修繕用テープ	765	
	グラウンド	整備用サバ土 4t購入	61,551	
豊岡天竜川 グラウンド	看板	修理用コースレッド	398	
豊岡体育館	体育館	階段滑り止め補修用接着剤	498	
	体育館	玄関ホール照明器具改修	234,300	
	体育館	卓球ネット補修用材料	220	
	体育館	卓球ネット補修用ひも	476	
	体育館	卓球ネット補修用ひも	316	
	車両	ホンダアクティ(1401)車検	65,461	
	体育館	キュービクル内開閉器交換修繕	149,600	
	体育館	シャワー修繕用材料	854	
	作業機械	飛石による車両修繕料1/2	200,000	
	作業機械	飛石による車両修繕料2/2	401,788	
	車両	ホンダアクティ(5109)1年点検	25,740	
	駐車場	砕石24m ³	3,432	
	器具庫	照明改修2基	70,000	
	豊岡荘跡地	東側フェンス改修工事	359,700	
	体育館	非常灯改修工事	117,700	
	体育館	階段床改修工事	616,000	
	体育館	屋外トイレ洗面所水漏れ修繕部品	456	
	作業機械	乗用草刈機点検・部品交換	90,805	
豊岡野球場	グラウンド	整備用重機燃料(軽油)	2,538	
	グラウンド	整備用掘削機レンタル料	37,070	
	グラウンド	整備用ソーダカッターレンタル料	70,400	
	グラウンド	整備用混合黒土7m ³ 購入	154,000	
	放送室	放送機器交換修繕	283,800	
	グラウンド	整備用混合黒土7m ³ 購入	156,200	
豊岡 テニスコート	防球ネット	ネット補修用ロープ	398	
	防球ネット	ネット固定用ボルト・ロープ	338	
	分電盤	不良タイマー取替修繕	18,700	
豊岡 ふれあいの森	四阿	床補修用コンクリート	548	
	備品	磐田市総合体育館 トランポリン修繕	7,700	市対応

磐田市 総合体育館	照明	磐田市総合体育館エントランス高天井照明器具修繕	495,000	市対応
	照明	磐田市総合体育館1階廊下照明器具修繕	368,500	市対応
	照明	磐田市陸上競技場スポットライト修繕	427,900	市対応
磐田弓道場	照明	磐田弓道場スポットライト修繕	495,000	市対応
	照明	磐田弓道場屋内照明器具修繕	495,000	市対応
磐田卓球場	施設設備	磐田卓球場(ラリーナ)軒天修繕	209,000	市対応
磐田アーチェリー場	施設設備	磐田アーチェリー場防矢ネットワイヤー修繕	198,000	市対応
竜洋体育センター	施設設備	竜洋体育センター 太陽光発電計測表示システムUPSバッテリー交換修繕	23,100	市対応
	消防設備	竜洋体育センター 消防設備修繕	12,100	市対応
	照明	磐田市竜洋体育センター 駐輪場東外灯不点修繕	99,000	市対応
	照明	磐田市竜洋体育センター 体育館南外灯不点修繕	99,000	市対応
磐田城山球場	施設設備	磐田城山球場三塁側防球ネット設置工事	5,819,000	市対応
豊田野球場	施設設備	豊田野球場駐車場側点状ブロック修繕	472,500	市対応
	トイレ	豊田野球場男子トイレ大便器水漏れ修繕	15,400	市対応
	施設設備	豊田野球場表示設備リレー修繕	99,000	市対応
	施設設備	豊田野球場BSO点灯タイマー修繕	81,400	市対応
東大久保運動公園テニスコート	トイレ	東大久保運動公園トイレ目隠しフェンス修繕	308,000	市対応

修繕費の実績

■元年度

施設名	修繕箇所	内 容	経 費
かぶと塚公園	遊具	修繕用金具・塗料	6,067
	遊具	修繕用金具・塗料	4,565
	遊具	修繕用ルータービット・塗料	4,696
	街路灯	ポール鉄蓋交換（2ヶ所）	56,160
	遊水池	注意看板作成	58,300
	遊水池	集水枡修繕用コンクリートカッタ	3,720
	第2駐車場	区画線修理	107,800
			241,308

■2年度

施設名	修繕箇所	内 容	経 費
かぶと塚公園	公園ベンチ	修繕用塗料	6,560
	遊具公園南トイレ	雑排水系統排水不良修繕	29,700
	園内川流れ	浚渫・清掃	220,000
	遊具	修繕用資機材	6,872
	園内水飲み場	水道蛇口交換材料	1,601
	遊具公園南トイレ	多目的トイレ給水管漏水修繕	74,800
	駐車場	側溝蓋	1,380
			340,913

■3年度

施設名	修繕箇所	内 容	経 費
かぶと塚公園	公園川流れ・池	浚渫・清掃	715,000
	複合遊具	金具修繕	46,200
	遊具広場南便所	男子小便器センサー修繕	19,800
	太陽光時計	バッテリー交換	10,403
	グラウンド横手洗い場	排水管修繕 パイプ	6,142
	グラウンド横園路	排水管の上部園路路盤剤	1,788
	グラウンド横園路	園路修繕用セメント	1,408
	複合遊具	クライムネット交換修繕	298,100
	園路街灯	タイマー交換修繕	26,400
			1,125,241

修繕費の実績

■元年度

施設名	修繕箇所	内 容	経 費
兎山公園	下公園トイレ	男子大便器給水管修繕	12,960
	下公園トイレ	男女洗面所給水管他修繕	90,200
	駐車場	区画線用塗料他	11,300
	駐車場	区画線用塗料他	2,948
	遊具広場	ベンチかすがい・補修木材	3,113
			120,521

■2年度

施設名	修繕箇所	内 容	経 費
兎山公園	公園上駐車場	園内全体の埋水給水管漏水修繕	171,600
	公園下トイレ	女子トイレ洗面所排水管交換修繕	7,321
	運動広場	手洗い場二口水栓取替修繕	6,244
			185,165

■3年度

施設名	修繕箇所	内 容	経 費
兎山公園	公園歩道	公園歩道修理用レンガ補修	3,776
	バスケットゴール	ゴール板交換・全体塗装修繕	143,000
	四阿	四阿修理木材代	877
	遊具広場内時計	電波時計交換修繕	225,500
	地下水用水分電盤	分電盤内タイマー交換修繕	29,700
	うさぎのモニュメント	塗装用塗料	498
	公園下トイレ	男子小便器センサー修繕	12,320
	公園上トイレ	男子トイレ洗面所照明交換修繕 (1)	24,200
			439,871

修繕費の実績

■元年度

東大久保運動公園	駐車場	車止め交換	43,200
			43,200

■2年度 ※修繕なし

■3年度 ※修繕なし

施設・設備の維持管理・保守点検業務の実施状況(業者委託分)

施設名	業務名	業務の内容	実施日又は回数	金額		
				令和元年度	令和2年度	令和3年度
磐田市総合体育館	設備保守	館内特別清掃(含窓ガラス)	3回	698,540	704,000	704,000
		自家用電気工作物保守点検	13回	222,360	224,400	224,400
		警備保障(防犯・火災監視)	通年	340,080	323,200	323,200
		消防設備保守点検	2回	206,800	209,000	209,000
		トレーニング機器保守(カワイ)	1回	103,550	52,250	52,250
		トレーニング機器保守(セノー)	2回	525,000	528,000	528,000
		移動式バスケットゴール保守	1回			
		トイレ尿石除去・脱臭剤保守	12回	126,876	126,060	126,060
		空調設備保守	2回	545,830	550,000	550,000
		エレベーター法定点検	1回	49,500	69,960	71,280
		エレベーター保守点検	6回	300,840	303,600	303,600
		自動ドア保守点検	2回	30,240	30,800	30,800
		音響設備保守点検	1回	162,000	165,000	165,000
		特殊建築設備定期点検	毎年1回	135,740	135,740	135,740
		特殊建築物定期点検	隔年1回	196,900		196,900
		特殊建築防火扉定期点検	毎年1回	330,000	330,000	330,000
		券売機保守点検	1回	78,480	79,200	79,200
		清掃用具保守	毎月		143,000	143,000
	廃棄物処理	一般廃棄物処理	週2回	104,640	132,000	132,000
		蛍光管処理	1回	42,120	73,480	73,480
磐田市陸上競技場	設備保守	芝生管理(エアレーション)	2回	594,000	605,000	605,000
		芝生管理(目土かけ)				
		芝生管理(オーバーシード)	1回	517,000	517,000	517,000
		電子機器等保守点検	1回	163,680	163,680	163,680
		一般機器保守点検	1回	182,600	182,600	182,600
		券売機保守点検	1回	52,320	52,800	52,800
磐田弓道場	設備保守	浄化槽法定検査	1回	6,500	6,500	6,500
		浄化槽点検	3回	51,560	11,550	11,550
		浄化槽清掃	1回		40,150	40,150
		的張り・日常清掃・安土管理	毎日	300,000	300,000	300,000
磐田城山球場	設備保守	警備保障(休場日・閉場時間)	通年	287,760	290,400	290,400
		自家用電気工作物保守点検	13回	196,200	198,000	198,000
		消防設備保守点検	2回	140,400	143,000	143,000
		電光スコアボード保守点検	1回	459,000	467,500	467,500
		芝生管理(エアレーション)	1回	467,500	467,500	467,500
		芝生管理(目土かけ)				
		特殊建築設備定期点検	1回	96,580	96,580	96,580
		特殊建築物定期点検	1回(隔年)	150,700	—	150,700
兎山公園野球場	その他	仮設トイレ汲み取り	4回	46,290	52,800	39,600
		野球場周囲草刈作業	1回	50,000	50,000	50,000
		野球場周囲草刈作業	2回	100,000	100,000	100,000
東大久保テニスコート	設備保守	電気工作物保守点検	13回	91,560	92,400	92,400
		トイレ清掃	2回/週	—	—	314,160
かぶと塚公園	流れ浚渫清掃	流れ・池清掃	1回	702,000	220,000	—
		流れ浚渫清掃(隔年実施)	隔年1回	18,480	—	715,000
	遊具点検	遊具保守点検	2回	3,300	49,500	33,000
		砂場大腸菌検査	1回	—	3,300	3,300
兎山公園	トイレ清掃	トイレ清掃	3回/週	—	—	686,400
		遊具点検	遊具保守点検	5/7・9/10・1/9	18,480	—
		遊具点検	遊具保守点検	5/7・9/10・1/9	18,480	—
		浄化槽法定検査	浄化槽法定検査	8/9	18,800	19,000
		浄化槽点検(上)	浄化槽点検(上)	3回	—	13,200
		浄化槽点検(下)	浄化槽点検(下)	12回	—	92,400
		トイレ点検 清掃	浄化槽清掃(下)	12回	672,848	38,940
		トイレ点検 清掃	浄化槽清掃(上)	3回		530,090
		砂場大腸菌検査	砂場大腸菌検査	2/26	3,300	3,300
豊岡体育館	設備保守	仮設トイレ汲み取り	3回	—	—	39,600
		トイレ清掃	2回/週	—	—	533,280
		トイレ清掃	毎日	259,452	241,682	239,901
		特別清掃	2回	490,600	495,000	495,000
		清掃用具保守	毎月	95,186	89,496	89,496
		自家用電気工作物保守点検	7回	210,588	212,520	212,520
		消防設備総合点検・機器点検	各1回	235,100	236,500	236,500
		警備保障	通年	452,568	456,720	456,720
		総合センター受付・除草	毎日・適宜	2,146,651	—	—
		空調設備保守	1回	77,000	77,000	77,000
		自動ドア保守点検	1回	49,050	49,500	49,500

		浄化槽点検	12回	169,560	171,600	171,600
		浄化槽清掃	1回	507,600	517,000	517,000
		浄化槽法定検査	2/5	15,000	15,000	15,000
		特定建築設備定期点検報告	毎年1回	231,000	231,000	231,000
		特定建築物定期点検報告	隔年実施	209,000	—	209,000
豊岡野球場	設備保守	自家用電気工作物保守点検	7回	172,656	174,240	183,480
		消防設備総合点検・機器点検	各1回	29,500	29,700	29,700
		芝生管理（エアレーション・目土整備）	1回	399,600	407,000	407,000
豊岡 ふれあいの森	設備保守	浄化槽点検	4回	10,800	11,000	11,000
		浄化槽清掃	1回	57,240	58,300	58,300
		浄化槽法定検査	1回	9,500	9,500	9,500
磐田天竜川 グラウンド	その他	グラウンド除草・整備	毎月	600,000	600,000	600,000
		仮設トイレ汲み取り	5回	78,600	52,800	59,400
		仮設トイレ汲み取り(増水時)	2回	45,360	33,000	33,000
		トイレ清掃	1回/週	—	—	189,000
豊岡天竜川 グラウンド	その他	グラウンド除草・整備	毎月	300,000	—	—
		仮設トイレ汲み取り	1回	11,290	12,220	—
		仮設トイレ汲み取り(増水時)	1回	10,190	6,950	6,670
		トイレ清掃	1回/週	—	—	75,000
磐田卓球場	設備保守	機械警備保障業務委託	通年	261,600	264,000	264,000
		自動ドア保守点検業務委託	2回	78,400	79,200	79,200
		消防設備機器点検	2回	21,612	21,780	21,780
		空調設備保守点検業務委託	2回	401,500	374,000	407,000
	その他	特別清掃業務委託	2回	137,500	218,900	218,900
		モップ・マット借上	通年	161,652	163,020	163,020
竜洋体育センター	設備保守	警備業務委託	通年	183,120	184,800	184,800
		自動ドア保守点検業務委託	2か所×2回	74,120	74,800	74,800
		消防用設備点検業務委託	2回	478,180	484,220	428,340
	その他	モップ賃貸借契約	通年	83,712	91,520	91,520
		複合機賃貸借契約	通年	14,388	14,520	14,520
		複合機使用料	通年	7,008.5	41,435	44,514
		特別清掃業務委託	2回	494,860	495,000	495,000
		インターネット接続料	通年	88,293	89,100	89,100
		電話回線使用料	通年	99,869	100,678	110,538
		周囲整備(剪定・刈込)作業	2回	198,005	210,100	212,300

委託業務実績

■令和元年度

かぶと塚公園

業務名	業務内容	実施日	金額(円)
流れ浚渫清掃	流れ浚渫、清掃	2年1回	702,000
遊具点検	保守点検及び保守作業	年3回(5、9、1月)	18,480
大腸菌検査	砂場の大腸菌検査	年1回	3,300

723,780

■令和2年度

かぶと塚公園

業務名	業務内容	実施日	金額(円)
遊具点検	保守点検及び保守作業	年2回	49,500
大腸菌検査	砂場の大腸菌検査	年1回	3,300

52,800

■令和3年度

かぶと塚公園

業務名	業務内容	実施日	金額(円)
遊具点検	保守点検及び保守作業	年2回	33,000
大腸菌検査	砂場の大腸菌検査	年1回	3,300
トイレ清掃	清掃	週3回	686,400

722,700

委託業務実績

■令和元年度

兎山公園

業務名	業務内容	実施日	金額(円)
遊具点検	保守点検及び保守作業	年3回	18,480
浄化槽法定検査	浄化槽法定点検	年1回	18,800
トイレ点検 清掃	浄化槽点検清掃(上)	年3回	672,848
	浄化槽点検清掃(下)	月1回	
大腸菌検査	砂場の大腸菌検査	年1回	3,300

713,428

■令和2年度

兎山公園

業務名	業務内容	実施日	金額(円)
遊具点検	保守点検及び保守作業	年2回	0
浄化槽法定検査	浄化槽法定点検	年1回	19,000
トイレ点検 清掃	浄化槽点検清掃(上)	年3回	52,140
	浄化槽点検清掃(下)	月1回	622,490
大腸菌検査	砂場の大腸菌検査	年1回	3,300

696,930

■令和3年度

兎山公園

業務名	業務内容	実施日	金額(円)
遊具点検	保守点検及び保守作業	年2回	33,000
浄化槽法定検査	浄化槽法定点検	年1回	19,000
トイレ点検 清掃	浄化槽点検清掃(上)	年3回	52,140
	浄化槽点検清掃(下)	月1回	622,490
	仮設トイレ汲取り	年3回	39,600
	トイレ清掃	週2回	533,280
大腸菌検査	砂場の大腸菌検査	年1回	3,300

1,302,810

光熱水費実績

施設名	年度	水道	ガス	電気	合計
磐田市総合体育館	令和元年度	0	307,906	6,572,495	6,880,401
	令和2年度	0	203,566	6,033,833	6,237,399
	令和3年度	0	251,569	6,768,744	7,020,313
磐田市陸上競技場	令和元年度	0	0	290,720	290,720
	令和2年度	0	0	282,297	282,297
	令和3年度	0	0	272,065	272,065
磐田弓道場	令和元年度	0	0	663,277	663,277
	令和2年度	0	0	585,194	585,194
	令和3年度	0	0	627,510	627,510
磐田かぶと塚公園グラウンド	令和元年度	0	0	0	0
	令和2年度	0	0	0	0
	令和3年度	0	0	0	0
磐田卓球場	令和元年度	12,862	0	1,976,919	1,989,781
	令和2年度	13,312	0	1,791,078	1,804,390
	令和3年度	43,165	0	1,898,112	1,941,277
磐田アーチェリー場	令和元年度	0	0	0	0
	令和2年度	0	0	0	0
	令和3年度	0	0	0	0
磐田市竜洋体育センター	令和元年度	106,161	0	1,262,196	1,368,357
	令和2年度	101,276	0	1,341,022	1,442,298
	令和3年度	106,578	0	1,277,481	1,384,059
磐田城山球場	令和元年度	705,460	15,277	2,920,820	3,641,557
	令和2年度	665,702	16,786	2,686,106	3,368,594
	令和3年度	672,183	21,162	2,784,184	3,477,529
豊田野球場	令和元年度	138,345	0	153,641	291,986
	令和2年度	131,502	0	132,317	263,819
	令和3年度	130,754	0	128,369	259,123
磐田兎山公園野球場	令和元年度	0	0	0	0
	令和2年度	0	0	0	0
	令和3年度	0	0	0	0
磐田相撲場	令和元年度	21,636	0	27,212	48,848
	令和2年度	21,900	0	24,168	46,068
	令和3年度	21,900	0	23,943	45,843
磐田東大久保運動公園テニスコート	令和元年度	0	0	1,049,596	1,049,596
	令和2年度	0	0	986,731	986,731
	令和3年度	0	0	1,060,149	1,060,149
磐田東大久保運動公園グラウンド	令和元年度	265,772	0	0	265,772
	令和2年度	405,323	0	0	405,323
	令和3年度	551,905	0	0	551,905
磐田市豊岡体育館	令和元年度	193,279	0	2,209,671	2,402,950
	令和2年度	195,410	0	1,968,157	2,163,567

施設名	年度	水道	ガス	電気	合計
	令和3年度	188,618	0	2,181,861	2,370,479
磐田市豊岡野球場	令和元年度	274,815	0	1,869,190	2,144,005
	令和2年度	271,596	0	1,533,308	1,804,904
	令和3年度	298,066	0	1,498,008	1,796,074
磐田市豊岡テニスコート	令和元年度	0	0	460,848	460,848
	令和2年度	0	0	443,901	443,901
	令和3年度	0	0	465,702	465,702
磐田市豊岡多目的運動場	令和元年度	24,748	0	0	24,748
	令和2年度	14,300	0	0	14,300
	令和3年度	13,860	0	0	13,860
磐田市豊岡憩いの広場	令和元年度	0	0	0	0
	令和2年度	0	0	0	0
	令和3年度	0	0	0	0
磐田市豊岡グリーンボウル場	令和元年度	0	0	0	0
	令和2年度	0	0	0	0
	令和3年度	0	0	0	0
磐田市豊岡ふれあいの森	令和元年度	12,388	0	5,341	17,729
	令和2年度	12,100	0	4,085	16,185
	令和3年度	11,220	0	3,760	14,980
磐田天竜川グラウンド	令和元年度	0	0	0	0
	令和2年度	0	0	0	0
	令和3年度	0	0	0	0
豊岡天竜川グラウンド	令和元年度	0	0	0	0
	令和2年度	0	0	0	0
	令和3年度	0	0	0	0
かぶと塚公園	令和元年度	1,951,979	0	235,096	2,187,075
	令和2年度	1,599,260	0	209,379	1,808,639
	令和3年度	1,667,724	0	232,048	1,899,772
兎山公園	令和元年度	252,620	0	355,935	608,555
	令和2年度	240,794	0	343,607	584,401
	令和3年度	218,526	0	381,755	600,281
東大久保運動公園	令和元年度	0	0	0	0
	令和2年度	0	0	0	0
	令和3年度	0	0	0	0

備品番号	物品番号	品名	規格	所在場所
3848	1002012	ソファ	窓用ソファ	総合体育館
3850	1002012	ソファ	窓用ソファ	総合体育館
3851	1002012	ソファ	窓用ソファ	総合体育館
3852	1002014	長イス	市民ホール LOTUS-3B-V 3連椅子	総合体育館
3855	1002014	長イス	市民ホール LOTUS-3B-V 3連椅子	総合体育館
3872	1004002	本棚	ITO 整理棚 1,750×400×880	総合体育館
45014	1023099	その他体育器具類	アウトサイド・キンボール KIN-401	総合体育館
45015	1023099	その他体育器具類	スプリットトレーニングマシン SPK-6 (田原トレーニングルーム)	総合体育館
45016	1023099	その他体育器具類	ディスクゲッター9 DGT-TAG-HER-009 BLUE	総合体育館
45019	1023099	その他体育器具類	キンボール	総合体育館
45020	1023099	その他体育器具類	スプリットトレーニングマシン SPK-6 (田原トレーニングルーム)	総合体育館
45023	1023099	その他体育器具類	アウトサイド・キンボール KIN-401	総合体育館
45024	1023099	その他体育器具類	キンボールコンペセット	総合体育館
45025	1023099	その他体育器具類	ディスクゲッター9 24LA-6330	総合体育館
45775	1005099	その他箱類	ブルハントケース SKB2218PR(豊田グラウンド)	総合体育館
46132	1023099	その他体育器具類	デジタル体重計 TR-150(トレーニング室)	総合体育館
46615	1001001	OAデスク	PS-NK127T(総合体育館)	総合体育館
46616	1001009	その他机	センターテーブル78型389-7891(総合体育館)	総合体育館
46617	1001016	両袖机	両袖机(総合体育館)	総合体育館
46618	1001016	両袖机	両袖机(総合体育館)	総合体育館
46619	1001016	両袖机	両袖机(総合体育館)	総合体育館
46620	1001016	両袖机	両袖机(総合体育館)	総合体育館
46621	1002011	応接用イス	W830*D775*H715 1-387-4020	総合体育館
46622	1002011	応接用イス	W830*D775*H715 1-387-4020	総合体育館
46625	1002014	長イス	ロビーチェアウチダ384-1332(市民プール)	総合体育館
46627	1002014	長イス	ロビーチェアウチダ384-1332(市民プール)	総合体育館
46630	1002014	長イス	ロビーチェアU-785 389-7851グレー(総合体	総合体育館
46631	1002014	長イス	ロビーチェアU-785 389-7851グレー(総合体	総合体育館
46632	1002014	長イス	ロビーチェアUN-941 389-9411グレー(総合	総合体育館
46633	1002014	長イス	ロビーチェアU-785 389-7851グレー(総合体	総合体育館
46634	1002014	長イス	ロビーチェアU-783 389-7831グレー(総合体	総合体育館
46635	1002014	長イス	ロビーチェアU-781 389-7811グレー(総合体	総合体育館
46637	1002014	長イス	ロビーチェアU-781 389-7811グレー(総合体	総合体育館
46639	1002020	ベンチ	フラットベンチ(総合体育館)	総合体育館
46640	1002020	ベンチ	ウチダ1770×480×390(市民プール)	総合体育館
46643	1002020	ベンチ	ウチダ1770×480×390(市民プール)	総合体育館
46645	1002020	ベンチ	ウチダ1770×480×390(市民プール)	総合体育館
46648	1002020	ベンチ	GALAXYシットアップベンチ TG-027(総合体育館)	総合体育館
46652	1003001	演台	コクヨWA-21N 900×445×1030	総合体育館
46653	1003002	記載台	3511-2111両面A型(総合体育館)	総合体育館
46654	1003010	テレビ台	VB-1000DX(総合体育館)	総合体育館
46656	1003014	舞台	SV-2418型(総合体育館)	総合体育館
46657	1003014	舞台	SV-2418型(総合体育館)	総合体育館
46658	1003014	舞台	SV-2418型(総合体育館)	総合体育館
46659	1003014	舞台	SV-2418型(総合体育館)	総合体育館
46660	1003014	舞台	SV-2418型(総合体育館)	総合体育館
46661	1003014	舞台	SV-2418型(総合体育館)	総合体育館
46662	1003014	舞台	SV-2418型(総合体育館)	総合体育館
46663	1003014	舞台	SV-2418型(総合体育館)	総合体育館
46667	1003021	カウンター	ハイカウンターCNK-129(総合体育館)	総合体育館
46668	1003021	カウンター	ハイカウンターCNK-129(総合体育館)	総合体育館
46669	1003021	カウンター	パルスカウンター(総合体育館)	総合体育館
46670	1003021	カウンター	ローカウンターCNK-127(総合体育館)	総合体育館
46671	1003021	カウンター	ローカウンター(コーナー)CNK-687C(総合	総合体育館
46672	1003021	カウンター	パルスカウンター(総合体育館)	総合体育館
46673	1003023	コーナーテーブル	78-A型 389-7892(総合体育館)	総合体育館
46674	1003023	コーナーテーブル	78-B型 389-7893(総合体育館)	総合体育館
46680	1003098	その他台	ポールバー整理台(総合体育館)	総合体育館
46681	1003098	その他台	ポールバー整理台(総合体育館)	総合体育館
46682	1003098	その他台	ポールバー整理台(総合体育館)	総合体育館
46684	1003098	その他台	ポールバー整理台(総合体育館)	総合体育館
46687	1003099	その他テーブル	W1400*D600*H380 CN-N290T1	総合体育館
46688	1003099	その他テーブル	W1400*D600*H380 CN-M290T1	総合体育館
46689	1004003	陳列戸棚	物品棚W-7660-4(総合体育館)	総合体育館

備品番号	物品番号	品名	規格	所在場所
46690	1004003	陳列戸棚	物品棚W-7660-4(総合体育館)	総合体育館
46691	1004003	陳列戸棚	ガラスケース W1200 D455 H1235	総合体育館
46692	1004003	陳列戸棚	物品棚W-7660-4(総合体育館)	総合体育館
46693	1004003	陳列戸棚	ガラスケース W1200 D455 H1235	総合体育館
46698	1004099	その他戸棚	食器戸棚 BKW-10 Cチェリ(総合体育館)	総合体育館
46699	1004099	その他戸棚	セットバーヘルラック TG-050R(総合体育館)	総合体育館
46700	1004099	その他戸棚	セットダンベルラック TG-055R(総合体育館)	総合体育館
46701	1005001	書庫	深型書庫6350DP(総合体育館)	総合体育館
46702	1005001	書庫	金属製引戸式書庫ITO JIS4号タイプ(総合体	総合体育館
46703	1005001	書庫	深型書庫6355DP(総合体育館)	総合体育館
46704	1005001	書庫	金属製引戸式書庫 コク36×3型引違書庫(総合	総合体育館
46705	1005002	金庫	重量75kg 内容積35ℓ(総合体育館)	総合体育館
46706	1005003	キャビネット	ウチダ307-1515 B5-5段(総合体育館)	総合体育館
46707	1005003	キャビネット	内田307-1515 寸法348×620×1400(総合体	総合体育館
46708	1005003	キャビネット	内田307-1515 寸法348×620×1400(総合体	総合体育館
46709	1005003	キャビネット	ウチダ307-1515 B5-5段(総合体育館)	総合体育館
46710	1005003	キャビネット	内田307-1515 寸法348×620×1400(総合体	総合体育館
46711	1005003	キャビネット	ウチダ307-1515 B5-5段(総合体育館)	総合体育館
46712	1005003	キャビネット	ITO FR-G 1132BP(総合体育館)	総合体育館
46713	1005003	キャビネット	ウチダ307-1515 B5-5段(総合体育館)	総合体育館
46714	1005003	キャビネット	ウチダ307-1515 B5-5段(総合体育館)	総合体育館
46715	1005005	下駄箱	シューズボックスSX-D44(総合体育館)	総合体育館
46716	1005005	下駄箱	シューズボックスSX-D44(総合体育館)	総合体育館
46717	1005009	ロッカー	コインロッカーDC-2510	総合体育館
46718	1005009	ロッカー	コインロッカーDC-2510	総合体育館
46719	1005009	ロッカー	コインロッカーDC-2510	総合体育館
46720	1005009	ロッカー	コインロッカーDC-2510	総合体育館
46721	1005009	ロッカー	コインロッカーDC-2510	総合体育館
46722	1005009	ロッカー	コインロッカーDC-2510	総合体育館
46723	1005009	ロッカー	コインロッカーDC-2510	総合体育館
46724	1005009	ロッカー	コインロッカーDC-2510	総合体育館
46725	1005009	ロッカー	コインロッカーDC-2510	総合体育館
46726	1005009	ロッカー	コインロッカーDC-2510	総合体育館
46727	1005009	ロッカー	コインロッカーDC-2510	総合体育館
46728	1005009	ロッカー	コインロッカーDC-2510	総合体育館
46729	1005009	ロッカー	コインロッカーDC-2510	総合体育館
46730	1005009	ロッカー	コインロッカーDC-2510	総合体育館
46731	1005009	ロッカー	コインロッカーDC-2510	総合体育館
46732	1005009	ロッカー	コインロッカーDC-2510	総合体育館
46733	1005009	ロッカー	コインロッカーDC-2510	総合体育館
46734	1005009	ロッカー	コインロッカーDC-2510	総合体育館
46735	1005009	ロッカー	コインロッカーDC-2510	総合体育館
46744	1005009	ロッカー	コインロッカーDC-2510	総合体育館
46745	1005009	ロッカー	コインロッカーDC-2510	総合体育館
46746	1005009	ロッカー	コインロッカーDC-2510	総合体育館
46747	1005009	ロッカー	コインロッカーDC-2510	総合体育館
46748	1005009	ロッカー	コインロッカーDC-2510	総合体育館
46749	1005009	ロッカー	コインロッカーDC-2510	総合体育館
46750	1005009	ロッカー	コインロッカーDC-2510	総合体育館
46751	1005009	ロッカー	コインロッカーDC-2510	総合体育館
46752	1005009	ロッカー	コインロッカーDC-2510	総合体育館
46753	1005009	ロッカー	コインロッカーDC-2510	総合体育館
46754	1005009	ロッカー	コインロッカーDC-2510	総合体育館
46755	1005009	ロッカー	FL-G2W(総合体育館)	総合体育館
46756	1005009	ロッカー	コインロッカーDC-2510	総合体育館
46757	1005009	ロッカー	コインロッカーDC-2510	総合体育館
46758	1005009	ロッカー	コインロッカーDC-2510	総合体育館
46759	1005099	その他箱類	大型ショーカーAITO OSD416連(総合体育館)	総合体育館
46760	1005099	その他箱類	大型ショーカーAITO OSD416(総合体育館)	総合体育館
46761	1005099	その他箱類	プラントボックス 78型389-7894(総合体育館)	総合体育館
46762	1006099	その他時計	アウトドアタイマー モルテンOT20N(総合体育館)	総合体育館
46763	1006099	その他時計	ショットクロック モルテンBBSC(総合体育館)	総合体育館
46764	1006099	その他時計	ショットクロック モルテンBBSC(総合体育館)	総合体育館
46765	1006099	その他時計	アウトドアタイマー モルテンOT20N(総合体育館)	総合体育館

備品番号	物品番号	品名	規格	所在場所
46774	1009003	身長計	デジタル身長計TK1 1228(総合体育館)	総合体育館
46776	1011005	裁断機	ウチタ断裁機SC-30型(総合体育館)	総合体育館
46786	1013003	アンプ	WA-935	総合体育館
46788	1013003	アンプ	ナショナルワイレスアンプWX-802AC46(総合体育館)	総合体育館
46792	1013016	スピーカー	201VM(総合体育館)	総合体育館
46793	1013016	スピーカー	201VM(総合体育館)	総合体育館
46795	1013019	掃除機	MC-G320(総合体育館)	総合体育館
46797	1013020	テープレコーダー	カセットデッキRS-TR355(総合体育館)	総合体育館
46798	1013026	メガホン	メガホン(総合体育館)	総合体育館
46800	1013030	ビデオデッキ	BS-900(総合体育館)	総合体育館
46804	1013037	放送装置	非常・業務兼用ラック型防災アンプ(総合体育館)	総合体育館
46805	1013099	その他電気器具	マッサージ器 EP578-H	総合体育館
46813	1017005	黒板	脚付ボード3×6型(総合体育館)	総合体育館
46814	1017006	ホワイトボード	ITO W1500 H900	総合体育館
46815	1017006	ホワイトボード	HT-34F(総合体育館)	総合体育館
46816	1017006	ホワイトボード	ホワイトボード ホーロー(総合体育館)	総合体育館
46818	1017008	衝立	ローバーテーションSK1508(総合体育館)	総合体育館
46819	1017008	衝立	ローバーテーションSK1508(総合体育館)	総合体育館
46820	1017008	衝立	ローバーテーションSK1508(総合体育館)	総合体育館
46821	1017099	その他室内用具類	モップラックコンドルハンガーGM(総合体育館)	総合体育館
46824	1017099	その他室内用具類	三菱ウォータークーラー 三菱WP52A2(総合体育館)	総合体育館
46826	1017099	その他室内用具類	モップラックコンドルハンガーGM(総合体育館)	総合体育館
46827	1017099	その他室内用具類	三菱ウォータークーラー 三菱WP52A2(総合体育館)	総合体育館
46828	1017099	その他室内用具類	モップラックコンドルハンガーGM(総合体育館)	総合体育館
46829	1017099	その他室内用具類	モップラックコンドルハンガーGM(総合体育館)	総合体育館
46832	1023003	支柱	ハレボール支柱12段式ネット巻器付(総合体育館)	総合体育館
46833	1023003	支柱	ハレボール支柱 セノ(総合体育館)	総合体育館
46834	1023003	支柱	ハレボール支柱12段式ネット巻器付床下300mm(総	総合体育館
46835	1023003	支柱	移動式支柱 トウエイトB-Q25(総合体育館)	総合体育館
46836	1023003	支柱	ソフトハレボール支柱 トウエイトB-5130(総合体育	総合体育館
46839	1023003	支柱	ハレボール支柱12段式ネット巻器付床下300mm(総	総合体育館
46841	1023003	支柱	ハレボール支柱12段式ネット巻器付床下300mm(総	総合体育館
46842	1023003	支柱	ハレボール支柱12段式ネット巻器付床下300mm(総	総合体育館
46845	1023004	審判台	ハレボール審判台 多種目兼用型(総合体育館)	総合体育館
46848	1023004	審判台	卓球用審判台 JS-303折畳式レザー張(総合体	総合体育館
46849	1023004	審判台	卓球用審判台 JS-303折畳式レザー張(総合体	総合体育館
46850	1023004	審判台	ハレボール審判台 高さハンドル調節式(総合体育	総合体育館
46851	1023004	審判台	卓球用審判台 JS-303折畳式レザー張(総合体	総合体育館
46852	1023004	審判台	卓球用審判台 JS-303折畳式レザー張(総合体	総合体育館
46855	1023004	審判台	卓球用審判台 JS-303折畳式レザー張(総合体	総合体育館
46857	1023004	審判台	卓球用審判台 JS-303折畳式レザー張(総合体	総合体育館
46858	1023004	審判台	ハレボール審判台 多種目兼用型(総合体育館)	総合体育館
46859	1023004	審判台	卓球用審判台 JS-303折畳式レザー張(総合体	総合体育館
46860	1023004	審判台	ハレボール審判台 多種目兼用型(総合体育館)	総合体育館
46861	1023004	審判台	卓球用審判台 JS-303折畳式レザー張(総合体	総合体育館
46862	1023004	審判台	ハレボール審判台 多種目兼用型(総合体育館)	総合体育館
46863	1023004	審判台	卓球用審判台 JS-303折畳式レザー張(総合体	総合体育館
46864	1023004	審判台	卓球用審判台 JS-303折畳式レザー張(総合体	総合体育館
46865	1023004	審判台	卓球用審判台 JS-303折畳式レザー張(総合体	総合体育館
46866	1023004	審判台	卓球用審判台 JS-303折畳式レザー張(総合体	総合体育館
46867	1023004	審判台	卓球用審判台 JS-303折畳式レザー張(総合体	総合体育館
46868	1023004	審判台	卓球用審判台 JS-303折畳式レザー張(総合体	総合体育館
46870	1023004	審判台	卓球用審判台 JS-303折畳式レザー張(総合体	総合体育館
46871	1023004	審判台	卓球用審判台 JS-303折畳式レザー張(総合体	総合体育館
46872	1023004	審判台	卓球用審判台 JS-303折畳式レザー張(総合体	総合体育館
46873	1023004	審判台	卓球用審判台 JS-303折畳式レザー張(総合体	総合体育館
46874	1023004	審判台	卓球用審判台 JS-303折畳式レザー張(総合体	総合体育館
46875	1023004	審判台	卓球用審判台 JS-303折畳式レザー張(総合体	総合体育館
46876	1023005	マット	柔道用ソフトマット S9-11(総合体育館)	総合体育館
46877	1023005	マット	軽量ロングマット 120×600×6(総合体育館)	総合体育館
46879	1023005	マット	柔道用ソフトマット S9-11(総合体育館)	総合体育館
46880	1023005	マット	軽量ロングマット 120×600×6(総合体育館)	総合体育館
46882	1023006	体操用マット	トーエイライトT-2807B	総合体育館
46884	1023007	体力検査装置	デジタルジャンプメーター(総合体育館)	総合体育館

備品番号	物品番号	品名	規格	所在場所
46885	1023008	卓球台	TH-BC(セパレート)キャスター付(総合体	総合体育館
46886	1023008	卓球台	TH-BC(セパレート)キャスター付(総合体	総合体育館
46887	1023008	卓球台	KS520内折式キャスター付グリーン(総合体育館)	総合体育館
46888	1023008	卓球台	ユニバー-TR25C型(総合体育館)	総合体育館
46889	1023008	卓球台	ユニバー-TR25C型(総合体育館)	総合体育館
46890	1023008	卓球台	KF4SWRセパレート型厚20mm(総合体育館)	総合体育館
46891	1023008	卓球台	KC800内折式キャスター付(総合体育館)	総合体育館
46892	1023008	卓球台	KS520内折式キャスター付グリーン(総合体育館)	総合体育館
46893	1023008	卓球台	KS520内折式キャスター付グリーン(総合体育館)	総合体育館
46894	1023008	卓球台	KC800内折式キャスター付(総合体育館)	総合体育館
46895	1023008	卓球台	KS520内折式キャスター付グリーン(総合体育館)	総合体育館
46896	1023008	卓球台	KC800内折式キャスター付(総合体育館)	総合体育館
46897	1023008	卓球台	KC800内折式キャスター付(総合体育館)	総合体育館
46898	1023008	卓球台	KC800内折式キャスター付(総合体育館)	総合体育館
46899	1023008	卓球台	KC800内折式キャスター付(総合体育館)	総合体育館
46900	1023008	卓球台	KC800内折式キャスター付(総合体育館)	総合体育館
46901	1023008	卓球台	KC800内折式キャスター付(総合体育館)	総合体育館
46902	1023008	卓球台	KC800内折式キャスター付(総合体育館)	総合体育館
46903	1023008	卓球台	KC800内折式キャスター付(総合体育館)	総合体育館
46904	1023008	卓球台	KC800内折式キャスター付(総合体育館)	総合体育館
46905	1023008	卓球台	KC800内折式キャスター付(総合体育館)	総合体育館
46906	1023008	卓球台	KC800内折式キャスター付(総合体育館)	総合体育館
46907	1023008	卓球台	KC800内折式キャスター付(総合体育館)	総合体育館
46908	1023008	卓球台	KC800内折式キャスター付(総合体育館)	総合体育館
46909	1023008	卓球台	KC800内折式キャスター付(総合体育館)	総合体育館
46910	1023008	卓球台	KC800内折式キャスター付(総合体育館)	総合体育館
46911	1023008	卓球台	KC800内折式キャスター付(総合体育館)	総合体育館
46912	1023008	卓球台	KC800内折式キャスター付(総合体育館)	総合体育館
46913	1023008	卓球台	KC800内折式キャスター付(総合体育館)	総合体育館
46914	1023008	卓球台	KC800内折式キャスター付(総合体育館)	総合体育館
46915	1023008	卓球台	KC800内折式キャスター付(総合体育館)	総合体育館
46916	1023008	卓球台	KC800内折式キャスター付(総合体育館)	総合体育館
46917	1023008	卓球台	KC800内折式キャスター付(総合体育館)	総合体育館
46918	1023008	卓球台	カワイKS-130(総合体育館)	総合体育館
46919	1023008	卓球台	KC800内折式キャスター付(総合体育館)	総合体育館
46920	1023011	綱引きロープ	38m/m 50m(総合体育館)	総合体育館
46921	1023013	鉄棒	移動式三角鉄棒 セノ-AA3100(総合体育館)	総合体育館
46922	1023013	鉄棒	移動式三角鉄棒 セノ-AA3100(総合体育館)	総合体育館
46923	1023015	得点板	簡易型得点表示装置 モルテンSCSDP(総合体育館)	総合体育館
46924	1023015	得点板	ハレーボール用得点板(総合体育館)	総合体育館
46925	1023015	得点板	ハレーボール用得点板(総合体育館)	総合体育館
46926	1023015	得点板	ハレーボール用得点板(総合体育館)	総合体育館
46927	1023015	得点板	ハレーボール用得点板(総合体育館)	総合体育館
46928	1023015	得点板	柔道用得点板 ES9400(総合体育館)	総合体育館
46929	1023015	得点板	テニス用得点板 木製板アルミ製数字掛替式(総合	総合体育館
46930	1023015	得点板	柔道用得点板 ES9400(総合体育館)	総合体育館
46931	1023015	得点板	簡易型得点表示装置 モルテンSCSDP(総合体育館)	総合体育館
46932	1023015	得点板	テニス用得点板 木製板アルミ製数字掛替式(総合	総合体育館
46933	1023015	得点板	バドミントン用得点板 DS0600両面表示(総合体	総合体育館
46934	1023015	得点板	バドミントン用得点板 DS0600両面表示(総合体	総合体育館
46935	1023015	得点板	バドミントン用得点板 DS0600両面表示(総合体	総合体育館
46936	1023015	得点板	バドミントン用得点板 DS0600両面表示(総合体	総合体育館
46937	1023015	得点板	バドミントン用得点板 DS0600両面表示(総合体	総合体育館
46938	1023015	得点板	バドミントン用得点板 DS0600両面表示(総合体	総合体育館
46939	1023015	得点板	バドミントン用得点板 DS0600両面表示(総合体	総合体育館
46940	1023015	得点板	バドミントン用得点板 DS0600両面表示(総合体	総合体育館
46941	1023015	得点板	テニス用得点板 木製板アルミ製数字掛替式(総合	総合体育館
46942	1023015	得点板	バドミントン用得点板 DS0600両面表示(総合体	総合体育館
46943	1023015	得点板	バドミントン用得点板 DS0600両面表示(総合体	総合体育館
46944	1023015	得点板	バドミントン用得点板 DS0600両面表示(総合体	総合体育館
46945	1023015	得点板	バドミントン用得点板 DS0600両面表示(総合体	総合体育館
46946	1023015	得点板	バドミントン用得点板 DS0600両面表示(総合体	総合体育館
46947	1023016	とび箱	とび箱Y-80 KF-014(総合体育館)	総合体育館
46948	1023016	とび箱	Y100C 80×1000全段ゴム付(総合体育館)	総合体育館

備品番号	物品番号	品名	規格	所在場所
46949	1023016	とび箱	とび箱Y-80 KF-014(総合体育館)	総合体育館
46950	1023017	トランポリン	セノ CB1000(総合体育館)	総合体育館
46951	1023017	トランポリン	CA-2101(総合体育館)	総合体育館
46952	1023017	トランポリン	セノCB1000スポーツマン(総合体育館)	総合体育館
46953	1023017	トランポリン	CA-2101(総合体育館)	総合体育館
46960	1023021	平均台	Y40K木脚低床型カーペット貼(総合体育館)	総合体育館
46961	1023021	平均台	Y40K木脚低床型カーペット貼(総合体育館)	総合体育館
47044	1023029	バスケットゴール	電動油圧折畳昇降式30秒タイマー付(総合体育館)	総合体育館
47045	1023029	バスケットゴール	電動油圧折畳昇降式30秒タイマー付(総合体育館)	総合体育館
47046	1023030	サッカーゴール	フットサル用ゴール セノ-DJ-0611(総合体育館)	総合体育館
47051	1023034	バーベル	セットバーベル TG-050(総合体育館)	総合体育館
47056	1023099	その他体育器具類	反復横とびビーム式(総合体育館)	総合体育館
47057	1023099	その他体育器具類	反復横とびビーム式(総合体育館)	総合体育館
47064	1023099	その他体育器具類	カールストレッチベンチ セノ-BHO30062	総合体育館
47073	1023099	その他体育器具類	ベルトバイブレーター (セノ-BJ0103)	総合体育館
47083	1023099	その他体育器具類	ツイストマシン TS-50 二人用腰掛型・立型	総合体育館
47088	1023099	その他体育器具類	柔道畳一式 196畳(総合体育館)	総合体育館
47089	1023099	その他体育器具類	ディスクゴルフセット サンラッキー(総合体育館)	総合体育館
47090	1023099	その他体育器具類	タスポニー(財)日本レクリエーション協会(総合体育館)	総合体育館
47092	1023099	その他体育器具類	タイムアウト請求器 セノ-DS3120(総合体育館)	総合体育館
47093	1023099	その他体育器具類	大音響ブザー モルテンBHN(総合体育館)	総合体育館
47096	1023099	その他体育器具類	バウンドテニス人工芝コート JBTA公認(総合体育館)	総合体育館
47097	1023099	その他体育器具類	バウンドテニス人工芝コート JBTA公認(総合体育館)	総合体育館
47098	1023099	その他体育器具類	カロリング(総合体育館)	総合体育館
47099	1023099	その他体育器具類	デラックス表示盤 モルテンSCDDP(総合体育館)	総合体育館
47100	1023099	その他体育器具類	カロリング(総合体育館)	総合体育館
47101	1023099	その他体育器具類	カロリング(総合体育館)	総合体育館
47102	1023099	その他体育器具類	ファールライト モルテンBFL5(総合体育館)	総合体育館
47103	1023099	その他体育器具類	タイムアウト請求器 モルテンTO1(総合体育館)	総合体育館
47104	1023099	その他体育器具類	大音量ホーンデラックス モルテンBHNDX(総合体育館)	総合体育館
47105	1023099	その他体育器具類	ファールライト モルテンBFL5(総合体育館)	総合体育館
47106	1023099	その他体育器具類	ファールライト モルテンBFL8(総合体育館)	総合体育館
47107	1023099	その他体育器具類	大音量ホーンデラックス モルテンBHNDX(総合体育館)	総合体育館
47108	1023099	その他体育器具類	バウンドテニス人工芝コート JBTA公認(総合体育館)	総合体育館
47109	1023099	その他体育器具類	デラックス表示盤 モルテンSCDDP(総合体育館)	総合体育館
47110	1023099	その他体育器具類	チーム名表示盤 モルテンSCTDPN(総合体育館)	総合体育館
47111	1023099	その他体育器具類	チーム名表示盤 モルテンSCTDPN(総合体育館)	総合体育館
47112	1023099	その他体育器具類	スタンダード表示盤 モルテンSCSDP(総合体育館)	総合体育館
47113	1023099	その他体育器具類	スタンダード表示盤 モルテンSCSDP(総合体育館)	総合体育館
47114	1023099	その他体育器具類	ファールライト モルテンBFL8(総合体育館)	総合体育館
47115	1023099	その他体育器具類	タスポニー(財)日本レクリエーション協会(総合体育館)	総合体育館
47116	1023099	その他体育器具類	タイムアウト請求機 モルテンTOI(総合体育館)	総合体育館
47117	1023099	その他体育器具類	バスケット反則表示板 個人用5枚セット(総合体育)	総合体育館
47118	1023099	その他体育器具類	セットダンベル TG-055(総合体育館)	総合体育館
47119	1023099	その他体育器具類	操作盤 モルテンSCBXP(総合体育館)	総合体育館
47120	1023099	その他体育器具類	バスケット反則表示板 個人用5枚セット(総合体育)	総合体育館
47121	1023099	その他体育器具類	バスケット反則表示板 個人用5枚セット(総合体育)	総合体育館
47122	1023099	その他体育器具類	バレーボール用セフティーカバー(総合体育館)	総合体育館
47123	1023099	その他体育器具類	バレーボール用セフティーカバー(総合体育館)	総合体育館
47124	1023099	その他体育器具類	綱引きロープ巻取り機(総合体育館)	総合体育館
47125	1023099	その他体育器具類	タスポニーセット YMCA ネット、支柱(総合体育館)	総合体育館
47126	1023099	その他体育器具類	バレーボール用セフティーカバー(総合体育館)	総合体育館
47127	1023099	その他体育器具類	綱引きロープ巻取り機(総合体育館)	総合体育館
47129	1023099	その他体育器具類	バレーボール用セフティーカバー(総合体育館)	総合体育館
47131	1023099	その他体育器具類	バレーボール用セフティーカバー(総合体育館)	総合体育館
47132	1023099	その他体育器具類	大音響ブザー セノ-DS310001(総合体育館)	総合体育館
47133	1023099	その他体育器具類	バスケット反則表示板 チーム用7枚セット(総合体育館)	総合体育館
47134	1023099	その他体育器具類	バスケット反則表示板 チーム用7枚セット(総合体育館)	総合体育館
47135	1023099	その他体育器具類	バスケット反則表示板 チーム用7枚セット(総合体育館)	総合体育館
47138	1025002	寝台(ベット)	BS-130(総合体育館)	総合体育館
47139	1025002	寝台(ベット)	BS-130(総合体育館)	総合体育館
47140	1027002	医療鏡	姿勢矯正用鏡 SPR-512 W1020 D450 H1750	総合体育館
47142	1027022	肺活量計	肺活量計(総合体育館)	総合体育館
47144	1028001	案内板・掲示板	サインガイト ITO SG-430K(総合体育館)	総合体育館

備品番号	物品番号	品名	規格	所在場所
47145	1028001	案内板・掲示板	PDタイプ(総合体育館)	総合体育館
47152	1028007	パネル	ストレッチパネル14種 TO-260S(総合体育館)	総合体育館
47162	1028099	その他雑器具類	集会用テント KA-324(総合体育館)	総合体育館
47184	1029099	その他車両類	柔道用畳運搬車 EP1010(総合体育館)	総合体育館
47185	1029099	その他車両類	柔道用畳運搬車 EP1010(総合体育館)	総合体育館
47186	1029099	その他車両類	柔道用畳運搬車 EP1010(総合体育館)	総合体育館
47188	1029099	その他車両類	柔道用畳運搬車 EP1010(総合体育館)	総合体育館
60433	1023099	その他体育器具類	バウンドテニス人工芝コート JBTA公認	総合体育館
45012	1023015	得点板	1300×2200 総高1800mm タイマー: φ840mm	陸上競技場
45369	1017006	ホワイトボード	コクヨ ホワイトボード (体育センター)	陸上競技場
46651	1003001	演台	NISHI F1372(陸上競技場)	陸上競技場
46664	1003015	物置台	砲丸置台NISHI F1344(陸上競技場)	陸上競技場
46665	1003015	物置台	ボール置台NISHI F1341(陸上競技場)	陸上競技場
46666	1003015	物置台	円盤置台NISHI F1343(陸上競技場)	陸上競技場
46675	1003098	その他台	やり立て台NISHI F1342(陸上競技場)	陸上競技場
46676	1003098	その他台	スターティングブロック置台NISHI F1363(陸上競技)	陸上競技場
46678	1003098	その他台	スターター台 NISHI F1121(陸上競技場)	陸上競技場
46679	1003098	その他台	スターティングブロック置台NISHI F1363(陸上競技)	陸上競技場
46683	1003098	その他台	ハンマー吊り台NISHI F1345(陸上競技場)	陸上競技場
46685	1003098	その他台	表彰台 1～3位 NISHI F1101(陸上競技場)	陸上競技場
46686	1003098	その他台	スターター台 NISHI F1121(陸上競技場)	陸上競技場
46694	1004004	スチール棚	ウチダ1-225-1031(陸上競技場)	陸上競技場
46695	1004004	スチール棚	ウチダ1-225-1031(陸上競技場)	陸上競技場
46696	1004004	スチール棚	ウチダ1-225-1031(陸上競技場)	陸上競技場
46697	1004004	スチール棚	ウチダ1-225-1031(陸上競技場)	陸上競技場
46771	1008005	巻尺	鋼鉄製巻尺 100m NISHI F3003(陸上競技)	陸上競技場
46772	1008008	ポール	ポール NISHI CU430(陸上競技場)	陸上競技場
46773	1009002	台秤	はかり 10kg NISHI F1162(陸上競技場)	陸上競技場
46777	1011015	ポンプ	エアーミニコンプDX KD-233(陸上競技場)	陸上競技場
46778	1011017	散布機	散水機 レインコート バックナー(陸上競技場)	陸上競技場
46780	1012002	温(湿)度計	温度計 デジタル NISHI F3202(陸上競技場)	陸上競技場
46781	1012014	風速計	風向風速計 NISHI F3201(陸上競技場)	陸上競技場
46782	1012014	風速計	デジタル風速計 NISHI MS201(陸上競技場)	陸上競技場
46783	1012014	風速計	デジタル風速計 NISHI MS201(陸上競技場)	陸上競技場
46784	1012099	その他計数器類	走高跳び用高度計(陸上競技場)	陸上競技場
46785	1012099	その他計数器類	棒高跳び用高度計(陸上競技場)	陸上競技場
46789	1013003	アンブ	入力拡張ユニット セイコ-CT916(陸上競技場)	陸上競技場
46790	1013008	プリンター	スポーツプリンタ セイコ-EX916(陸上競技場)	陸上競技場
46791	1013008	プリンター	スポーツプリンタ セイコ-EX916(陸上競技場)	陸上競技場
46794	1013019	掃除機	スイパー NISHI F3223D(陸上競技場)	陸上競技場
46809	1017005	黒板	スタート合図用黒板 NISHI F1014(陸上競技場)	陸上競技場
46810	1017005	黒板	NISHI F3244(陸上競技場)	陸上競技場
46812	1017005	黒板	スタート合図用黒板 NISHI F1014(陸上競技場)	陸上競技場
46830	1023003	支柱	走高跳び用支柱及びバー止め(陸上競技場)	陸上競技場
46831	1023003	支柱	棒高跳び用支柱及びバー止め(陸上競技場)	陸上競技場
46843	1023004	審判台	NISHI F1112(陸上競技場)	陸上競技場
46878	1023005	マット	走高跳びマット NISHI F501 6×3×0.7 レッド	陸上競技場
46881	1023005	マット	棒高跳び用マット NISHI F511(陸上競技場)	陸上競技場
46970	1023027	ハードル	ワンタッチ式 NISHI F102(陸上競技場)	陸上競技場
46971	1023027	ハードル	ワンタッチ式 NISHI F102(陸上競技場)	陸上競技場
46972	1023027	ハードル	ワンタッチ式 NISHI F102(陸上競技場)	陸上競技場
46973	1023027	ハードル	ワンタッチ式 NISHI F102(陸上競技場)	陸上競技場
46974	1023027	ハードル	ワンタッチ式 NISHI F102(陸上競技場)	陸上競技場
46975	1023027	ハードル	ワンタッチ式 NISHI F102(陸上競技場)	陸上競技場
46976	1023027	ハードル	ワンタッチ式 NISHI F102(陸上競技場)	陸上競技場
46977	1023027	ハードル	ワンタッチ式 NISHI F102(陸上競技場)	陸上競技場
46978	1023027	ハードル	ワンタッチ式 NISHI F102(陸上競技場)	陸上競技場
46979	1023027	ハードル	ワンタッチ式 NISHI F102(陸上競技場)	陸上競技場
46980	1023027	ハードル	ワンタッチ式 NISHI F102(陸上競技場)	陸上競技場
46981	1023027	ハードル	ワンタッチ式 NISHI F102(陸上競技場)	陸上競技場
46982	1023027	ハードル	ワンタッチ式 NISHI F102(陸上競技場)	陸上競技場
46983	1023027	ハードル	ワンタッチ式 NISHI F102(陸上競技場)	陸上競技場
46984	1023027	ハードル	ワンタッチ式 NISHI F102(陸上競技場)	陸上競技場
46985	1023027	ハードル	ワンタッチ式 NISHI F102(陸上競技場)	陸上競技場

[illegible]

備品番号	物品番号	品名	規格	所在場所
47062	1023099	その他体育器具類	スターティングブロックF155(陸上競技場)	陸上競技場
47063	1023099	その他体育器具類	棒高支柱保護カバーF540A(陸上競技場)	陸上競技場
47066	1023099	その他体育器具類	囲い用輪止め(陸上競技場)	陸上競技場
47067	1023099	その他体育器具類	2000・3000m障害代用縁石(陸上競技場)	陸上競技場
47068	1023099	その他体育器具類	吸水器 NISHI C902(陸上競技場)	陸上競技場
47069	1023099	その他体育器具類	円盤・ハンマー投用囲い(陸上競技場)	陸上競技場
47070	1023099	その他体育器具類	スターティングブロックF155(陸上競技場)	陸上競技場
47071	1023099	その他体育器具類	2000・3000m障害移動障害物(陸上競技場)	陸上競技場
47072	1023099	その他体育器具類	ハードル運搬車EVERNEW GA-146(陸上競技場)	陸上競技場
47076	1023099	その他体育器具類	レーンナンバー標識 NISHI F1191(陸上競技場)	陸上競技場
47077	1023099	その他体育器具類	走幅跳・三段跳用距離標識(陸上競技場)	陸上競技場
47079	1023099	その他体育器具類	レーンナンバー標識 NISHI F1191(陸上競技場)	陸上競技場
47080	1023099	その他体育器具類	ハードル運搬車EVERNEW GA-146(陸上競技場)	陸上競技場
47081	1023099	その他体育器具類	ハードル運搬車EVERNEW GA-146(陸上競技場)	陸上競技場
47082	1023099	その他体育器具類	ハードル運搬車EVERNEW GA-146(陸上競技場)	陸上競技場
47148	1028005	旗	ブレイクライン・ラップ・コーナー用旗(陸上競技場)	陸上競技場
47149	1028005	旗	ブレイクライン・ラップ・コーナー用旗(陸上競技場)	陸上競技場
47150	1028005	旗	ブレイクライン・ラップ・コーナー用旗(陸上競技場)	陸上競技場
47151	1028005	旗	ブレイクライン・ラップ・コーナー用旗(陸上競技場)	陸上競技場
47163	1028099	その他雑器具類	管理人室イハシグマスペース(陸上競技場)	陸上競技場
47164	1028099	その他雑器具類	テントNISHI F3324(陸上競技場)	陸上競技場
47165	1028099	その他雑器具類	台車ウチタS-S型(陸上競技場)	陸上競技場
47166	1028099	その他雑器具類	台車ウチタS-S型(陸上競技場)	陸上競技場
47167	1028099	その他雑器具類	テントNISHI F3324(陸上競技場)	陸上競技場
47172	1028099	その他雑器具類	テントNISHI F3324(陸上競技場)	陸上競技場
47178	1029099	その他車両類	ハードル運搬車 NISHI F1181C(陸上競技場)	陸上競技場
47180	1029099	その他車両類	ハードル運搬車 NISHI F1181C(陸上競技場)	陸上競技場
47181	1029099	その他車両類	ハードル運搬車 NISHI F1181C(陸上競技場)	陸上競技場
47182	1029099	その他車両類	運搬車 棒高跳び用(陸上競技場)	陸上競技場
47183	1029099	その他車両類	運搬車 走り高跳び用(陸上競技場)	陸上競技場
47189	1029099	その他車両類	ハードル運搬車 NISHI F1181C(陸上競技場)	陸上競技場
47190	1029099	その他車両類	ハードル運搬車 NISHI F1181C(陸上競技場)	陸上競技場
47191	1029099	その他車両類	ハードル運搬車 NISHI F1181C(陸上競技場)	陸上競技場
47192	1029099	その他車両類	ハードル運搬車 NISHI F1181C(陸上競技場)	陸上競技場
47193	1029099	その他車両類	ハードル運搬車 NISHI F1181C(陸上競技場)	陸上競技場
47194	1029099	その他車両類	ハードル運搬車 NISHI F1181C(陸上競技場)	陸上競技場
46624	1002014	長イス	コクヨCN-445B5(弓道場)	かぶと塚弓道場
46629	1002014	長イス	コクヨCN-445B5(弓道場)	かぶと塚弓道場
46736	1005009	ロッカー	コインロッカーDC-2510(弓道場)	かぶと塚弓道場
46737	1005009	ロッカー	コインロッカーDC-2510(弓道場)	かぶと塚弓道場
46738	1005009	ロッカー	コインロッカーDC-2510(弓道場)	かぶと塚弓道場
46739	1005009	ロッカー	コインロッカーDC-2510(弓道場)	かぶと塚弓道場
46740	1005009	ロッカー	コインロッカーDC-2510(弓道場)	かぶと塚弓道場
46741	1005009	ロッカー	コインロッカーDC-2510(弓道場)	かぶと塚弓道場
46742	1005009	ロッカー	コインロッカーDC-2510(弓道場)	かぶと塚弓道場
46743	1005009	ロッカー	コインロッカーDC-2510(弓道場)	かぶと塚弓道場
47173	1028099	その他雑器具類	かさ立て PM-45K(弓道場)	かぶと塚弓道場
46227	1028099	その他雑器具類	ブラントボックスL943AZ(アミューズロビー)	磐田卓球場
55040	1023008	卓球台	サンエイ VR-VERIC-W	磐田卓球場
55041	1023008	卓球台	サンエイ VR-VERIC-W	磐田卓球場
55042	1023008	卓球台	サンエイ VR-VERIC-W	磐田卓球場
55043	1023008	卓球台	サンエイ VR-VERIC-W	磐田卓球場
55044	1023008	卓球台	サンエイ VR-VERIC-W	磐田卓球場
55045	1023008	卓球台	サンエイ VR-VERIC-W	磐田卓球場
55046	1023008	卓球台	サンエイ VR-VERIC-W	磐田卓球場
55047	1023008	卓球台	サンエイ VR-VERIC-W	磐田卓球場
55048	1023008	卓球台	サンエイ VR-VERIC-W	磐田卓球場
55049	1023008	卓球台	サンエイ VR-VERIC-W	磐田卓球場
55050	1023008	卓球台	サンエイ SH-2DX (バンビ兼用)	磐田卓球場
55051	1023008	卓球台	サンエイ SH-2DX (バンビ兼用)	磐田卓球場
55052	1023099	その他体育器具類	卓球フェンス運搬車 ニッタ NT-3707	磐田卓球場
55059	1002020	ベンチ	オリバー S・SM-74ASCM・4 正円	磐田卓球場
55060	1002020	ベンチ	オリバー S・SM-74ASCM・3 1凹タイプ	磐田卓球場
55062	1005008	更衣ロッカー	光葉スチール TH2-5WSP ホワイト 2列5段 男子用10人用	磐田卓球場

備品番号	物品番号	品名	規格	所在場所
55063	1005008	更衣ロッカー	光葉スチール TH2-5WSP ホワイト 2列5段 男子用10人用	磐田卓球場
55064	1005008	更衣ロッカー	光葉スチール TH2-5WSP ホワイト 2列5段 男子用10人用	磐田卓球場
55065	1005008	更衣ロッカー	光葉スチール TH2-5WSP ホワイト 2列5段 男子用10人用	磐田卓球場
55066	1005008	更衣ロッカー	光葉スチール TH2-5WSP ホワイト 2列5段 男子用10人用	磐田卓球場
55067	1005008	更衣ロッカー	光葉スチール TH1-5WSP ホワイト 1列5段 男子用5人用	磐田卓球場
55068	1005008	更衣ロッカー	光葉スチール TH2-5WSP ホワイト 2列5段 女子用10人用	磐田卓球場
55069	1005008	更衣ロッカー	光葉スチール TH2-5WSP ホワイト 2列5段 女子用10人用	磐田卓球場
55070	1005008	更衣ロッカー	光葉スチール TH2-5WSP ホワイト 2列5段 女子用10人用	磐田卓球場
55071	1005008	更衣ロッカー	光葉スチール TH2-5WSP ホワイト 2列5段 女子用10人用	磐田卓球場
55072	1005008	更衣ロッカー	光葉スチール TH2-5WSP ホワイト 2列5段 女子用10人用	磐田卓球場
55073	1005008	更衣ロッカー	光葉スチール TH1-5WSP ホワイト 1列5段女子用5人用	磐田卓球場
55074	1004004	スチール棚	トヨスチール 軽中量ボルトレスラック MS7345-4K W860D450H2100	磐田卓球場
55075	1004004	スチール棚	トヨスチール 軽中量ボルトレスラック W1160D450H2100	磐田卓球場
55076	1004004	スチール棚	トヨスチール 軽中量ボルトレスラック W1160D450H2100	磐田卓球場
55077	1004004	スチール棚	トヨスチール 軽中量ボルトレスラック W1160D450H2100	磐田卓球場
55079	1002020	ベンチ	オリバー SSB-400・B18 W1800D450H400	磐田卓球場
55080	1002020	ベンチ	オリバー SSB-400・B18 W1800D450H400	磐田卓球場
55081	1002020	ベンチ	オリバー SSB-400・B18 W1800D450H400	磐田卓球場
55082	1002020	ベンチ	オリバー SSB-400・B18 W1800D450H400	磐田卓球場
55083	1005099	その他箱類	傘立て テラモト UB-285-248 C48 48人用	磐田卓球場
55334	1028001	案内板・掲示板	掲示板(マグネット仕様) W1800×H900	磐田卓球場
55335	1013059	ディスプレイ	パナソニック 55型液晶ディスプレイ TH-55SF2J	磐田卓球場
55336	1004099	その他戸棚	共栄商事 天吊ディスプレイハンガー FH-20Aセット	磐田卓球場
55337	1024001	日本画	天吊リタペストリー 水谷隼選手 墨画	磐田卓球場
55338	1024001	日本画	天吊リタペストリー 龍 墨画	磐田卓球場
55339	1024001	日本画	天吊リタペストリー 伊藤美誠選手 墨画	磐田卓球場
55340	1024001	日本画	天吊リタペストリー 鳳凰 墨画	磐田卓球場
55341	1024011	什器	墨画用壁面展示ケース	磐田卓球場
55342	1024011	什器	展示台 オカムラW400×D400×H1200 3段	磐田卓球場
55343	1024011	什器	展示台 オカムラW400×D400×H1200 3段	磐田卓球場
55344	1024011	什器	展示台 オカムラW400×D400×H1200 3段	磐田卓球場
55345	1024011	什器	展示台 オカムラW400×D400×H1200 3段	磐田卓球場
55346	1024011	什器	展示台 オカムラW400×D400×H800 2段	磐田卓球場
55347	1024011	什器	展示台 オカムラW400×D400×H800 2段	磐田卓球場
55348	1024011	什器	サインスタンド L981DA ZC97(ブラック)W330×D350×H1005	磐田卓球場
55349	1004001	移動書架	雑誌架 L981GC ZC97(ブラック) W1200×D450×H700	磐田卓球場
55354	1023008	卓球台	サンエイ infinity	磐田卓球場
55359	1024001	日本画	壁面用墨絵 2.5M×2.5M	磐田卓球場
55364	1028001	案内板・掲示板	馬印 両面脚付ホワイトボード AX36TG	磐田卓球場
57099	1023008	卓球台	三英インフィニティ(天板)	磐田卓球場
58037	1023008	卓球台	TSP TH-BC N	磐田卓球場
58038	1023008	卓球台	TSP TH-BC N	磐田卓球場
58039	1023008	卓球台	TSP TH-BC N	磐田卓球場
58040	1023008	卓球台	TSP TH-BC N	磐田卓球場
58046	1023008	卓球台	TSP TH-BC N	磐田卓球場
58047	1023008	卓球台	TSP TH-BC N	磐田卓球場
58048	1023008	卓球台	TSP TH-BC N	磐田卓球場
58049	1023008	卓球台	TSP TH-BC N	磐田卓球場
58253	1024011	什器	壁面取付金物四方枠 1535W 2740H	磐田卓球場
60791	1023008	卓球台	サンエイ motif	磐田卓球場
55053	1023099	その他体育器具類	弓道遠的競技用的台 遠的ダブル用120cm遠的エブロンダブル用遠的スタンドダブル用	磐田アーチェリー場
55054	1023099	その他体育器具類	弓道遠的競技用的台 遠的ダブル用120cm遠的エブロンダブル用遠的スタンドダブル用	磐田アーチェリー場
55078	1004004	スチール棚	トヨスチール 軽中量ボルトレスラック MS7445-4K W1160D450H2100	磐田アーチェリー場
55365	1006002	掛時計	SEIKO KH411S	磐田アーチェリー場
44379	1001013	平机	コクヨ SD-MX127CM SDC-MX7CM	竜洋体育センター
44383	1001013	平机	コクヨ SD-MX127CM SDC-MX7CM	竜洋体育センター
44405	1002006	会議用イス	コクヨ CRG-281ZKP	竜洋体育センター
44414	1002006	会議用イス	コクヨ CRG-281ZKP	竜洋体育センター
44428	1002006	会議用イス	コクヨ CRG-281ZKP	竜洋体育センター
44642	1005009	ロッカー	3人用 W910×D340×H2180	竜洋体育センター
51369	1013021	テレビ	東芝 32S10	竜洋体育センター
51370	1013021	テレビ	東芝 23S8	竜洋体育センター
51371	1023008	卓球台	卓球台 カワイKCN-820B	竜洋体育センター
51372	1023008	卓球台	卓球台 カワイKCN-820B	竜洋体育センター

備品番号	物品番号	品名	規格	所在場所
51373	1023008	卓球台	卓球台 カワイKCN-820B	竜洋体育センター
51374	1023008	卓球台	卓球台 カワイKCN-820B	竜洋体育センター
51375	1023008	卓球台	卓球台 カワイKCN-820B	竜洋体育センター
51376	1023008	卓球台	卓球台 カワイKCN-820B	竜洋体育センター
51377	1023008	卓球台	卓球台 カワイKCN-820B	竜洋体育センター
51378	1023008	卓球台	卓球台 カワイKCN-820B	竜洋体育センター
51379	1023008	卓球台	卓球台 カワイKCN-820B	竜洋体育センター
51380	1023008	卓球台	卓球台 カワイKCN-820B	竜洋体育センター
51381	1023008	卓球台	卓球台 カワイKCN-820B	竜洋体育センター
51382	1023008	卓球台	卓球台 カワイKCN-820B	竜洋体育センター
51383	1023008	卓球台	卓球台 カワイKCN-820B	竜洋体育センター
51384	1023008	卓球台	卓球台 カワイKCN-820B	竜洋体育センター
51385	1023008	卓球台	卓球台 カワイKCN-820B	竜洋体育センター
51386	1023008	卓球台	卓球台 カワイKCN-820B	竜洋体育センター
51387	1023008	卓球台	卓球台 カワイKCN-820B	竜洋体育センター
51388	1023008	卓球台	卓球台 カワイKCN-820B	竜洋体育センター
51389	1023008	卓球台	卓球台 カワイKCN-820B	竜洋体育センター
51390	1023008	卓球台	卓球台 カワイKCN-820B	竜洋体育センター
51391	1023008	卓球台	卓球台 カワイKCN-820B	竜洋体育センター
51392	1023008	卓球台	卓球台 カワイKCN-820B	竜洋体育センター
51393	1003010	テレビ台	テレビスタンド AURORA FVS-52	竜洋体育センター
51394	1005008	更衣ロッカー	2列4段ロッカー(ソフトグリーン)	竜洋体育センター
51395	1005008	更衣ロッカー	2列4段ロッカー(ソフトグリーン)	竜洋体育センター
51396	1005008	更衣ロッカー	2列4段ロッカー(ソフトグリーン)	竜洋体育センター
51397	1005008	更衣ロッカー	2列4段ロッカー(ソフトグリーン)	竜洋体育センター
51398	1005008	更衣ロッカー	2列4段ロッカー(ソフトグリーン)	竜洋体育センター
51399	1005008	更衣ロッカー	2列4段ロッカー(ソフトピンク)	竜洋体育センター
51400	1005008	更衣ロッカー	2列4段ロッカー(ソフトピンク)	竜洋体育センター
51401	1005008	更衣ロッカー	2列4段ロッカー(ソフトピンク)	竜洋体育センター
51402	1005008	更衣ロッカー	2列4段ロッカー(ソフトピンク)	竜洋体育センター
51403	1005008	更衣ロッカー	2列4段ロッカー(ソフトピンク)	竜洋体育センター
51404	1002012	ソファ	トヨスチール ロビーチェア LC-N6401V-B 背あり 4人タイプ	竜洋体育センター
51405	1002012	ソファ	トヨスチール ロビーチェア SBC-N18BV-B 背なし 3人タイプ	竜洋体育センター
51406	1003019	角テーブル	トヨスチール セールスマンデスク 300CG-840S	竜洋体育センター
51407	1003019	角テーブル	トヨスチール センターテーブル TB142-UB-5N	竜洋体育センター
51408	1017006	ホワイトボード	馬印 UM-36TD	竜洋体育センター
51409	1017006	ホワイトボード	馬印 UM-36TD	竜洋体育センター
51417	1013028	パソコン一式	LIFEBLOCK A574/K FMVA08003	竜洋体育センター
51418	1013028	パソコン一式	LIFEBLOCK A574/K FMVA08003	竜洋体育センター
51419	1013008	プリンター	COREFIDE B841dn A3モノクロLEDプリンタ	竜洋体育センター
51420	1013060	プロジェクター	エプソンEB-W420	竜洋体育センター
51421	1016007	冷蔵庫	Panasonic NR-B265B-S	竜洋体育センター
51422	1013021	テレビ	液晶テレビ Panasonic TH-55CS600	竜洋体育センター
51423	1013019	掃除機	業務用掃除機 MC-G6000P	竜洋体育センター
51424	1013019	掃除機	業務用掃除機 MC-G6000P	竜洋体育センター
51425	1013003	アンプ	ポータブルアンプ UNI-PEX WA-862CDA	竜洋体育センター
51426	1002020	ベンチ	セノー ホームベンチ JT9128	竜洋体育センター
51427	1002020	ベンチ	セノー ホームベンチ JT9128	竜洋体育センター
51428	1002020	ベンチ	セノー ホームベンチ JT9128	竜洋体育センター
51429	1002020	ベンチ	セノー ホームベンチ JT9128	竜洋体育センター
51430	1023031	ネット	セノー バレーボールネット DE8003 (6人制)	竜洋体育センター
51431	1023031	ネット	セノー バレーボールネット DE8003 (6人制)	竜洋体育センター
51432	1023004	審判台	セノー バレーボール用 DL1040	竜洋体育センター
51433	1023004	審判台	セノー バレーボール用 DL1040	竜洋体育センター
51434	1023004	審判台	セノー 兼用型審判台(バドミントン・卓球用) DL2020	竜洋体育センター
51435	1023004	審判台	セノー 兼用型審判台(バドミントン・卓球用) DL2020	竜洋体育センター
51436	1023004	審判台	セノー 兼用型審判台(バドミントン・卓球用) DL2020	竜洋体育センター
51437	1023015	得点板	セノー バレーボール・バスケットボール用 DS0130	竜洋体育センター
51438	1023015	得点板	セノー バレーボール・バスケットボール用 DS0130	竜洋体育センター
51439	1023015	得点板	セノー バドミントン用 DS0650	竜洋体育センター
51440	1023015	得点板	セノー バドミントン用 DS0650	竜洋体育センター
51441	1023015	得点板	セノー バドミントン用 DS0650	竜洋体育センター
51442	1023003	支柱	セノー 兼用支柱(バドミントン・インディアカ・ソフトバレー用) DE4521	竜洋体育センター
51443	1023003	支柱	セノー 兼用支柱(バドミントン・インディアカ・ソフトバレー用) DE4521	竜洋体育センター

備品番号	物品番号	品名	規格	所在場所
51444	1023003	支柱	セノー 兼用支柱(バドミントン・インディアカ・ソフトバレー用) DE4521	竜洋体育センター
51445	1023003	支柱	セノー バレーボール支柱 DE1015	竜洋体育センター
51446	1023003	支柱	セノー バレーボール支柱 DE1015	竜洋体育センター
51447	1023099	その他体育器具類	セノー 支柱カバー DE1900	竜洋体育センター
51448	1023099	その他体育器具類	セノー 支柱カバー DE1900	竜洋体育センター
51449	1023099	その他体育器具類	セノー ポール・バー整理台 DK0111	竜洋体育センター
46623	1002014	長イス	ビーム用長イス HS-A3(城山球場)	城山球場
46636	1002014	長イス	ビーム用長イス HS-A3(城山球場)	城山球場
46650	1003001	演台	810×1200×600(城山球場)	城山球場
46677	1003098	その他台	応援席 架台(城山球場)	城山球場
46806	1016007	冷蔵庫	サンヨーSMS-210M(城山球場)	城山球場
46807	1016007	冷蔵庫	NR-103TA(城山球場)	城山球場
46808	1016099	その他器具類	製氷機ホシザキIM-35L-1(城山球場)	城山球場
46811	1017005	黒板	会議用黒板HWF-36(城山球場)	城山球場
46817	1017008	衝立	1700×1700(城山球場)	城山球場
46954	1023019	バッティングゲージ	ティーバッティング用ネット(城山球場)	城山球場
46955	1023019	バッティングゲージ	ティーバッティング用ネット(城山球場)	城山球場
46956	1023019	バッティングゲージ	TOEILIGHT移動式(城山球場)	城山球場
46957	1023019	バッティングゲージ	バッティングゲージ(城山球場)	城山球場
46958	1023019	バッティングゲージ	ティーバッティング用ネット(城山球場)	城山球場
46959	1023019	バッティングゲージ	ティーバッティング用ネット(城山球場)	城山球場
47143	1028001	案内板・掲示板	掲示板(城山球場)	城山球場
47154	1028009	物置	芝刈木具庫1800×2700×1800(城山球場)	城山球場
47177	1029002	貨物自動車	トヨタ	城山球場
47187	1029099	その他車両類	トラクター	城山球場
45741	1004099	その他戸棚	物品棚 H1800W1500D600F(豊田グラウンド)	豊田野球場
45747	1004099	その他戸棚	物品棚 H1800W1800D600F(豊田グラウンド)	豊田野球場
45748	1004099	その他戸棚	物品棚 H1800W1800D600F(豊田グラウンド)	豊田野球場
45749	1004099	その他戸棚	物品棚 H1800W1800D600F(豊田グラウンド)	豊田野球場
45750	1004099	その他戸棚	物品棚 H1800W1800D600F(豊田グラウンド)	豊田野球場
45880	1015099	その他消防器具類	スプリンクラー RG-500型台車付(豊田グラウンド)	豊田野球場
46075	1023015	得点板	スコアボード F-5613(豊田グラウンド)	豊田野球場
46117	1023031	ネット	防球ネット TN-66-1180(豊田グラウンド)	豊田野球場
46118	1023031	ネット	防球ネット TN-66-1180(豊田グラウンド)	豊田野球場
46160	1023099	その他体育器具類	カウント表示板 1-48-110(豊田グラウンド)	豊田野球場
47160	1028011	仮設トイレ	(兎山野球場)	兎山公園野球場
47161	1028011	仮設トイレ	(兎山野球場)	兎山公園野球場
46787	1013003	アンブ	WA-233 30W(東大久保)	東大久保テニスコート
47158	1028009	物置	イナハ物置MBW-118H(東大久保)	東大久保テニスコート
51966	1023031	ネット	硬式テニスネット ルイ高 RT-N16 0120(日本テニス協会推薦 再生PET樹脂50%)	東大久保テニスコート
51967	1023031	ネット	硬式テニスネット ルイ高 RT-N16 0120(日本テニス協会推薦 再生PET樹脂50%)	東大久保テニスコート
51968	1023031	ネット	硬式テニスネット ルイ高 RT-N16 0120(日本テニス協会推薦 再生PET樹脂50%)	東大久保テニスコート
51969	1023031	ネット	硬式テニスネット ルイ高 RT-N16 0120(日本テニス協会推薦 再生PET樹脂50%)	東大久保テニスコート
51970	1023031	ネット	硬式テニスネット ルイ高 RT-N16 0120(日本テニス協会推薦 再生PET樹脂50%)	東大久保テニスコート
51971	1023031	ネット	硬式テニスネット ルイ高 RT-N16 0120(日本テニス協会推薦 再生PET樹脂50%)	東大久保テニスコート
51972	1023031	ネット	硬式テニスネット ルイ高 RT-N16 0120(日本テニス協会推薦 再生PET樹脂50%)	東大久保テニスコート
51973	1023031	ネット	硬式テニスネット ルイ高 RT-N16 0120(日本テニス協会推薦 再生PET樹脂50%)	東大久保テニスコート
51974	1002020	ベンチ	アルミ製スポーツベンチ背なし ルイ高 RT-R14 1302	東大久保テニスコート
51975	1002020	ベンチ	アルミ製スポーツベンチ背なし ルイ高 RT-R14 1302	東大久保テニスコート
51976	1002020	ベンチ	アルミ製スポーツベンチ背なし ルイ高 RT-R14 1302	東大久保テニスコート
51977	1002020	ベンチ	アルミ製スポーツベンチ背なし ルイ高 RT-R14 1302	東大久保テニスコート
51978	1002020	ベンチ	アルミ製スポーツベンチ背なし ルイ高 RT-R14 1302	東大久保テニスコート
51979	1002020	ベンチ	アルミ製スポーツベンチ背なし ルイ高 RT-R14 1302	東大久保テニスコート
51980	1002020	ベンチ	アルミ製スポーツベンチ背なし ルイ高 RT-R14 1302	東大久保テニスコート
51981	1002020	ベンチ	アルミ製スポーツベンチ背なし ルイ高 RT-R14 1302	東大久保テニスコート
51982	1002020	ベンチ	アルミ製スポーツベンチ背なし ルイ高 RT-R14 1302	東大久保テニスコート
51983	1002020	ベンチ	アルミ製スポーツベンチ背なし ルイ高 RT-R14 1302	東大久保テニスコート
51984	1002020	ベンチ	アルミ製スポーツベンチ背なし ルイ高 RT-R14 1302	東大久保テニスコート
51985	1002020	ベンチ	アルミ製スポーツベンチ背なし ルイ高 RT-R14 1302	東大久保テニスコート
51986	1002020	ベンチ	アルミ製スポーツベンチ背なし ルイ高 RT-R14 1302	東大久保テニスコート
51987	1002020	ベンチ	アルミ製スポーツベンチ背なし ルイ高 RT-R14 1302	東大久保テニスコート
51988	1002020	ベンチ	アルミ製スポーツベンチ背なし ルイ高 RT-R14 1302	東大久保テニスコート
51989	1002020	ベンチ	アルミ製スポーツベンチ背なし ルイ高 RT-R14 1302	東大久保テニスコート
51990	1023015	得点板	スナッチ ルイ高 RT-S18 0700	東大久保テニスコート

備品番号	物品番号	品名	規格	所在場所
51991	1023015	得点板	スナッチ ルイ高 RT-S18 0700	東大久保テニスコート
51992	1023015	得点板	スナッチ ルイ高 RT-S18 0700	東大久保テニスコート
51993	1023015	得点板	スナッチ ルイ高 RT-S18 0700	東大久保テニスコート
51994	1023015	得点板	スナッチ ルイ高 RT-S18 0700	東大久保テニスコート
51995	1023015	得点板	スナッチ ルイ高 RT-S18 0700	東大久保テニスコート
51996	1023015	得点板	スナッチ ルイ高 RT-S18 0700	東大久保テニスコート
51997	1023015	得点板	スナッチ ルイ高 RT-S18 0700	東大久保テニスコート
47047	1023030	サッカーゴール	B-3240(東大久保)	東大久保運動公園グラウンド
45017	1023099	その他体育器具類	412×112.5×190	豊岡総合センター
46144	1023099	その他体育器具類	TWSヘラクレス TL-001(トレーニング室)	豊岡総合センター
46151	1023099	その他体育器具類	キャットアイエルコサイザー TT-1200(トレーニング室)	豊岡総合センター
46152	1023099	その他体育器具類	キャットアイエルコサイザー TT-1200(トレーニング室)	豊岡総合センター
46153	1023099	その他体育器具類	ボテイストレッチャー TO-500(トレーニング室)	豊岡総合センター
46159	1023099	その他体育器具類	キャットアイエルコサイザー TT-1200(トレーニング室)	豊岡総合センター
46306	1001016	両袖机	1460×760×750 (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46307	1001016	両袖机	スチール製 (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46308	1002012	ソファー	応接用椅子 CN-434BT (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46309	1002012	ソファー	応接用椅子 CN-434BT (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46310	1002012	ソファー	応接用椅子 CN-433 (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46311	1002012	ソファー	応接用椅子 CN-433 (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46312	1002012	ソファー	応接用椅子 CE-10KS (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46313	1002012	ソファー	応接用椅子 CE-10KS (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46314	1002012	ソファー	応接用椅子 CN-434BT (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46315	1002012	ソファー	応接用椅子 CE-13KS (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46316	1003021	カウンター	ハイカウンター一式	豊岡総合センター
46317	1003098	その他台	PX-21J PX-180M (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46318	1003098	その他台	PX-21J PX-180M (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46319	1003098	その他台	PX-21J PX-180M (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46320	1003098	その他台	PX-21J PX-180M (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46321	1003098	その他台	用具運搬台 1500×2000 (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46323	1004099	その他戸棚	中量ラック(3連)MM-CW06634G (体育館)	豊岡総合センター
46324	1004099	その他戸棚	中量ラック(2連)MM-CW06634G (体育館)	豊岡総合センター
46325	1004099	その他戸棚	中量ラック(2連)MM-W06634G (体育館)	豊岡総合センター
46326	1004099	その他戸棚	中量ラック(3連)MM-W06634G (体育館)	豊岡総合センター
46327	1004099	その他戸棚	中量ラック(3連)MM-CW06634G (体育館)	豊岡総合センター
46328	1004099	その他戸棚	中量ラック(2連)MM-W06634G (体育館)	豊岡総合センター
46329	1004099	その他戸棚	中量ラック(3連)MM-CW06434G (体育館)	豊岡総合センター
46330	1004099	その他戸棚	中量ラック(3連)MM-W06634G (体育館)	豊岡総合センター
46331	1004099	その他戸棚	中量ラック(3連)MM-CW06634G (体育館)	豊岡総合センター
46332	1004099	その他戸棚	中量ラック(3連)MM-CW06434G (体育館)	豊岡総合センター
46333	1004099	その他戸棚	中量ラック(2連)MM-W06634G (体育館)	豊岡総合センター
46334	1004099	その他戸棚	中量ラック(1連)MM-W06634G (体育館)	豊岡総合センター
46335	1005001	書庫	S-365GF1 (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46336	1005001	書庫	S-365GF1 (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46337	1005001	書庫	S-365GF1(ガラス製) (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46338	1005005	下駄箱	コクヨ 16人用 1000×330×910 (豊岡体	豊岡総合センター
46339	1005008	更衣ロッカー	コインロッカー (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46340	1005008	更衣ロッカー	コインロッカー (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46341	1005008	更衣ロッカー	コインロッカー (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46342	1005008	更衣ロッカー	コインロッカー (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46343	1005008	更衣ロッカー	コインロッカー (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46344	1005008	更衣ロッカー	コインロッカー (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46345	1005008	更衣ロッカー	コインロッカー (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46346	1005008	更衣ロッカー	コインロッカー (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46348	1009099	その他度量衡器類	体内脂肪計	豊岡総合センター
46355	1011099	その他機械器具類	枝葉破碎処理機	豊岡総合センター
46357	1011099	その他機械器具類	吸引式スイーパー (豊岡野球場)	豊岡総合センター
46358	1011099	その他機械器具類	ウォーキングメジャー RS-1000	豊岡総合センター
46360	1013008	プリンター	A3モノクロLEDプリンタ OKI COREFIDE B841dn	豊岡総合センター
46361	1013016	スピーカー	ヤマハ (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46362	1013016	スピーカー	ヤマハ (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46363	1013016	スピーカー	ヤマハ (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46364	1013016	スピーカー	ヤマハ (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46365	1013016	スピーカー	ヤマハ (豊岡体育館)	豊岡総合センター

備品番号	物品番号	品名	規格	所在場所
46366	1013016	スピーカー	ヤマハ (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46367	1013016	スピーカー	ヤマハ (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46368	1013016	スピーカー	ヤマハ (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46369	1013028	パソコン一式	ノートブック型パソコン FUJITSU FMVA03004	豊岡総合センター
46370	1013028	パソコン一式	ノートブック型パソコン FUJITSU FMVA03004	豊岡総合センター
46371	1013040	音響装置	音響1式(ヤマハ) (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46372	1013099	その他電気器具	EV-400AF (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46374	1017008	衝立	間仕切アコーディオン衝立 H-180	豊岡総合センター
46375	1017008	衝立	間仕切アコーディオン衝立 H-180	豊岡総合センター
46376	1017008	衝立	間仕切アコーディオン衝立 H-180	豊岡総合センター
46377	1017009	スクリーン	三脚式 (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46378	1023003	支柱	トーエイライト B-5515(豊岡屋内競技場)	豊岡総合センター
46379	1023003	支柱	トーエイライト B-5515(豊岡屋内競技場)	豊岡総合センター
46382	1023008	卓球台	河合楽器 (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46383	1023008	卓球台	河合楽器 (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46384	1023008	卓球台	河合楽器 (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46385	1023008	卓球台	河合楽器 (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46386	1023008	卓球台	河合楽器 (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46387	1023008	卓球台	河合楽器 (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46388	1023008	卓球台	河合楽器 (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46389	1023008	卓球台	河合楽器 (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46390	1023008	卓球台	河合楽器 (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46391	1023008	卓球台	河合楽器 (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46392	1023008	卓球台	河合楽器 (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46393	1023015	得点板	カワイ SB-3 (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46395	1023015	得点板	カワイ SB-3 (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46397	1023015	得点板	カワイ SB-3 (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46400	1023015	得点板	カワイ SB-3 (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46401	1023015	得点板	カワイ SB-3 (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46402	1023015	得点板	カワイ SB-3 (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46403	1023015	得点板	カワイ SB-3 (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46407	1023029	バスケットゴール	小川長春館 BB-300 (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46408	1023029	バスケットゴール	小川長春館 BB-300 (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46411	1023030	サッカーゴール	サッカーゴール	豊岡総合センター
46412	1023031	ネット	アシックス 231021 (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46413	1023031	ネット	アシックス 231021 (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46415	1023099	その他体育器具類	エアロバイク900U-EW2ai	豊岡総合センター
46416	1023099	その他体育器具類	グランドゴルフ用具一式 (体育器具庫)	豊岡総合センター
46418	1023099	その他体育器具類	デジタイマー (豊岡体育館)	豊岡総合センター
46419	1023099	その他体育器具類	グランドゴルフ用具一式 (体育器具庫)	豊岡総合センター
46420	1023099	その他体育器具類	グラウンドゴルフ ボール8個 クラブ6本	豊岡総合センター
46421	1023099	その他体育器具類	グラウンドゴルフ ボール8個 クラブ6本	豊岡総合センター
46424	1023099	その他体育器具類	ヒップAB/AD GZF18093	豊岡総合センター
46425	1023099	その他体育器具類	レックプレス GZF18043	豊岡総合センター
46432	1023099	その他体育器具類	エアロバイクai (コンビAB-158Y)	豊岡総合センター
46442	1023099	その他体育器具類	フライ/リアデルト GZF18063	豊岡総合センター
46449	1023099	その他体育器具類	ステアクライマー5000	豊岡総合センター
46452	1029002	貨物自動車	ホンダ 軽トラック・GD-HA4 白	豊岡総合センター
46453	1029002	貨物自動車	軽トラック ホンダV-HA3	豊岡総合センター
51367	1011003	草刈機	共立 SRE2625UGT	豊岡総合センター
55057	1002020	ベンチ	オリバー S・SM-74ASCM・4 正円	豊岡総合センター
55058	1002020	ベンチ	オリバー S・SM-74ASCM・4 正円	豊岡総合センター
55061	1002020	ベンチ	オリバー S・SM-74ASCM・3 2凹タイプ	豊岡総合センター
56663	1011003	草刈機	やまびこ乗用モア RM831/B	豊岡総合センター
46205	1028011	仮設トイレ	非水洗トイレ TU-V1H(磐田天竜川グラウンド)	天竜川グラウンド
46212	1028011	仮設トイレ	簡易水洗トイレ TU-V1F4(磐田天竜川グラウンド)	天竜川グラウンド
46214	1028011	仮設トイレ	非水洗トイレ TU-V1H(磐田天竜川グラウンド)	天竜川グラウンド
46215	1028011	仮設トイレ	簡易水洗トイレ TU-V1F4(磐田天竜川グラウンド)	天竜川グラウンド

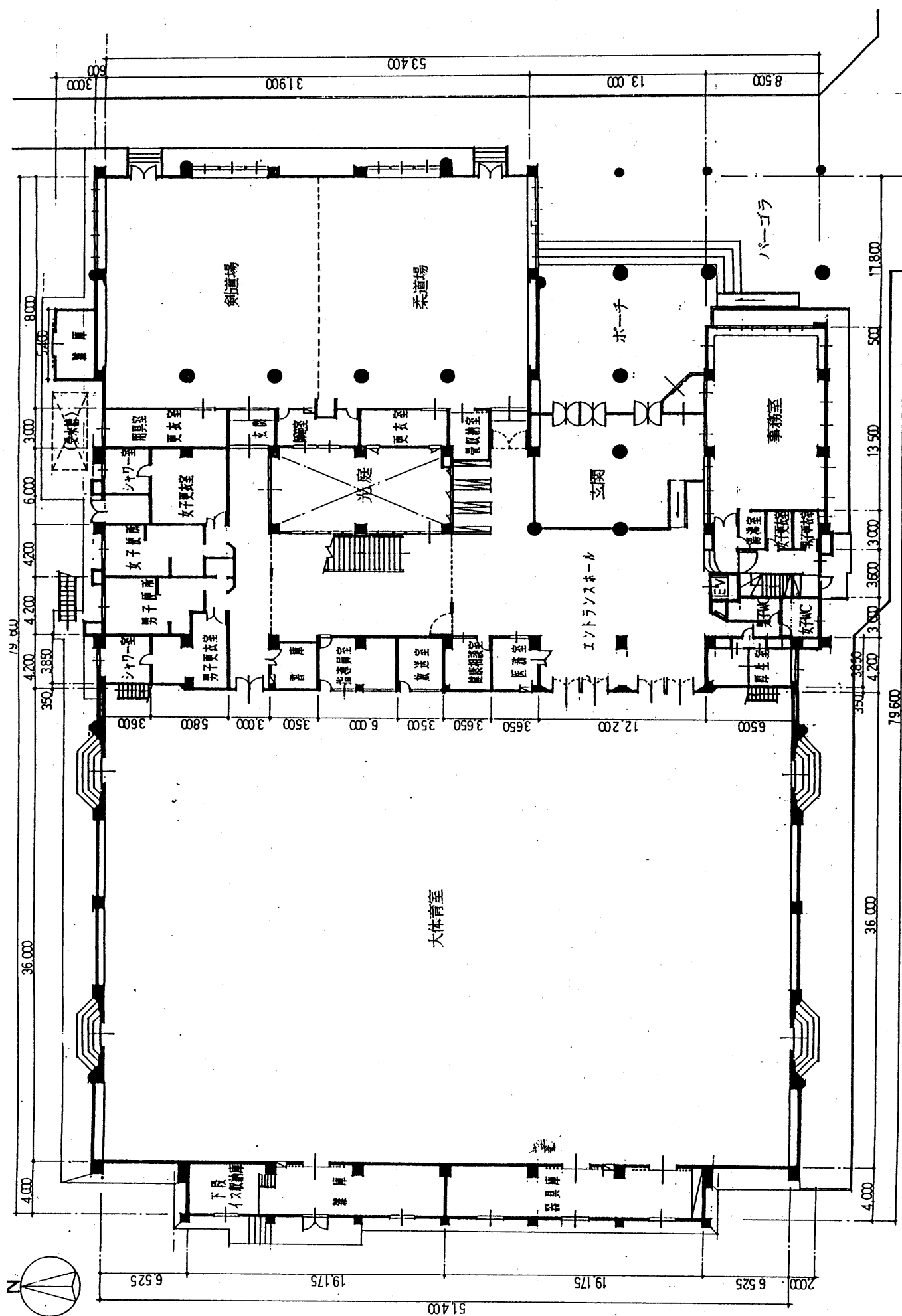
備品一覧(特記)

No.	種目	数量	備考
1	キンボール	2	ビブス、得点板込み2セット
2	フロート	3	各形状3セット
3	カラーリング	3	ストーンと的のセット
4	ペタボード	5	キューとディスクのセット
5	アキュラシー	2	的(リング)のみ
6	ディスクゲッターナイン	3	的のみ
7	バルバレー	3	ボール、ネット、支柱のセット
8	ファミリーバドミントン	10	ラケット3本セット
9	ペタンク	2	セット
10	ティボール	1	バット、ボール、ティー台、ベースのセット
11	タグラグビー	50	タグとベルトの総数50
12	グランドゴルフ	30	クラブとボールのセット
13	ドッチビー	15	枚
14	フリンゴ	3	クロスとボールのセット
15	Gボール	5	5種セット
16	ラダーゲッター	2	ラダーとボールのセット
17	モルック	3	セット
18	ボッチャ	7	セット
19	スカットボール	2	ボール、スティック、台のセット
20	ソフトフロアーホッケー	2	スティック12本、パック1つ、ゴール1組のセット
21	スポーツリバーシ	1	セット

磐田市総合体育館外24施設

施設図面一覧表

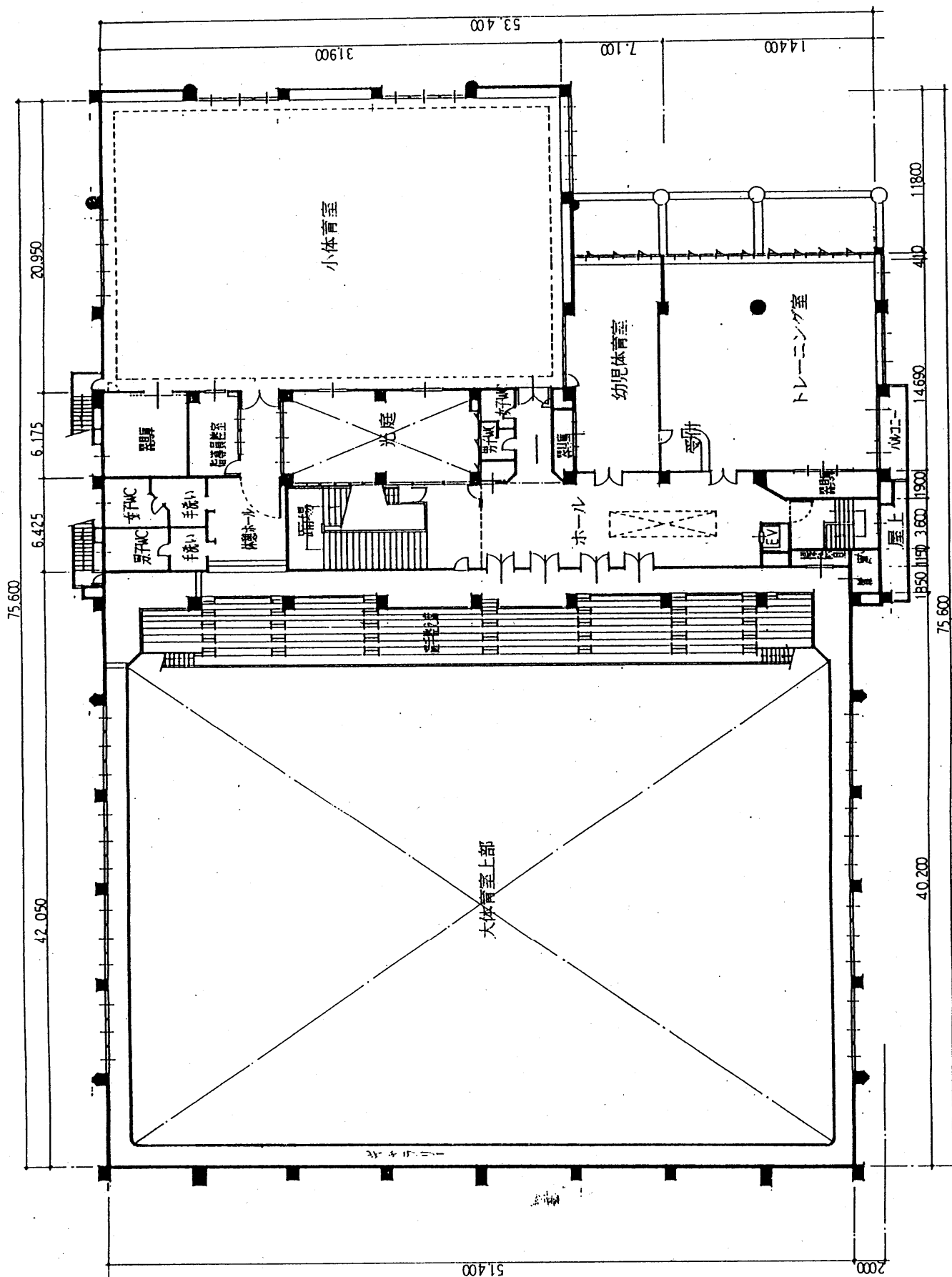
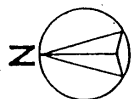
No.	施設名称	ページ 番号
1	磐田市総合体育館	37
2	磐田市陸上競技場	40
3	磐田弓道場	46
4	磐田かぶと塚公園グラウンド	47
5	磐田卓球場	48
6	磐田アーチェリー場	49
7	かぶと塚公園	51
8	磐田市竜洋体育センター	54
9	磐田城山球場	61
10	豊田野球場	66
11	磐田兎山公園野球場	71
12	兎山公園	72
13	磐田相撲場	74
14	磐田東大久保運動公園テニスコート	77
15	磐田東大久保運動公園グラウンド	77
16	磐田東大久保運動公園	82
17	磐田市豊岡体育館	84
18	磐田市豊岡野球場	94
19	磐田市豊岡テニスコート	104
20	磐田市豊岡多目的運動場	105
21	磐田市豊岡憩いの広場	106
22	磐田市豊岡グリーンボウル場	107
23	磐田市豊岡ふれあいの森	108
24	磐田天竜川グラウンド	109
25	豊岡天竜川グラウンド	111



1 階平面図 $S = 1 / 300$

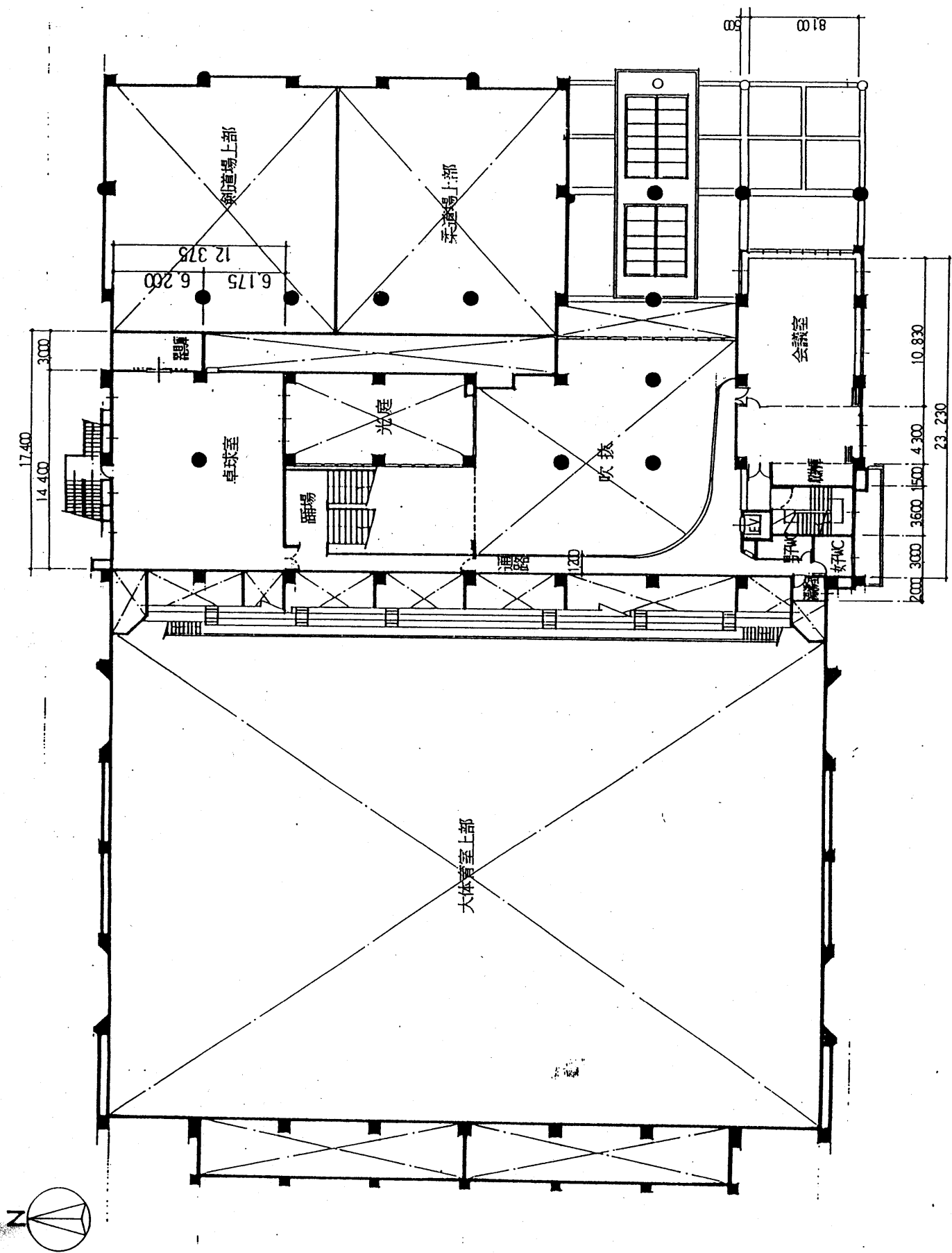
床面積 3700.09m²

延べ床面積 6060.67㎡



2 階 平 面 図 S = 1 / 3 0 0

床面積 1786.86㎡

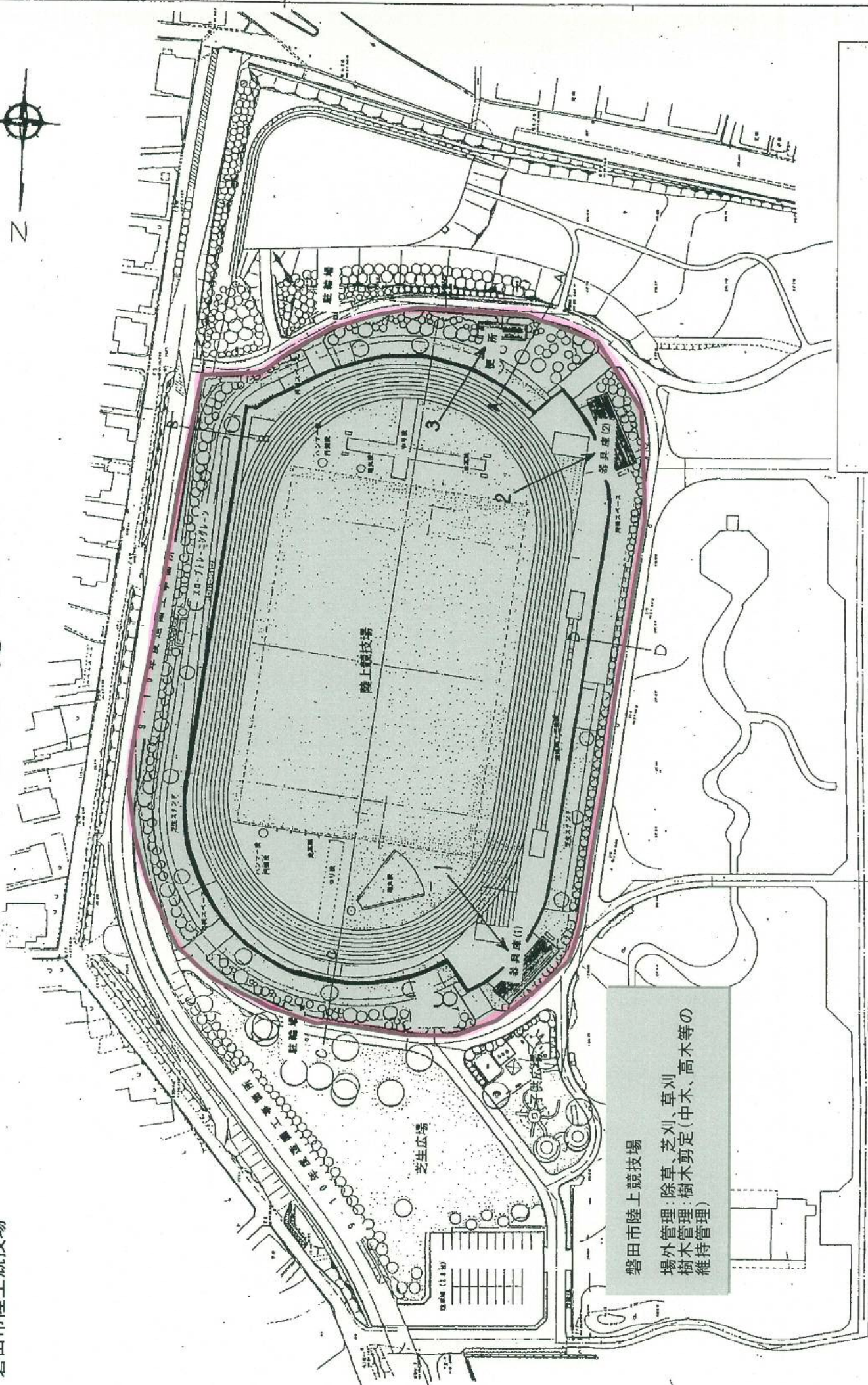


中 2 階 平 面 図 $S = 1 / 300$

床面積 467.45㎡

磐田市陸上競技場

平面図(建物配置図)



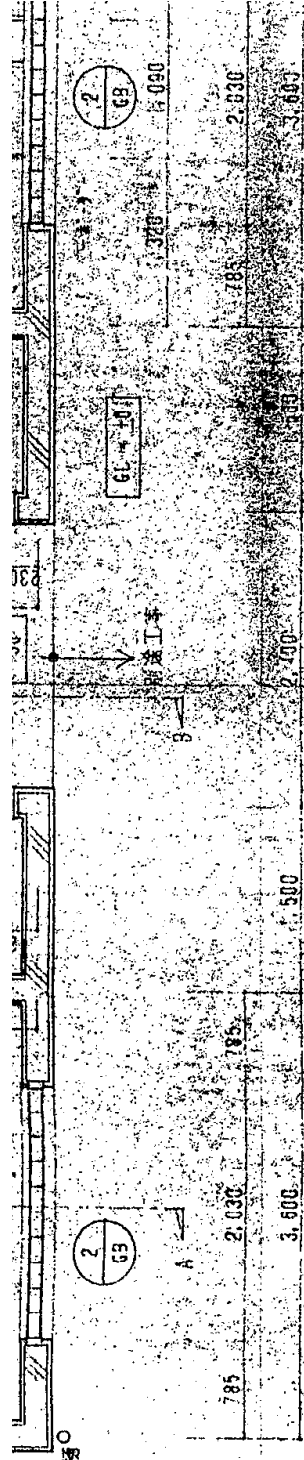
磐田市陸上競技場
場外管理: 除草、芝刈、草刈
樹木管理: 樹木剪定(中木、高木等の
維持管理)

磐田市陸上競技場 樹木	仕様・規格	数量	単位
1 エリア内樹木			
高木類			
タブノキ	C=20～30	1	本
アラカシ	C=20～30	1	本
〃	C=30～40	1	本
シラカシ	C=20～30	5	本
〃	C=30～40	1	本
ヤマモモ	C=15～20	1	本
〃	C=30～40	1	本
ヒイラギモクセイ	C=15～20	1	本
マテバシイ	C=20～30	1	本
ベニカナメモチ	C=30～40	1	本
ユズリハ	C=30～40	1	本
ズダジイ（シイノキ）	C=40～60	1	本
エノキ	C=80～100	2	本
〃	C=100以上	1	本
低木類			
ツツジ	（寄植）	23	m2
シロナワグミ	〃	53	m2
サツキ	〃	1.6	m2
アジサイ	H=0.8	8	株
2 エリア内樹木			
高木類			
マテバシイ	C=15～20	1	本
〃	C=20～30	1	本
クスノキ	C=60～80	1	本
ヒイラギモクセイ	C=15～20	2	本
シラカシ	C=20～30	4	本
ハナミズキ	C=20～30	1	本
ユズリハ	C=30～40	2	本
ヤマモモ	C=20～30	2	本
モチノキ	C=15～20	1	本
ホルトノキ	C=30～40	2	本
ズダジイ（シイノキ）	C=20～30	1	本
〃	C=30～40	1	本

3 エリア内樹木				
高木類				
タブノキ	C=30～40	6	本	
	C=40～60	1	本	
	C=60～80	1	本	
コブシ	C=30～40	2	本	
シラカシ	C=15～20	2	本	
	C=20～30	14	本	
	C=30～40	15	本	
	C=40～60	1	本	
モチノキ	C=15～20	6	本	
	C=20～30	1	本	
ユズリハ	C=15～20	3	本	
	C=20～30	5	本	
	C=30～40	2	本	
ヤマモモ	C=15～20	1	本	
	C=20～30	4	本	
	C=30～40	5	本	
	C=40～60	3	本	
ホルトノキ	C=30～40	1	本	
マテバシイ	C=15～20	3	本	
	C=20～30	5	本	
クスノキ	C=40～60	7	本	
	C=60～80	3	本	
	C=80～100	2	本	
シイノキ	C=20～30	1	本	
	C=30～40	3	本	
ツバキ	C=15～20	2	本	
ヒイラギモクセイ	C=15～20	4	本	
ベニカナメモチ	C=30～40	2	本	
マテバシイ	C=20～30	2	本	
ベニカナメモチ	C=20～30	5	本	
ナツツバキ	C=15～20	1	本	
カツラ	C=40～60	1	本	
エノキ	C=100以上	2	本	

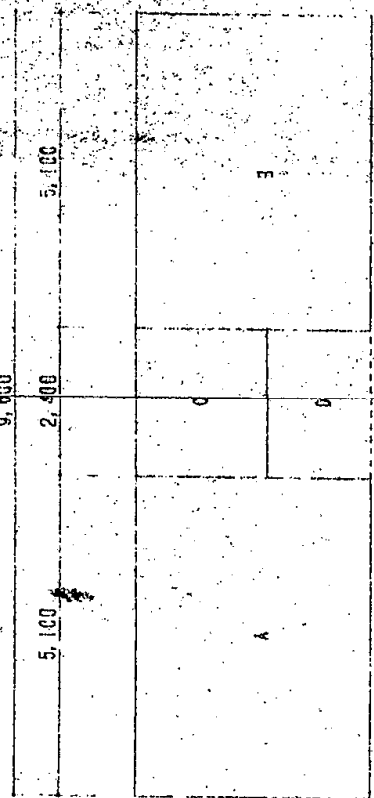
3 エリア内樹木				
低木類				
ユキヤナギ（寄植）	H=1.2未満	53	m2	
ツツジ（寄植）	H=1.2未満	47	m2	
シモツケ（寄植）	H=1.2未満	5.4	m2	
サツキ（寄植）	H=1.2未満	22.5	m2	
4 エリア樹木				
高木類				
ムクゲ	C=30～40	1	本	
ホルトノキ	C=20～30	6	本	
	C=40～60	1	本	
	C=80～100	1	本	
モチノキ	C=15～20	8	本	
ヒイラギモクセイ	C=15～20	11	本	
カシノキ	C=15～20	13	本	
	C=20～30	12	本	
	C=30～40	4	本	
ユズリハ	C=15～20	3	本	
	C=20～30	8	本	
マテバシイ	C=15～20	5	本	
	C=20～30	1	本	
	C=30～40	2	本	
タブノキ	C=15～20	4	本	
	C=30～40	2	本	
クスノキ	C=15～20	2	本	
	C=20～30	2	本	
	C=30～40	1	本	
	C=60～80	1	本	
ナンキンハゼ	C=80～100	4	本	
ツバキ	C=15～20	2	本	
サクラ	C=60～80	3	本	
	C=80～100	1	本	
エノキ	C=100以上	3	本	

4 エリア内樹木				
低木類				
ツツジ（寄植）	H=1.2未満	2.5	m2	
生垣				
アベリア生垣	H1.2～2.5	22.5	m	
レンギョウ生垣	H=1.2未満	58	m	
5 エリア樹木				
高木類				
エノキ	C=60～80	1	本	
	C=100以上	2	本	
低木類				
ツツジ（寄植）	H=1.2未満	15	m2	
サツキ（寄植）	H=1.2未満	72	m2	
サツキ（寄植）	H=1.2未満	12	m2	



3.
屋外便所求積図

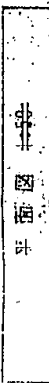
平面図 1:100



求積図 1:100

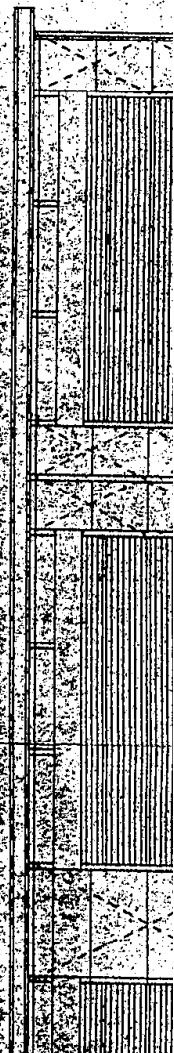
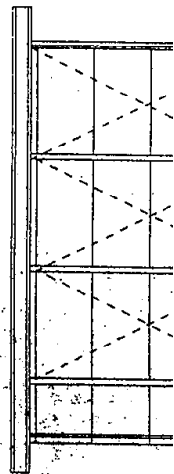
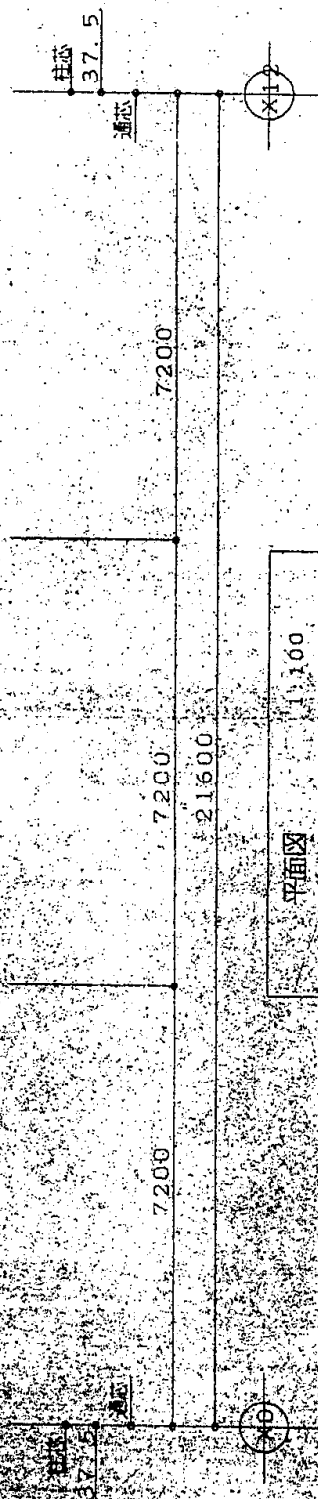
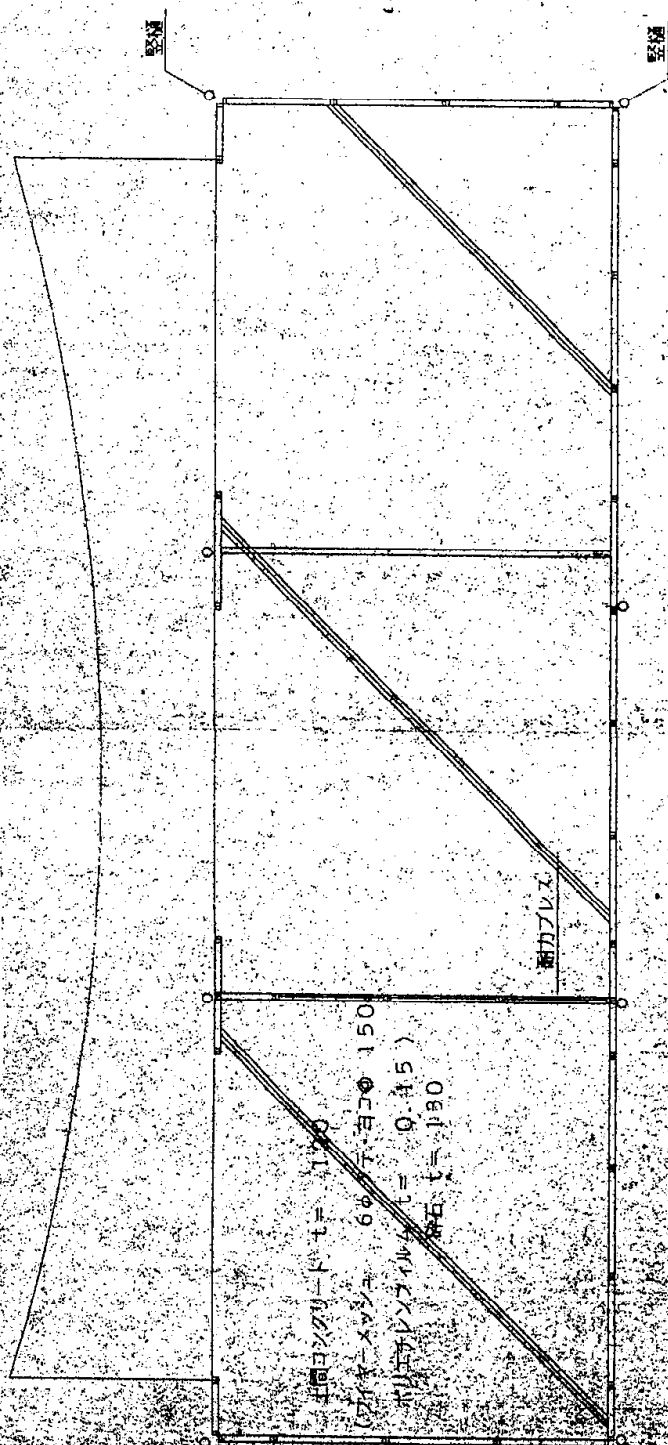
男子便所	5,100 × 3,800 = 19,38 m ²
女子便所	5,100 × 3,800 = 19,38 m ²
身障者便所	2,400 × 2,130 = 5,11 m ²
延面積	A + B + C 19,38 + 19,38 + 5,11 = 43,87 m ²
建築面積	A + B + C + D 12,500 × 3,800 = 47,88 m ²

屋外便所平面図

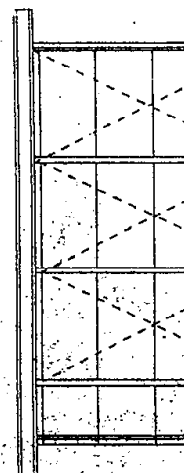


1.

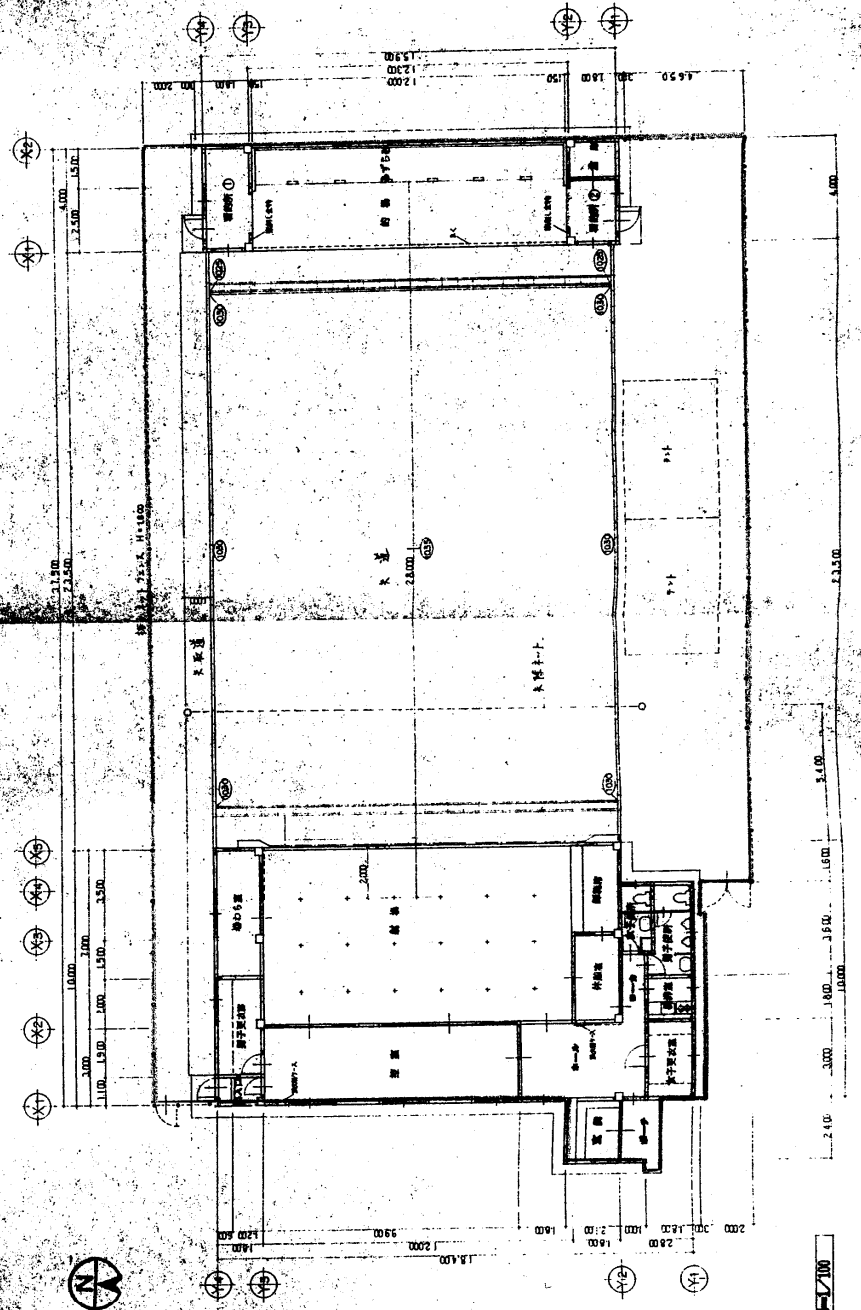
器具庫 (1) 平面図



2. 器具庫(2)平面図



磐田市営弓道場



建築面積	17,200
13.00 x 1.25	16,250
2.40 x 1.00	2,400
合計	18,650

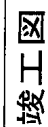
建築面積	53,000
------	--------

建築面積	15,500
15.50 x 10.00	15,500
2.40 x 2.40	5,760
2.40 x 2.10	5,040
合計	26,300

建築面積	15,300
15.30 x 1.00	15,300

工務名 株式会社 磐田市営弓道場建設工事 設計図
 図面名 平面図
 図面番号 01

中 間 図 5-1/100

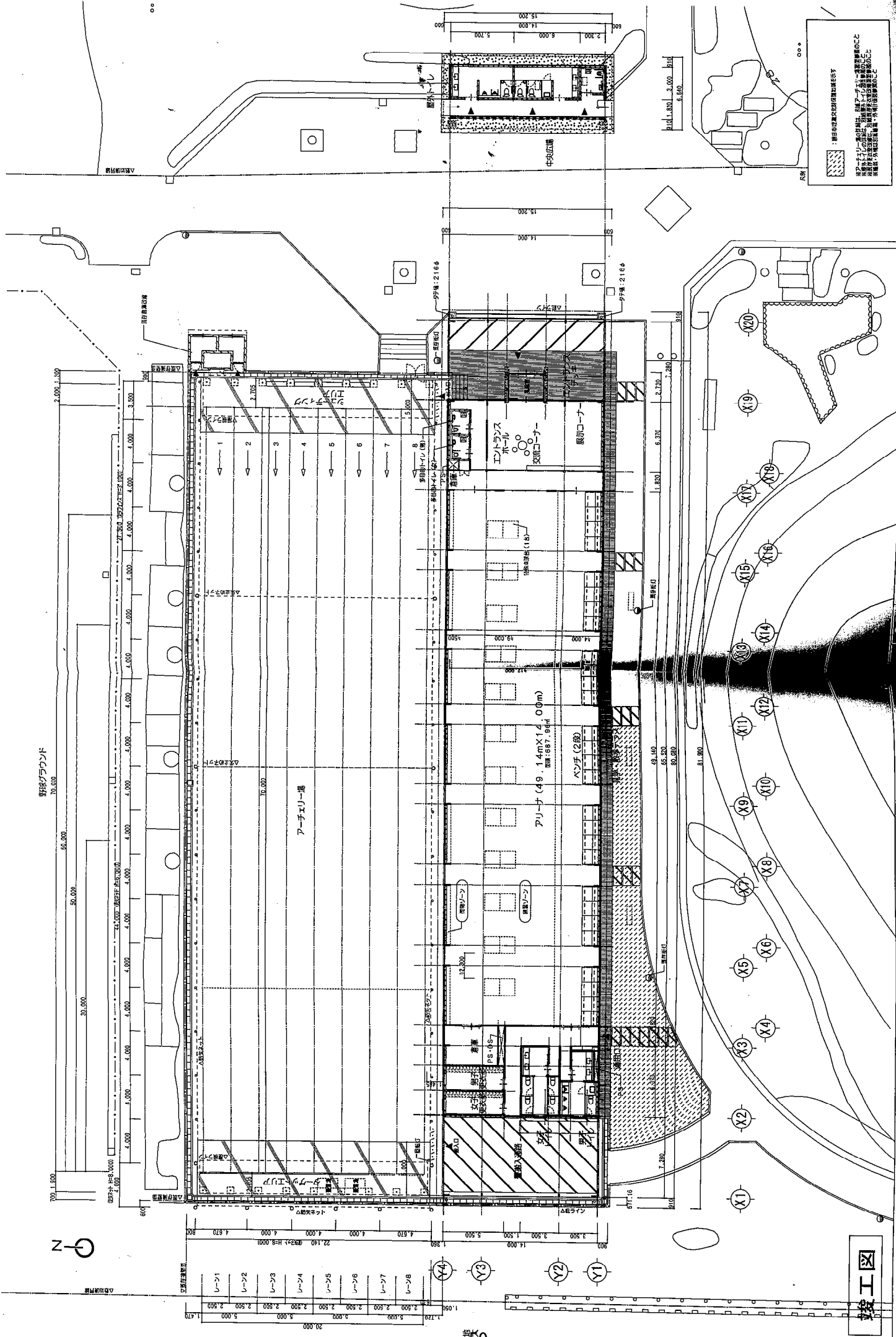




- ☐ : 鋼表エリア① (透水活性スファル・舗装)
☒ : 鋼表エリア② [コンクリート金ゴデ上]
☐ : 整地エリア [既存地盤強化]
☒ : レーン境界・路肩指示ペン [測圖用]
☐ : 既存構造物の向き □ 築設改修仕様

- ： 新ネット支柱はφ90 [コンクリートポールφ90-200]
○： 新ネット支柱はφ100 [コンクリートポールφ100-200]
※止めネットは、使用時外へ強風時は地面まで下ろすこと。
※施工前に敷地面積を正確に算出、位置・高さを
既設の上壁で定めておく。

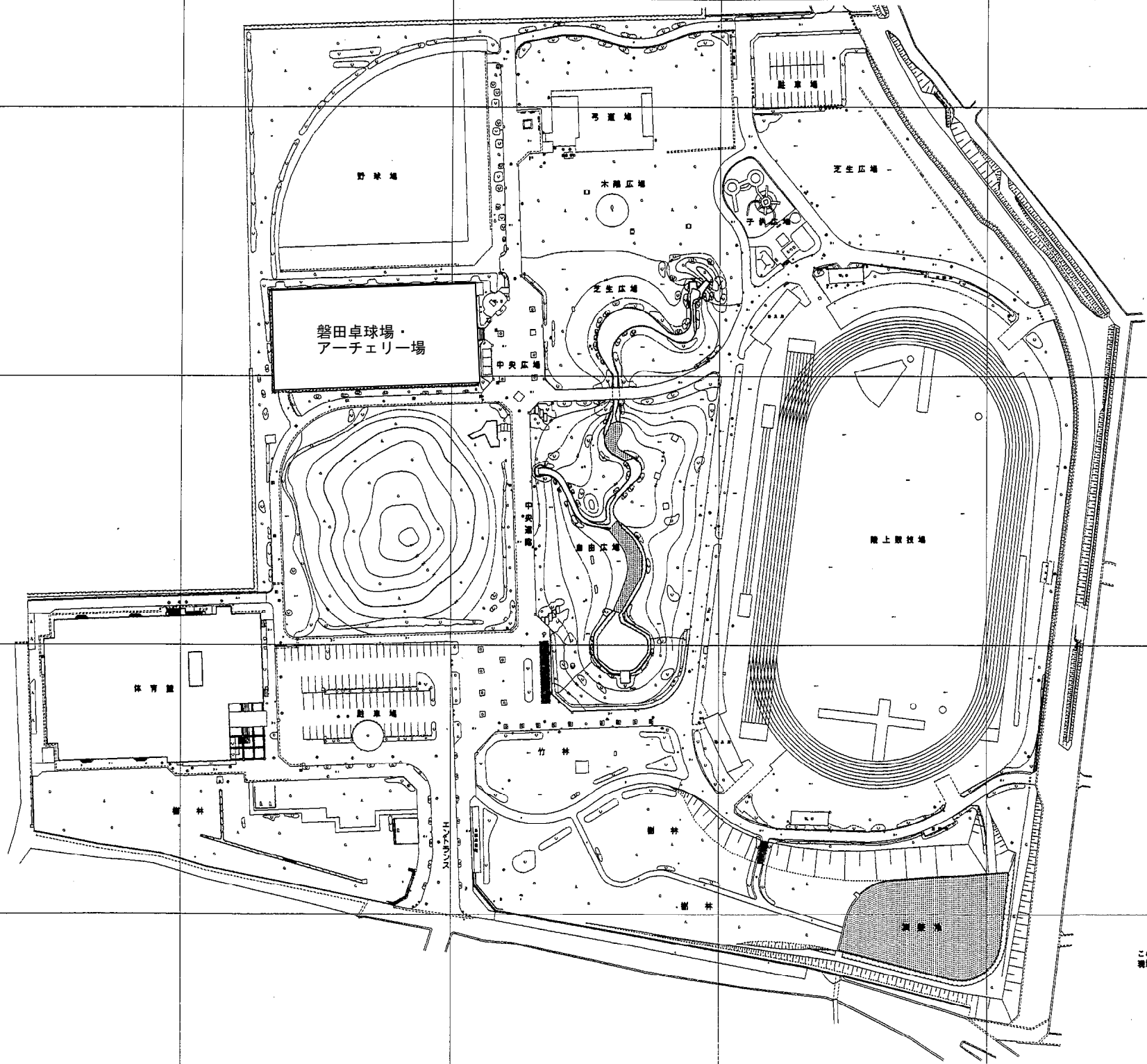
竣工图



竣工圖

渡辺隆建築設計事務所

平成29年度卓球場・ア－テ－リ－場建設工事【建築】	図面	AT-01
配置平面図	図名	図面番号
1/150 (A1)	縮尺	217.03.21
1/300 (A3)		



この地図は、市蔵の資料より転写したものであり、
現地とは異なる箇所が存在する。

図名	平成13年度 かぶと郷公園 公園整備計画図
図号	かぶと郷公園 公園整備計画図
工事箇所	磐田市見付地区内
図も	平面図
図面番号	図面内 図尺 1:500

[illegible]

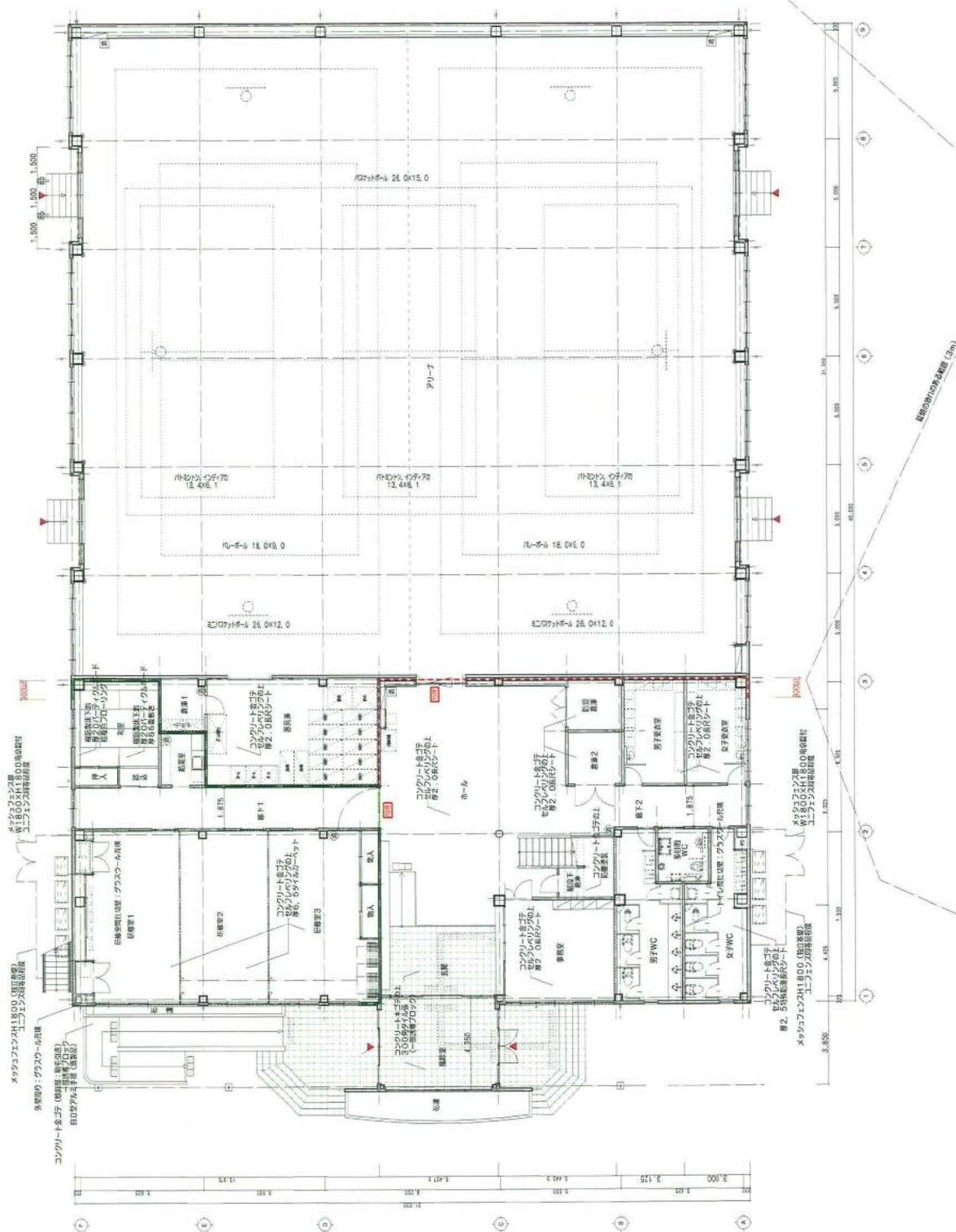
建設率調査

公園名											番号	A-31	作成年月日	平成18年4月1日	備考
施設の種類の種類		建築物の名称	棟数	建築面積 (㎡)	建築率	許容建築率及び 許容建築面積					備考				
一般施設	休養施設	四阿、パゴラ、ベンチ他	1式												
	遊戯施設	コンパネーション遊具	1式												
		スプリング遊具	1式												
	教養施設	兜塚古墳 100名	1基								県下有数の古墳。しかし盗掘で埋葬物は皆無と言われている				
	便益施設	便所(2)、水飲み場(2)、駐車場	1式								駐車場 102台(大型バスは無、入り口付近に縦列駐車)				
	管理施設	外柵、車止め、物置外	1式								照明灯、標示板				
	その他	植栽	1式								別紙明細参照(自生、植栽)				
	小計					% ㎡									
特例施設	運動施設	ソフトボール場、テニスコート、体育館、弓道場	1式								建築、工作物等詳細別紙				
	動物園	体育館	(18)	3,796.00											
	植物園	陸上競技場		17,867.00											
	図書館	777式(777式)		5,080.00											
	陳列館	弓道場		816.50											
	遺跡等	テニスコート		2,888.00	H28.4.1廃止										
	その他			30,447.50											
	小計					% ㎡									
	合計					% ㎡									
	運動施設面積の割合						運動施設許容率及び許容面積					備考			
敷地面積 ×100															
開園面積						≒ 28.51 (%)									
×						容積率									
×						容積面積									



竜洋体育センター樹木	仕様・規格	数量	単位
1 エリア樹木			
ナギノキ	C=30～40	1	本
サツキ	H=1.0未満	4	m2
2 エリア樹木			
クスノキ	C=60～80	1	本
サツキ	H=1.0未満	10	m2
3エリア樹木			
苗花類のみ			
4エリア樹木			
サツキ（寄植）	H1.2＝未満	1.5	m2
5 エリア樹木			
サツキ（寄植）	H1.2＝未満	4.1	m2
6エリア樹木			
サクラ	C=15～20	1	本
サザンカ	C=15～20	2	本
ツツジ（寄植）	H1.2＝未満	13	m2
7エリア樹木			
サザンカ	C=15～20	1	本
ツツジ（寄植）	H1.2＝未満	5	m2
8 エリア樹木			
ツツジ（寄植）	H1.2＝未満	5	m2
9 エリア樹木			
カシノキ	C=80～100	2	本
サクラ	C=80～100	2	本
ツツジ（寄植）	H1.2＝未満	25.5	m2
ドウダンツツジ（寄植）	H1.2＝未満	7.8	m2
1 0 エリア樹木			
カシノキ	C=40～60	1	本
	C=80～100	2	本
ナギノキ	C=15～20	1	本
	C=20～30	1	本
ツツジ（寄植）	H1.2＝未満	3.8	m2
ドウダンツツジ（寄植）	H1.2＝未満	16.5	m2
1 1 エリア樹木			
サザンカ	C=15～20	12	本
	C=20～30	5	本
ツツジ（寄植）	H1.2＝未満	63	m2

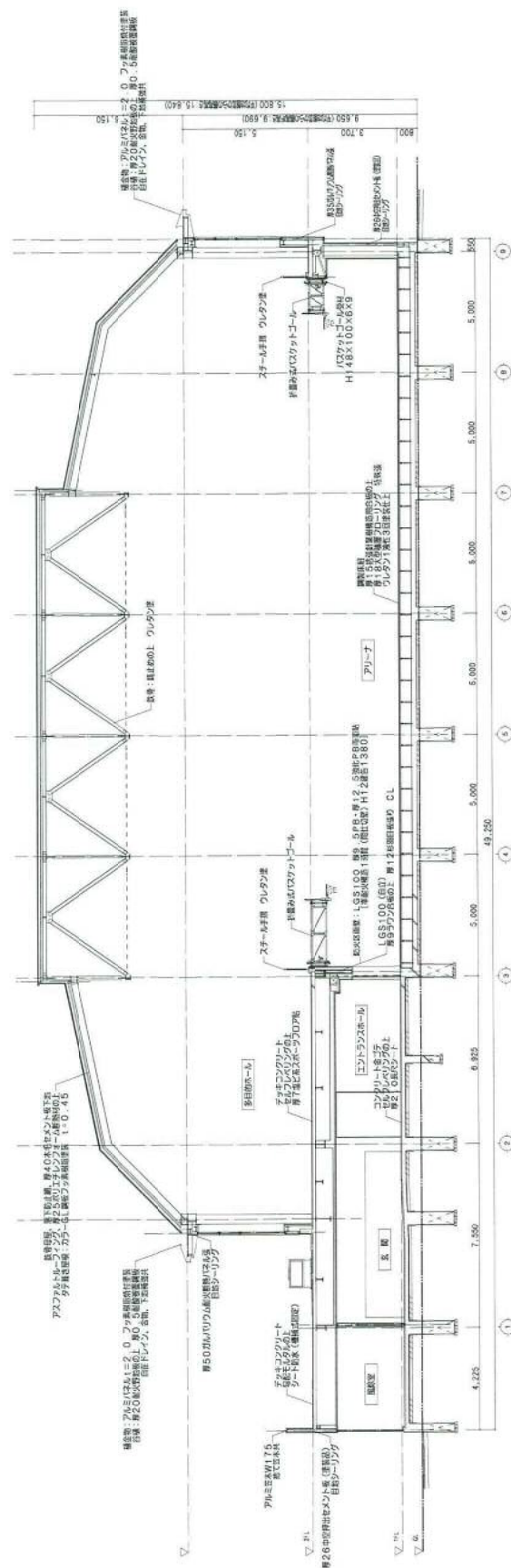
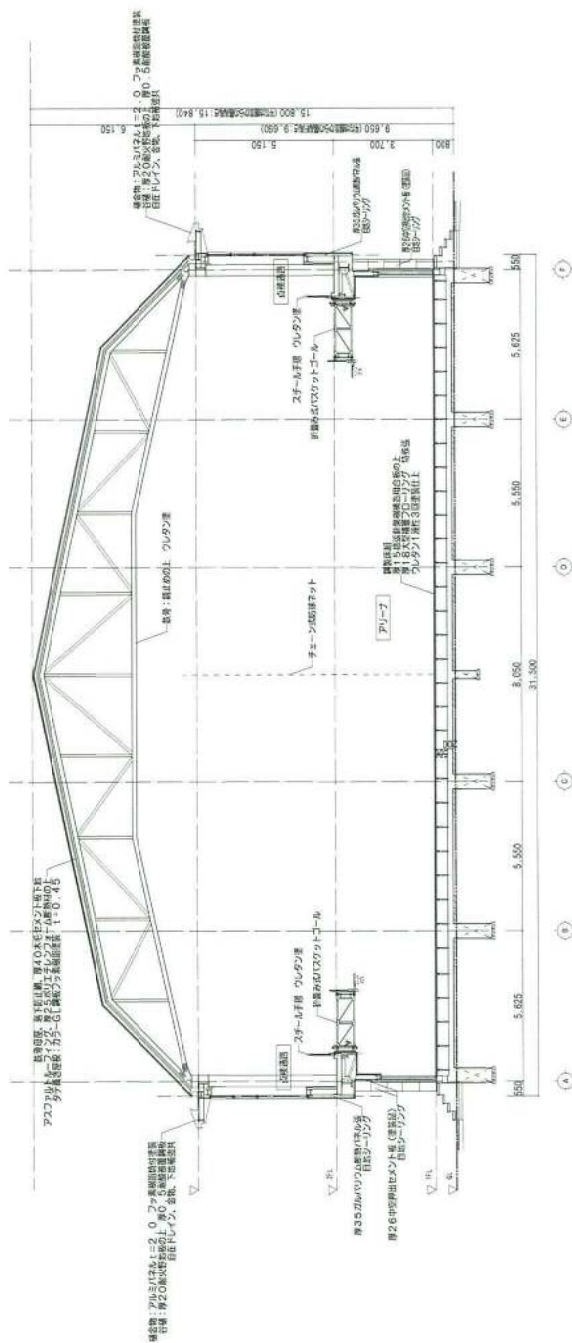
1 1 エリア樹木			
サクラ	C=15～20	2	本
	C=20～30	1	本
	C=40～60	3	本
	C=80～100	3	本
1 2 エリア樹木			
サクラ	C=20～30	3	本
	C=30～40	3	本
	C=40～60	4	本
	C=60～80	7	本
サザンカ	C=15～20	8	本
	C=20～30	6	本
ツツジ（寄植）	H1.2＝未満	6.5	
1 3 エリア樹木			
サクラ	C=15～20	3	本
	C=20～30	1	本
	C=60～80	3	本
	C=80～100	1	本
サザンカ	C=15～20	13	本
	C=20～30	1	本
ツツジ（寄植）	H1.2＝未満	58	
1 4 エリア樹木			
サクラ	C=30～40	1	本
	C=40～60	2	本
	C=60～80	1	本
	C=80～100	1	本
サザンカ	C=15～20	14	本
ナギノキ	C=20～30	1	本
ツツジ（寄植）	H1.2＝未満	70	
1 5 エリア樹木			
ツツジ（寄植）	H1.2＝未満	12.8	m2
レッドロビン（生垣）	H1.2～2.5	19.5	m
1 6 エリア樹木			
サクラ	C=40～60	2	本
	C=60～80	3	本
サザンカ	C=20～30	4	本



✓	✓
---	---

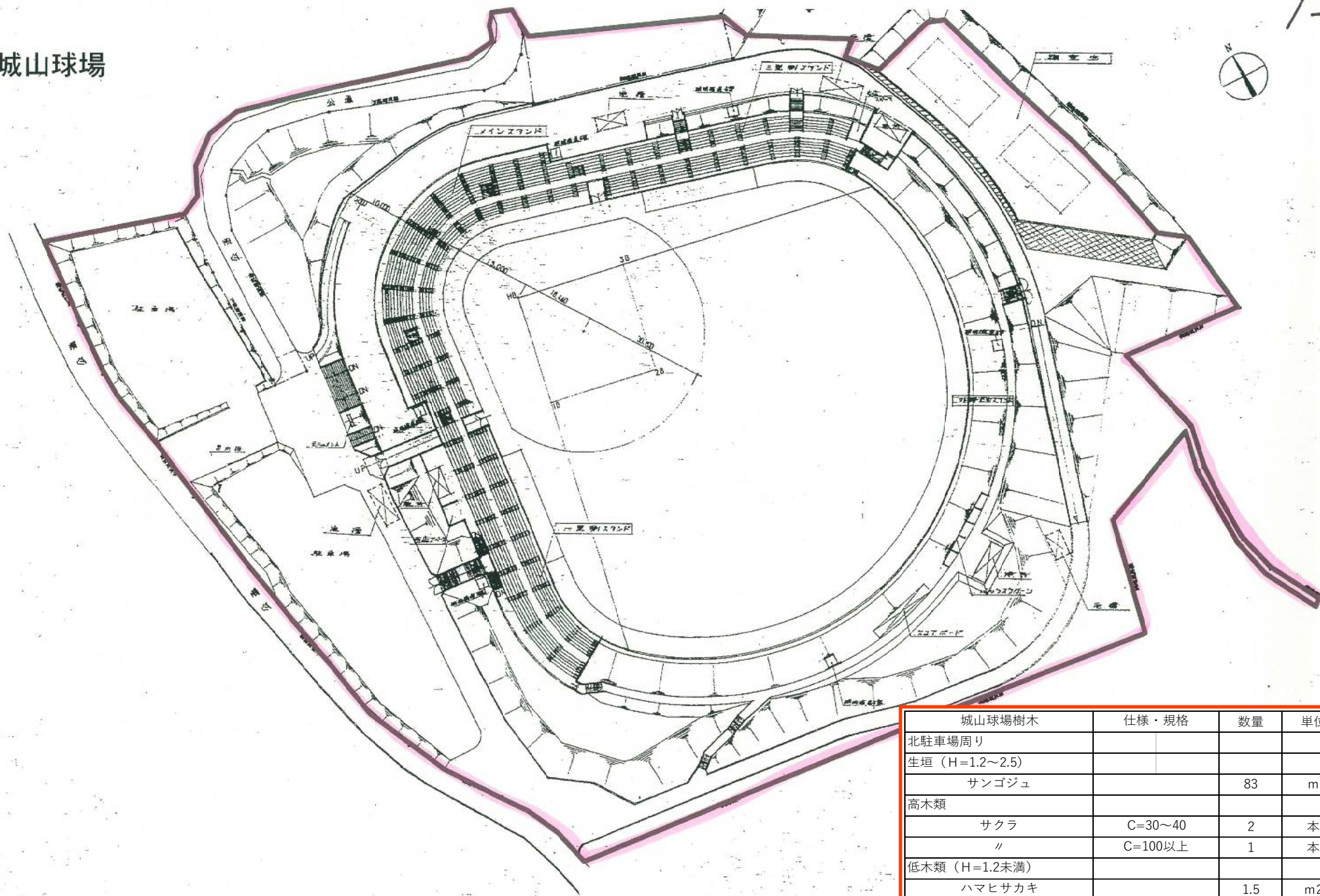
[illegible]



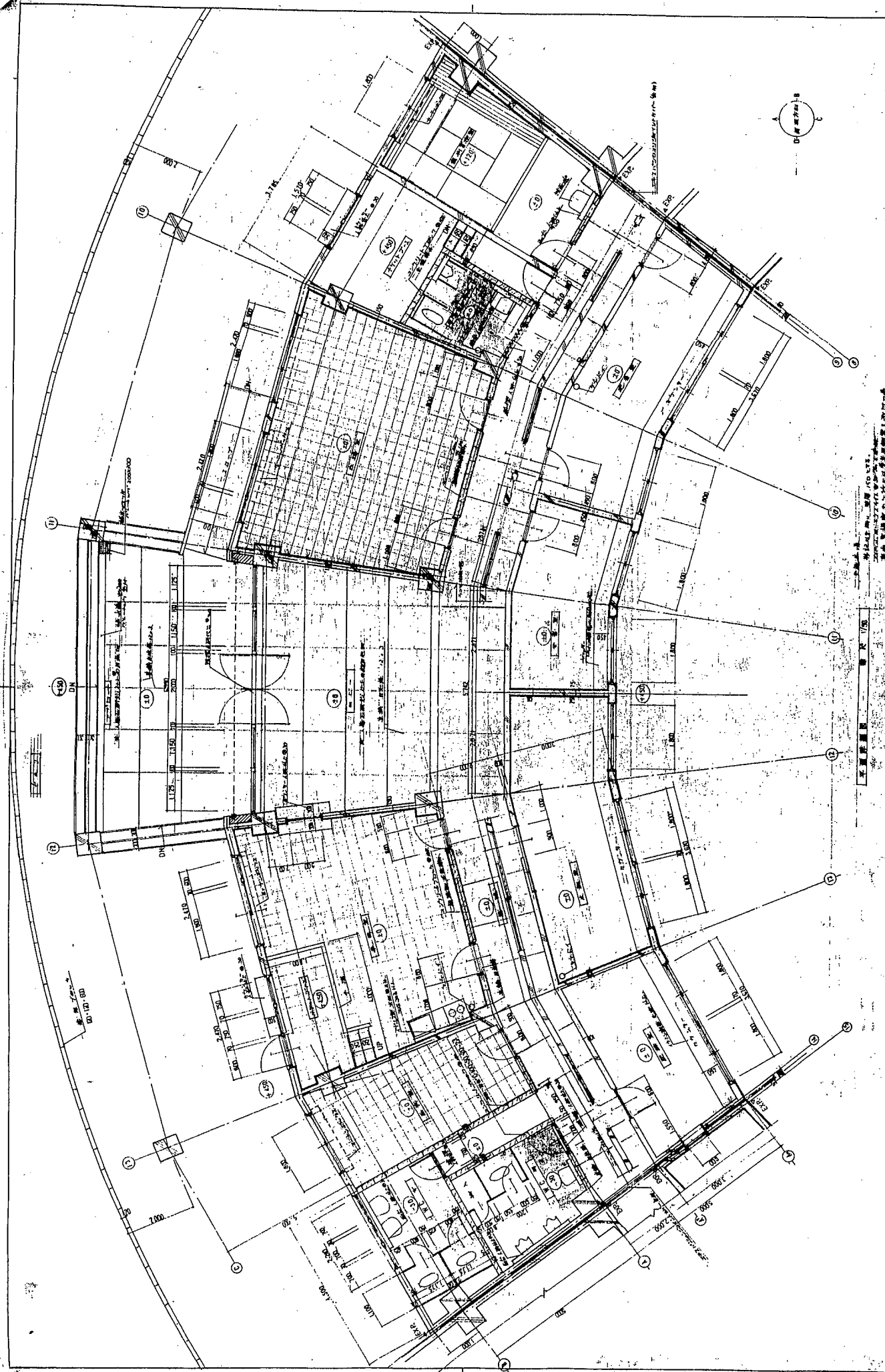




城山球場



城山球場樹木	仕様・規格	数量	単位
北駐車場周り			
生垣 (H=1.2~2.5)			
サンゴジュ		83	m
高木類			
サクラ	C=30~40	2	本
〃	C=100以上	1	本
低木類 (H=1.2未満)			
ハマヒサカキ		1.5	m2
南駐車場周り			
生垣 (H=1.2~2.5)			
サンゴジュ		25	m
高木類			
ヒノキ	C=60~80	7	本



長谷川建築設計事務所		平面図		A-16		1/50	
一般建築士事務所		A-16		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	
A-16		1/50		1/50		1/50	

[illegible]

–66–

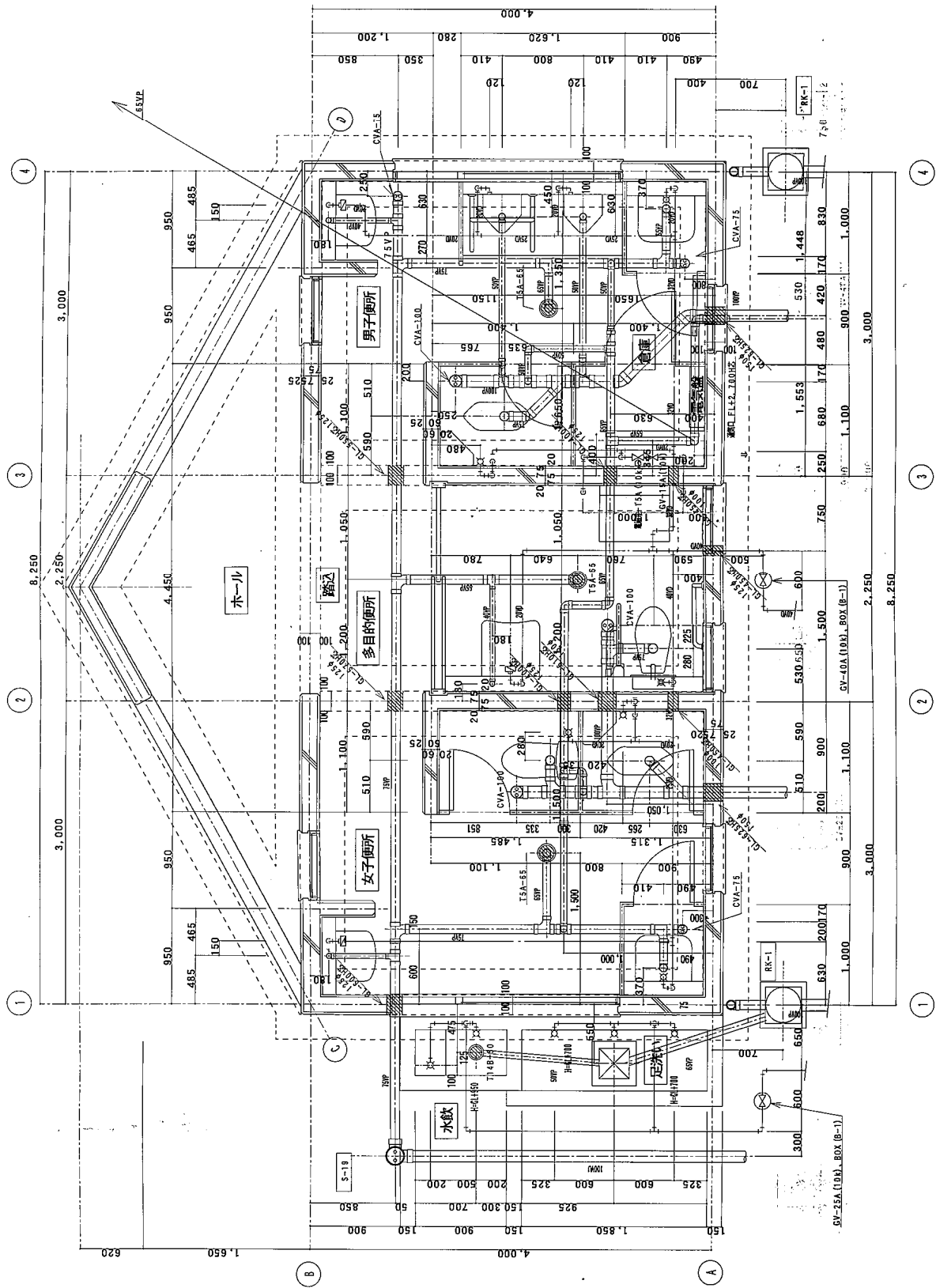
男子用設備表	
照明設備	GC-8528M
空調設備	DT-570XCH32, CF-32H
水・小機	AWU-807AMP (100V)
配電盤	KF-701W1
配電盤	L-132C (自働機)
配電盤	AM-40U (100V)
配電盤	LF-4PA (P1577)
配電盤	KF-3545AE (355x457)
配電盤	S-202A
配電盤	LF-7E-19-TK1, SF-205AF

多目的用設備表	
照明設備	C-5K (自働機77x25)
空調設備	OK-2817, OK-15TA
水・小機	CF-39AK, CF-4AW, CF-32H
配電盤	KF-470L (700)
配電盤	KF-820WIL (600)
配電盤	L355APB (自働機)
配電盤	AM-40U (100V)
配電盤	LF-97FA (P1577)
配電盤	KF-4550Z
配電盤	KFA-21

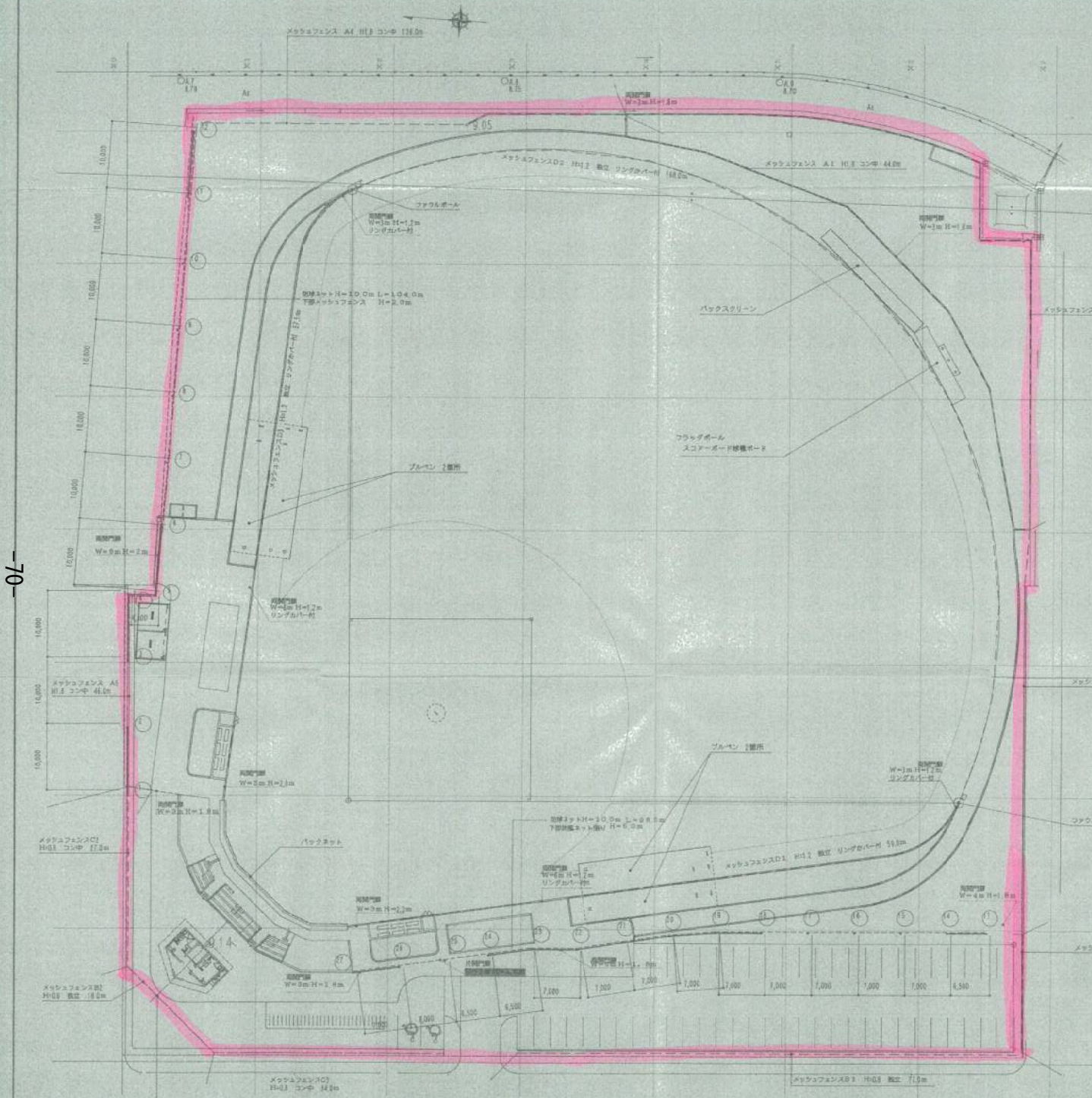
女子用設備表	
照明設備	GC-8528M
空調設備	DT-570XCH32, CF-32H
水・小機	BC-220S, DT-3520H48
配電盤	CF-39AK, CF-32H
配電盤	L-132C (自働機)
配電盤	AM-40U (100V)
配電盤	LF-4PA (P1577)
配電盤	KF-3545AE (355x457)
配電盤	S-202A
配電盤	LF-7E-19-TK1, SF-205AF

水・小機設備表	
水・小機	LF-76R2-13 (GL4900H)
水・小機	LF-76R2-13 (GL4900H)
水・小機	DF-38 (GL4700H)

足浴機設備表	
足浴機	LF-7R-13 (GL4700H)



工事名	114 一宮グランド内施設整備工事 (機電設備)	作図	校印	捺印	図
図名	(機電設備) 公共施設内設備配置図	1/20	図	図	図
図	図	図	図	図	図



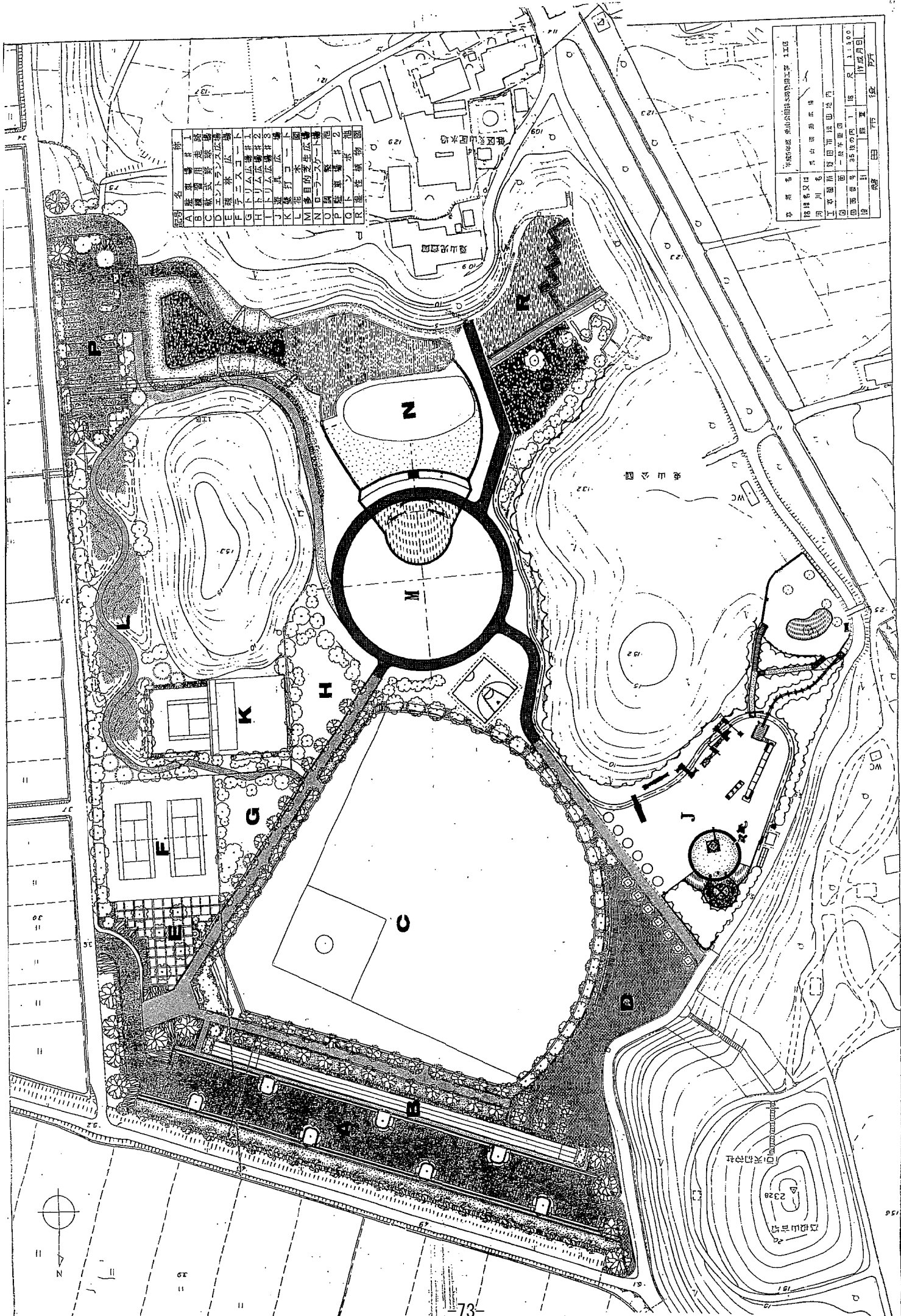
豊田野球場	仕様・規格	数量	単位
高木類			
ズダジイ	C=40~60	1	本
	C=60~80	2	本
	C=80~100	3	本
	C=100以上	1	本
クスノキ	C=30~40	1	本
	C=40~60	1	本
	C=60~80	2	本
	C=80~100	6	本
モチノキ	C=20~30	1	本
	C=30~40	2	本
クヌギ	C=60~80	8	本
ヤマモモ	C=20~30	1	本
	C=30~40	1	本
	C=60~80	2	本
	C=80~100	2	本
ケヤキ	C=40~60	2	本
	C=60~80	1	本
	C=80~100	1	本
ナンキンハゼ	C=40~60	3	本
	C=60~80	4	本
	C=80~100	1	本
カシノキ	C=80~100	1	本
モミジ	C=20~30	5	本
	C=30~40	2	本
	C=40~60	1	本
サクラ	C=30~40	2	本
カクレミノ	C=20~30	3	本
モッコク	C=15~20	25	本
	C=20~30	2	本
低木類			
ツツジ (寄植)	H1.2=未満	105	m2
クチナシ (寄植)	H1.2=未満	6.5	m2
カンツバキ	H=1.0未満	60	株

都市公園台帳

ふりがな		うさぎやまこうえん		番号		A-18		作成年月日		昭和51年12月13日	
都市公園の名称 (都市計画公園名)		兎山公園 ()		所在地		磐田市鎌田2262		開設 年月日		昭和44年8月1日	
昭和40年		鎌田神明宮所有地の一部(山林:約20060㎡)を無償にて借受、県の補助を受け児童遊園として整備									
昭和43年		兎山児童館(鉄骨造、A=198.28㎡)建築、児童福祉法に基づく児童厚生施設として認可を受け供用開始									
昭和51年		市街化調整区域の指定、都市公園法に基づく公告									
平成元年度		公園化構想の策定、教育委員会社会体育課の所管事業として計画、児童遊園便所改築									
平成3年度		運動広場整備事業基本実施設計									
平成6年度		実施計画承認申請・県費補助・敷地造成・調整池整備・排水設備									
平成7年度		測量・設計、多目的広場・芝張・管理施設・排水設備・園路広場・便益施設・管理施設・運動施設									
平成7年度		休養施設・修景施設・遊戯施設・雨水排水設備・建築・電気設備・機械設備・植栽・グラウンド施設・排水施設									
平成12年度		給水施設・附帯施設・公園整備・造成・グラウンド施設・照明灯整備・駐車場整備・サービス・スレージ整備									
平成13年度		グリーンバンク事業、供用開始									
平成14・15年度		北側よりの進入路拡幅改良									
平成16年度		児童遊園トイレ改修(給水施設・排水設備・電気設備)									

都市計画関係		計 画 決 定		事 業 認 可		法 令		年 月 日		適用関係		
告示年月日	告示番号	計画番号	面 積	備 考	告示年月日	告示番号	計画番号	面 積	備 考	児童福祉法	S41.2.11	児童厚生施設認可
										都市計画法	S51.10.12	市街化調整区域
										都市公園法	S51.12.13	都市公園の公告
										"	H7.3.31	"
										"	H13.9.19	"

開設または変更の 年 月 日		公 告 年 月 日		開 園 面 積 (増△減) ha		土 地 所 有 別 面 積		土 地 所 有 者		公園管理者 の有する権原		備考(権原取得の経緯等)	
						分 類							
昭和41年2月11日 昭和44年8月1日		昭和51年12月13日		2.00 ha		市 有 地 国・県有地 その他()		磐田市		所有権		借地 47,855㎡ ※借地面積は登記簿面積とす るものの、部分借地については 実測面積。	
平成7年3月31日		平成7年3月31日		4.14 ha (+2.14)		市 有 地 国・県有地 その他()		磐田市		所有権		2262-6:山林 19,315㎡の内、 有償面積 2820.22㎡ 月額 44,650円×10年 (H17.11.1~H27.10.31)	
平成13年9月19日		平成13年9月19日		5.62 ha (+1.48)		市 有 地 国・県有地 その他()		磐田市		所有権			
平成19年3月				5.62 ha		市 有 地 国・県有地 その他()		磐田市		所有権			



記号	名
A	花車
B	花車
C	花車
D	花車
E	花車
F	花車
G	花車
H	花車
I	花車
J	花車
K	花車
L	花車
M	花車
N	花車
O	花車
P	花車
Q	花車
R	花車
S	花車
T	花車
U	花車
V	花車
W	花車
X	花車
Y	花車
Z	花車

項目	内容
設計者	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
監理者	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
施工者	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
竣工日	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
図面番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
図面枚数	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
縮尺	1:1,500
作成日	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
確認者	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
確認日	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

磐田市営相撲場

昭和51年8月1日落成

施設の概要

場 所 磐田市国府台（久保町）19

上 野 公 園 内

敷 地 面 積 公園敷地 6,986㎡

建 物 面 積 上 屋 32.26㎡

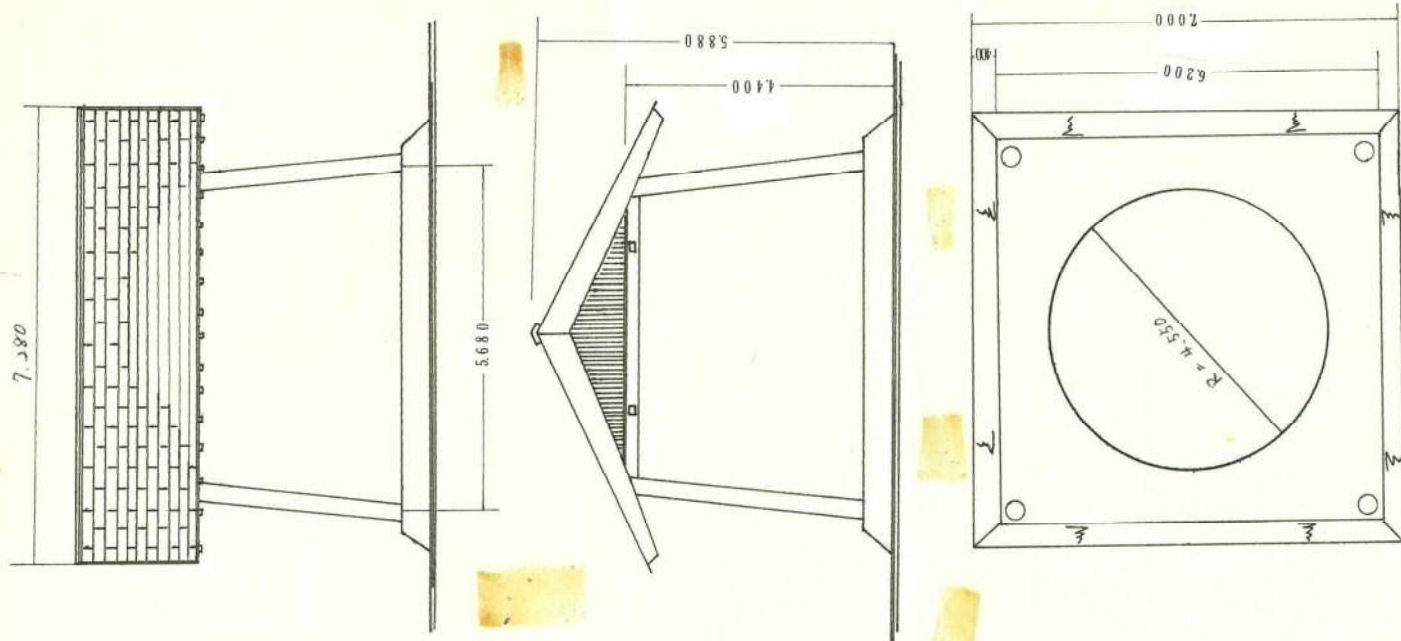
工 事 費 約 1,800,000円

工 期 着 工 昭和51年6月16日

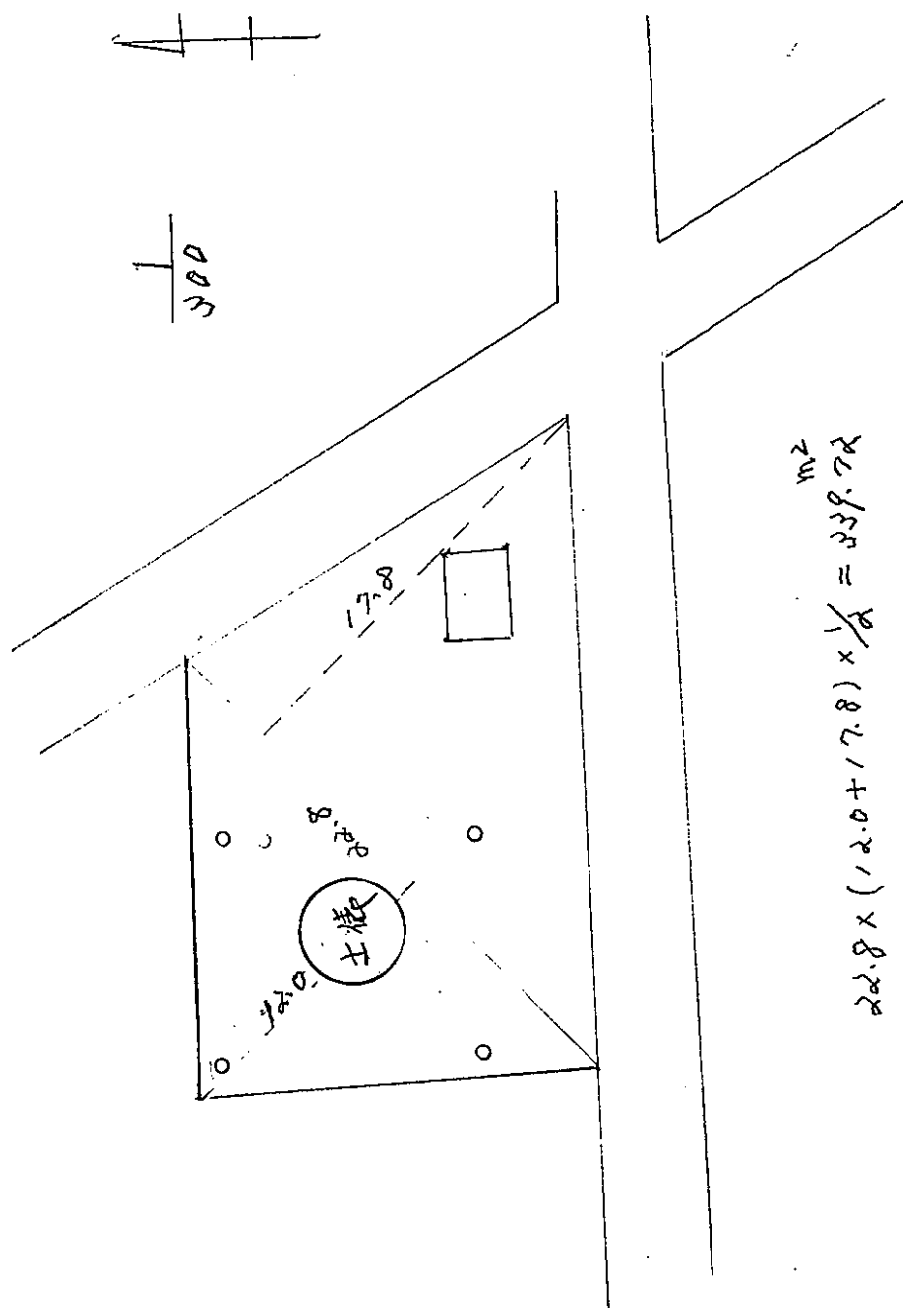
完 工 昭和51年7月20日

設 計 磐田市役所都市計画課・都市整備課

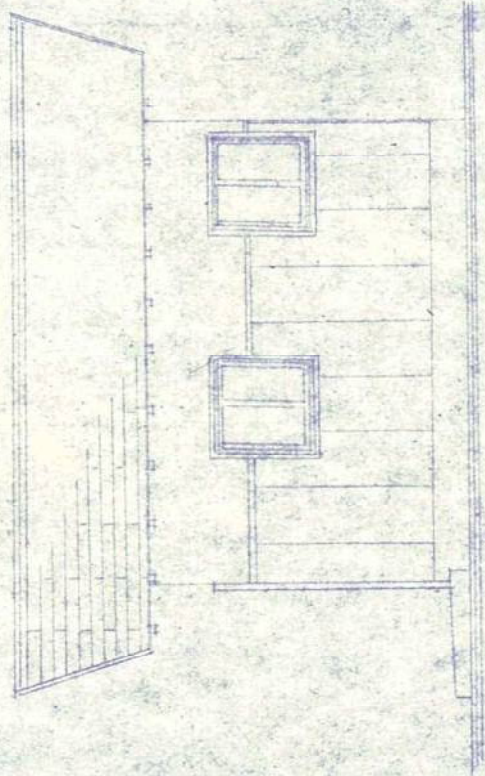
施 工 磐田市中泉 株式会社 米 田 組



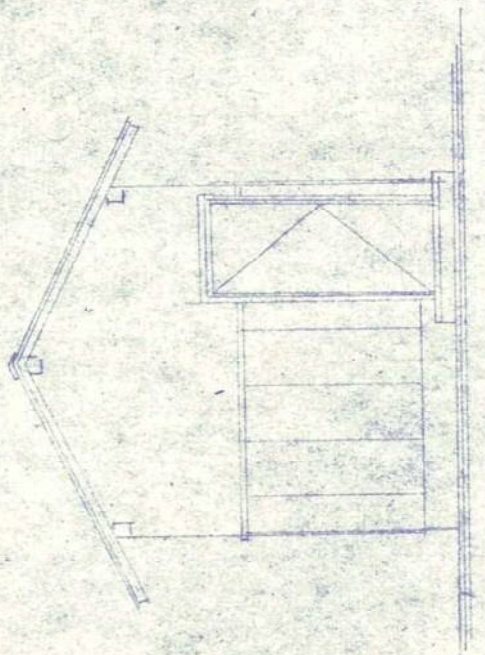
相撲場



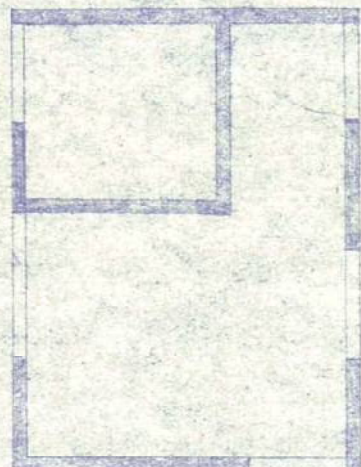
$$22.8 \times (22.8 + 17.8) \times \frac{1}{2} = 339.72 \text{ m}^2$$



南面図



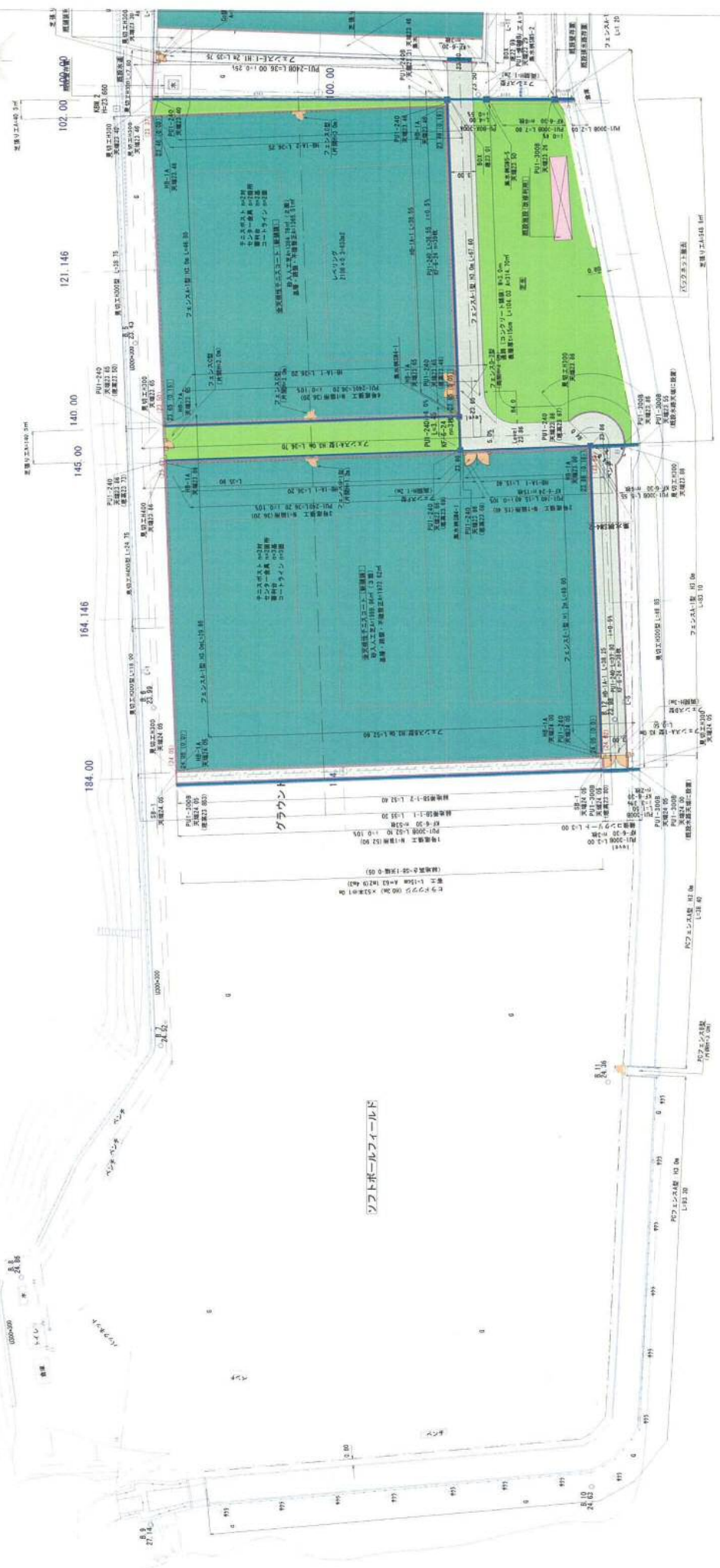
西面図



平面図

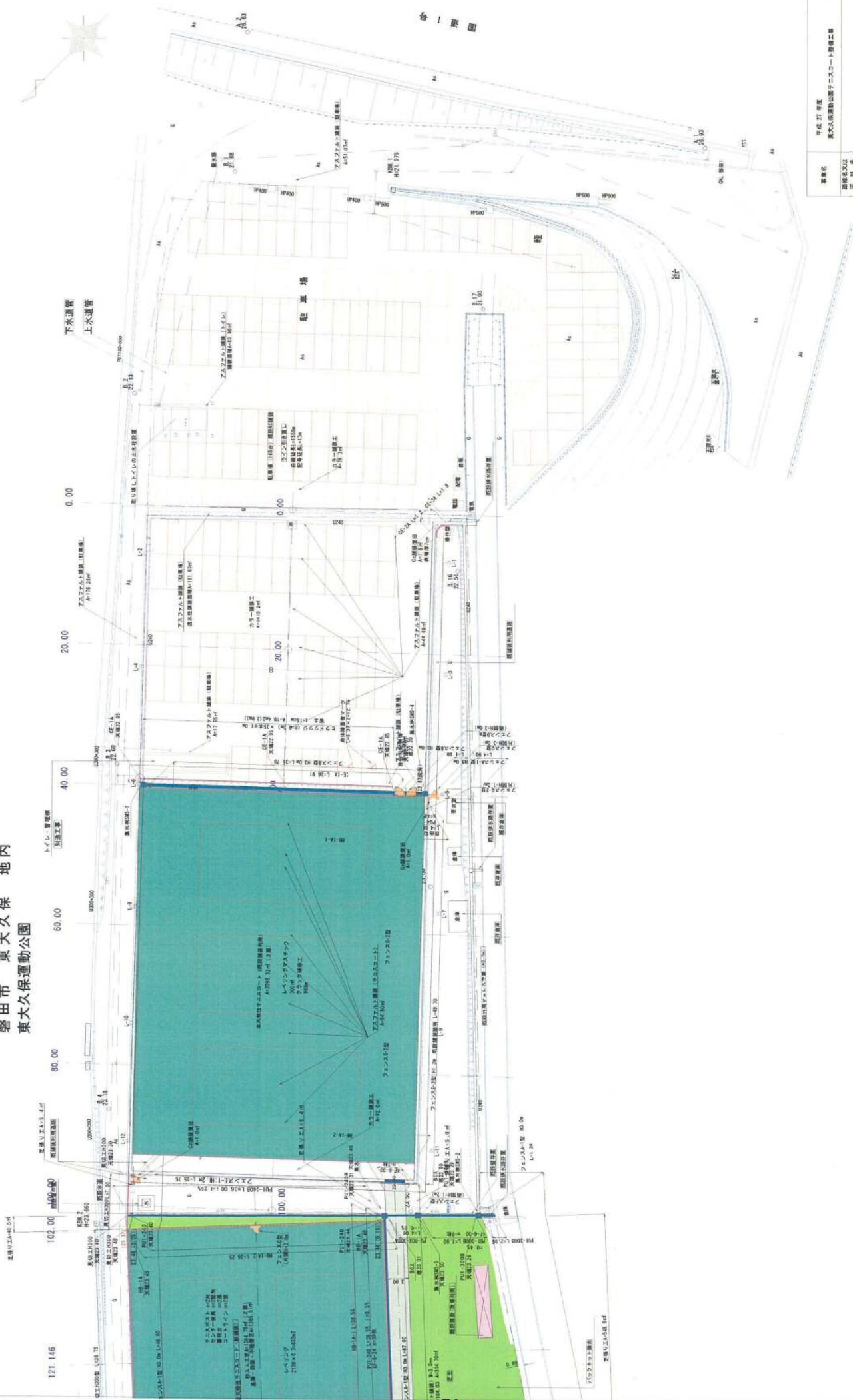
縮尺	1/50	単位	m	縮尺、測量 調整年月日	係長 江場 長二	法務局 公図
----	------	----	---	----------------	----------	-----------

平面図 (1/2)_{S=1:250}
磐田市 東大久保 地内
東大久保運動公園

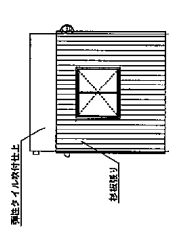
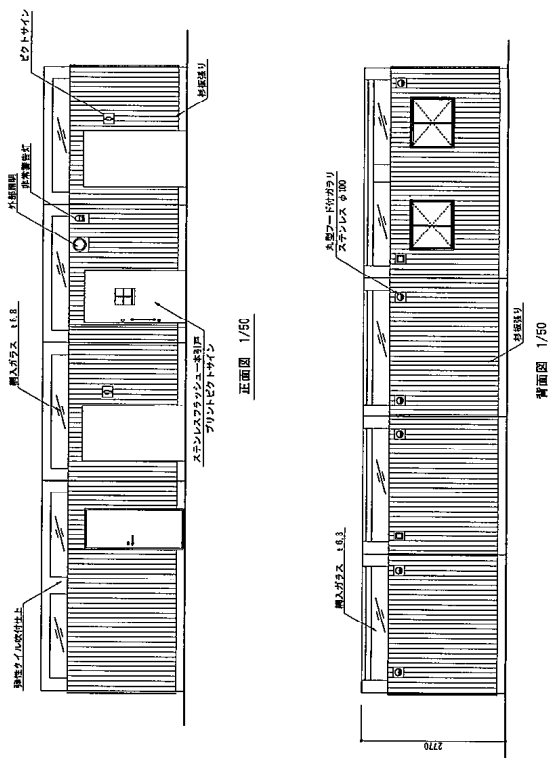
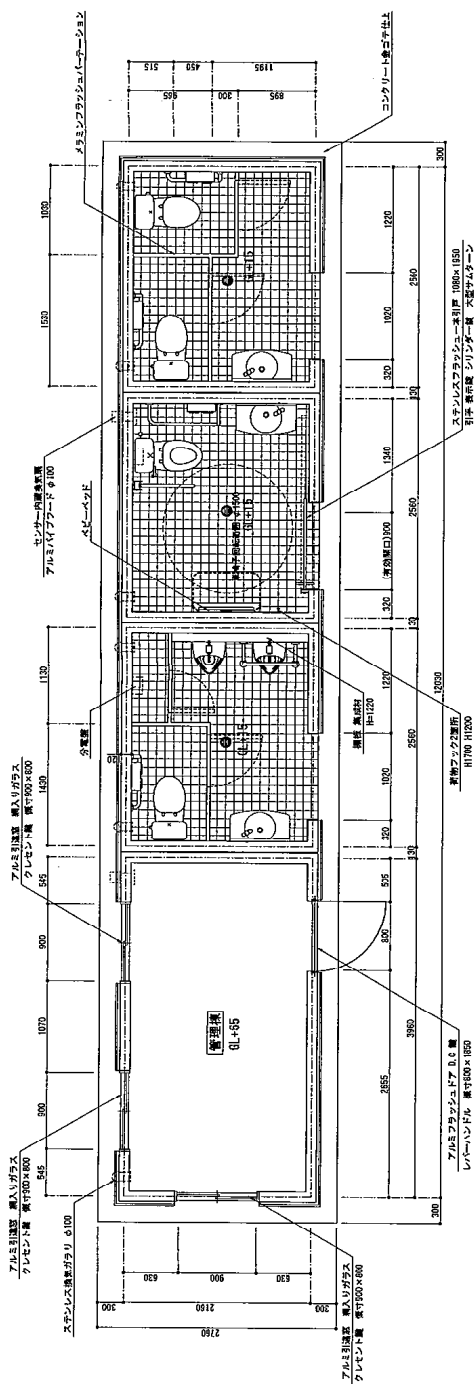


事業名	平成 27 年度 東大久保運動公園リニューアル工事
図面形式	計画図
工事箇所	磐田市 東大久保 地内
図 名	平面図 - 1
図面番号	19 表の付 1-1 内 内 1:250 A-2 内 1:500
設計	明 泰 作 成 日
設計	磐 田 市 役 所

平面図 (2/2) 3=1.250
磐田市 東久保 地内
東久保運動公園



事業名	平成 27 年度 東久保運動公園リニューアル工事
図面本文正 片数	1 片
工事箇所	磐田市 東久保 地内
図名	平面図 - 2
図面番号	19-0004-1-2 欄 尺 1/250 A-2図 1/500
設計	所長
設計	作成日
設計	磐田市役所

[illegible]

他については数量と上の欄填すようである。

本材は幹肉炭素材を使用し木村炭素製とする。

見え振り部分は本材で炭素製として72面張りとする。

製品は13090011型狂企業製作品とする。

(注)日本公開製造技術協会製の製品とする。

製品は(注)日本公開製造技術協会製狂企業製作品とする。

製品は(注)日本公開製造技術協会製の72マーク表示製品とする。

製品は70-6690-400等品としてする。

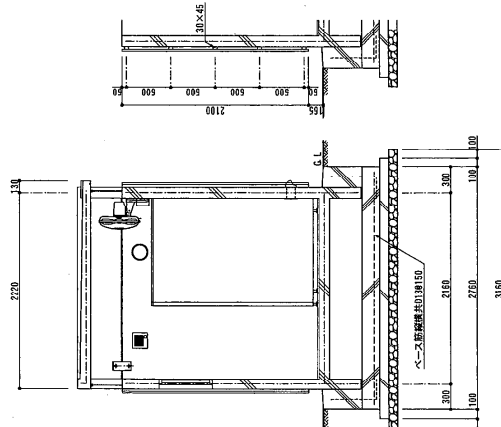
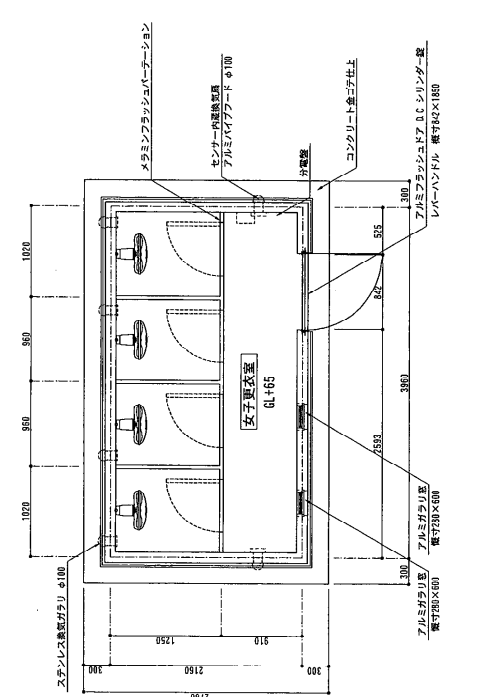
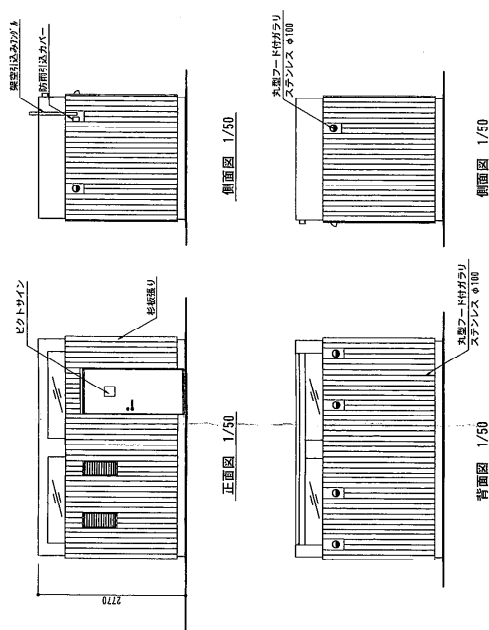
工場製造 鉄筋コンクリート造			
外部仕上表			
部位	仕上	メーカー	品名
屋根	防水防湿性タイル敷付	エスケー化研	タイルマイルドレタン
外壁	水性タイル敷付けの上	エスケー化研	タイルマイルドレタン
外壁	化粧珪藻土	タカチ	タカチ珪藻土
内装壁	アルミフラッシュ	タカチ	タカチ珪藻土
床	タイル	タカチ	タカチ珪藻土
天井	タイル	タカチ	タカチ珪藻土
内部仕上表			
部位	仕上	メーカー	品名
天井・壁	タイル	タカチ	タカチ珪藻土
床	タイル	タカチ	タカチ珪藻土

本館は鉄筋コンクリート造で、外壁はタイル敷付けの上、内装はタイル敷付けの上、床はタイル敷付けの上、天井はタイル敷付けの上、屋根は防水防湿性タイル敷付とする。

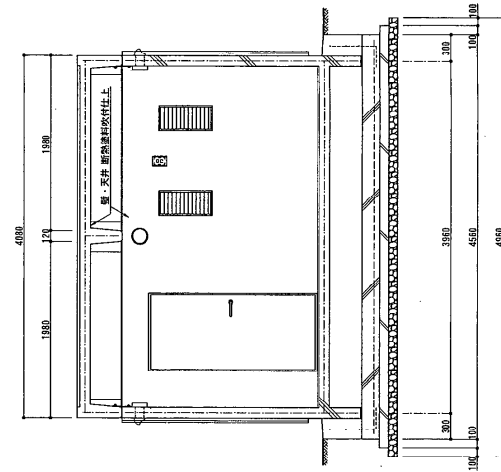
見え回り部分は材料保護塗料を塗布し、木材の保護とする。

製品は150001型鉄筋コンクリート造で、外壁はタイル敷付けの上、内装はタイル敷付けの上、床はタイル敷付けの上、天井はタイル敷付けの上、屋根は防水防湿性タイル敷付とする。

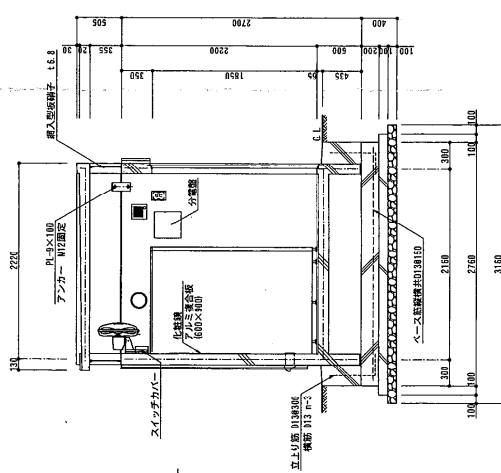
製品は150001型鉄筋コンクリート造で、外壁はタイル敷付けの上、内装はタイル敷付けの上、床はタイル敷付けの上、天井はタイル敷付けの上、屋根は防水防湿性タイル敷付とする。



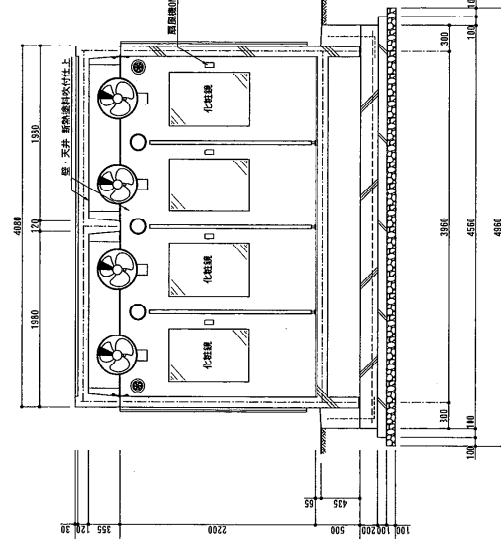
矩計図 1/30



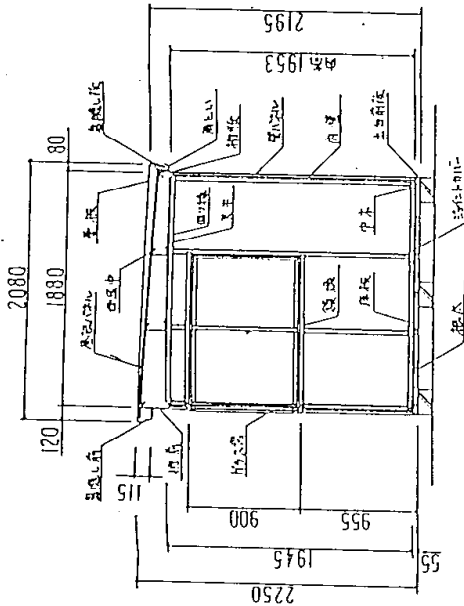
矩計図 1/30



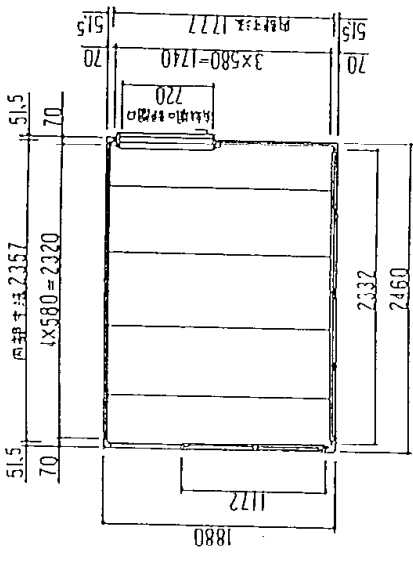
矩計図 1/30



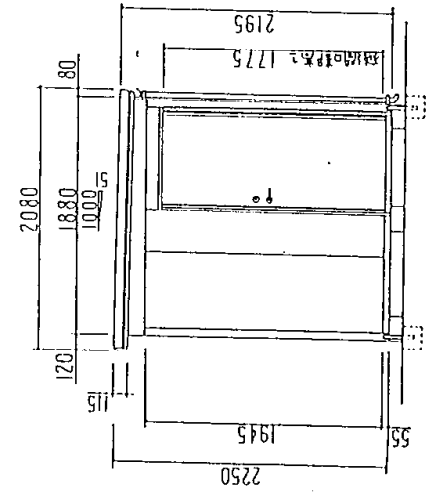
矩計図 1/30



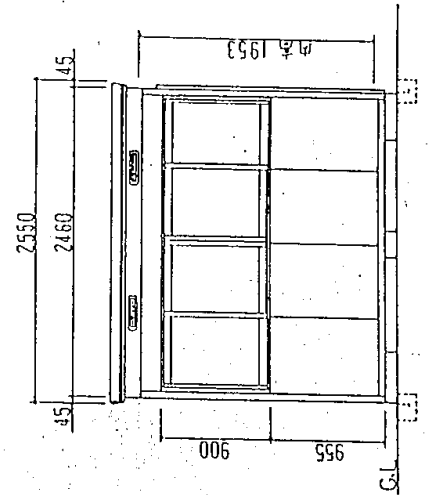
断面図



平面図



側面図



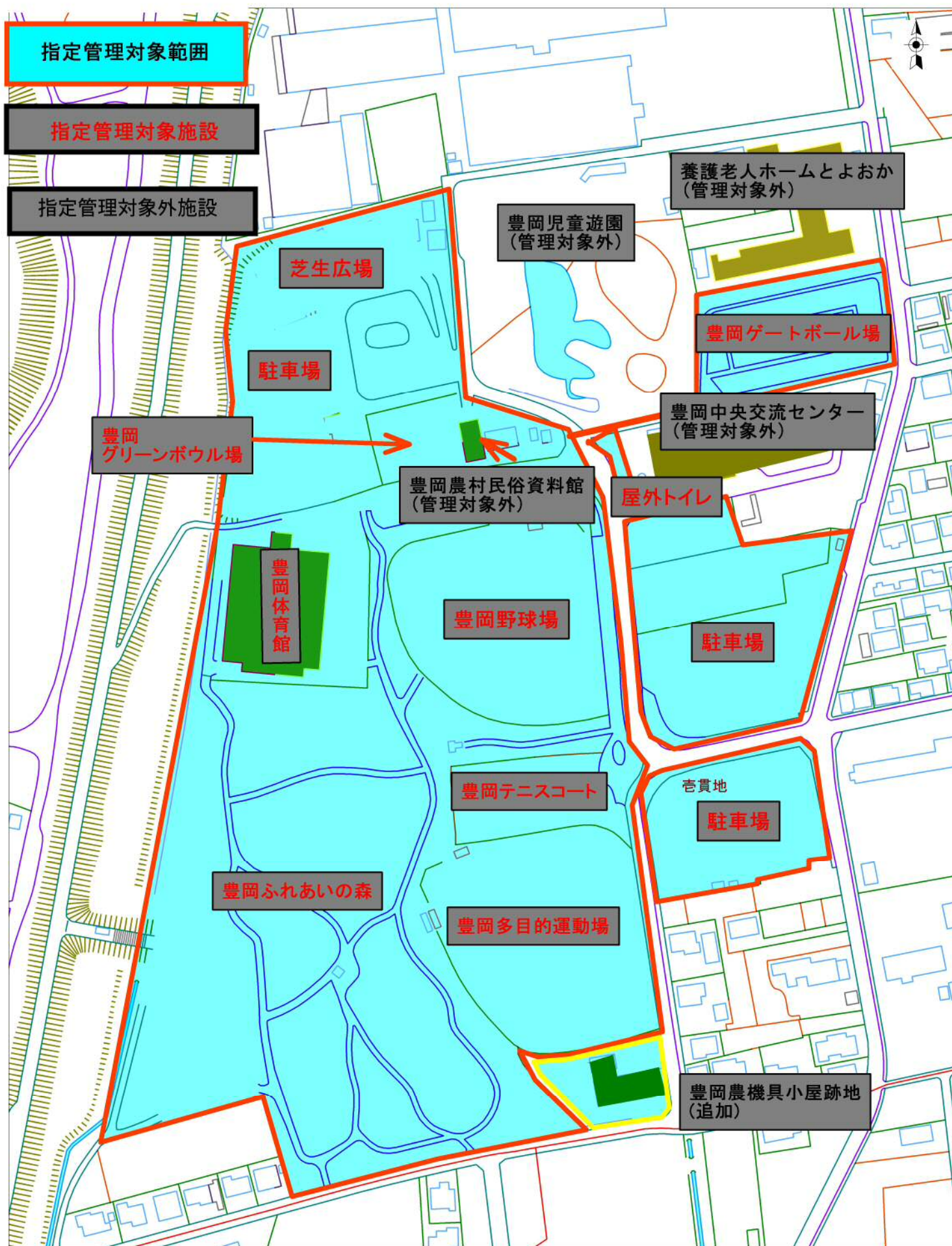
正面図

外形図 (縮尺)
No. 19 S = 1/50
機種名 - SSM-47GM -
● F7有効開口寸法 : 720 x 1775 (mm).
● 底面積 : 4.62 m² (1.40坪)

建蔽率調査

施設の種類		建築物の名称	棟数	建築面積 (㎡)	建蔽率	許容建築率及び 許容建築面積	追加可能建築率及び 追加可能建築面積	番号	東大久保運動公園	作成年月日	平成18年4月1日
一般施設	休養施設	ベンチ④ハゴラ(高台)	1式								
	修景施設	植栽、花壇	1式								
	教養施設										
	便益施設	便所②、駐車場(南、北西)	1式								
	管理施設	外柵。車止め、用具収容棟	1式								
	その他										
	小計										
特例施設	運動施設	グラウンド・テニスコート(芝・砂)	1式	テニスコート 8445.20 グラウンド 5529.80 13975.00㎡							
	動物園										
	植物園										
	図書館										
	陳列館										
	遺跡等										
	その他										
	小計										
	合計										
	合計										
運動施設面積の割合		運動施設面積 敷地面積 $\times 100$ 開園面積 40.84 (%)			運動施設許容率及び許容面積			備考			
		$\frac{13975.00}{3412.18} \times 100 = 40.84$			容積率 容積面積						

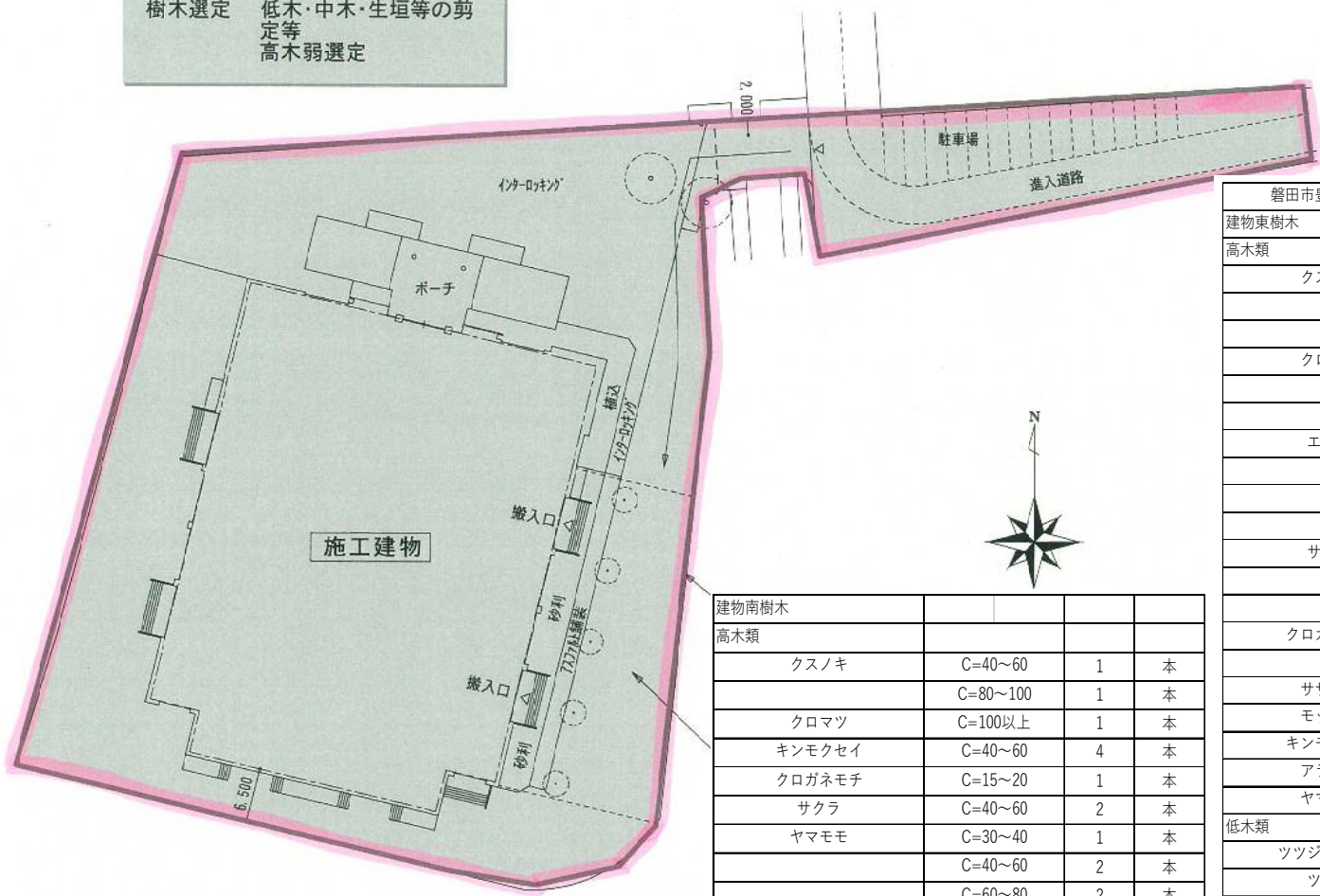
豊岡総合センター内
豊岡体育館外6施設の指定管理範囲



磐田市豊岡体育館

磐田市豊岡体育館

樹木選定 低木・中木・生垣等の剪定等
高木弱選定

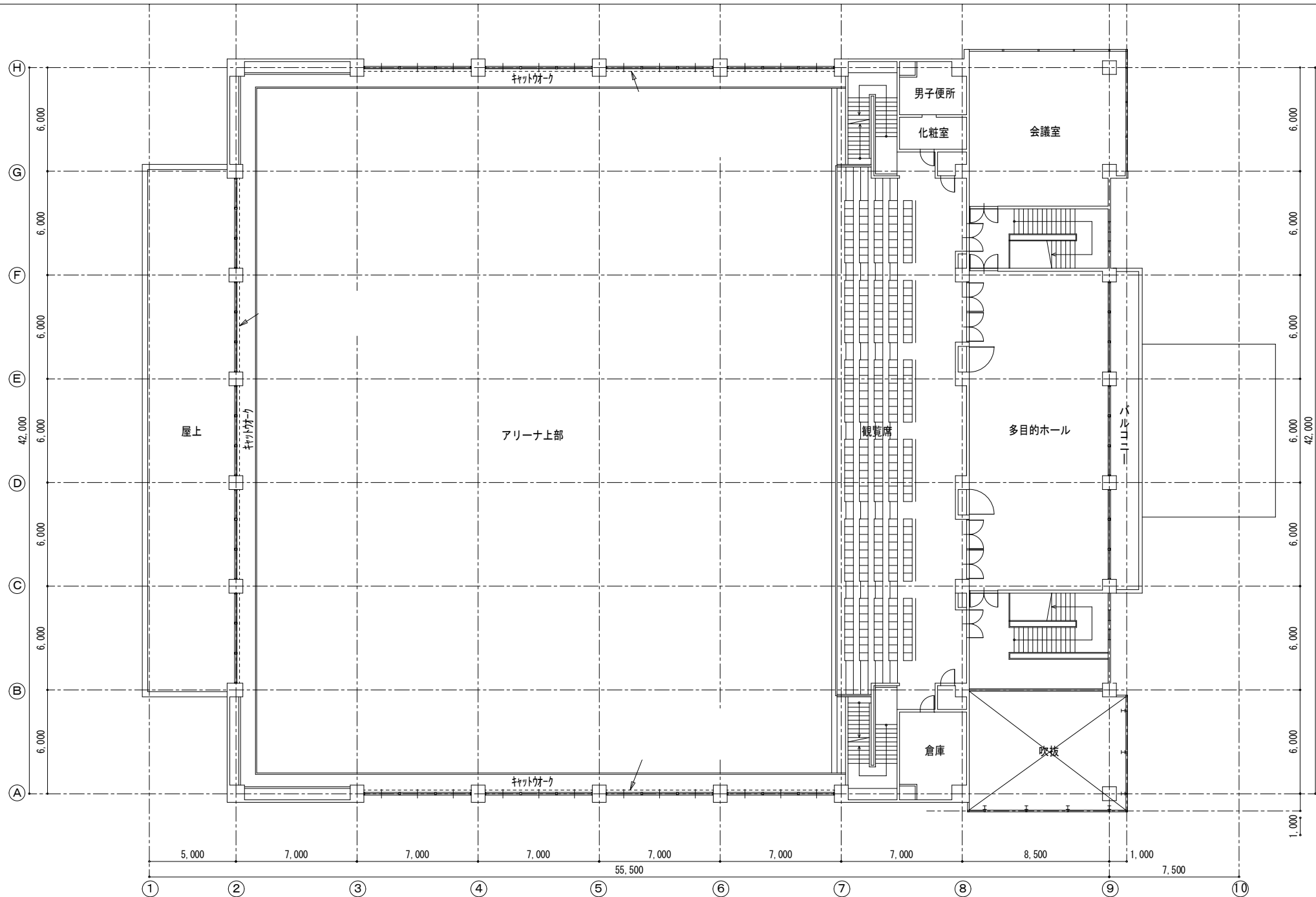


建物南樹木				
高木類				
クスノキ	C=40~60	1	本	
	C=80~100	1	本	
クロマツ	C=100以上	1	本	
キンモクセイ	C=40~60	4	本	
クロガネモチ	C=15~20	1	本	
サクラ	C=40~60	2	本	
ヤマモモ	C=30~40	1	本	
	C=40~60	2	本	
	C=60~80	2	本	
	C=100以上	2	本	
サクラ	C=30~40	3	本	
モッコク	C=20~30	1	本	
ツバキ	C=20~30	2	本	
ユズリハ	C=20~30	1	本	
ヒサカキ	C=15~20	1	本	
建物西樹木				
エノキ	C=100以上	1	本	
ヤマモモ	C=30~40	1	本	
	C=60~80	5	本	

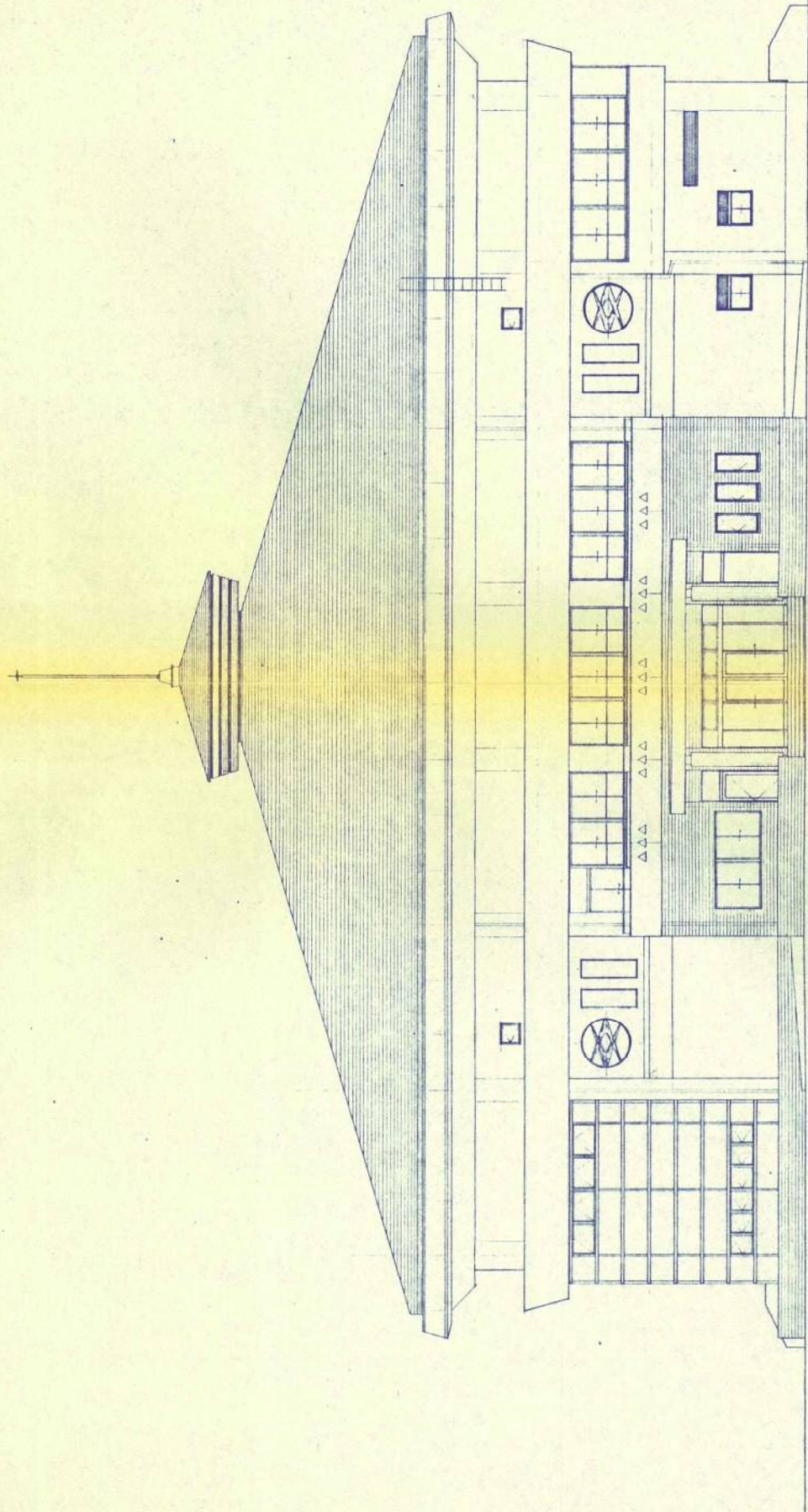
磐田市豊岡体育館	仕様・規格	数量	単位
建物東樹木			
高木類			
クスノキ	C=30~40	2	本
	C=60~80	1	本
	C=80~100	1	本
クロマツ	C=15~20	1	本
	C=30~40	1	本
	C=100以上	2	本
エノキ	C=15~20	3	本
	C=30~40	3	本
	C=60~80	2	本
	C=100以上	2	本
サクラ	C=30~40	3	本
	C=60~80	1	本
	C=80~100	1	本
クロガネモチ	C=15~20	6	本
	C=20~30	1	本
サザンカ	C=15~20	20	本
モッコク	C=20~30	1	本
キンモクセイ	C=20~30	2	本
アラカシ	C=20~30	1	本
ヤマモモ	C=60~80	5	本
低木類			
ツツジ (寄植)	H1.2=未満	46.5	m2
ツツジ	H=1.0未満	20	株
建物付帯樹木			
高木類			
ケヤキ	C=60~80	5	本
低木類			
ツツジ (寄植)	H1.2=未満	30	m2
ドウダンツツジ (寄植)	H1.2=未満	42.5	m2
建物北樹木			
高木類			
クロマツ	C=100以上	1	本
ヤマモモ	C=80~100	1	本

配置図 (共通仮設図)

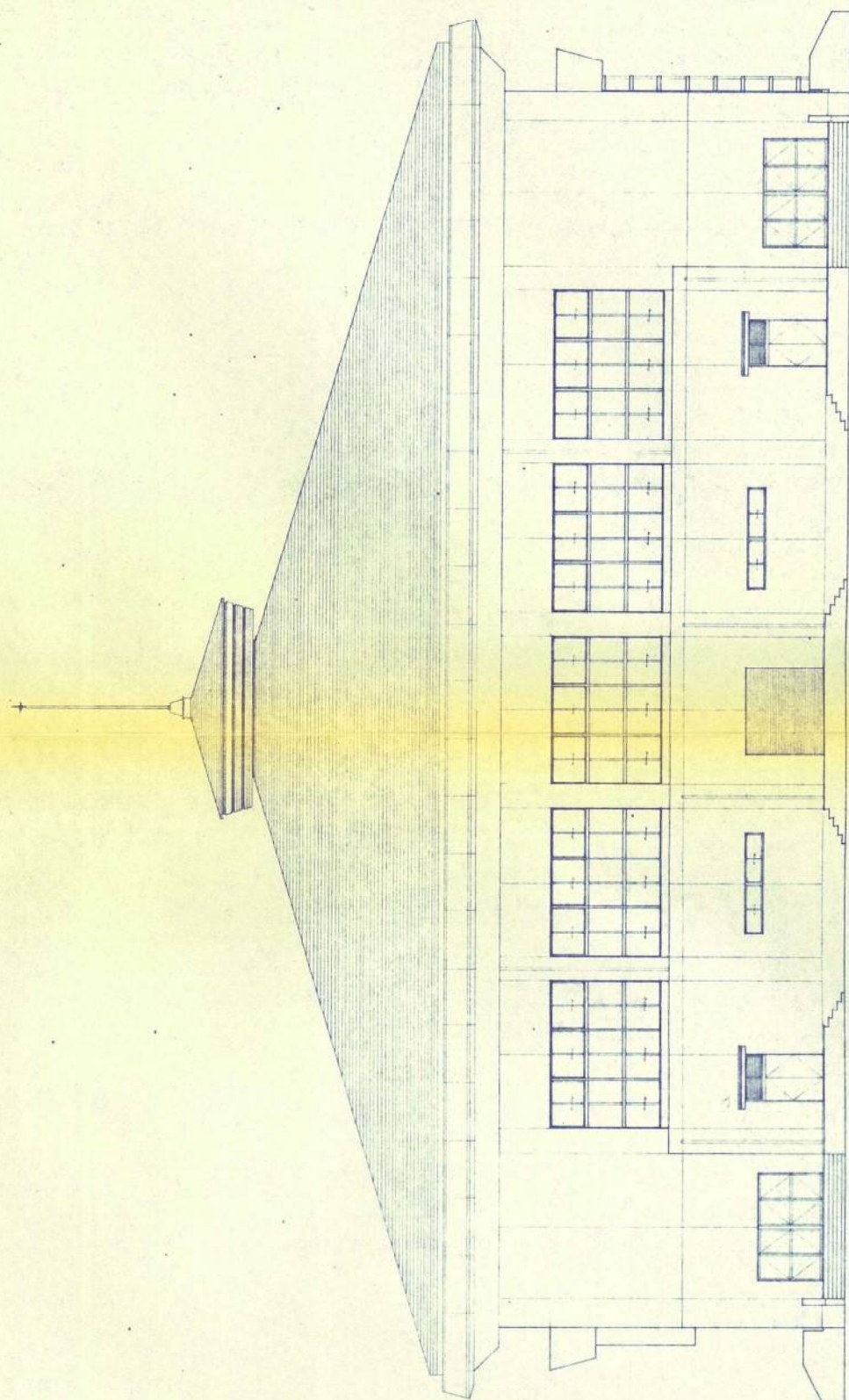




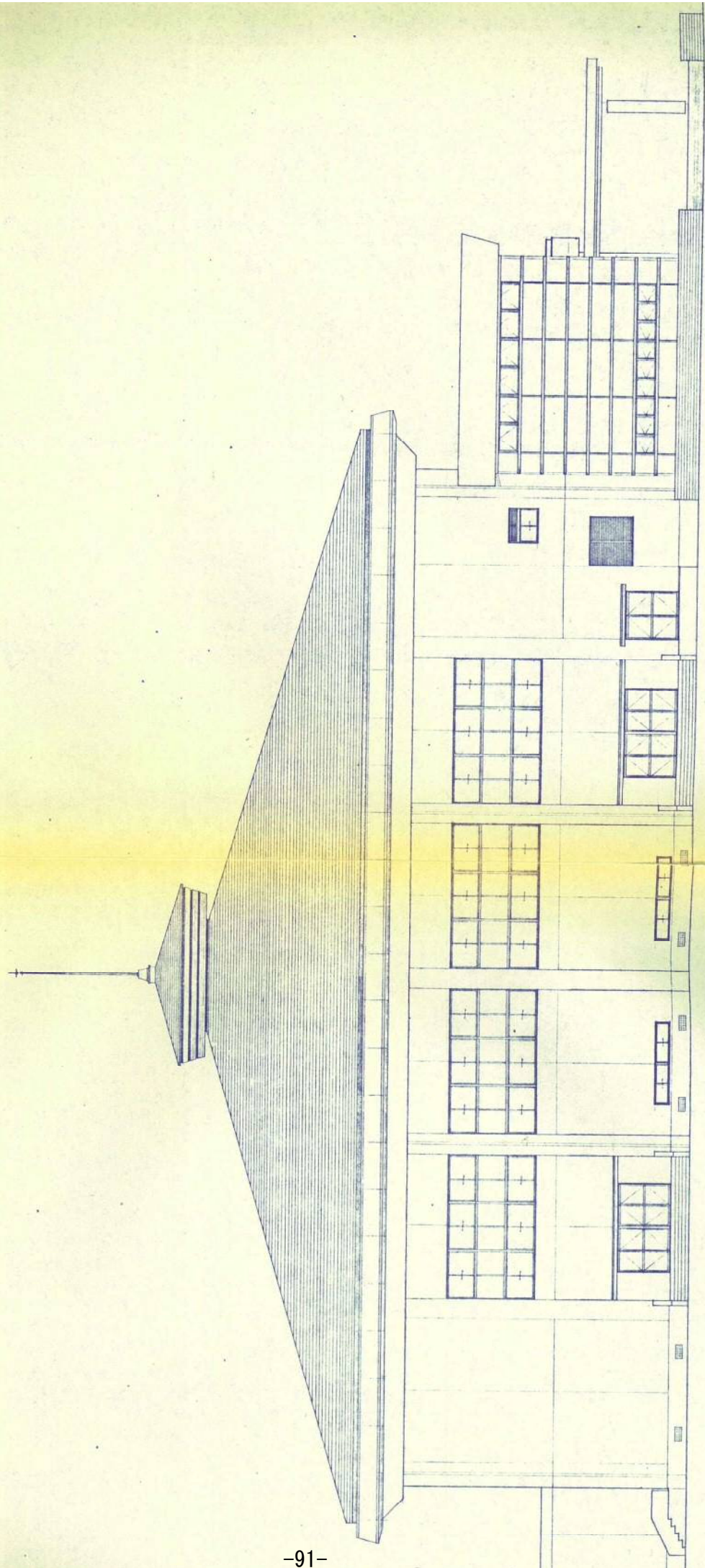
工事名	図面名 2 階平面図（現況）	縮尺 1/200	製図	照査	年月日	図番 10 / 20
-----	-------------------	-------------	----	----	-----	---------------



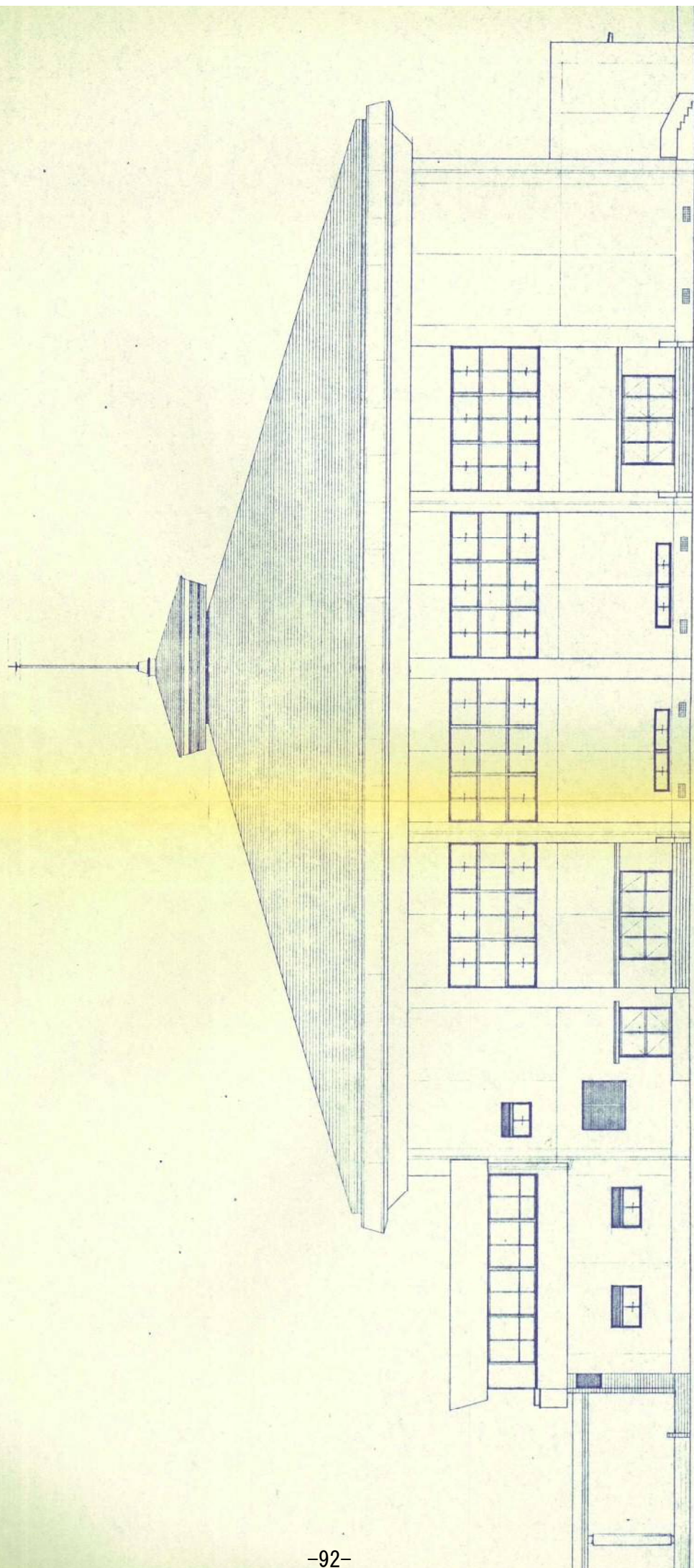
北立面圖 1/100



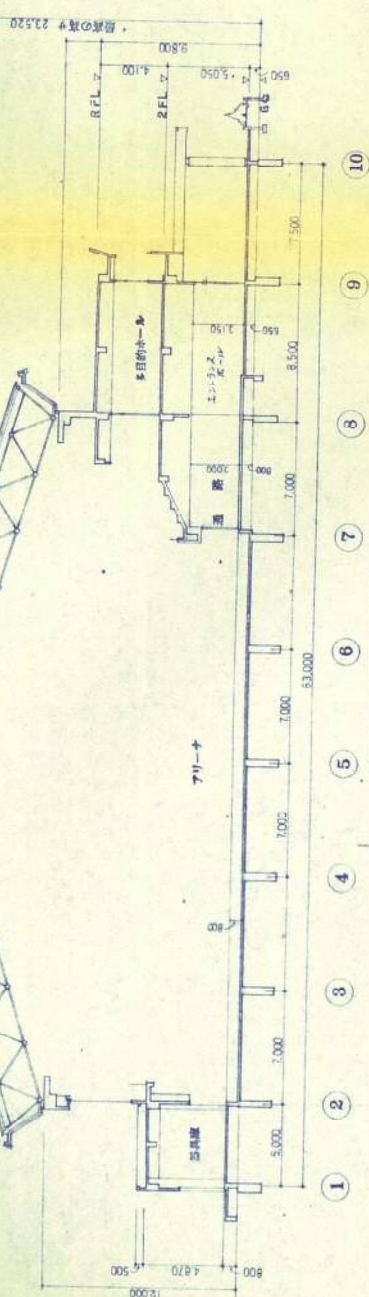
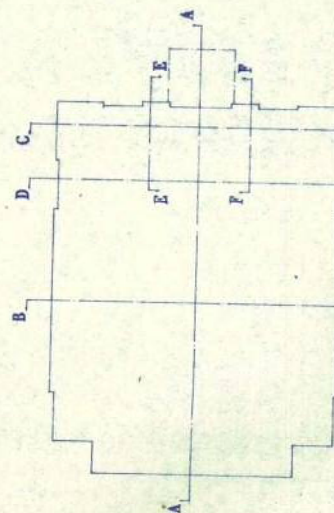
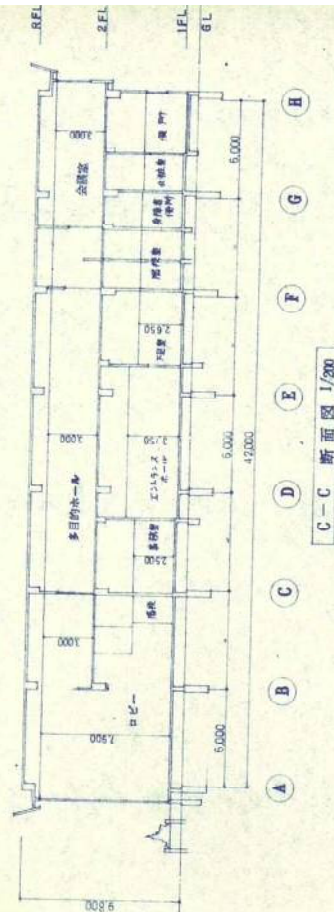
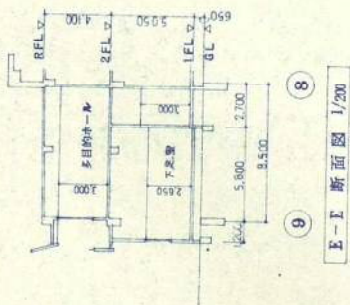
南立面图 1/100



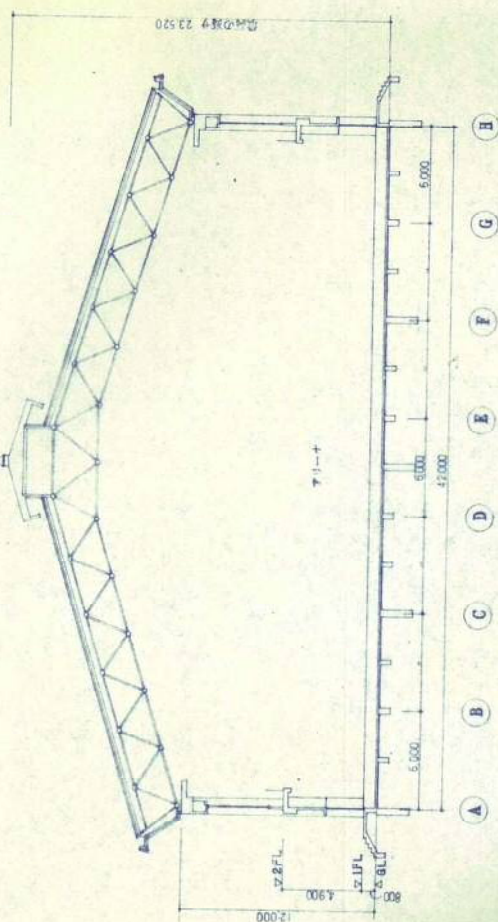
廣立圖 1/100



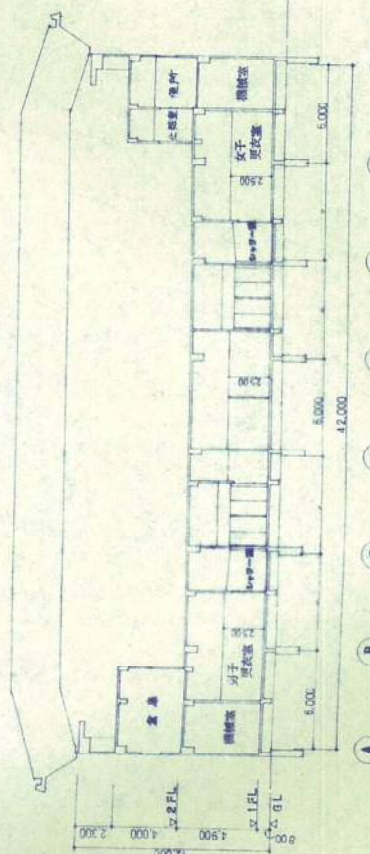
00/1 圖面 1/100



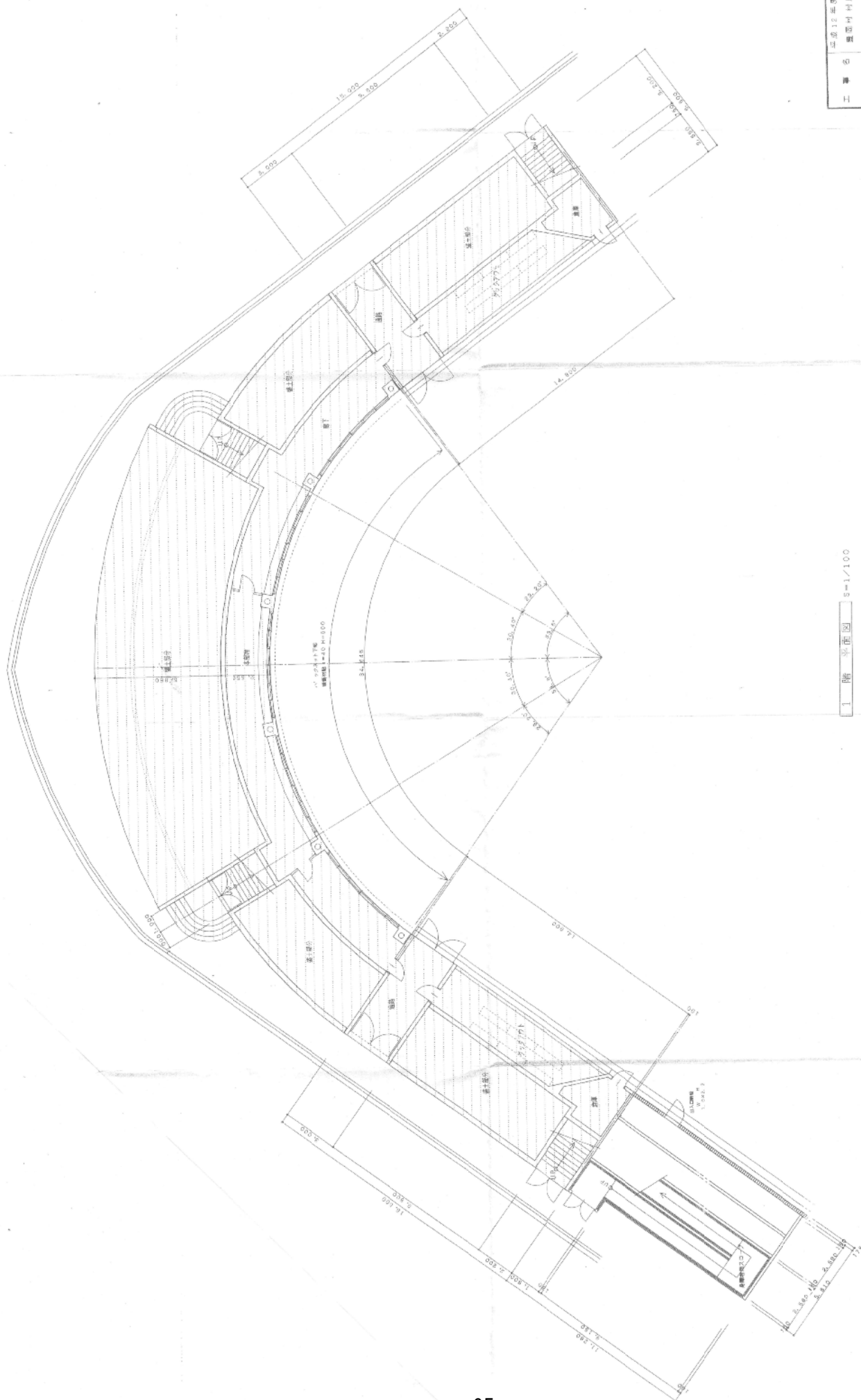
A-A 断面图 1/200



B-B 断面图 1/200



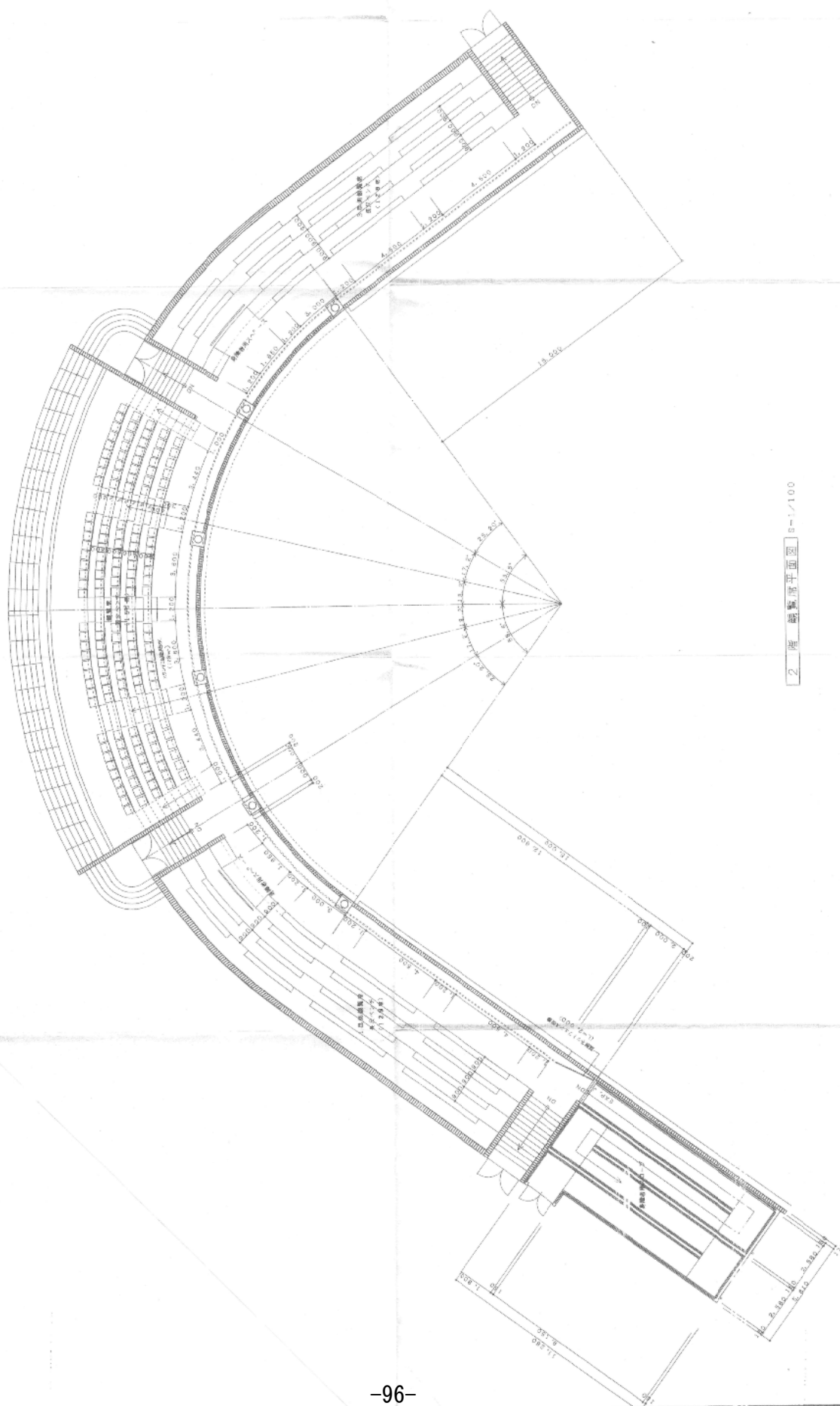
[illegible][illegible]

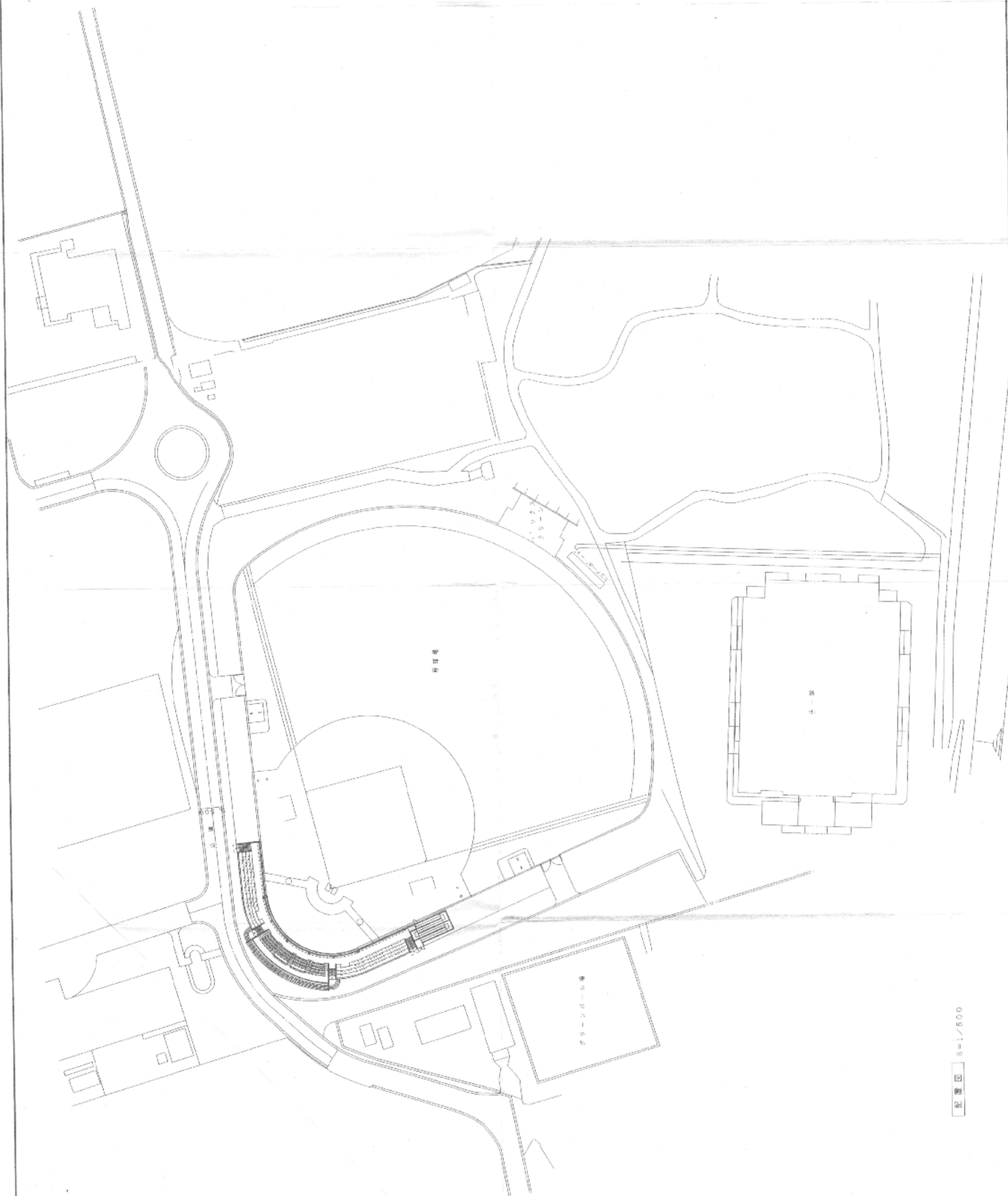


工 事 名	豊岡市役所庁舎改修工事
工 務 所	豊岡市役所庁舎改修工事
図面の種類	1 階平面図
縮 尺	1/100
図面番号	23 棟口入
図面年月日	・ 図面年月日
事務所名	豊岡市役所

1 階平面図 1/100

図面番号

[illegible]



日期	1991.12.12	地点	上海图书馆
姓名	王德福	性别	男
年龄	42	职业	上海图书馆
籍贯	浙江嘉兴	民族	汉族
学历	高中	学位	无
职称	无	职务	无
爱好	阅读、写作	特长	无
其他	无	备注	无

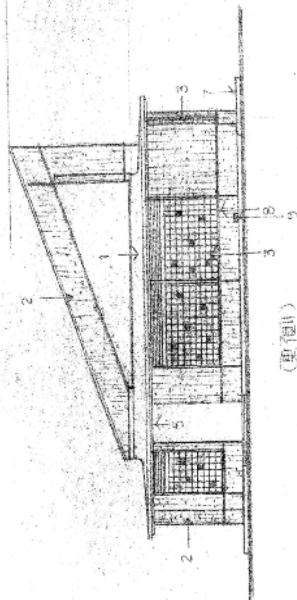
配置 ⑫ $8=1/500$



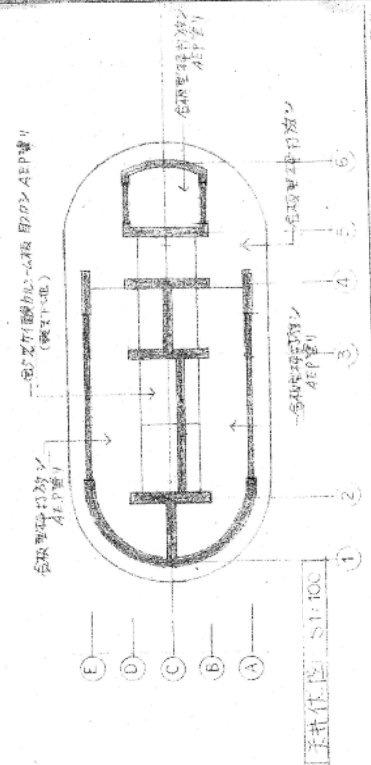
凡例	品名	仕	国	単位	標準
①	コロンハートボール			1.0個	
②	短銃			1.0個	
③	キヤードナル			1.0個	
④	ハンドナール			12.0個	
⑤	原形銃			4.0個	
⑥	1574型短銃		日本国	1.0個	
⑦	原形短銃			1.0個	
⑧	アール短銃			2.0個	
⑨	電撃銃			4.0個	
⑩	1774型短銃			1.0個	
⑪	1774型短銃			1.0個	
⑫	1774型短銃			1.0個	
⑬	1774型短銃			1.0個	
⑭	1774型短銃			1.0個	
⑮	1774型短銃			1.0個	
⑯	1774型短銃			1.0個	
⑰	1774型短銃			1.0個	
⑱	1774型短銃			1.0個	
⑲	1774型短銃			1.0個	
⑳	1774型短銃			1.0個	
㉑	1774型短銃			1.0個	
㉒	1774型短銃			1.0個	
㉓	1774型短銃			1.0個	
㉔	1774型短銃			1.0個	
㉕	1774型短銃			1.0個	
㉖	1774型短銃			1.0個	
㉗	1774型短銃			1.0個	
㉘	1774型短銃			1.0個	
㉙	1774型短銃			1.0個	
㉚	1774型短銃			1.0個	
㉛	1774型短銃			1.0個	
㉜	1774型短銃			1.0個	
㉝	1774型短銃			1.0個	
㉞	1774型短銃			1.0個	
㉟	1774型短銃			1.0個	
㊱	1774型短銃			1.0個	
㊲	1774型短銃			1.0個	
㊳	1774型短銃			1.0個	
㊴	1774型短銃			1.0個	
㊵	1774型短銃			1.0個	
㊶	1774型短銃			1.0個	
㊷	1774型短銃			1.0個	
㊸	1774型短銃			1.0個	
㊹	1774型短銃			1.0個	
㊺	1774型短銃			1.0個	
㊻	1774型短銃			1.0個	
㊼	1774型短銃			1.0個	
㊽	1774型短銃			1.0個	
㊾	1774型短銃			1.0個	
㊿	1774型短銃			1.0個	

- E-02

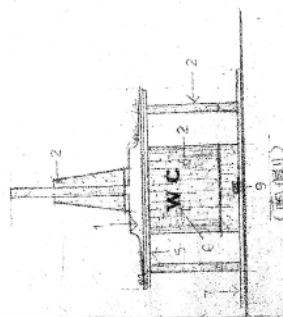
A technical drawing of a building facade, oriented vertically. The drawing shows a sloped roof on the left side, supported by a structure. The main facade consists of a series of vertical elements, possibly columns or panels, with a grid-like pattern. Numbered callouts (1 through 7) are present, indicating specific parts of the structure. A vertical line on the right side is labeled with the number 7. The drawing is a black and white line drawing, typical of architectural plans.



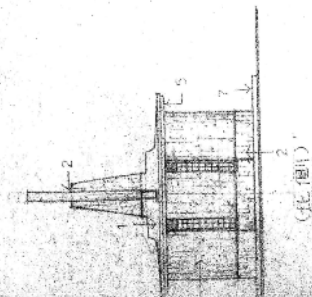
(附圖)



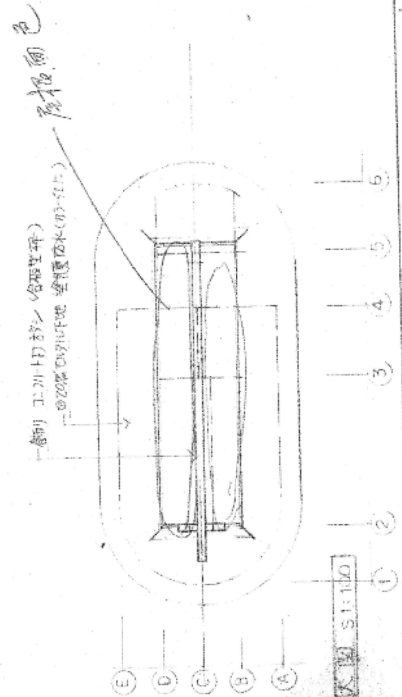
51:100



6
— (11月5日)



(北 價)

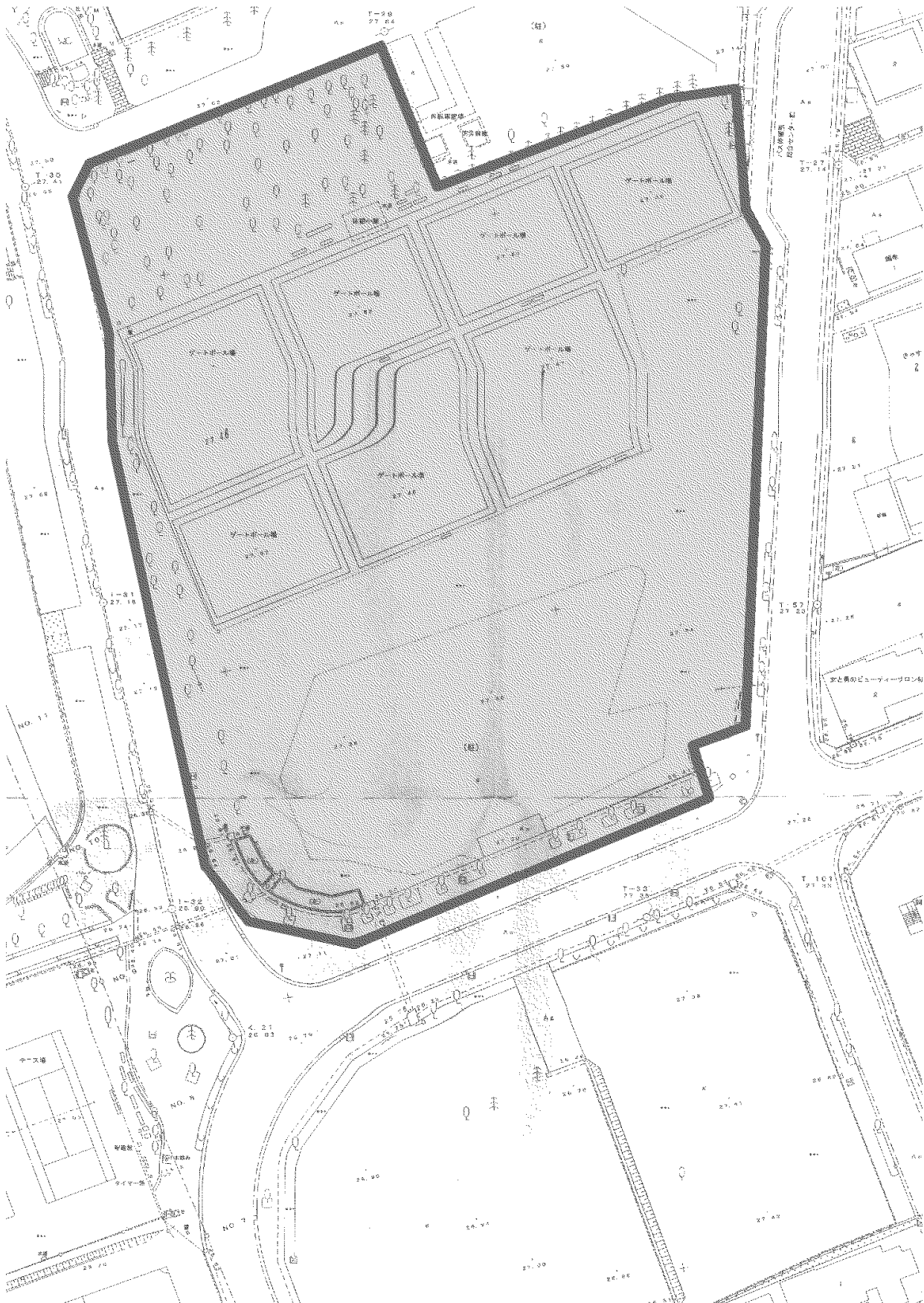


厚板大圖 S1:100

- 外部仕上

1	屋種	①200モリノ下地 全棟防水 (70×110)
2	屋	合板重葺打板シ (防水)
3	"	ガラスブロック積 (145×145×55 9枚) 部材見取表参照
4	基礎	コンクリート基礎 内周スラブコンクリート張り
5	軒土	合板重葺打板シ
6	看板	工字引打板シ (400×400)
7	大毛	砂利敷込
8	防水	防水モルタル塗布
9	床材	床材モルタル240
10		

豊岡野球場駐車場管理範囲



磐田市豊岡野球場

磐田市豊岡野球場

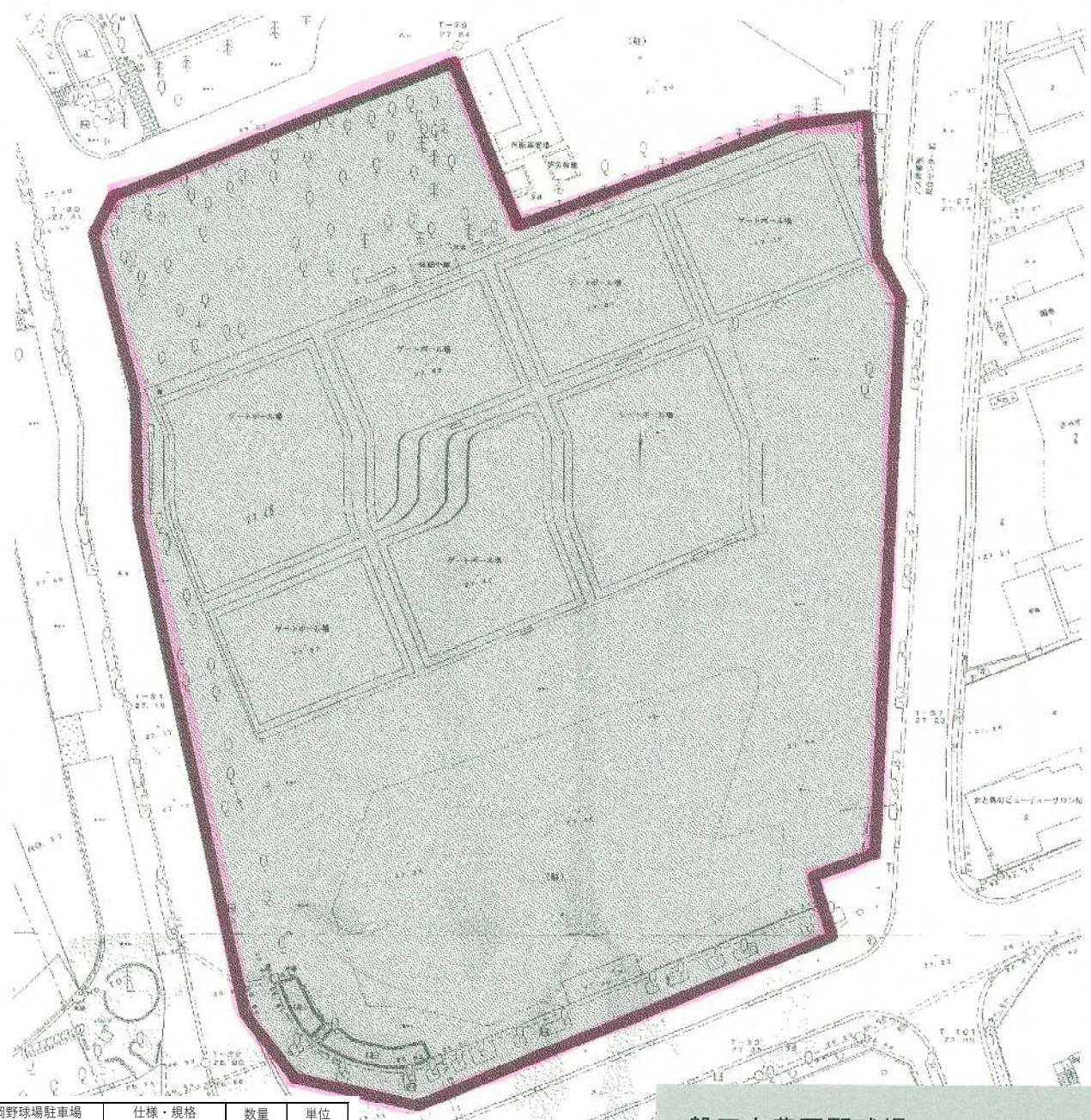
野球場周囲及び屋外トイレ周辺所目等剪定
除草、草刈、施肥、生垣刈込、高木剪定



磐田市豊岡野球場	仕様・規格	数量	単位
野球場周り樹木			
高木類			
クスノキ	C=100以上	1	本
クロマツ	C=40~60	2	本
	C=80~100	3	本
	C=100以上	5	本
モッコク	C=15~20	5	本
	C=20~30	6	本
ツバキ	C=20~30	1	本
キンモクセイ	C=20~30	2	本
エノキ	C=40~60	2	本
	C=100以上	2	本
サクラ	C=80~100	1	本
	C=100以上	2	本
サルスベリ	C=40~60	1	本
ソテツ	C=40~60	2	本
カクレミノ	C=15~20	1	本
	C=20~30	2	本
	C=30~40	3	本
アラカシ	C=100以上	1	本
サザンカ	C=20~30	2	本
イヌツゲ	C=20~30	1	本
アカマツ	C=100以上	2	本
ナンキンハゼ	C=100以上	1	本
低木類			
ツツジ (寄植)	H1.2=未満	16	m2
サツキ (寄植)	H1.2=未満	130	m2
ツゲ玉	H=1.0未満	64	株
ツツジ	H=1.0未満	3	株
トイレ周り樹木			
クスノキ	C=80~100	1	本
ユズリハ	C=60~80	1	本
キンモクセイ	C=20~30	5	本
イチョウ	C=20~30	2	本
サザンカ	C=15~20	4	本
クロマツ	C=100以上	2	本
アラカシ	C=60~80	3	本

歩道沿い樹木			
高木類			
ナンキンハゼ	C=15~20	1	本
	C=40~60	1	本
	C=60~80	8	本
	C=80~100	11	本
	C=100以上	6	本
低木類			
サツキ (寄植)	H1.2=未満	67.7	m2

豊岡野球場駐車場管理範囲



磐田市豊岡野球場駐車場	仕様・規格	数量	単位
駐車場内樹木			
高木類			
エノキ	C=30~40	1	本
	C=60~80	2	本
	C=80~100	2	本
	C=100以上	4	本
カシノキ	C=80~100	1	本
	C=100以上	6	本
イチョウ	C=15~20	1	本
	C=20~30	2	本
	C=80~100	1	本
サクラ	C=80~100	1	本
	C=100以上	4	本
サルスベリ	C=60~80	1	本
ビワ	C=15~20	1	本
クスノキ	C=100以上	1	本
ケヤキ	C=100以上	1	本
イブキ	C=15~20	2	本
シュロ	C=20~30	3	本
カリン	C=20~30	1	本
ユーカリ	C=60~80	1	本
サザンカ	C=20~30	4	本
ツバキ	C=15~20	2	本
センダン	C=60~80	1	本

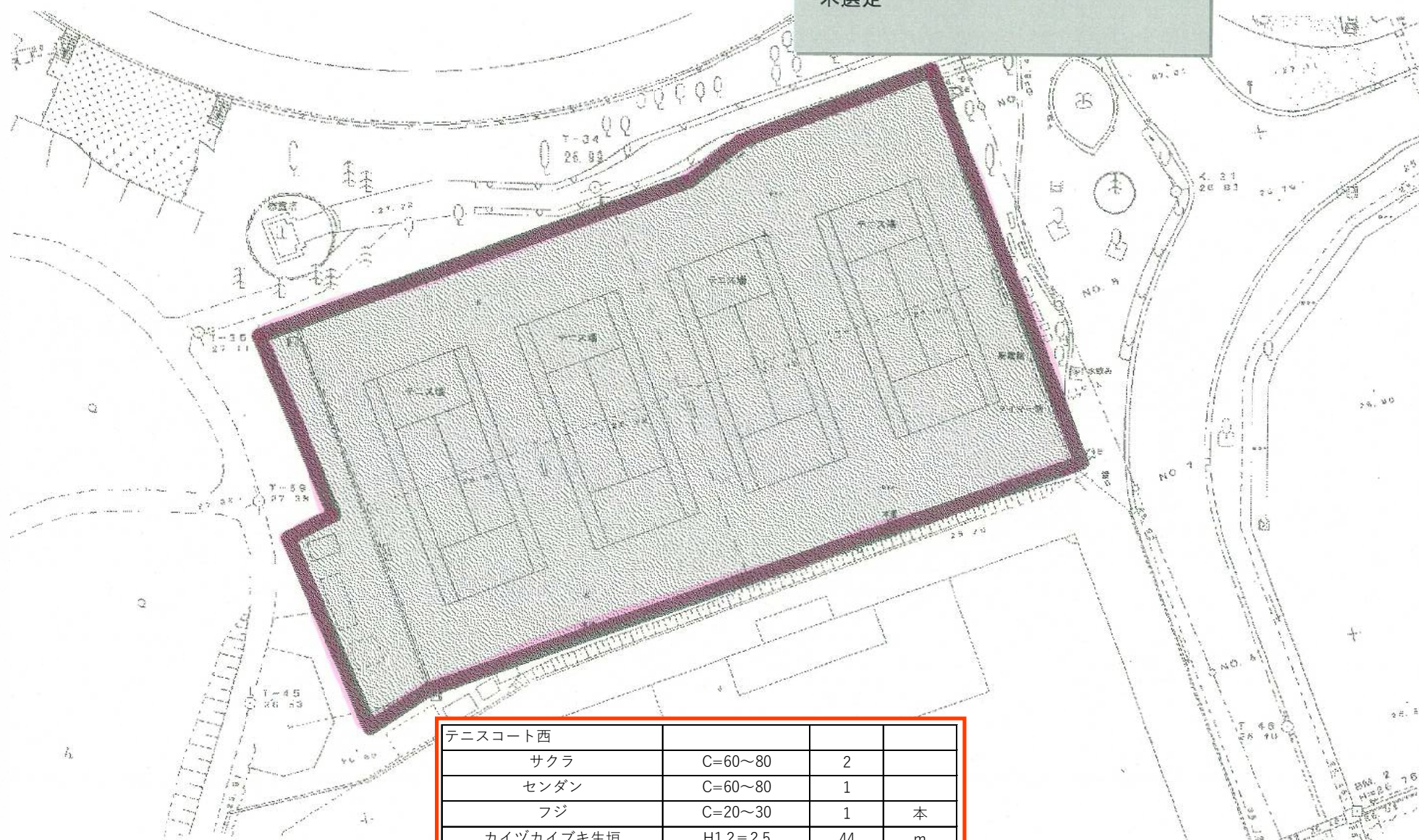
磐田市豊岡野球場
場外管理:除草等

低木類			
ツツジ (寄植)	H1.2=未満	13	m2
道路沿い樹木			
モミジバフウ	C=100以上	7	本
ユリノキ	C=80~100	2	本
	C=40~60	3	本
	C=30~40	2	本
クロガネモチ	C=30~40	1	本

豊岡テニスコート管理範囲

磐田市豊岡テニスコート

場外管理 除草、草刈、施肥、消毒、樹
木選定



テニスコート西			
サクラ	C=60~80	2	
センダン	C=60~80	1	
フジ	C=20~30	1	本
カイヅカイブキ生垣	H1.2=2.5	44	m
	H=1.2未満	5	m

豊岡多目的運動場管理範囲（駐車場合む）



磐田市豊岡多目的運動場

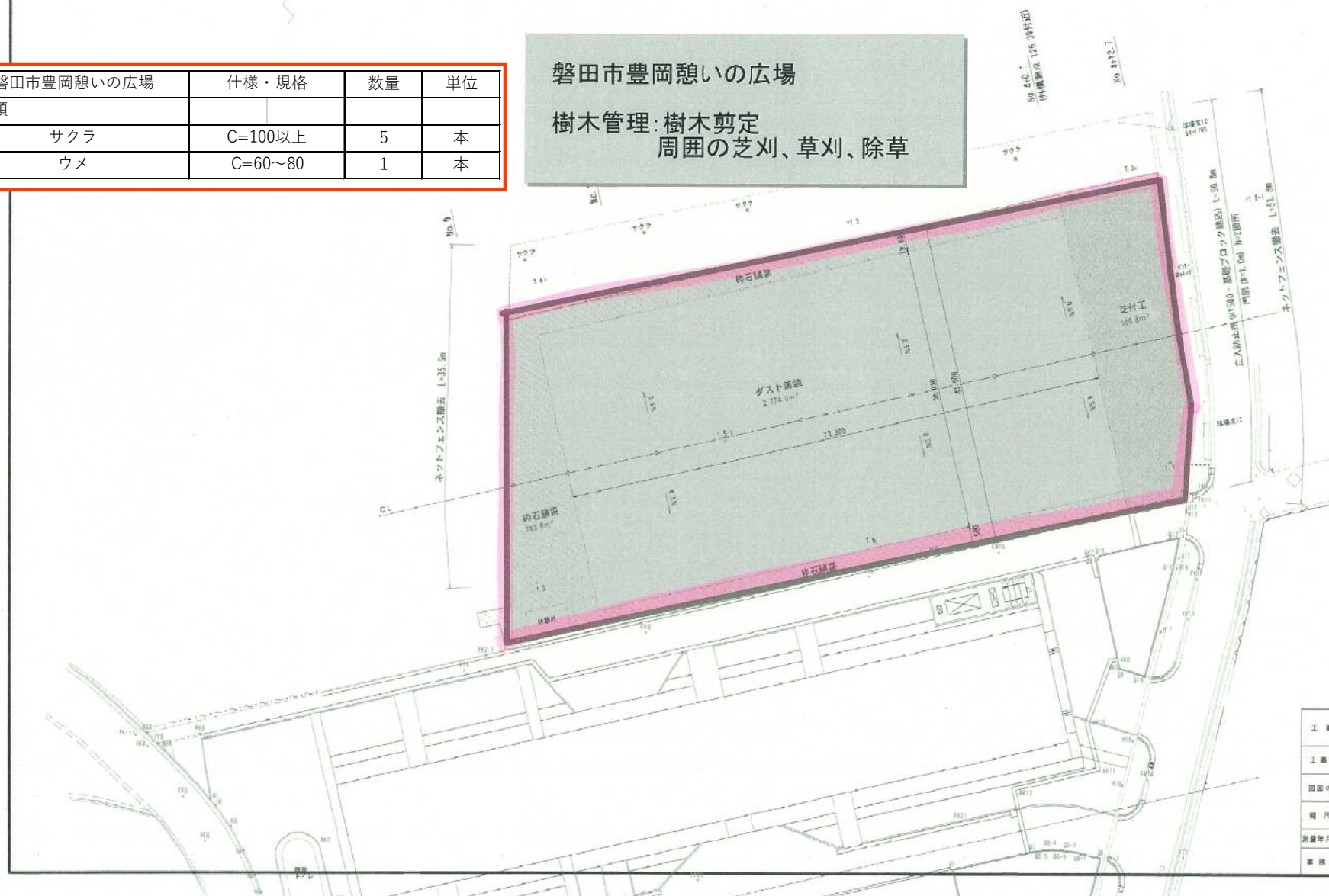
樹木管理 除草

豊岡多目的運動場	仕様・規格	数量	単位
駐車場樹木			
高木類			
サクラ	C=100以上	2	本
クロマツ	C=100以上	2	本
エノキ	C=100以上	1	本
ユリノキ	C=80～100	3	本
クロガネモチ	C=30～40	5	本
低木類			
サツキ（寄植）	H1.2=未満	10	m2
テニスコート東			
高木類			
カヤノキ	C=100以上	1	本
サクラ	C=100以上	3	本
センダン	C=30～40	1	本
低木類			
ドウダンツツジ（寄植）	H1.2=未満	20	m2

S=1:250 (A1)
S=1:500 (A3)

磐田市豊岡憩いの広場	仕様・規格	数量	単位
高木類			
サクラ	C=100以上	5	本
ウメ	C=60～80	1	本

樹木管理: 樹木剪定
周囲の芝刈、草刈、除草

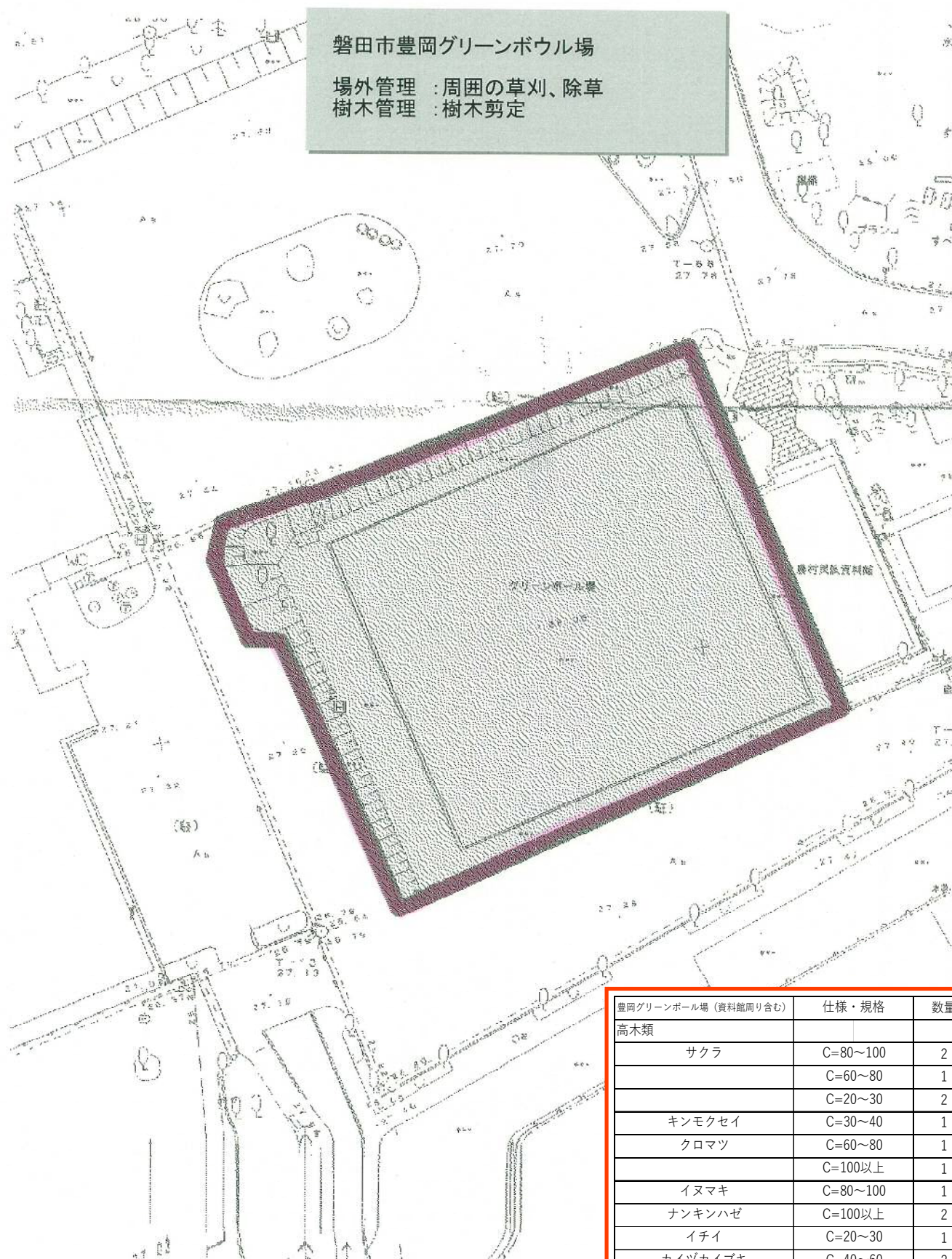


工 事 名	平成27年度 (仮称)豊川グートボール場整備工事		
工 事 場 所	新 田 市 金 寶 地 場 内		
図面の種類	計 画 平 面 図		
縮 尺 図 示	図面番号 Ⅰ 図中 1		
測量年月日	・ ・ ・	設計年月日	・ ・ ・
事務所名	新 田 市 役 所		

豊岡グリーンボウル場管理範囲

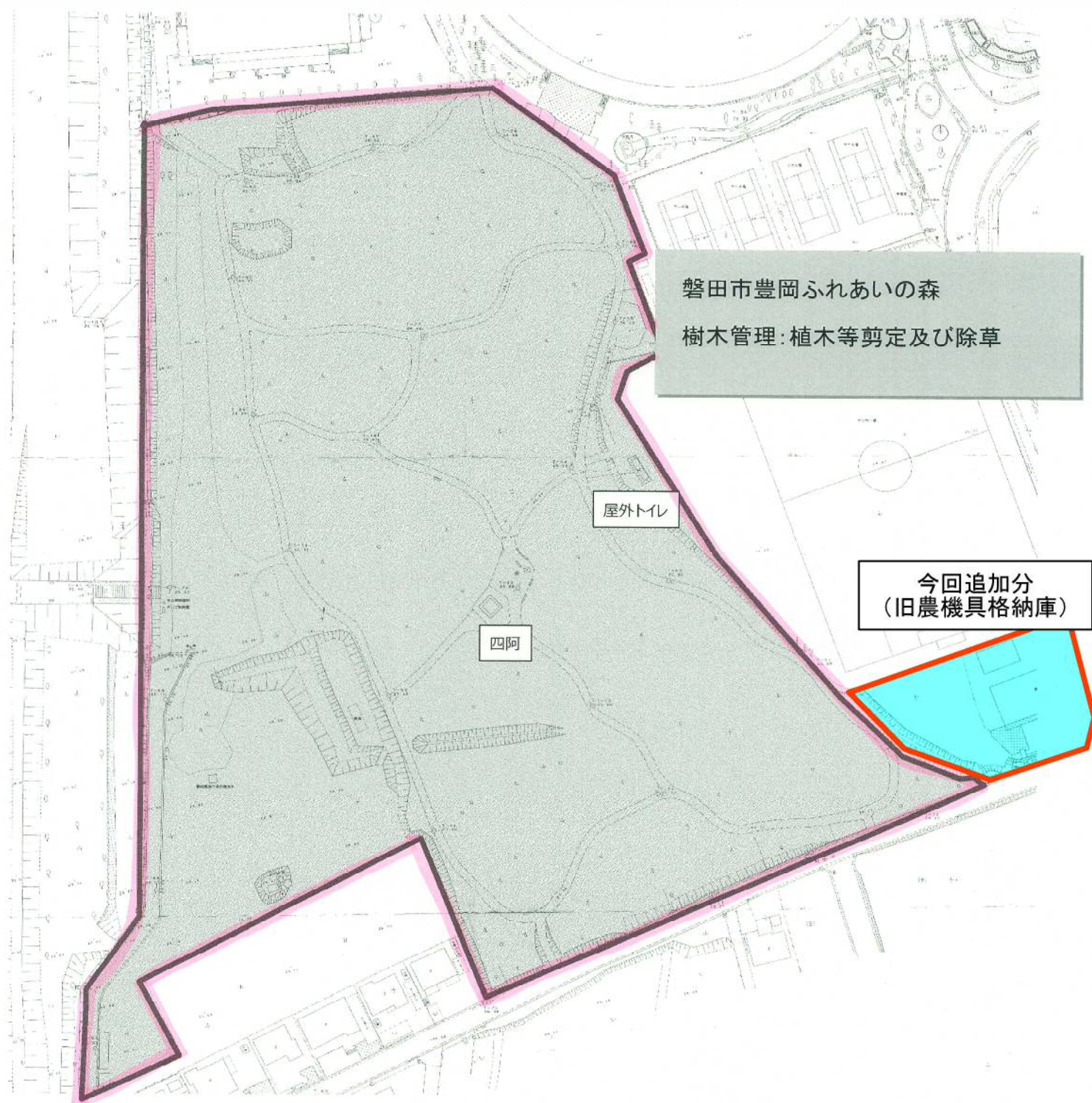
磐田市豊岡グリーンボウル場

場外管理 : 周囲の草刈、除草
樹木管理 : 樹木剪定



豊岡グリーンボウル場 (資料館周り含む)	仕様・規格	数量	単位
高木類			
サクラ	C=80~100	2	
	C=60~80	1	本
	C=20~30	2	本
キンモクセイ	C=30~40	1	本
クロマツ	C=60~80	1	本
	C=100以上	1	本
イヌマキ	C=80~100	1	
ナンキンハゼ	C=100以上	2	
イチイ	C=20~30	1	
カイヅカイブキ	C=40~60	2	
ツゲ	C=15~20	1	本
	C=40~60	1	本
サルスベリ	C=20~30	5	本
ツバキ	C=20~30	1	
エノキ	C=100以上	3	
カイヅカイブキ生垣	H1.2=2.5	12	m
イヌマキ生垣	H1.2=2.5	100	m

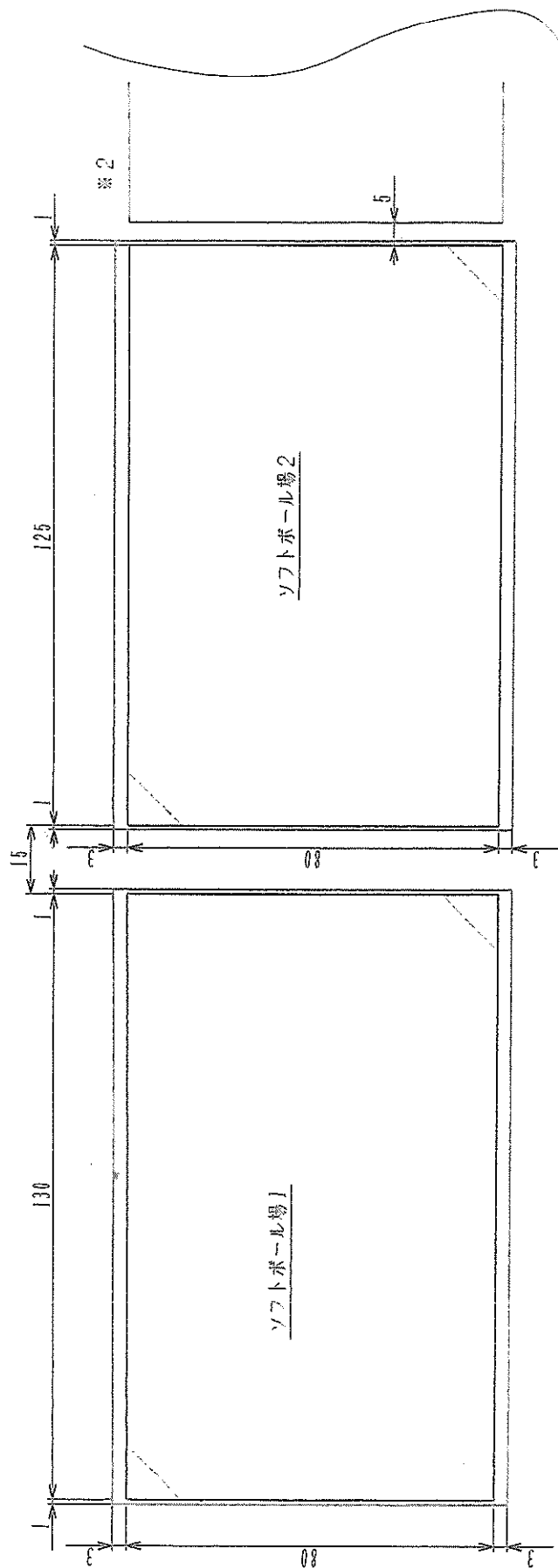
豊岡ふれあいの森管理範囲



磐田市豊岡ふれあいの森	仕様・規格	数量	単位
遊歩道沿い樹木			
低木類			
ツツジ (寄植)	H1.2=未満	72	m2
サツキ (寄植)	H1.2=未満	5.5	m2
サツキ (寄植)	H1.2=未満	8.5	m2
カイヅカイブキ生垣	H1.2=未満	18	m

磐田天竜川グラウンド(1/2)

縮尺 1:1000



グラウンド芝刈り

計算式	単位	面積
130×80	m	10400

グラウンド除草

3×(130+1)	m	393
80+3	m	83
3×(130+1)	m	393
80+3	m	83
合計	m	952

グラウンド芝刈り

計算式	単位	面積
125×80	m	10000

グラウンド除草

3×(125+1)	m	378
80+3	m	83
3×(125+1)	m	378
80+3	m	83
合計	m	922

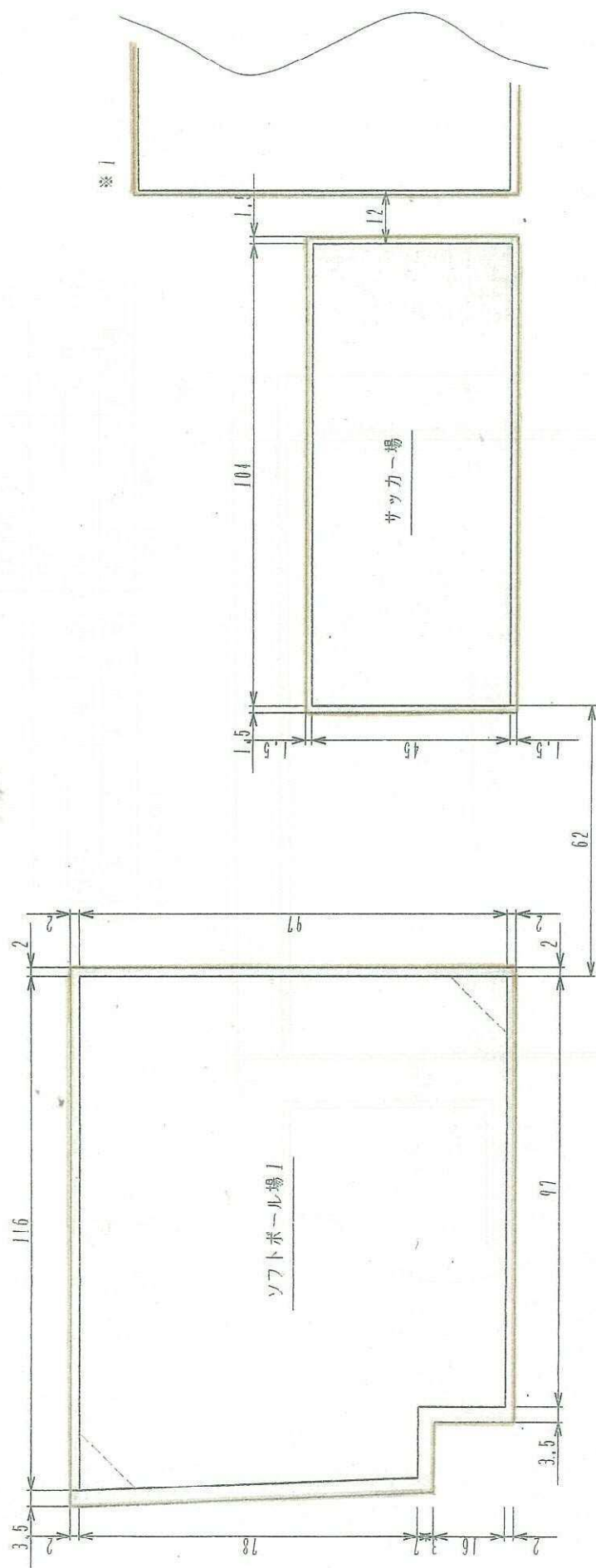
凡例

管理範囲

磐田天竜川グラウンド管理業務

岡田竜川ダウンロード(1/2)

縮尺 1:1000



グランド芝刈り

計 算 式	單 位	面 積
97×97	m ²	9409
$(19 + 16) \times 78 \div 2$	m ²	1355
合 計	m ²	10774

ダラウソド除草

計 算 式	單 位	面 積
$2 \times (116 + 2 + 3.5)$	m ²	243
$3.5 \times (78 + 3.7)$	m ²	285.95
3.7×16	m ²	59.2
3.5×13	m ²	45.5
2×97	m ²	194
$2 \times (2 + 97 + 2)$	m ²	202
合 計	m ²	1029.65

ダラウンド芝刈り

計 算 式	單 位	面 積
104×45	m ²	4680

ダラウソド除草

計 算 式	単 位	面 積
$1.5 \times (104 + 1.5)$	m ²	156.75
$1.5 \times (45 + 1.5)$	m ²	69.75
$1.5 \times (104 + 1.5)$	m ²	156.75
$1.5 \times (45 + 1.5)$	m ²	69.75
合 計	m ²	456

凡例——管理範圍

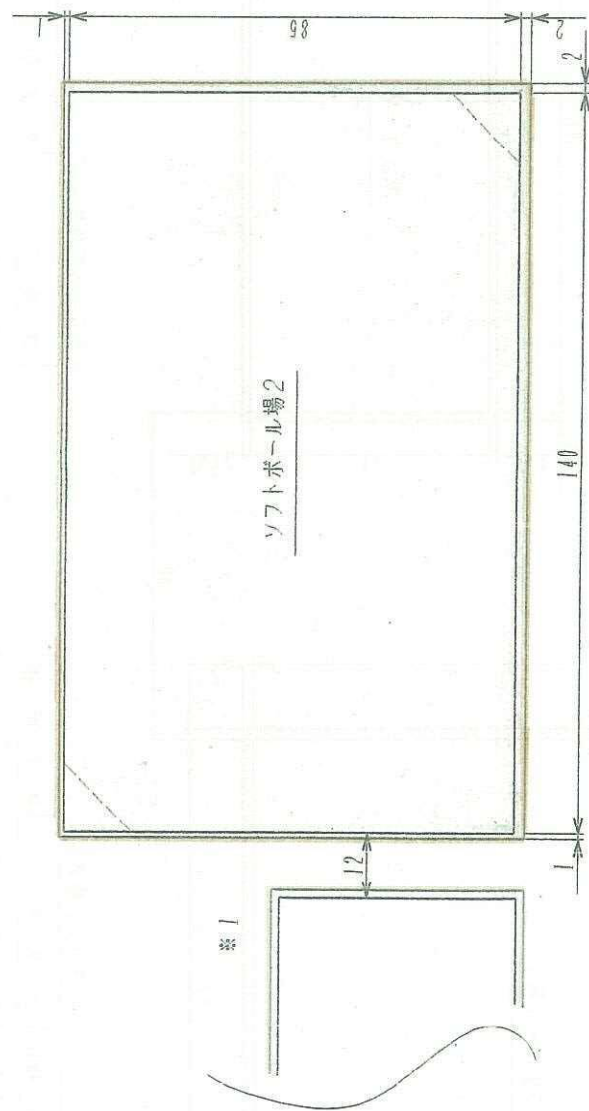


豊岡天竜川グラウンド管理業務

豊岡天竜川グラウンド(2/2)

縮尺 1:1000

凡例
管理範囲



グラウンド芝刈り

計 算 式	単 位	面 積
140×85	m ²	11900

グラウンド除草

計 算 式	単 位	面 積
140+1	m ²	141
85+2	m ²	87
2×(140+2)	m ²	284
2×(85+1)	m ²	172
合 計	m ²	684

○磐田市体育施設に関する条例

平成17年 4 月 1 日条例第146号

改正

平成18年 3 月 29 日条例第22号

平成19年 3 月 27 日条例第 9 号

平成19年 7 月 6 日条例第24号

平成23年 3 月 24 日条例第15号

平成24年12月25日条例第38号

平成25年 3 月 22 日条例第18号

平成25年12月19日条例第40号

平成26年12月22日条例第39号

平成27年 7 月 7 日条例第32号

平成27年12月21日条例第54号

平成29年12月19日条例第28号

平成31年 3 月 18 日条例第 5 号

令和元年 7 月 3 日条例第 4 号

令和 2 年12月18日条例第46号

磐田市体育施設に関する条例

(設置)

第 1 条 磐田市は、生涯スポーツの振興及び心身の健全な発達を図るため、体育施設を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 体育施設の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。

(事業)

第 3 条 体育施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) スポーツの普及及び振興に関すること。
- (2) スポーツに関する情報提供に関すること。
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第 4 条 別表第 1 に掲げる体育施設の管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者の選定基準)

第5条 指定管理者の選定基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画が、体育施設の設置目的に照らして適切なものであること。
- (2) 効果的かつ効率的な管理運営を実施できること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有すること。
- (4) 体育施設の設置目的に従い、使用者の平等利用が確保されること。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除く。

- (1) 第3条に規定する事業の実施に関する業務
- (2) 体育施設の利用許可に関する業務
- (3) 体育施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) その他体育施設の管理上、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定)

第7条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別な事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

- 2 第4条の規定による指定を受けようとするものは、事業計画その他の規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による指定の申請があったときは、第5条に規定する選定基準に基づき選定し、管理を行わせる期間を定め、議会の議決を経て、指定管理者を指定しなければならない。

(事業報告書の提出義務)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後、体育施設の管理業務に関する事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(指定の取消し等)

第9条 市長は、指定管理者が管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じて、市は、その賠償の責めを負わない。

(指定管理者の守秘義務)

第10条 指定管理者は、体育施設の管理を通じて知り得た秘密（個人に関する情報を含む。）を他

に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。指定管理者の指定が終了し、又は取り消された後においても同様とする。

(開場時間等)

第11条 体育施設の開場時間及び休場日は、別表第2のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休場日を定めることができる。

(入場の制限)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、体育施設の入場を拒絶し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる行為をし、若しくはこれらに該当する物品、動物の類を携行するおそれがあると認められるとき。
- (2) その他管理上支障があると認められるとき。

(利用等の許可)

第13条 体育施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めたときは、前項の許可に条件を付すことができる。

(利用許可の制限)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、体育施設の利用を許可しない。

- (1) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 体育施設の管理上支障があるとき。
- (3) 磐田市暴力団排除条例（平成24年磐田市条例第37号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員等による利用であると認めるとき。
- (4) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その利用が適当でないとき。

(利用許可の取消し等)

第15条 指定管理者は、第13条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、体育施設の利用を制限し、若しくは利用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段によって許可を受けたとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 利用の許可条件に違反したとき。

(4) 公益上指定管理者が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定によって、利用者に損害を生じても、市及び指定管理者はその責めを負わない。

(目的外利用等の禁止)

第16条 利用者は、体育施設を許可された目的以外に利用し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(造作等の制限)

第17条 利用者は、体育施設を利用するため特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第18条 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は第9条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用者は、体育施設の利用を終了したとき、又は第15条第1項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、速やかに体育施設を原状に回復しなければならない。

3 指定管理者又は利用者が前2項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を指定管理者又は利用者から徴収することができる。

(利用料金)

第19条 体育施設の利用者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表第3に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めることができる。

3 市長は、指定管理者に、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減額又は免除)

第20条 指定管理者は、公益上特に必要があると認められた場合又は規則で定める場合は、前条第1項に定める利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第21条 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、必要と認める場合又は規則で定める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償の義務)

第22条 指定管理者、利用者及び入場者は、体育施設の施設又は建物の設備若しくは備付物件を損傷し、又は亡失したときは、その損害について市長の裁定する額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の磐田市社会体育施設等に関する条例（昭和57年磐田市条例第 2 号）、福田町社会体育施設等に関する条例（昭和63年福田町条例第20号）、福田町屋内スポーツセンターの設置及び管理に関する条例（平成 7 年福田町条例第24号）、福田町はまぼう公園の設置及び管理に関する条例（平成13年福田町条例第 2 号）、竜洋海洋センター条例（昭和58年竜洋町条例第12号）、竜洋体育センターの設置及び管理に関する条例（昭和53年竜洋町条例第20号）、竜洋町都市公園条例（昭和60年竜洋町条例第13号）若しくは豊田町運動公園等使用条例（昭和49年豊田町条例第10号）又は解散前の磐南行政組合磐南温水プール条例（平成10年磐南行政組合条例第11号）（以下これらを「合併前等の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前等の条例の例による。

附 則（平成18年 3 月29日条例第22号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第 4 の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(磐田市都市公園条例の一部改正)

- 3 磐田市都市公園条例（平成17年磐田市条例第195号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成19年 3 月27日条例第 9 号）

この条例は、平成19年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 7 月 6 日条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の磐田市体育施設に関する条例（以下「新条例」という。）第 4 条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例第 5 条及び第 7 条の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

- 3 施行日前に改正前の磐田市体育施設に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長がした許可その他の行為は、新条例の相当規定に基づいて、指定管理者がした許可その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例の規定により市長に対してされている申請その他の行為は、新条例の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成23年 3 月24日条例第15号）

この条例は、平成23年10月 1 日から施行する。

附 則（平成24年12月25日条例第38号）

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月22日条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の磐田市体育施設に関する条例（以下「新条例」という。）附則第 4 項及び第 5 項の規定により市長が体育施設の管理をする場合において、この条例の施行の日前に改正前の磐田市体育施設に関する条例の規定により指定管理者がした許可その他の行為は、新条例附則第 4 項及び第 5 項の規定により市長がした許可その他の行為とみなす。

附 則（平成25年12月19日条例第40号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 5 第 6 条の規定による改正後の磐田市福田健康福祉会館条例別表第 1 及び別表第 2 の規定、第 15 条の規定による改正後の磐田市体育施設に関する条例別表第 3 の規定、第 16 条の規定による改正後の磐田市アミューズ豊田条例別表第 1 及び別表第 2 の規定、第 22 条の規定による改正後の磐田市勤労者総合福祉センター条例別表第 1 及び別表第 2 の規定、第 24 条の規定による改正後の磐田市福田農村環境改善センター条例別表の規定、第 26 条の規定による改正後の磐田市豊岡地場産品ふれあい施設条例別表の規定、第 31 条の規定による改正後の磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場条例別表第 2 の規定、第 32 条の規定による改正後の磐田市竜洋海洋公園レストハウス条例別表第 2 の規定並びに第 33 条の規定による改正後の磐田市竜洋海洋公園テニスコート場条例別表の規定は、施行日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金について適用し、施行日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成 26 年 12 月 22 日条例第 39 号)

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 7 月 7 日条例第 32 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

(磐田市体育施設に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 この条例の施行の日の前日までに、前項の規定による改正前の磐田市体育施設に関する条例(以下「旧体育施設条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。この場合において、当該使用に係る使用料については、旧体育施設条例の規定による利用料金を適用する。

附 則 (平成 27 年 12 月 21 日条例第 54 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の磐田市体育施設に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金について適用し、同日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金については、なお従前の例による。

(磐田市竜洋海洋公園テニスコート場条例の廃止)

- 3 磐田市竜洋海洋公園テニスコート場条例(平成 17 年磐田市条例第 200 号)は、廃止する。

(磐田市竜洋海洋公園テニスコート場条例の廃止に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の磐田市竜洋海洋公園テニスコート場条例（以下「旧テニスコート場条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後の磐田市体育施設に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。この場合において、当該利用に係る利用料金については、旧テニスコート場条例の規定による利用料金を適用する。

(磐田市都市公園条例の一部改正)

- 5 磐田市都市公園条例（平成17年磐田市条例第195号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成29年12月19日条例第28号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月18日条例第 5 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の磐田市体育施設に関する条例別表第 3 の規定は、この条例の施行の日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金について適用し、同日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 7 月 3 日条例第 4 号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月 1 日から施行する。（後略）

(経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の磐田市行政財産の目的外使用に関する条例第 4 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に使用許可を受けたものに係る使用料の額の計算について適用し、施行日前に使用許可を受けたものに係る使用料の額の計算については、なお従前の例による。

- 5 第 4 条の規定による改正後の磐田市福田健康福祉会館条例別表第 1 及び別表第 2 の規定、第 9 条の規定による改正後の磐田市新造形創造館条例別表の規定、第11条の規定による改正後の磐田市体育施設に関する条例別表第 3 の規定、第12条の規定による改正後の磐田市アミューズ豊田条

例別表第 1 及び別表第 2 の規定、第13条の規定による改正後の磐田市豊岡総合センター条例別表第 2 の規定、第19条の規定による改正後の磐田市勤労者総合福祉センター条例別表の規定、第22条の規定による改正後の磐田市福田農村環境改善センター条例別表の規定、第23条の規定による改正後の磐田市豊岡地場産品ふれあい施設条例別表の規定、第28条の規定による改正後の磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場条例別表第 2 の規定、第29条の規定による改正後の磐田市竜洋海洋公園レストハウス条例別表第 2 の規定並びに第40条の規定による改正後の磐田市渚の交流館条例別表の規定は、施行日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金について適用し、施行日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年12月18日条例第46号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 4 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の磐田市体育施設に関する条例別表第 3 の 5 磐田温水プールの規定及び同表の 6 福田屋内スポーツセンターの規定により行われているプリペイドカード式回数利用券の利用に関しては、同表の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

別表第 1（第 2 条関係）

名称	位置
磐田市総合体育館	磐田市見付4075番地 1
磐田市陸上競技場	磐田市見付4075番地 1
磐田弓道場	磐田市見付4075番地 1
磐田かぶと塚公園グラウンド	磐田市見付4075番地 1
磐田卓球場	磐田市見付4075番地 1
磐田アーチェリー場	磐田市見付4075番地 1
磐田スポーツ交流の里ゆめりあ球技場	磐田市大久保892番地36
磐田安久路公園多目的グラウンド	磐田市安久路 2 丁目10番地 4
磐田城山球場	磐田市見付190番地
磐田兎山公園野球場	磐田市鎌田2262番地
磐田東大久保運動公園テニスコート	磐田市見付809番地 2
磐田東大久保運動公園グラウンド	磐田市見付809番地 2

磐田天竜川グラウンド	磐田市寺谷地先
磐田稗原グラウンド	磐田市稗原地先
磐田温水プール	磐田市刑部島274番地 3
磐田相撲場	磐田市国府台19番地
福田屋内スポーツセンター	磐田市南島393番地 1
福田南島体育館	磐田市南島387番地
福田公園野球場	磐田市福田中島3756番地43
福田公園テニスコート	磐田市福田中島3756番地43
福田公園多目的グラウンド	磐田市福田中島3756番地43
はまぼう公園グラウンド	磐田市福田3000番地
竜洋海洋センター体育館	磐田市駒場6866番地27
竜洋海洋センタープール	磐田市駒場6866番地27
竜洋海洋公園野球場	磐田市駒場6866番地 5
竜洋スポーツ公園サッカー場	磐田市南平松 8 番地
竜洋海洋公園テニスコート	磐田市駒場6866番地 5
竜洋天竜川西堀河川敷公園グラウンド	磐田市豊岡地先
豊田加茂グラウンド	磐田市加茂618番地
豊田野球場	磐田市一言1062番地 1
豊田加茂テニスコート	磐田市加茂611番地 1
豊田ラブリバー公園テニスコート	磐田市下本郷1005番地 1
豊田天竜川グラウンド	磐田市池田地先
豊岡天竜川グラウンド	磐田市松之木島地先

別表第 2 （第11条関係）

区分	利用時間	休場日
磐田市総合体育館	午前 8 時30分から午後 9 時30分 まで	毎月第 2 火曜日及び第 4 火曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。
磐田城山球場		
磐田弓道場		
磐田卓球場		
磐田アーチェリー場		

磐田市陸上競技場	午前8時30分から午後5時まで	12月29日から翌年1月3日まで
磐田兎山公園野球場		
福田屋内スポーツセンター	午前8時30分から午後9時30分まで。ただし、プールは午前9時から午後9時までとする。	金曜日 12月29日から翌年1月3日まで
竜洋海洋センタープール	午前9時から午後9時まで。ただし、屋外プールは午前9時から午後5時までとする。	9月1日から翌年6月30日まで
磐田安久路公園多目的グラウンド	午前8時30分から午後5時まで	月曜日。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日とする。
磐田稗原グラウンド		
磐田温水プール	午前8時30分から午後9時30分まで。ただし、プールは午前9時から午後9時までとする。	12月29日から翌年1月3日まで
磐田スポーツ交流の里ゆめりあ球技場	午前8時30分から午後9時30分まで	12月29日から翌年1月3日まで
竜洋スポーツ公園サッカー場		
竜洋海洋センター体育館		
竜洋海洋公園野球場		
竜洋海洋公園テニスコート		
磐田東大久保運動公園テニスコート		
豊田加茂テニスコート		
豊田ラブリバー公園テニスコート		
福田南島体育館		
磐田かぶと塚公園グラウンド	午前8時30分から午後5時まで	
磐田東大久保運動公園グラウンド		

磐田天竜川グラウンド		
はまぼう公園グラウンド		
竜洋天竜川西堀河川敷公園グラウンド		
豊岡天竜川グラウンド		
磐田相撲場		
福田公園テニスコート	午前 6 時30分から午後 9 時30分	
福田公園多目的グラウンド	まで	
福田公園野球場	午前 6 時30分から午後 6 時30分	
	まで	
豊田加茂グラウンド	午前 5 時から午後 7 時まで	
豊田野球場		
豊田天竜川グラウンド		

別表第 3 (第19条関係)

1 磐田市総合体育館

(ア) 施設利用料金

区分	午前 8 時30分から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時30分まで
大体育場	円 6,930	円 7,920	円 6,930
小体育場	1,650	1,890	1,650
武道場	2,310	2,640	2,310
大会議室	1,000	1,140	1,000
小会議室	770	880	770
大体育場の 3 分の 2 面、2 分の 1 面又は 3 分の 1 面を利用する場合は、それぞれこの表に定める利用料金の 3 分の 2、2 分の 1 又は 3 分の 1 に相当する額			
武道場の 2 分の 1 面を利用する場合は、この表に定める利用料金の 2 分の 1 に相当する額			

備考

- 1 市民（市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。）以外のものが利用する場

合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。

2 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。

3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の200パーセントに相当する額を加算する。

4 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の1時間相当額を別に徴収する。

5 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。

6 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(イ) 照明設備利用料金

区分	金額
大体育場	1時間当たり 1,740円
小体育場	1時間当たり 200円
武道場	1時間当たり 260円
大体育場の3分の2面、2分の1面又は3分の1面を利用する場合は、それぞれこの表に定める利用料金の3分の2、2分の1又は3分の1に相当する額	
武道場の2分の1面を利用する場合は、この表に定める利用料金の2分の1に相当する額	

備考

1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数時間が30分以下のときは30分相当額を、30分を超えるときは1時間相当額を徴収する。

2 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(ウ) 附帯設備利用料金

種類	単位	金額	備考
電光得点表示板	1回	1,320円	
バスケットボール用具	1組	550円	移動式ゴール
バスケットボール用具	1組	220円	壁掛け式ゴール
バレーボール用具	1組	220円	支柱、ネット
フットサル用具	1組	220円	ゴール、ネット
バドミントン用具	1組	110円	支柱、ネット
卓球台	1台	110円	支柱、ネット

庭球用具	1 組	110円	支柱、ネット
インディアカ用具	1 組	110円	支柱、ネット
バウンドテニス用具	一式	110円	
トランポリン	1 台	330円	
柔道畳	1 畳	20円	
体操全種目用具	一式	2, 200円	
体操器具（ゆか）	1 種目	550円	
その他体操用具	1 種目	330円	
放送用具	一式	550円	
マイク（追加のみ）	1 本	220円	
組立ステージ	一式	1, 100円	
シート	1 枚	50円	
更衣ロッカー	1 回	50円	
上記以外の体操器具	1 種目	50円	

(エ) 個人利用

区分		金額
一般	1 人 1 回	300円
	回数券（12枚つづり）	3, 080円
高等学校生徒以下	1 人 1 回	150円
	回数券（12枚つづり）	1, 530円

2 磐田市陸上競技場

(ア) 施設利用料金

区分	午前 8 時30分から正午 まで	午後 1 時から午後 5 時 まで
全部利用	円 7, 700	円 8, 800
一部利用	6, 160	7, 040

備考

- 1 市民（市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。）以外のものが利用する場

合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。

2 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。

3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の200パーセントに相当する額を加算する。

4 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の1時間相当額を別に徴収する。

5 午後5時以後利用する場合は、午後1時から午後5時までの利用時間区分の利用料金の1時間（1時間に満たないときは、1時間とする。）に相当する額を基準として計算する。

6 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。

7 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

（イ） 附帯設備利用料金

種類	単位	金額	備考
放送設備	一式	550円	
陸上競技用具	一式	3,300円	
スターティングブロック	1台	20円	
ハードル	1台	20円	
やり	1本	50円	
円盤	1個	50円	
砲丸	1個	50円	
ハンマー	1個	50円	
走り高跳び用器具	一式	330円	
棒高跳び用器具	一式	550円	
3000m障害物	一式	330円	
表彰台	1組	110円	
長椅子	1脚	10円	
マイク（追加のみ）	1本	220円	
写真判定装置	一式	1,650円	

（ウ） 個人利用

区分	金額
----	----

一般	1 人 1 回	220円
	回数券（12枚つづり）	2,240円
高等学校生徒以下	1 人 1 回	110円
	回数券（12枚つづり）	1,120円

3 磐田スポーツ交流の里ゆめりあ球技場

（ア）施設利用料金

区分		午前 8 時30分から 正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時30分まで
サッカーグラウンド		円 13,860	円 15,840	円 13,860
多目的グラウンド		10,160	11,610	10,160
フットサルコート 2 面		13,470	15,400	13,470
管理棟	会議室（全部利用）	1,000	1,140	1,000
	会議室（2 分の 1 利用）	500	570	500
	多目的室	1,000	1,140	1,000
フットサルコートの 1 面を利用する場合は、この表に定める利用料金の 2 分の 1 に相当する額				

備考

- 1 市民（市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。）以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 2 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の200パーセントに相当する額を加算する。
- 4 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の 1 時間相当額を別に徴収する。
- 5 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。
- 6 利用料金には競技用具の利用を含む。
- 7 サッカーグラウンド又は多目的グラウンドと同時に利用する場合のフットサルコートの利用料金は、上記利用料金の 2 分の 1 に相当する額とする。

8 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(イ) 照明設備利用料金

区分	金額
サッカーグラウンド	1時間当たり 3,630円
多目的グラウンド	1時間当たり 1,370円
フットサルコート1面	1時間当たり 190円
2分の1灯を利用する場合は、全灯の利用料金の2分の1に相当する額	

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数時間が30分以下のときは30分相当額を、30分を超えるときは1時間相当額を徴収する。
- 2 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(ウ) 附帯設備利用料金

種類	単位	金額
放送設備	一式	550円

4 磐田城山球場

(ア) 施設利用料金

区分	午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで
全部利用	円 6,000	円 6,860	円 6,000
一部利用	4,770	5,450	4,770

備考

- 1 一部利用とは、観客席以外の利用をいう。
- 2 市民（市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。）以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 4 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の200パーセントに相当する額を加算する。

- 5 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の 1 時間相当額を別に徴収する。
- 6 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。
- 7 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(イ) 照明設備利用料金

区分	金額
野球場	1 時間当たり 4,290円
2 分の 1 灯を利用する場合は、全灯の利用料金の 2 分の 1 に相当する額	

備考

- 1 利用時間に 1 時間未満の端数が生じた場合は、当該端数時間が30分以下のときは30分相当額を、30分を超えるときは 1 時間相当額を徴収する。
- 2 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(ウ) 附帯設備利用料金

種類	単位	金額
スコアボード	1 回	1,580円
放送設備	一式	1,580円

備考 野球場の全部を利用する場合においてスコアボードを利用するときは、スコアボードの利用料金は、徴収しない。

(エ) 物品販売利用料金

区分	単位	金額
指定場所の物品販売	3.3平方メートル	1,330円
物品立売	1 人	670円

5 磐田温水プール

(ア) 施設利用料金

区分		午前 8 時30分から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時30分まで
会議室	大会議室	円 1,190	円 1,360	円 1,190
	小会議室	円 1,000	円 1,140	円 1,000

(イ) 個人利用

区分		単位	金額
プール	一般	1 人 1 回	520円
	高等学校生徒以下	1 人 1 回	300円
トレーニングルーム	一般	1 人 1 回	520円
	高等学校生徒以下	1 人 1 回	300円

備考 トレーニングルームの利用は、中学生以上とする。

(ウ) プール及びトレーニングルーム共通利用

区分	単位	金額
一般	1 人 1 回	830円
高等学校生徒以下	1 人 1 回	520円

備考 共通利用は、同日の利用に限る。

(エ) プール及びトレーニングルーム利用回数券

区分	単位	金額
一般	10枚つづり	3,200円
高等学校生徒以下	10枚つづり	2,050円

6 福田屋内スポーツセンター

(ア) 施設利用料金

区分		午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで
プール	全部利用	18,650円	34,520円	18,650円
	一部利用	1 コース 1 時間 2,150円		
区分		午前 8 時30分から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時30分まで
武道場	1 面	1,730円	1,980円	1,730円
ミーティングルーム		690円	790円	690円

備考

- 1 プール一部利用とは、3 コースまでの利用をいう。
- 2 武道場 1 面とは、武道場の 2 分の 1 の区画をいう。
- 3 市民（市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。）以外のものが利用する場合

合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。

4 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。

5 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の200パーセントに相当する額を加算する。

6 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の1時間相当額を別に徴収する。

7 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。

8 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(イ) 照明設備利用料金

区分		金額
武道場	1面	1時間当たり 130円

備考

1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数時間が30分以下のときは30分相当額を、30分を超えるときは1時間相当額を徴収する。

2 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(ウ) 個人利用

区分		単位	金額
プール	一般	1人1回	520円
	高等学校生徒以下	1人1回	300円
トレーニングルーム	一般	1人1回	520円
	高等学校生徒以下	1人1回	300円
武道場		1人1回	350円

備考 トレーニングルームの利用は、中学生以上とする。

(エ) プール及びトレーニングルーム共通利用

区分	単位	金額
一般	1人1回	830円
高等学校生徒以下	1人1回	520円

備考 共通利用は、同日の利用に限る。

(オ) プール及びトレーニングルーム利用回数券

区分	単位	金額
一般	10枚つづり	3,200円
高等学校生徒以下	10枚つづり	2,050円

7 福田南島体育館

(ア) 施設利用料金

区分		午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで
体育室	全面	円 520	円 600	円 520
	2分の1面	260	300	260
多目的スペース		300	350	300
体育室の3分の2面又は3分の1面を利用する場合は、それぞれ体育室全面の利用料金の3分の2又は3分の1に相当する額				

備考

- 1 市民（市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。）以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 2 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の200パーセントに相当する額を加算する。
- 4 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の1時間相当額を別に徴収する。
- 5 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。
- 6 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(イ) 照明設備利用料金

区分		金額
体育室	全面	1時間当たり 400円
	2分の1面	1時間当たり 200円
体育室の3分の2面又は3分の1面を利用する場合は、それぞれ体育室全面の利用料金の3分の2又は3分の1に相当する額		

備考

- 1 利用時間に 1 時間未満の端数が生じた場合は、当該端数時間が 30 分以下のときは 30 分相当額を、30 分を超えるときは 1 時間相当額を徴収する。
- 2 利用料金の計算において 10 円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

8 竜洋海洋センター

(ア) 施設利用料金

区分		午前 8 時 30 分から正 午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時 30 分まで
体育館	全面	円 1,540	円 1,760	円 1,540
研修室		770	880	770
体育館の 2 分の 1 面を利用する場合は、体育館全面の利用料金の 2 分の 1 に相当する額 体育館及び研修室を個人利用する場合の利用料金は、1 人 1 回につき 110 円とする。				

備考

- 1 市民（市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。）以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料の 100 パーセントに相当する額を加算する。
- 2 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料は、この表に定める利用料金に当該利用料金の 100 パーセントに相当する額を加算する。
- 3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の 200 パーセントに相当する額を加算する。
- 4 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の 1 時間相当額を別に徴収する。
- 5 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。
- 6 利用料金の計算において 10 円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(イ) 照明設備利用料金

区分	金額
体育館	1 時間当たり 400 円
体育館の 2 分の 1 面を利用する場合は、体育館全面の利用料金の 2 分の 1 に相当する額	

備考

- 1 利用時間に 1 時間未満の端数が生じた場合は、当該端数時間が 30 分以下のときは 30 分相当額

を、30分を超えるときは1時間相当額を徴収する。

2 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(ウ) 附帯設備利用料金

器材名	時間	金額	乗員
OPヨット	1艇1時間	110円	中学校生徒以上 1人
カヌー	1艇1時間	110円	1人
ダブルスカル	1艇1時間	220円	2人
12フィートヨット	1艇1時間	220円	小学生徒 4人 中学校生徒以上 3人
ローボート	1艇1時間	330円	5人
カッター	1艇1時間	440円	7人

(エ) 個人利用

区分				金額
プール	当日券	小学生徒未満の者	1人1回	50円
		小・中学校生徒	1人1回	110円
		上記以外の者	1人1回	220円
	回数券	小学生徒未満の者	50円券(24枚つづり)	1,020円
		小・中学校生徒	110円券(12枚つづり)	1,120円
		上記以外の者	220円券(6枚つづり)	1,120円

9 竜洋スポーツ公園サッカー場

(ア) 施設利用料金

区分	午前8時30分から正 午まで	午後1時から午後5 時まで	午後6時から午後9 時30分まで
グラウンド	円 5,770	円 6,600	円 5,770
会議室	690	790	690
更衣室	460	520	460
審判室	460	520	460

備考

- 1 グラウンド利用料金は、放送設備及び競技用器具の利用を含む。
- 2 市民（市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。）以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 4 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の200パーセントに相当する額を加算する。
- 5 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の1時間相当額を別に徴収する。
- 6 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。
- 7 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

（イ） 照明設備利用料金

区分	金額
グラウンド	1 時間当たり 3,630円
3 分の 2 灯又は 3 分の 1 灯を利用する場合は、全灯の利用料金の 3 分の 2 又は 3 分の 1 に相当する額	

備考

- 1 利用時間に 1 時間未満の端数が生じた場合は、当該端数時間が30分以下のときは30分相当額を、30分を超えるときは 1 時間相当額を徴収する。
- 2 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

10 その他の野球場

（ア） 施設利用料金

区分		午前 5 時から午前 8 時 30 分まで	午前 6 時 30 分から午前 8 時 30 分まで	午前 8 時 30 分から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時 30 分から午後 7 時まで	午後 5 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
磐田兎山公園野球場		円	円	円	円	円	円
福田公園野球場		円	円	円	円	円	円
グラウンドのみ利用		円	1,270	2,230	2,550	950	円

	グラウンド及び本部席利用	＼	1,540	2,690	3,080	1,150	＼	＼
竜洋海洋公園野球場		＼	＼	2,690	3,080	＼	＼	2,690
豊田野球場		2,230	＼	2,230	2,550	＼	1,270	＼

備考

- 1 市民（市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。）以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 2 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の200パーセントに相当する額を加算する。
- 4 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の1時間相当額を別に徴収する。
- 5 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。
- 6 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(イ) 照明設備利用料金

区分	金額
竜洋海洋公園野球場	1時間当たり 3,130円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数時間が30分以下のときは30分相当額を、30分を超えるときは1時間相当額を徴収する。
- 2 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(ウ) 附帯設備利用料金

種類		単位	金額
竜洋海洋公園野球場	放送設備	一式	330円

11 グラウンド

(ア) 施設利用料金

区分	午前5時から午前8時30分	午前6時30分から午前8時	午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後6時から午後9時30分
----	---------------	---------------	---------------	--------------	--------------	---------------

	まで	30分まで				まで
	円	円	円	円	円	円
磐田安久路公園多目的グラウンド	＼	＼	10,160	11,610	＼	＼
磐田稗原グラウンド（芝）	＼	＼	2,000	2,280	＼	＼
磐田稗原グラウンド（土）	＼	＼	690	790	＼	＼
はまばう公園グラウンド	＼	＼	1,340	1,540	＼	＼
福田公園多目的グラウンド（全面）	＼	480	840	960	＼	840
磐田かぶと塚公園グラウンド	＼	＼	340	390	＼	＼
磐田東大久保運動公園グラウンド	＼	＼	340	390	＼	＼
豊田加茂グラウンド	340	＼	340	390	190	＼
福田公園多目的グラウンドの 2 分の 1 面を利用する場合は、全面の利用料金の 2 分の 1 に相当する額						

備考

- 1 市民（市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。）以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 2 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の200パーセントに相当する額を加算する。
- 4 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の 1 時間相当額を別に徴収する。
- 5 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。
- 6 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

（イ） 照明設備利用料金

区分	金額
福田公園多目的グラウンド	1 時間当たり 900円
2 分の 1 面を利用する場合は、全面の利用料金の 2 分の 1 に相当する額	

備考

- 1 利用時間に 1 時間未満の端数が生じた場合は、当該端数時間が 30 分以下のときは 30 分相当額を、30 分を超えるときは 1 時間相当額を徴収する。
- 2 利用料金の計算において 10 円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

12 テニスコート

(ア) 施設利用料金

区分		午前 6 時 30 分 から午前 8 時 30 分まで	午前 8 時 30 分 から正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時 30 分 まで
磐田東大久保運動 公園テニスコート	1 コート	円	円	円	円
		\	1,610	1,840	1,610
福田公園テニスコ ート	1 コート	610	1,070	1,230	1,070
竜洋海洋公園テニ スコート	1 コート	\	2,920	3,340	2,920
豊田加茂テニスコ ート（人工芝）	1 コート	\	1,610	1,840	1,610
豊田加茂テニスコ ート（土）	1 コート	\	690	790	690
豊田ラブリバー公 園テニスコート	1 コート	\	1,150	1,320	1,150

備考

- 1 市民（市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。）以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料の 100 パーセントに相当する額を加算する。
- 2 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料は、この表に定める利用料金に当該利用料金の 100 パーセントに相当する額を加算する。
- 3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の 200 パーセントに相当する額を加算する。
- 4 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の 1 時間相当額を別に徴収する。

- 5 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。
- 6 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(イ) 照明設備利用料金

区分		金額
竜洋海洋公園テニスコート	1コート	1時間当たり 200円
竜洋海洋公園テニスコート以外 のテニスコート	1コート	1時間当たり 150円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数時間が30分以下のときは30分相当額を、30分を超えるときは1時間相当額を徴収する。
- 2 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(ウ) 附帯設備利用料金

種類		単位	金額
竜洋海洋公園テニスコート	ラケット	1本	110円

13 磐田卓球場

(ア) 施設利用料金

区分		午前8時30分から 正午まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 9時30分まで
磐田卓球場	全面(12台)	円 4,190	円 4,790	円 4,190
	2分の1面(6台)	2,110	2,420	2,110
3分の2面を利用する場合は、卓球場全面の利用料金の3分の2に相当する額				

備考

- 1 市民(市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。)以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 2 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料の200パーセントに相当する額を加算する。

4 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の 1 時間相当額を別に徴収する。

5 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(イ) 附帯設備利用料金

種類	単位	金額	備考
捕球ネット	1 台	110円	
持込み器具コンセント	1 か所	110円	

(ウ) 個人利用

区分		午前 8 時30分から正 午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時30分まで
一般	1 人	円 300	円 300	円 300
高等学校生徒以下	1 人	150	150	150

14 その他の体育施設

(ア) 施設利用料金

区分		午前 8 時30分から 正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時30分まで
磐田弓道場	1 人	円 110	円 110	円 150
磐田アーチェリー場	1 人	110	110	150
磐田相撲場		110	110	＼

備考

- 1 市民（市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。）以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 2 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料の 1 時間相当額を別に徴収する。
- 3 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。
- 4 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(イ) 附帯設備利用料金

種類	単位	金額
磐田弓道場	弓具 1 組	110円

	ロッカー	1回	50円
--	------	----	-----

改正

平成19年7月6日規則第22号

平成23年3月24日規則第8号

平成24年3月23日規則第19号

平成27年3月24日規則第6号

平成27年12月21日規則第60号

平成28年3月24日規則第29号

令和2年12月18日規則第56号

令和3年5月27日規則第34号

令和3年9月15日規則第43号

磐田市体育施設に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、磐田市体育施設に関する条例（平成17年磐田市条例第146号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の申請書類)

第2条 条例第7条第2項の規定による申請は、次に掲げる書類による。

- (1) 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支計画書
- (4) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (5) 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- (6) 法人等概要書
- (7) 活動実績を証明する書類
- (8) 誓約書
- (9) 法人等の役員名簿
- (10) 納税証明書
- (11) その他市長が必要と認める書類

(候補者選定の通知)

第3条 市長は、条例第7条第3項の規定に基づき指定管理者の候補者を選定したときは、申請を行った法人又は法人以外の団体に対し、指定管理者候補者選定結果通知書（様式第2号）によりその結果を通知する。

（指定等決定の通知）

第4条 市長は、条例第7条第3項の規定に基づき指定管理者を指定し、又は指定しなかったときは、当該法人又は法人以外の団体に対し、指定管理者（指定・不指定）通知書（様式第3号）によりその旨を通知する。

（事業報告）

第5条 条例第8条に規定する事業報告書は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載して提出しなければならない。

- （1） 管理施設の利用状況
- （2） 管理運営業務の実施状況
- （3） 利用料金収入の実績
- （4） 管理経費等の収支状況
- （5） その他市長が必要と認める事項

（指定の取消し等）

第6条 条例第9条第1項の規定による指定管理者の指定の取消し又は業務の停止は、指定管理者指定取消（業務停止）命令書（様式第4号）による。

（利用許可の申請）

第7条 条例第13条第1項の規定により、磐田市体育施設（以下「体育施設」という。）の利用許可を受けようとする者は、体育施設利用許可申請書（以下「利用許可申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、磐田市総合体育館、磐田市陸上競技場、磐田温水プール、福田屋内スポーツセンター、竜洋海洋センター体育館、竜洋海洋センタープール及び磐田卓球場の個人利用の利用許可の申請にあつては、この限りでない。

2 前項の規定による申請は、開館日の午前8時30分から午後9時30分までの間にしなければならない。

3 利用許可申請書の受付は、指定管理者が必要があると認め、市長の承認を得た場合を除き、利用日の属する月前2月から利用日までの間とする。

（利用の許可）

第8条 指定管理者は、利用許可申請書を受理したときは、その内容を審査し、利用を許可したと

きは、体育施設利用許可書（以下「利用許可書」という。）を交付する。ただし、磐田市総合体育館、磐田市陸上競技場、磐田温水プール、福田屋内スポーツセンター、竜洋海洋センター体育館、竜洋海洋センタープール及び磐田卓球場の個人利用の利用許可にあつては、次に掲げる利用券又は回数券の交付をもって行う。

- (1) 磐田市総合体育館利用券
- (2) 磐田市総合体育館回数券
- (3) 磐田市陸上競技場利用券
- (4) 磐田市陸上競技場回数券
- (5) 磐田温水プール（プール・トレーニングルーム）利用券
- (6) 磐田温水プール（プール・トレーニングルーム）回数券
- (7) 竜洋海洋センター体育館利用券
- (8) 竜洋海洋センタープール利用券
- (9) 竜洋海洋センタープール回数券
- (10) 福田屋内スポーツセンター（プール・トレーニングルーム）利用券
- (11) 福田屋内スポーツセンター（プール・トレーニングルーム）回数券
- (12) 磐田卓球場利用券

2 利用許可は、利用許可申請書の受付の順序により行うものとする。ただし、公用又は公共用のため指定管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

3 利用許可書は、体育施設を使用する際、指定管理者に提示しなければならない。

（利用許可の取消願）

第9条 体育施設の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が利用許可の取消しを願い出ようとするときは、体育施設利用許可取消願に利用許可書を添えて、指定管理者に願い出なければならない。

（利用料金の承認申請等）

第10条 指定管理者は、条例第19条第2項に規定する利用料金を定めるときは、体育施設利用料金承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、体育施設利用料金承認書（様式第6号）を指定管理者に交付する。

3 前項の規定により利用料金の承認を受けた指定管理者は、当該利用料金を公表しなければならない。

4 指定管理者は、毎月の利用料金の収納状況についてその翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(利用料金の減額又は免除の申請)

第11条 条例第20条の規定により、利用料金を減額又は免除することができる場合及びその範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市、市の機関又は市が属する一部事務組合が主催又は共催して利用するとき 免除
- (2) 市内の保育園、幼稚園及び認定こども園の園児又は小中学校の児童及び生徒が、保育又は教育（部活動を含む。以下この条において同じ。）のために教員等の引率のもと使用するとき 免除
- (3) 施設の管理運営団体が当該施設を公共目的で利用するとき 免除
- (4) 市内の高等学校の生徒が、教育のために利用するとき 条例別表第3施設利用料金 50パーセント以内の額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき 条例別表第3施設利用料金 100パーセント以内の額

2 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ体育施設利用料金減免申請書を利用許可申請書に添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の還付)

第12条 条例第21条ただし書の規定により、還付することができる場合及びその利用料金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用者の責めによらない理由で体育施設の利用ができなくなったとき 全額
- (2) 利用者が、利用日の7日前までに利用の許可の取消しを願い出たとき 全額
- (3) 利用者が、照明設備及び附帯設備を利用しなかったとき 条例別表第3のうち当該利用施設の照明設備利用料金及び附帯設備利用料金 全額

(利用者等の遵守事項)

第13条 利用者又は入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 設備又は器物を傷つけないようにすること。
- (2) 他人に迷惑となるような行為をしないこと。
- (3) 許可なく施設内で物品販売、展示又はこれに類する行為をしないこと。
- (4) 体育施設内へ車を乗り入れないこと。
- (5) 所定の場所以外において飲食し、又は火気を使用しないこと。

- (6) みだりに利用許可の場所以外に立入らないこと。
- (7) 利用を終了したときは、清掃及び整理をし、原状に復すること。
- (8) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(利用後の点検)

第14条 利用者は、その利用を終わったとき（利用許可の取消しを受けたときを含む。）は、直ちに設備その他を原状に回復し、指定管理者の点検を受けなければならない。

(損傷又は亡失の届出)

第15条 指定管理者並びに利用者及び入場者は、体育施設の建物又は建物の設備若しくは備付物件を損傷し、又は亡失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(職員等の入場)

第16条 利用者は、職員及び指定管理者が職務のため入場することを拒むことができない。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の磐田市社会体育施設等に関する条例施行規則（昭和57年磐田市教育委員会規則第11号）、福田町社会体育施設等に関する条例施行規則（昭和63年福田町教育委員会規則第1号）、福田町屋内スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年福田町規則第1号）、福田町はまぼろ公園の設置及び管理に関する条例施行規則（平成13年福田町規則第6号）、竜洋海洋センター条例施行規則（昭和58年竜洋町教育委員会規則第1号）、竜洋都市公園条例施行規則（昭和60年竜洋町規則第3号）若しくは豊田町運動公園等使用条例施行規則（平成10年豊田町教育委員会規則第12号）又は解散前の磐南行政組合磐南温水プール条例施行規則（平成10年磐南行政組合規則第20号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年7月6日規則第22号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 磐田市体育施設に関する条例の一部を改正する条例（平成19年磐田市条例第24号）附則第2項の規定による準備行為をする場合にあっては、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の磐田市体育施設に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第2条から第4条までの規定の例により行うことができる。

（経過措置）

- 3 施行日前に改正前の磐田市体育施設に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により市長がした許可その他の行為は、新規則の相当規定に基づいて、指定管理者がした許可その他の行為とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定により市長に対してされている申請その他の行為は、新規則の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成23年3月24日規則第8号）

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月23日規則第19号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成27年3月24日規則第6号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月21日規則第60号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の規定は、この規則の施行の日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金について適用し、同日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金については、なお従前の例による。

（磐田市竜洋海洋公園テニスコート場条例施行規則の廃止）

- 3 磐田市竜洋海洋公園テニスコート場条例施行規則（平成17年磐田市規則第146号）は、廃止する。

（磐田市竜洋海洋公園テニスコート場条例施行規則の廃止に伴う経過措置）

- 4 この規則の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の磐田市竜洋海洋公園テニスコート場条例施行規則の規定により、指定管理者がした許可その他の行為は、改正後の磐田市体育施設に関する条例施行規則の相当規定により指定管理者がした許可その他の行為とみなす。

附 則（平成28年3月24日規則第29号）

この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行

する。

附 則（令和 2 年12月18日規則第56号）

この規則は、令和 3 年 1 月 4 日から施行する。

附 則（令和 3 年 5 月27日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月15日規則第43号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

3 この規則の施行の際現にこの規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

指定管理者指定申請書

年 月 日

磐田市長

所在地

法人等の名称

代表者氏名

連絡先(電話)

磐田市体育施設の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(添付書類)

- 1 事業計画書及び収支計画書
- 2 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- 3 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- 4 法人等概要書
- 5 活動実績を証明する書類
- 6 誓約書
- 7 法人等の役員名簿
- 8 納税証明書
- 9 その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

磐田市長



指定管理者候補者選定結果通知書

年 月 日付けで申請のありました磐田市体育施設の指定管理者候補者の
選定につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 施設の名称及び所在地

2 候補者選定結果

- ☐ 指定管理者候補者として選定します。
- ☐ 指定管理者候補者として選定しません。

3 選定しない理由

第 号
年 月 日

様

磐田市長



指定管理者(指定・不指定)通知書

年 月 日付けで申請のありました磐田市体育施設の指定管理者の指定につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 施設の名称及び所在地

2 決定結果

☐ 指定管理者に指定します。

☐ 指定管理者に指定しません。

3 指定しない理由

様式第4号（第6条関係）
様式第4号(第6条関係)

第 号
年 月 日

団体名
代表者名 様

磐田市長 

指定管理者指定取消(業務停止)命令書

磐田市体育施設に関する条例第9条第1項の規定により、指定管理者の指定取消し(業務停止)を命じます。

区分	全部・一部(業務)	
	業務停止期間	
	年 月 日から	
	年 月 日まで	月間
理由		

※ この処分について不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

体育施設利用料金承認申請書

年 月 日

磐田市長

所在地

法人等の名称

代表者氏名

連絡先(電話)

磐田市体育施設の利用料金について、下記のとおり承認を受けたいので申請します。

記

1 利用料金申請理由

2 実施予定年月日

3 利用料金

第 号
年 月 日

様

磐田市長



体育施設利用料金承認書

年 月 日付けで申請のあった磐田市体育施設の利用料金について、下記
のとおり承認します。

記

1 実施年月日

2 利用料金については、年 月 日付け申請書のとおりとする。

改正

平成18年3月29日条例第22号

平成19年7月6日条例第39号

平成24年7月12日条例第30号

平成25年3月22日条例第19号

平成25年12月19日条例第40号

平成27年12月21日条例第54号

平成29年12月19日条例第30号

平成30年10月11日条例第28号

令和元年7月3日条例第4号

磐田市都市公園条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(都市公園の配置及び規模に関する基準)

第1条の2 法第3条第1項の規定により条例で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 市の区域内に設置する都市公園の市民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市街地に設置する都市公園の当該市街地の市民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。
- (2) 市が次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて市における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

ア 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。

イ 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。

ウ 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

エ 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

(3) 市が、主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等、前号アからエまでに掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(都市公園の公園施設の設置基準)

第1条の3 法第4条第1項本文（法第33条第4項において準用する場合を含む。）の規定により条例で定める割合は、100分の2とする。

2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書（法第33条第4項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として法第4条第1項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 令第6条第1項第2号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 令第6条第1項第3号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

5 令第6条第1項第4号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として同項本文又は前

3 項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

6 令第8条第1項の規定により条例で定める割合は、100分の50とする。

(特定公園施設の設置基準)

第1条の4 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第1項に規定する移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準は、高齢者、障害者等の移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することを原則として、規則で定める基準とする。

(行為の制限)

第2条 都市公園において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。

(2) 業として写真又は映画を撮影すること。

(3) 興業を行うこと。

(4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために、都市公園の全部又は一部を利用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可をすることができる。

5 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の特例)

第3条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第4条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項の許可を受けた者の当該許可に係る行為については、この限りでない。

(1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。

- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (5) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止めておくこと。
- (8) その他都市公園の管理に支障がある行為をすること。

(使用の禁止又は制限)

第5条 市長は、都市公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて都市公園の使用を禁止し、又は制限することができる。

(有料の公園施設)

第6条 市長の管理する公園施設で有料で使用させるもの（附属設備を含む。）は、別表第1から別表第4までのとおりとする。

2 前項の施設の管理及び使用については、別表第1に掲げる施設については磐田市体育施設に関する条例（平成17年磐田市条例第146号）、別表第2に掲げる施設については磐田市竜洋昆虫自然観察公園条例（平成17年磐田市条例第197号）、別表第3に掲げる施設については磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場条例（平成17年磐田市条例第198号）及び別表第4に掲げる施設については磐田市竜洋海洋公園レストハウス条例（平成17年磐田市条例第199号）の定めるところによる。

(公園施設の許可申請記載事項)

第7条 法第5条第1項の規定による公園施設の設置若しくは管理の許可又は許可を受けた事項の変更の申請書に記載する事項は、次の各号の区分により当該各号に掲げるものとする。

- (1) 公園施設を設置しようとするとき。
 - ア 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び営業種目とする。以下同じ。）
 - イ 種類及び数量
 - ウ 設置の目的
 - エ 設置の期間
 - オ 設置の場所

カ 構造及び規模

キ 管理の方法

ク 工事の実施方法

ケ 工事の着手及び完了の時期

コ 原状回復の方法

サ その他市長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするとき。

ア 申請者の住所、氏名及び職業

イ 場所、種類及び数量

ウ 管理の目的

エ 管理の期間

オ 管理の方法

カ その他市長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするとき。

ア 申請者の住所、氏名及び職業

イ 変更する事項

ウ 変更する理由

エ その他市長の指示する事項

(都市公園の占用の許可申請記載事項)

第8条 法第6条第2項の規定による都市公園の占用の許可申請書に記載する事項は、次に掲げるものとする。

(1) 申請者の住所、氏名及び職業

(2) 種類及び数量

(3) 管理の方法

(4) 工事の実施方法

(5) 工事の着手及び完了の時期

(6) 原状回復の方法

(7) その他市長の指示する事項

(占有物件の軽易な変更事項)

第9条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占有物件の様態替えて、当該占有物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占有物件に対する物件の添加で、当該占有者が当該占有の目的に付随して行うもの
(添付書類)

第10条 法第5条又は法第6条の規定により、公園施設の設置若しくは都市公園の占有の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる書類以外の書類の提出を求めることができる。

(使用料)

第11条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、法令で定められているもののほか、別表第6に掲げる使用料を納付しなければならない。

(使用料の徴収)

第12条 前条の使用料は、許可の際徴収する。ただし、市長が特にその必要がないと認める場合は、この限りでない。

(使用料の減額又は免除)

第13条 市長は、規則で定める相当の理由があると認める場合は、第11条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第14条 既納の使用料は、これを還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長はその全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者が、自己の責めによらない理由によって使用又は利用できなくなったとき。
- (2) 使用者が、使用日前10日までに使用の許可の取消しを願い出た場合で、市長が相当の理由があると認めたとき。
- (3) 前2号のほか市長が特別の理由があると認めたとき。

(使用権の譲渡禁止)

第15条 都市公園の使用の許可を受けた者は、その許可によって生ずる権利を他人に譲渡し、又は転貸することができない。

(監督処分)

第16条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、許可を取り消し、その効力を

停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園から退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反したとき。

(2) 許可条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、許可を受けた者に対し前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要を生じたとき。

(2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障を生じたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要を生じたとき。

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第17条 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 保管した工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量

(2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時

(3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

(4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第18条 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

(1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。

(2) 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められる工作物等については、同号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第21条において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を公報又は新聞紙に掲載すること。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(工作物等の価額の評価の方法)

第19条 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。
この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第20条 市長は、法第27条第6項の規定により保管した工作物等について、規則で定める方法により売却するものとする。

(工作物等を返還する場合の手続)

第21条 市長は、保管した工作物等（法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその工作物等の返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(届出)

第22条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第26条第2項又は第4項の規定によりこれらの項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (6) 都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
- (7) 第16条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた措置を完了したとき。

(損害賠償)

第23条 都市公園を使用する者が、その者の責めに帰する理由によって市に損害を生じさせたときは、市長が定める損害額を賠償しなければならない。

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第24条 市長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を公告しなければならない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第25条 第2条から第23条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(指定管理者による管理)

第26条 別表第7に掲げる都市公園（同表右欄に掲げる有料公園施設を除く。以下「特定公園」という。）の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

2 前項の規定により特定公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、第2条及び第16条第1項（同項の規定による許可の取消し、効力の停止又は条件の変更に係る部分に限る。）中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の選定基準)

第27条 指定管理者の選定基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画が、特定公園の設置目的に照らして適切なものであること。
- (2) 効果的かつ効率的な管理運営を実施できること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有すること。
- (4) 特定公園の設置目的に従い、市民の平等利用が確保されること。

(指定管理者が行う業務)

第28条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除く。

- (1) 第2条の規定による許可に関する業務
- (2) 第16条第1項の規定による許可の取消し、その効力の停止又はその条件の変更に係る業務
- (3) 特定公園の維持管理に関する業務
- (4) その他特定公園の管理上、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定)

第29条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別な事情があると認める場合を除き、

公募するものとする。

2 第26条の規定による指定を受けようとするものは、事業計画その他の規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による指定の申請があったときは、第27条に規定する選定基準に基づき選定し、管理を行わせる期間を定め、議会の議決を経て、指定管理者を指定しなければならない。

(事業報告書の提出義務)

第30条 指定管理者は、年度終了後、特定公園の管理業務に関する事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(指定の取消し等)

第31条 市長は、指定管理者が管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じて、市はその賠償の責めを負わない。

(指定管理者の守秘義務)

第32条 指定管理者は、特定公園の管理を通じて知り得た秘密（個人に関する情報を含む。）を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。指定管理者の指定が終了し、又は取り消された後においても同様とする。

(原状回復の義務)

第33条 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は第31条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第2条第1項又は第3項（第25条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して第2条第1項各号に掲げる行為をした者

(2) 第4条（第25条において準用する場合を含む。）の規定に違反して第4条に掲げる行為をした者

(3) 第16条第1項又は第2項(第25条において準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者

第36条 偽りその他不正行為により使用料の徴収を免れた者は、免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

第37条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科する。

(罰則の規定の適用)

第38条 法第5条の11の規定により市長に代ってその権限を行う者は、前3条の規定の適用については、市長とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の磐田市都市公園条例(昭和46年磐田市条例第24号)、福田町都市公園条例(昭和58年福田町条例第26号)、竜洋町都市公園条例(昭和60年竜洋町条例第13号)又は豊田町都市公園条例(平成6年豊田町条例第19号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則 (平成18年3月29日条例第22号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成19年7月6日条例第39号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の磐田市都市公園条例(以下「新条例」という。)第26条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、新

条例第27条及び第29条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日前に改正前の磐田市都市公園条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長がした許可その他の行為は、新条例の相当規定に基づいて、指定管理者がした許可その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例の規定により市長に対してされている申請その他の行為は、新条例の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成24年 7 月12日条例第30号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 別表第 7 の改正規定に係る都市公園に関する第26条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第27条及び第29条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日前に改正前の磐田市都市公園条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長がした許可その他の行為は、改正後の磐田市都市公園条例（以下「新条例」という。）の相当規定に基づいて、指定管理者がした許可その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例の規定により市長に対してされている申請その他の行為は、新条例の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成25年 3 月22日条例第19号）

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年12月19日条例第40号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 3 第 2 条の規定による改正後の磐田市立学校の施設開放に関する条例別表第 1 から別表第 4 までの規定、第 3 条の規定による改正後の磐田市立公民館条例別表第 1 から別表第 7 までの規定、第 4 条の規定による改正後の磐田市学習等供用施設竜洋会館条例別表の規定、第 7 条の規定による改正後の磐田市豊田福祉センター条例別表の規定、第 8 条の規定による改正後の磐田市ふれあい

会館条例別表の規定、第9条の規定による改正後の磐田市竜洋老人福祉センター条例別表の規定、第11条の規定による改正後の磐田市コミュニティセンター条例別表第2から別表第5までの規定、第12条の規定による改正後の磐田市文化振興センター条例別表第1及び別表第2の規定、第13条の規定による改正後の磐田市民文化会館条例別表第1及び別表第2の規定、第14条の規定による改正後の磐田市熊野伝統芸能館条例別表の規定、第17条の規定による改正後の磐田市豊岡総合センター条例別表第2の規定、第21条の規定による改正後の磐田市聖苑条例別表の規定、第23条の規定による改正後の磐田市福田農業振興センター条例別表の規定、第25条の規定による改正後の磐田市豊田農村環境改善センター条例別表の規定、第27条の規定による改正後の磐田市民農園条例別表の規定、第29条の規定による改正後の磐田市都市公園条例別表第6の規定、第40条の規定による改正後の磐田市豊岡地域福祉センター条例別表の規定、第41条の規定による改正後の磐田市総合健康福祉会館条例別表の規定並びに第42条の規定による改正後の磐田市情報館条例別表の規定は、施行日以後に使用の許可を受けたものに係る使用料について適用し、施行日前に使用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月21日条例第54号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月19日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定及び別表第7の改正規定（「施設」の次に「名」を加える部分及び磐田中央公園の項を削る部分を除く。）は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月11日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年7月3日条例第4号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。（後略）

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の磐田市行政財産の目的外使用に関する条例第4条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に使用許可を受けたものに係る使用料の額の計算について適用し、施行日前に使用許可を受けたものに係る使用料の額の計算については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の磐田市立学校の施設開放に関する条例別表の規定、第5条の規定による改正後の磐田市豊田福祉センター条例別表の規定、第7条の規定による改正後の磐田市文化振興センター条例別表第1及び別表第2の規定、第8条の規定による改正後の磐田市民文化会館条例別表第1及び別表第2の規定、第10条の規定による改正後の磐田市熊野伝統芸能館条例別表の規定、第14条の規定による改正後の磐田市豊岡サブセンター条例別表の規定、第18条の規定による改正後の磐田市聖苑条例別表の規定、第20条の規定による改正後の磐田市於保農村婦人の家条例別表の規定、第21条の規定による改正後の磐田市福田農業振興センター条例別表の規定、第24条の規定による改正後の磐田市市民農園条例別表の規定、第26条の規定による改正後の磐田市都市公園条例別表第6の規定、第35条の規定による改正後の磐田市総合健康福祉会館条例別表の規定、第36条の規定による改正後の磐田市情報館条例別表の規定、第37条の規定による改正後の磐田市交流センター条例別表第2の規定、第38条の規定による改正後の磐田市竜洋なぎの木会館条例別表第1及び別表第2の規定、第39条の規定による改正後の磐田市竜洋体育センター条例別表の規定並びに第41条の規定による改正後の磐田市ひと・ほんの庭にこっと条例別表の規定は、施行日以後に使用の許可を受けたものに係る使用料について適用し、施行日前に使用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

別表第1（第6条関係）

公園名	有料公園施設名
かぶと塚公園	体育館
	弓道場
	陸上競技場
	卓球場
	アーチェリー場
東大久保運動公園	テニスコート
	運動場
安久路公園	多目的グラウンド
磐田スポーツ交流の里ゆめりあ	球技場
兎山公園	野球場
城山球場	野球場
福田公園	野球場

竜洋海洋公園	多目的グラウンド
	テニスコート
	野球場
	体育館
	テニスコート
	プール
竜洋スポーツ公園	艇庫（附属設備のみ）
	球技場
豊田ラブリバー公園	テニスコート

別表第 2（第 6 条関係）

公園名	有料公園施設名
竜洋昆虫自然観察公園	昆虫公園

別表第 3（第 6 条関係）

公園名	有料公園施設名
竜洋海洋公園	オートキャンプ場

別表第 4（第 6 条関係）

公園名	有料公園施設名
竜洋海洋公園	レストハウス

別表第 5 削除

別表第 6（第11条関係）

種別			使用料	
			算定単位	金額
公園施設を設け、又は管理する場合			1 平方メートル 1 月につき	140円
公園 を占 用す る場 合	電柱その他これに類するもの		1 本 1 年につき	1,500円
	変圧塔その他これに類するもの		1 基 1 年につき	1,500円
	水道管、下水道管、ガス管	外径30 c m未満	1 メートル 1 年につき	80円
		外径30 c m以上	1 メートル 1 年につき	150円
	郵便差出箱又は公衆電話所		1 箇所 1 年につき	1,500円
	その他の占用物件		1 平方メートル 1 月につき	市長が定め

			る額
行為 を行 う場 合	物品の販売、募金その他これらに類する行為 をする場合	1人1日につき	100円
	業として写真又は映画等の撮影をする場合	1件1日につき	1,040円
	興行をする場合	1平方メートル1日につき	50円
	競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをする場合	1平方メートル1日につき	20円
	その他の許可行為	—	市長が定める額
備考			
1 使用料の額が年額で定められている場合に、1年に満たないとき、又は端数があるときは月割りをもって計算する。1月に満たない端数がある場合は1月とみなす。			
2 使用料の額が月額で定められている場合に、1月に満たないとき、又は端数があるときは1月とみなす。			
3 1平方メートル又は1メートルに満たない端数がある場合は、1平方メートル又は1メートルとみなす。			
4 支柱又は支線は1本、H柱は2本とみなす。			
5 1件の使用料の額が100円に満たないときは、100円とする。			

別表第7（第26条関係）

公園名	有料公園施設名
かぶと塚公園	体育館
	弓道場
	陸上競技場
	卓球場
	アーチェリー場
東大久保運動公園	テニスコート
	運動場
安久路公園	多目的グラウンド
磐田スポーツ交流の里ゆめりあ	球技場

兎山公園	野球場
福田公園	野球場
	多目的グラウンド
	テニスコート
竜洋海洋公園	野球場
	体育館
	テニスコート
	プール
	艇庫（附属設備のみ）
豊田ラブリバー公園	テニスコート
豊田香りの公園	
アミューズ豊田ポケットパーク	

改正

平成19年7月6日規則第37号

平成24年3月23日規則第19号

平成28年3月24日規則第29号

平成30年5月25日規則第28号

令和3年9月15日規則第43号

磐田市都市公園条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、磐田市都市公園条例（平成17年磐田市条例第195号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(行為の許可申請)

第2条 条例第2条第2項の規定により、都市公園内における同条第1項に掲げる行為について市長の許可を受けようとする者は、公園内行為許可申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 前項の申請書は、当該行為の10日前までに提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

(公園施設の設置等の許可申請)

第3条 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第5条第1項又は法第6条第1項の規定により、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用について市長の許可を受けようとする者は、公園施設設置許可申請書（様式第2号）、公園施設管理許可申請書（様式第3号）若しくは公園占用許可申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

2 前項の申請書は、当該行為の20日前までに提出しなければならない。

(許可事項の変更の申請)

第4条 法第5条第1項、法第6条第1項又は条例第2条第1項の規定により許可を受けた者が当該事項を変更しようとするときは、変更許可申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(許可書等の交付)

第5条 第2条、第3条又は前条の規定により申請書の提出があった場合において、市長が支障が

ないと認めたときは、その者に許可書（様式第6号）を交付する。

（行為の禁止）

第6条 条例第4条第8号に規定する行為は、次のとおりとする。

- （1） 風紀を乱し、又は乱すおそれがある行為
- （2） 他人に迷惑又は危害をおよぼすおそれがある行為
- （3） 鳥獣類に危害を加える行為
- （4） その他市長において適当でないと認められる行為

（使用料の減額又は免除）

第7条 条例第13条の規定により使用料を減額し、又は免除する場合及びその金額は、次のとおりとする。

- （1） 市が主催して利用するとき 免除
- （2） 学校教育の一環として教職員の引率のもとに利用するとき 免除
- （3） 市が共催して利用するとき 50パーセント以内の額
- （4） 自治会等、地域活動として利用するとき 100パーセント以内の額
- （5） 前各号のほか、市長が特別の理由があると認めたとき 100パーセント以内の額

2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用料減免申請書（様式第7号）を第2条及び第3条の許可申請書に添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

（工作物等を保管した場合の公示の方法）

第8条 条例第18条第1項第1号の規定による規則で定める場所は、磐田市役所前の掲示場（以下「掲示場」という。）とする。

2 条例第18条第2項の規定による規則で定める様式は、様式第8号のとおりとする。

3 条例第18条第2項の規定による規則で定める場所は、磐田市役所とする。

（保管した工作物等を売却する場合の手続）

第9条 条例第20条の規定による規則で定める方法は、競争入札に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

第10条 市長は、前条本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも5日前までに、その工作物等の名称又は種類、形状、数量その他第4項に定める事項を掲示場に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示しなければ

ならない。

2 市長は、前条本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく 3 人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に当該工作物等の名称又は種類、形状、数量その他第 4 項に定める事項をあらかじめ通知しなければならない。

3 市長は、前条ただし書の規定による随意契約によろうとするときは、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。

4 第 1 項及び第 2 項に規定する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該競争入札の執行を担当する職員の職及び氏名
- (2) 当該競争入札の執行の日時及び場所
- (3) 契約条項の概要
- (4) その他市長が必要と認める事項
(工作物等を返還する場合の手続)

第11条 条例第21条の規定による規則で定める様式は、様式第 9 号のとおりとする。

(指定管理者の申請書類)

第12条 条例第29条第 2 項の規定による申請は、次に掲げる書類による。

- (1) 指定管理者指定申請書 (様式第10号)
- (2) 事業計画書
- (3) 収支計画書
- (4) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (5) 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- (6) 法人等概要書
- (7) 活動実績を証明する書類
- (8) 誓約書
- (9) 法人等の役員名簿
- (10) 納税証明書
- (11) その他市長が必要と認める書類
(候補者選定の通知)

第13条 市長は、条例第29条第 3 項の規定に基づき指定管理者の候補者を選定したときは、申請を行った法人又は法人以外の団体に対し、指定管理者候補者選定結果通知書 (様式第11号) によりその結果を通知する。

(指定等決定の通知)

第14条 市長は、条例第29条第3項の規定に基づき指定管理者を指定し、又は指定しなかったときは、当該法人又は法人以外の団体に対し、指定管理者（指定・不指定）通知書（様式第12号）によりその旨を通知する。

(事業報告)

第15条 条例第30条に規定する事業報告書は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載して提出しなければならない。

- (1) 管理施設の利用状況
- (2) 管理運営業務の実施状況
- (3) 管理経費等の収支状況
- (4) その他市長が必要と認める事項

(指定の取消し等)

第16条 条例第31条第1項の規定による指定管理者の指定の取消し又は業務の停止は、指定管理者指定取消（業務停止）命令書（様式第13号）による。

(読替規定)

第17条 条例第26条第1項の規定により特定公園の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第2条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条（同条の規定による条例第2条第1項の規定により許可を受けた者が当該事項を変更しようとする場合に限る。）中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第5条（同条の規定による第2条の規定により申請書の提出があった場合又は条例第2条第1項の規定により許可を受けた者が当該事項を変更しようとする場合に限る。）中「市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第1号、様式第5号及び様式第6号中「磐田市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の磐田市都市公園条例施行規則（昭和46年磐田市規則第4号）、竜洋町都市公園条例施行規則（昭和60年竜洋町規則第3号）又は豊田町都市公園条

例施行規則（平成6年豊田町規則第8号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年7月6日規則第37号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 磐田市都市公園条例の一部を改正する条例（平成19年磐田市条例第39号）附則第2項の規定による準備行為をする場合にあっては、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の磐田市都市公園条例施行規則（以下「新規則」という。）第12条から第14条までの規定の例により行うことができる。

（経過措置）

- 3 施行日前に改正前の磐田市都市公園条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により市長がした許可その他の行為は、新規則の相当規定に基づいて、指定管理者がした許可その他の行為とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定により市長に対してされている申請その他の行為は、新規則の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成24年3月23日規則第19号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成28年3月24日規則第29号）

この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

附 則（平成30年5月25日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年9月15日規則第43号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 3 この規則の施行の際現にこの規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

様式第1号(第2条関係)
様式第1号(第2条関係)

公園内行為許可申請書			
年 月 日			
磐田市長			
申請者 住所(所在地) 職業(営業種目) 氏名(名称及び代表者氏名) 電話番号() —			
公園内における行為の許可を受けたいので、次のとおり申請します。			
都市公園名		施設名	
行為の目的			
行為の内容		人 員	
行為の日 又は期間	年 月 日 時～ 時 年 月 日 日間		
その他	入場料徴収 の有無及び その額		
	使用設備		

(注) 本申請書は、行為の10日前までに提出してください。

様式第2号（第3条関係）
様式第2号(第3条関係)

公園施設設置許可申請書	
年 月 日	
磐田市長	
申請者 住所(所在地) 職業(営業種目) 氏名(名称及び代表者氏名) 電話番号() —	
公園施設設置の許可を受けたいので、次のとおり申請します。	
都市公園名	
種類及び数量	
設置の目的	
設置の期間	年 月 日～ 年 月 日
設置の場所	
構造及び規模	
管理の方法	
工事の実施方法	
工事の着手及び完了の時期	着手 年 月 日から 完了 年 月 日まで
原状回復の方法	
その他	

(注)

- 1 設計書、仕様書、図面等を添付してください。
- 2 本申請書は、行為の20日前までに提出してください。

様式第3号（第3条関係）
 様式第3号(第3条関係)

公園施設管理許可申請書				年	月	日
磐田市長						
申請者 住所(所在地)						
職業(営業種目)						
氏名(名称及び代表者氏名)						
電話番号() —						
公園施設管理の許可を受けたいので、次のとおり申請します。						
都市公園名				施設名		
場所、種類及び数量						
管理の目的						
管理の期間	年 月 日～ 年 月 日 日間					
管理の方法						
その他						

(注) 本申請書は、行為の20日前までに提出してください。

様式第4号(第3条関係)
様式第4号(第3条関係)

公園占用許可申請書	
年 月 日	
磐田市長	申請者 住所(所在地) 職業(営業種目) 氏名(名称及び代表者氏名) 電話番号() —
公園占用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。	
都市公園名	
種類及び数量	
占用の目的	
占用の期間	年 月 日～ 年 月 日
占用の場所	
構造及び規模	
管理の方法	
工事の実施方法	
工事の着手及び完了の時期	着手 年 月 日 完了 年 月 日
原状回復の方法	
その他	

(注)

- 1 設計書、仕様書、図面等を添付してください。
- 2 本申請書は、行為の20日前までに提出してください。

様式第5号（第4条関係）
 様式第5号(第4条関係)

変 更 許 可 申 請 書	
年 月 日	
磐田市長	
申請者 住所(所在地)	
職業(営業種目)	
氏名(名称及び代表者氏名)	
電話番号() —	
年 月 日付け第 号をもって許可のあった事項について、次のとおり変更したいので申請します。	
変 更 す る 理 由	
変 更 す る 事 項	
そ の 他	

(注) 公園施設の設置又は都市公園の占用に係るものについては、設計書、仕様書、図書等を添付してください。

様式第6号（第5条関係）
 様式第6号(第5条関係)

第 号 年 月 日 様 磐田市長 印 許 可 書 年 月 日付け申請の については、下記のとおり許可します。	
都 市 公 園 名	
許 可 の 場 所	
許 可 の 事 項	
許 可 の 期 間	年 月 日～ 年 月 日
原状回復の方法	
使 用 料 の 額	
許 可 の 条 件	
そ の 他	

※ この処分に対して不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

様式第7号（第7条関係）
様式第7号(第7条関係)

使 用 料 減 免 申 請 書 年 月 日 磐田市長 申請者 住所(所在地) 職業(営業種目) 氏名(名称及び代表者氏名) 電話番号() — 使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。			
都 市 公 園 名		施 設 名	
使 用 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日		
使 用 目 的			
減免を受けようとする理由			
そ の 他			

（注） 本申請書は、許可申請時に提出してください。

様式第8号（第8条関係）
様式第8号(第8条関係)

保 管 工 作 物 等 一 覧 簿								
整理番号	保管した工作物等			保管した工作物等が 放置されていた場所	除却し た日時	保管を始 めた日時	保管の 場所	備考
	名称又は種類	形状	数量					

様式第 9 号（第11条関係）
様式第9号(第11条関係)

受 領 書		
年 月 日		
磐田市長		
返還を受けた者 住所 氏名		
下記のとおり工作物等(現金)の返還を受けました。		
返還を受けた日時		
返還を受けた場所		
返還を受 けた工作 物等	整理番号	
	名称又は種類	
	形状	
	数量	
(返還を受けた金額)		

指定管理者指定申請書

年 月 日

磐田市長

所在地
法人等の名称
代表者氏名
連絡先(電話)

磐田市都市公園の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(添付書類)

- 1 事業計画書及び収支計画書
- 2 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- 3 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- 4 法人等概要書
- 5 活動実績を証明する書類
- 6 誓約書
- 7 法人等の役員名簿
- 8 納税証明書
- 9 その他市長が必要と認める書類

第 年 月 日 号

様

磐田市長



指定管理者候補者選定結果通知書

年 月 日付けで申請のありました磐田市都市公園の指定管理者候補者の
選定につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 施設の名称及び所在地

2 候補者選定結果

- ☐ 指定管理者候補者として選定します。
- ☐ 指定管理者候補者として選定しません。

3 選定しない理由

第 年 月 日
号

様

磐田市長



指定管理者(指定・不指定)通知書

年 月 日付けで申請のありました磐田市都市公園の指定管理者の指定につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 施設の名称及び所在地

2 決定結果

- ☐ 指定管理者に指定します。
☐ 指定管理者に指定しません。

3 指定しない理由

第 年 月 日 号

団体名

代表者名 様

磐田市長 印

指定管理者指定取消(業務停止)命令書

磐田市都市公園条例第31条第1項の規定により、指定管理者の指定取消し(業務停止)を命じます。

区分	全部・一部(業務)			
	業務停止期間			
	年	月	日から	月間
	年	月	日まで	
理由				

※ この処分について不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

○磐田市竜洋体育センター条例

平成27年 7 月 7 日 条例第32号

改正

令和元年 7 月 3 日 条例第 4 号

磐田市竜洋体育センター条例

(設置)

第 1 条 磐田市は、市民の体育の振興及び福祉の増進を図るため、竜洋体育センターを設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 竜洋体育センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
磐田市竜洋体育センター	磐田市平間1613番地 1

(事業)

第 3 条 磐田市竜洋体育センター（以下「センター」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) スポーツの普及及び振興に関すること。
- (2) 地域福祉に関すること。
- (3) スポーツ及び地域福祉に関する情報提供に関すること。
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第 4 条 センターの管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者の選定基準)

第 5 条 指定管理者の選定基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画が、センターの設置目的に照らして適切なものであること。
- (2) 効果的かつ効率的な管理運営を実施できること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有すること。
- (4) センターの設置目的に従い、平等利用が確保されること。

(指定管理者が行う業務)

第 6 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除く。

- (1) 第 3 条に規定する事業の実施に関する業務
- (2) センターの利用許可に関する業務
- (3) センターの建物及び建物の設備の維持管理に関する業務
- (4) その他センターの管理上、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定)

第 7 条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別な事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 第4条の規定による指定を受けようとするものは、事業計画その他の規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による指定の申請があったときは、第5条に規定する選定基準に基づき選定し、管理を行わせる期間を定め、議会の議決を経て、指定管理者を指定しなければならない。

(事業報告書の提出義務)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後、センターの管理業務に関する事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(指定の取消し等)

第9条 市長は、指定管理者が管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じて、市は、その賠償の責めを負わない。

(指定管理者の守秘義務)

第10条 指定管理者は、センターの管理を通じて知り得た秘密（個人に関する情報を含む。）を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。指定管理者の指定が終了し、又は取り消された後においても同様とする。

(開館時間)

第11条 センターの開館時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。

(休館日)

第12条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日

(2) 12月29日から翌年1月3日までの日

(入館の制限)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの入館を拒絶し、又は退去を命じることができる。

(1) センター内の秩序を乱し、又はそのおそれがあるとき。

(2) センターの施設を損傷し、又はそのおそれがあるとき。

(3) その他管理上支障があるとき。

(利用の許可)

第14条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めたときは、前項の許可に条件を付し、又は必要な指

示をすることができる。

(利用許可の制限)

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの利用を許可しない。

- (1) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) センターの管理上支障があるとき。
- (3) 磐田市暴力団排除条例（平成24年磐田市条例第37号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員等による利用であるとき。
- (4) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その利用が適当でないとき。

(利用許可の取消し等)

第16条 指定管理者は、第14条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を制限し、若しくは利用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段によって許可を受けたとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 利用の許可条件又は指示に違反したとき。
- (4) 建物及び建物の設備を破損するおそれがあるとき。
- (5) 公益上指定管理者が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定により、利用者に損害が生じても、市及び指定管理者はその責めを負わない。

(目的外利用等の禁止)

第17条 利用者は、センターを許可された目的以外に利用し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(造作等の制限)

第18条 利用者は、センターを利用するため特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第19条 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は第9条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、センターの建物又は建物の設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用者は、センターの利用を終了したとき、又は第16条第1項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、速やかにセンターを原状に回復しなければならない。

3 指定管理者又は利用者が前2項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を指定管理者又は利用者から徴収することができる。

(利用料金)

第20条 センターの利用者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めることができる。

3 市長は、指定管理者に、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

（利用料金の減額又は免除）

第21条 指定管理者は、公益上特に必要があると認められた場合又は規則で定める場合は、前条第1項に定める利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の還付）

第22条 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、必要と認める場合又は規則で定める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

（損害賠償の義務）

第23条 指定管理者、利用者及び入館者は、センターの建物又は建物の設備若しくは備付物件を損傷し、又は亡失したときは、その損害について市長の裁定する額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

（委任）

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

（磐田市竜洋老人福祉センター条例の廃止）

2 磐田市竜洋老人福祉センター条例（平成17年磐田市条例第121号）は、廃止する。

（磐田市竜洋老人福祉センター条例の廃止に伴う経過措置）

3 この条例の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の磐田市竜洋老人福祉センター条例（以下「旧老人福祉センター条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。この場合において、当該使用に係る使用料については、旧老人福祉センター条例の規定による使用料を適用する。

（磐田市体育施設に関する条例の一部改正）

4 磐田市体育施設に関する条例（平成17年磐田市条例第146号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（磐田市体育施設に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

5 この条例の施行の日の前日までに、前項の規定による改正前の磐田市体育施設に関する条例（以下「旧体育施設条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。この場合において、当該使用に係る使用料については、旧体育施設条例の規定による利用料金を適用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の磐田市竜洋体育センター条例（以下「新条例」という。）第4条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、前項の規定による施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例第5条及び第7条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 施行日前に改正前の磐田市竜洋体育センター条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長がした許可その他の行為は、新条例の相当規定に基づいて、指定管理者がした許可その他の行為とみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例の規定により市長に対してされている申請その他の行為は、新条例の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

別表（第20条関係）

(ア) 施設利用料金

区分		午前 8 時30分から 正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時30分まで
アリーナ	全面	760円	880円	760円
	2 分の 1 面	380円	440円	380円
1 階 研 修 室	1 部屋	770円	880円	770円
和室		770円	880円	770円
2 階多目的スペース		1, 190円	1, 360円	1, 190円
2 階研修室		1, 000円	1, 140円	1, 000円
アリーナの 3 分の 2 面又は 3 分の 1 面を利用する場合は、それぞれアリーナ全面の利用料金の 3 分の 2 又は 3 分の 1 に相当する額 2 階多目的スペースを部分利用する場合は 4 分の 1 面単位とし、当該利用料金はこの表に定める利用料金の 4 分の 1 に相当する額				

備考

- 1 市民（市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。）以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 2 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料

金は、この表に定める利用料金に当該利用料金の200パーセントに相当する額を加算する。

- 4 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料金の1時間相当額を別に徴収する。
- 5 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。
- 6 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(イ) 照明設備利用料金

区分		金額
アリーナ	全面	1時間当たり 400円
	2分の1面	1時間当たり 200円
アリーナの3分の2面又は3分の1面を利用する場合は、それぞれアリーナ全面の利用料金の3分の2又は3分の1に相当する額		

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数時間が30分以下のときは30分相当額を、30分を超えるときは1時間相当額を徴収する。
- 2 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(ウ) 附帯体育設備利用料金

種類	単位	金額	備考
バスケットボール用具	1組	220円	壁掛け式ゴール
ミニバスケットボール用具	1組	220円	壁掛け式ゴール
バレーボール用具	1組	220円	支柱、ネット
バドミントン用具	1組	110円	支柱、ネット
インディアカ用具	1組	110円	支柱、ネット
卓球台	1台	110円	支柱、ネット

○磐田市竜洋体育センター条例施行規則

平成27年 7 月 7 日規則第43号

改正

平成27年10月30日規則第50号

令和 3 年 5 月27日規則第34号

令和 3 年 9 月15日規則第43号

磐田市竜洋体育センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、磐田市竜洋体育センター条例（平成27年磐田市条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の申請書類)

第2条 条例第7条第2項の規定による申請は、次に掲げる書類による。

- (1) 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支計画書
- (4) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (5) 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- (6) 法人等概要書
- (7) 活動実績を証明する書類
- (8) 誓約書
- (9) 法人等の役員名簿
- (10) 納税証明書
- (11) その他市長が必要と認める書類

(候補者選定の通知)

第3条 市長は、条例第7条第3項の規定に基づき指定管理者の候補者を選定したときは、申請を行った法人又は法人以外の団体に対し、指定管理者候補者選定結果通知書（様式第2号）によりその結果を通知する。

(指定等決定の通知)

第4条 市長は、条例第7条第3項の規定に基づき指定管理者を指定し、又は指定しなかったときは、当該法人又は法人以外の団体に対し、指定管理者（指定・不指定）通知書（様式第3号）によりその旨を通知する。

(事業報告)

第5条 条例第8条に規定する事業報告書は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載して提出しなければならない。

- (1) 管理施設の利用状況
- (2) 管理運営業務の実施状況

- (3) 利用料金収入の実績
- (4) 管理経費等の収支状況
- (5) その他市長が必要と認める事項
(指定の取消し等)

第6条 条例第9条第1項の規定による指定管理者の指定の取消し又は業務の停止は、指定管理者指定取消（業務停止）命令書（様式第4号）による。

(利用許可の申請)

第7条 条例第14条第1項の規定により、磐田市竜洋体育センター（以下「センター」という。）の利用許可を受けようとする者は、竜洋体育センター利用許可申請書（以下「利用許可申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、開館日の午前8時30分から午後9時30分までの間にしなければならない。

3 利用許可申請書の受付は、指定管理者が必要があると認め、市長の承認を得た場合を除き、利用日の属する月前2月から利用日までの間とする。

(利用の許可)

第8条 指定管理者は、利用許可申請書を受付したときは、その内容を審査し、利用を許可したときは、竜洋体育センター利用許可書（以下「利用許可書」という。）を交付する。

2 利用許可は、利用許可申請書の受付の順序により行うものとする。ただし、公用又は公共用のため市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

3 利用許可書は、センターを利用する際、指定管理者に提示しなければならない。

(利用許可の取消願)

第9条 センターの利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が利用許可の取消しを願出しようとするときは、竜洋体育センター利用許可取消願に利用許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の承認申請等)

第10条 指定管理者は、条例第20条第2項に規定する利用料金を定めるときは、竜洋体育センター利用料金承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、竜洋体育センター利用料金承認書（様式第6号）を指定管理者に交付する。

3 前項の規定により利用料金の承認を受けた指定管理者は、当該利用料金を公表しなければならない。

4 指定管理者は、毎月の利用料金の収納状況についてその翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(利用料金の減額又は免除の申請)

第11条 条例第21条の規定により、利用料金を減額又は免除することができる場合及びその範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市、市の機関又は市が属する一部事務組合が主催又は共催して利用するとき 免除

(2) 市内の保育園、幼稚園及び認定こども園の園児又は小中学校の児童及び生徒が、保育又は教育（部活動を含む。以下この条において同じ。）のために教員等の引率のもと利用するとき 免除

(3) 施設の管理運営団体が当該施設を公共目的で利用するとき 免除

(4) 市内の高等学校の生徒が、教育のために使用するとき 条例別表（ア）施設利用料 50パーセント以内の額

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき 条例別表（ア）施設利用料 100パーセント以内の額

2 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ竜洋体育センター使用料減免申請書を利用許可申請書に添えて、指定管理者に提出しなければならない。

（利用料金の還付）

第12条 条例第22条ただし書の規定により、還付することができる場合及びその利用料金の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 利用者の責めによらない理由でセンターの利用ができなくなったとき 全額

(2) 利用者が、利用日の7日前までに利用の許可の取消しを願い出たとき 全額

(3) 利用者が、照明設備及び附帯設備を利用しなかったとき 条例別表（イ）照明設備使用料及び（ウ）附帯体育設備使用料 全額

（利用者等の遵守事項）

第13条 利用者及び入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 設備又は器物を傷つけないようにすること。

(2) 他人に迷惑となるような行為をしないこと。

(3) 許可を受けずに壁、柱等にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。

(4) 許可を受けた設備又は備品以外のものを使用しないこと。

(5) 危険物を持ち込まないこと。

(6) センター内の秩序を維持し、清潔の保持に努めること。

(7) 所定の場所以外において、飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(8) 許可なくセンター内で物品販売、展示又はこれに類する行為をしないこと。

(9) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(10) みだりに使用許可の場所以外に立入らないこと。

(11) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる物品、動物類を携帯し、又は連行しないこと。

（利用後の点検）

第14条 利用者は、その利用を終わったとき（利用許可の取消しを受けたときを含む。）は、直ちに設備その他を原状に回復し、指定管理者の点検を受けなければならない。

（所持品の管理）

第15条 利用者又は入館者は、自己の責任において、所持品を管理しなければならない。

2 前項の所持品が亡失等にあった場合においても、市はその責めを負わない。

（損傷又は亡失の届出）

第16条 指定管理者並びに利用者及び入館者は、センターの建物又は建物の設備若しくは備付物件を損傷し、又は亡失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(職員の入場)

第17条 利用者は、職員及び指定管理者が職務のため入場することを拒むことができない。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年10月1日から施行する。

(磐田市竜洋老人福祉センター条例施行規則の廃止)

2 磐田市竜洋老人福祉センター条例施行規則（平成17年磐田市規則第50号）は、廃止する。

(磐田市竜洋老人福祉センター条例施行規則の廃止に伴う経過措置)

3 この規則の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の磐田市竜洋老人福祉センター条例施行規則の規定により市長がした許可その他の行為は、この規則の相当規定により市長がした許可その他の行為とみなす。

(磐田市体育施設に関する条例施行規則に関する経過措置)

4 この規則の施行の日の前日までに、磐田市体育施設に関する条例施行規則（平成17年磐田市規則第86号）の規定により、竜洋体育センターに関し、指定管理者がした許可その他の行為は、この規則の相当規定により市長がした許可その他の行為とみなす。

様式第1号（第2条関係）

様式第1号（第2条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

磐田市長

所在地

法人等の名称

代表者氏名

連絡先（電話）

磐田市竜洋体育センターの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

（添付書類）

- 1 事業計画書及び収支計画書
- 2 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- 3 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- 4 法人等概要書
- 5 活動実績を証明する書類
- 6 誓約書
- 7 法人等の役員名簿
- 8 納税証明書
- 9 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第3条関係）

様式第2号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

磐田市長



指定管理者候補者選定結果通知書

年 月 日付けで申請のありました磐田市竜洋体育センターの指定管理者候補者の選定につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 施設の名称及び所在地

2 候補者選定結果

- ☐ 指定管理者候補者として選定します。
- ☐ 指定管理者候補者として選定しません。

3 選定しない理由

様式第3号（第4条関係）
様式第3号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

磐田市長

印

指定管理者（指定・不指定）通知書

年 月 日付けで申請のありました磐田市竜洋体育センターの指定管理者
の指定につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 施設の名称及び所在地

2 決定結果

☐ 指定管理者に指定します。

☐ 指定管理者に指定しません。

3 指定しない理由

様式第4号（第6条関係）

様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

団体名

代表者名 様

磐田市長



指定管理者指定取消（業務停止）命令書

磐田市竜洋体育センター条例第9条第1項の規定により、指定管理者の指定取消し（業務停止）を命じます。

区分	全部・一部（業務） 業務停止期間 年 月 日から 年 月 日まで 月間
理由	

※ この処分について不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

様式第5号(第10条関係)

様式第5号(第10条関係)

竜洋体育センター利用料金承認申請書

年 月 日

磐田市長

所在地

法人等の名称

代表者氏名

連絡先(電話)

磐田市竜洋体育センターの利用料金について、下記のとおり承認を受けたいので申請します。

記

1 利用料金申請理由

2 実施予定年月日

3 利用料金

様式第6号（第10条関係）

様式第6号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

竜洋体育センター利用料金承認書

磐田市長



年 月 日付けで申請のあった磐田市竜洋体育センターの利用料金について、下記のとおり承認します。

記

1 実施年月日

2 利用料金については、年 月 日付け申請書のとおりとする。

改正

平成18年3月29日条例第23号

平成24年12月25日条例第42号

平成25年12月19日条例第40号

平成27年12月21日条例第56号

平成29年7月5日条例第16号

令和元年7月3日条例第4号

磐田市豊岡総合センター条例

(設置)

第1条 磐田市は、市民の文化及び体育の振興を図るため、磐田市豊岡総合センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 磐田市豊岡総合センターを構成する施設（以下「センター構成施設」という。）の名称及び位置は、別表第1及び別表第1の2のとおりとする。

(事業)

第3条 センター構成施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) スポーツ及び文化の普及並びに振興に関すること。
- (2) スポーツ及び文化に関する情報提供に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第4条 別表第1に掲げる体育施設及びその他施設（以下「体育施設等」という。）の管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者の選定基準)

第5条 指定管理者の選定基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画が、体育施設等の設置目的に照らして適切なものであること。
- (2) 効果的かつ効率的な管理運営を実施できること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有すること。
- (4) 体育施設等の設置目的に従い、利用者の平等利用が確保されること。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除く。

- (1) 第3条に規定する事業（文化に関する事業を除く。）の実施に関する業務
- (2) 体育施設等の利用許可に関する業務
- (3) 体育施設等の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) その他体育施設等の管理上市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定)

第7条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別な事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 第4条の規定による指定を受けようとするものは、事業計画その他の規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による指定の申請があったときは、第5条に規定する選定基準に基づき選定し、管理を行わせる期間を定め、議会の議決を経て、指定管理者を指定しなければならない。

(事業報告書の提出義務)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後、体育施設等の管理業務に関する事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(指定の取消し等)

第9条 市長は、指定管理者が管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じて、市はその賠償の責めを負わない。

(指定管理者の守秘義務)

第10条 指定管理者は、体育施設等の管理を通じて知り得た秘密（個人に関する情報を含む。）を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。指定管理者の指定が終了し、又は取り消された後においても同様とする。

(開館時間等)

第11条 センター構成施設の開館時間又は開場時間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 磐田市豊岡野球場、磐田市豊岡テニスコート、磐田市豊岡体育館及び磐田市豊岡多目的運動場 午前8時30分から午後9時30分まで

(2) 磐田市豊岡農村民俗資料館 午前9時から午後4時まで

(3) 磐田市豊岡屋外グリーンボウル場及び磐田市豊岡憩いの広場 午前8時30分から午後5時まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間又は開場時間を変更することができる。

(休館日等)

第12条 センター構成施設の休館日又は休場日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館若しくは休場することができる。

(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日

(2) 12月29日から翌年1月3日までの日

(入館等の制限)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、体育施設等の入館又は入場を拒絶し、又は退去を命ずることができる。

(1) 体育施設等の秩序を乱し、又はそのおそれがあるとき。

(2) 体育施設等の設備を損傷し、又はそのおそれがあるとき。

(3) その他管理上支障があるとき。

(利用の許可)

第14条 体育施設等（磐田市豊岡ふれあいの森を除く。）を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めたときは、前項の許可に条件を付し又は必要な指示をすることができる。

(利用許可の制限)

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、体育施設等の利用を許可しない。

(1) その利用が公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 体育施設等の管理上支障があるとき。

(3) 磐田市暴力団排除条例（平成24年磐田市条例第37号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員等による利用であるとき。

(4) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、その利用が適当でないとき。

(利用許可の取消し等)

第16条 指定管理者は、第14条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、体育施設等の利用を制限し、若しくは利用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段によって許可を受けたとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 利用の許可条件又は指示に違反したとき。

(4) 建物及び附属施設等を破損するおそれがあるとき。

(5) 公益上指定管理者が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定により、利用者に損害が生じて、市及び指定管理者は、その責めを負わない。

(目的外利用等の禁止)

第17条 利用者は、体育施設等を許可された目的以外に利用し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(造作等の制限)

第18条 利用者は、体育施設等を利用するため特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第19条 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は第9条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった体育施設等の施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用者は、体育施設等の利用を終了したとき、又は第16条第1項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、速やかに体育施設等を原状に回復しなければならない。

3 指定管理者又は利用者が前2項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を指定管理者又は利用者から徴収することができる。

(利用料金)

第20条 体育施設等（その他施設を除く。）の利用者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」

という。)を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めることができる。

3 市長は、指定管理者に、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減額又は免除)

第21条 指定管理者は、公益上特に必要があると認められた場合又は規則で定める場合は、前条第1項に定める利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第22条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、必要と認める場合又は規則で定める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償の義務)

第23条 指定管理者、利用者及び入場者は、施設の建物又は設備若しくは建物の備付物件を損傷し、又は亡失したときは、その損害について市長の裁定する額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の豊岡総合センター条例（昭和46年豊岡村条例第19号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

(読替規定)

4 別表第1の2の文化施設において、第11条第2項及び第12条中「指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長が特に必要と認めるときは」と、第12条中「休館若しくは休場」とあるのは「休館」と、第13条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「体育施設等」とあるのは「磐田市豊岡農村民俗資料館」と、「入館又は入場」と

あるのは「入館」とする。

附 則（平成18年 3 月29日条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第 2 の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成24年12月25日条例第42号）

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年12月19日条例第40号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 3 第 2 条の規定による改正後の磐田市立学校の施設開放に関する条例別表第 1 から別表第 4 までの規定、第 3 条の規定による改正後の磐田市立公民館条例別表第 1 から別表第 7 までの規定、第 4 条の規定による改正後の磐田市学習等供用施設竜洋会館条例別表の規定、第 7 条の規定による改正後の磐田市豊田福祉センター条例別表の規定、第 8 条の規定による改正後の磐田市ふれあい会館条例別表の規定、第 9 条の規定による改正後の磐田市竜洋老人福祉センター条例別表の規定、第11条の規定による改正後の磐田市コミュニティセンター条例別表第 2 から別表第 5 までの規定、第12条の規定による改正後の磐田市文化振興センター条例別表第 1 及び別表第 2 の規定、第13条の規定による改正後の磐田市民文化会館条例別表第 1 及び別表第 2 の規定、第14条の規定による改正後の磐田市熊野伝統芸能館条例別表の規定、第17条の規定による改正後の磐田市豊岡総合センター条例別表第 2 の規定、第21条の規定による改正後の磐田市聖苑条例別表の規定、第23条の規定による改正後の磐田市福田農業振興センター条例別表の規定、第25条の規定による改正後の磐田市豊田農村環境改善センター条例別表の規定、第27条の規定による改正後の磐田市民農園条例別表の規定、第29条の規定による改正後の磐田市都市公園条例別表第 6 の規定、第40条の規定による改正後の磐田市豊岡地域福祉センター条例別表の規定、第41条の規定による改正後の磐田市総合健康福祉会館条例別表の規定並びに第42条の規定による改正後の磐田市情報館条例別表の規定は、施行日以後に使用の許可を受けたものに係る使用料について適用し、施行日前に使用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月21日条例第56号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の規定（使用料に関する規定に限る。）は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受けたものに係る使用料について適用し、同日前に使用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成29年7月5日条例第16号）

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 第2条の規定による改正後の磐田市豊岡総合センター条例（以下「新条例」という。）第4条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、第2条の規定による施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例第5条及び第7条の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

- 3 施行日前に改正前の磐田市豊岡総合センター条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長がした許可その他の行為は、新条例の相当規定に基づいて、指定管理者がした許可その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例の規定により市長に対してされている申請その他の行為は、新条例の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則（令和元年7月3日条例第4号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。（後略）

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の磐田市行政財産の目的外使用に関する条例第4条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に使用許可を受けたものに係る使用料の額の計算について適用し、施行日前に使用許可を受けたものに係る使用料の額の計算については、なお従前の例による。
- 5 第4条の規定による改正後の磐田市福田健康福祉会館条例別表第1及び別表第2の規定、第9条の規定による改正後の磐田市新造形創造館条例別表の規定、第11条の規定による改正後の磐田

市体育施設に関する条例別表第3の規定、第12条の規定による改正後の磐田市アミューズ豊田条例別表第1及び別表第2の規定、第13条の規定による改正後の磐田市豊岡総合センター条例別表第2の規定、第19条の規定による改正後の磐田市勤労者総合福祉センター条例別表の規定、第22条の規定による改正後の磐田市福田農村環境改善センター条例別表の規定、第23条の規定による改正後の磐田市豊岡地場産品ふれあい施設条例別表の規定、第28条の規定による改正後の磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場条例別表第2の規定、第29条の規定による改正後の磐田市竜洋海洋公園レストハウス条例別表第2の規定並びに第40条の規定による改正後の磐田市渚の交流館条例別表の規定は、施行日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金について適用し、施行日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金については、なお従前の例による。

別表第1（第2条、第4条関係）

	名称	位置
体育 施設	磐田市豊岡体育館	磐田市壱貫地64番地1
	磐田市豊岡野球場	磐田市壱貫地64番地1
	磐田市豊岡テニスコート	磐田市壱貫地64番地1
	磐田市豊岡多目的運動場	磐田市壱貫地51番地1
その他施設	磐田市豊岡屋外グリーンボウル場	磐田市壱貫地180番地7
	磐田市豊岡憩いの広場	磐田市壱貫地168番地9
	磐田市豊岡ふれあいの森	磐田市壱貫地51番地1

別表第1の2（第2条、附則第4項関係）

	名称	位置
文化 施設	磐田市豊岡農村民俗資料館	磐田市壱貫地180番地7
その他施設	磐田市豊岡児童遊園	磐田市壱貫地168番地1

別表第2（第20条関係）

（ア） 施設利用料金

区分	午前8時30分から 正午まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 9時30分まで
----	-------------------	------------------	---------------------

アリーナ	全面	円 2,760	円 3,160	円 2,760
	2分の1面	1,380	1,580	1,380
多目的ホール		1,000	1,140	1,000
役員室		770	880	770
会議室		1,000	1,140	1,000
野球場		2,690	3,080	2,690
テニスコート	オムニ 1コート	260	300	260
	クレイ 1コート	260	300	260
多目的運動場		380	440	380
アリーナを部分利用する場合は6分の1面（インディアカ1面）単位とし、当該利用料金はアリーナ全面の利用料金の6分の1に相当する額とする。				

備考

- 1 市民（市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。）以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 2 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料金の200パーセントに相当する額を加算する。
- 4 利用許可時間を超えたときは、当該許可時間区分の利用料金の1時間相当額を別に徴収する。
- 5 特別な電気設備を利用する場合は、別に電気料相当額を徴収する。
- 6 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

（イ） 照明設備利用料金

区分		金額
アリーナ	全面	1時間当たり 1,160円
	2分の1面	1時間当たり 580円
野球場		1時間当たり 3,130円

テニスコート	1 時間当たり 150円
多目的運動場	1 時間当たり 140円
アリーナを部分利用する場合は6分の1面（インディアカ1面）単位とし、当該利用料金はアリーナ全面の利用料金の6分の1に相当する額とする。	

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数時間が30分以下のときは30分相当額を、30分を超えるときは1時間相当額を徴収する。
- 2 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

（ウ） 附帯体育設備利用料金

種類	区分	金額
トレーニング機器	一般	1 人 1 回につき 300円
		回数券（12枚つづり） 3,080円
	高等学校生徒以下	1 人 1 回につき 150円
		回数券（12枚つづり） 1,530円
フットサル用具	1 組	220円

改正

平成24年12月25日規則第59号

平成27年3月24日規則第6号

平成27年12月21日規則第62号

平成29年7月5日規則第27号

令和3年3月30日規則第19号

令和3年5月27日規則第34号

令和3年9月15日規則第43号

磐田市豊岡総合センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、磐田市豊岡総合センター条例（平成17年磐田市条例第148号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の申請書類)

第2条 条例第7条第2項の規定による申請は、次に掲げる書類による。

- (1) 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支計画書
- (4) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (5) 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- (6) 法人等概要書
- (7) 活動実績を証明する書類
- (8) 誓約書
- (9) 法人等の役員名簿
- (10) 納税証明書
- (11) その他市長が必要と認める書類

(候補者選定の通知)

第3条 市長は、条例第7条第3項の規定に基づき指定管理者の候補者を選定したときは、申請を行った法人又は法人以外の団体に対し、指定管理者候補者選定結果通知書（様式第2号）により

その結果を通知する。

（指定等決定の通知）

第4条 市長は、条例第7条第3項の規定に基づき指定管理者を指定し、又は指定しなかったときは、当該法人又は法人以外の団体に対し、指定管理者（指定・不指定）通知書（様式第3号）によりその旨を通知する。

（事業報告）

第5条 条例第8条に規定する事業報告書は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載して提出しなければならない。

- （1） 管理施設の利用状況
- （2） 管理運営業務の実施状況
- （3） 利用料金収入の実績
- （4） 管理経費等の収支状況
- （5） その他市長が認める事項

（指定の取消し等）

第6条 条例第9条第1項の規定による指定管理者の指定の取消し又は業務の停止は、指定管理者指定取消（業務停止）命令書（様式第4号）による。

（利用許可の申請）

第7条 条例第14条第1項に規定する体育施設等（以下「体育施設等」という。）の利用許可を受けようとする者は、豊岡総合センター利用許可申請書（以下「利用許可申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、磐田市豊岡体育館で受付するものとし、その開館日の午前8時30分から午後9時30分までの間にしなければならない。
- 3 利用許可申請書の受付は、指定管理者が必要があると認め、市長の承認を得た場合を除き、利用日の属する月前2月から利用日までの間とする。

（利用の許可）

第8条 指定管理者は、利用許可申請書を受理したときは、その内容を審査し、利用を許可したときは、豊岡総合センター利用許可書（以下「利用許可書」という。）を交付する。

- 2 利用許可は、利用許可申請書の受付の順序により行うものとする。ただし、公用又は公共用のため指定管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。
- 3 利用許可書は、体育施設等を利用する際、指定管理者に提示しなければならない。

(利用許可の取消願)

第9条 体育施設等の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が利用許可の取消しを願ひ出ようとするときは、豊岡総合センター利用許可取消願に利用許可書を添えて、指定管理者に願ひ出なければならない。

(利用料金の承認申請等)

第10条 指定管理者は、条例第20条第2項に規定する利用料金を定めるときは、豊岡総合センター利用料金承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、豊岡総合センター利用料金承認書（様式第6号）を指定管理者に交付する。
- 3 前項の規定により利用料金の承認を受けた指定管理者は、当該利用料金を公表しなければならない。
- 4 指定管理者は、毎月の利用料金の収納状況についてその翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(利用料金の減額又は免除の申請)

第11条 条例第21条の規定により、利用料金を減額又は免除することができる場合及びその範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市、市の機関又は市が属する一部事務組合が主催又は共催して利用するとき 免除
 - (2) 市内の保育園、幼稚園及び認定こども園の園児又は小中学校の児童及び生徒が、保育又は教育（部活動を含む。以下この条において同じ。）のために教員等の引率のもと利用するとき 免除
 - (3) 体育施設等の管理運営団体が当該体育施設等を公共目的で利用するとき 免除
 - (4) 市内の高等学校の生徒が、教育のために利用するとき 条例別表第2(ア)施設利用料金 50パーセント以内の額
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき 条例別表第2(ア)施設利用料金 100パーセント以内の額
- 2 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ豊岡総合センター利用料金減免申請書を利用許可申請書に添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の還付)

第12条 条例第22条ただし書の規定により、還付することができる場合及びその利用料金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用者の責めによらない理由で体育施設等の利用ができなくなったとき 全額
- (2) 利用者が、利用日の7日前までに利用の許可の取消しを願い出たとき 全額
- (3) 利用者が、照明設備又は附帯設備を利用しなかったとき 条例別表第2(イ)照明設備利用料金及び(ウ)附帯体育設備利用料金 全額

(利用者等の遵守事項)

第13条 利用者及び入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 設備又は器物を傷つけないようにすること。
- (2) 他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 許可を受けずに壁、柱などにはり紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (4) 許可を受けた設備又は備品以外のものを利用しないこと。
- (5) 危険物を持ち込まないこと。
- (6) 条例第2条に規定するセンター構成施設（以下「センター構成施設」という。）の秩序を維持し、清潔の保持に努めること。
- (7) 所定の場所以外において、飲食し、喫煙し、又は火気を利用しないこと。
- (8) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(利用後の点検)

第14条 利用者は、その利用を終わったとき（利用許可の取消しを受けたときを含む。）は、直ちに設備その他を原状に回復し、指定管理者の点検を受けなければならない。

(損傷又は亡失の届出)

第15条 指定管理者並びに利用者及び入場者は、センター構成施設の建物又は設備若しくは備付物件を損傷し、又は亡失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(職員等の入場)

第16条 利用者は、職員及び指定管理者が職務のため入場することを拒むことができない。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の豊岡総合センター条例施行規則（平成9年豊岡村

教育委員会規則第2号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成24年12月25日規則第59号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月24日規則第6号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月21日規則第62号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条及び第6条の規定は、この規則の施行の日以後に使用の許可を受けたものに係る使用料について適用し、同日前に使用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年7月5日規則第27号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 磐田市豊岡総合センター条例の一部を改正する条例(平成29年磐田市条例第16号)附則第2項の規定による準備行為をする場合にあつては、改正後の磐田市豊岡総合センター条例施行規則(以下「新規則」という。)の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、新規則の第2条から第4条までの規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日前に改正前の磐田市豊岡総合センター条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定により市長がした許可その他の行為は、新規則の相当規定に基づいて、指定管理者がした許可その他の行為とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定により市長に対してされている申請その他の行為は、新規則の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則 (令和3年3月30日規則第19号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年5月27日規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 15 日規則第 43 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 3 この規則の施行の際現にこの規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

指定管理者指定申請書

年 月 日

磐田市長

所在地
法人等の名称
代表者氏名
連絡先(電話)

磐田市豊岡総合センターの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(添付書類)

- 1 事業計画書及び収支計画書
- 2 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- 3 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- 4 法人等概要書
- 5 活動実績を証明する書類
- 6 誓約書
- 7 法人等の役員名簿
- 8 納税証明書
- 9 その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

磐田市長



指定管理者候補者選定結果通知書

年 月 日付けで申請のありました磐田市豊岡総合センターの指定管理者候補者の選定につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 施設の名称及び所在地

2 候補者選定結果

- ☐ 指定管理者候補者として選定します。
- ☐ 指定管理者候補者として選定しません。

3 選定しない理由

第 号
年 月 日

様

磐田市長



指定管理者(指定・不指定)通知書

年 月 日付けで申請のありました磐田市豊岡総合センターの指定管理者
の指定につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 施設の名称及び所在地

2 決定結果

☐指定管理者に指定します。

☐指定管理者に指定しません。

3 指定しない理由

様式第4号（第6条関係）
様式第4号（第6条関係）

第 号

年 月 日

団体名

代表者名 様

磐田市長



指定管理者指定取消（業務停止）命令書

磐田市豊岡総合センター条例第9条第1項の規定により、指定管理者の指定取消し（業務停止）を命じます。

区分	全部・一部（業務） 業務停止期間 年 月 日から 年 月 日まで 月間
理由	

※ この処分について不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

豊岡総合センター利用料金承認申請書

年 月 日

磐田市長

所在地

法人等の名称

代表者氏名

連絡先(電話)

磐田市豊岡総合センターの利用料金について、下記のとおり承認を受けたいので申請します。

記

1 利用料金申請理由

2 実施予定年月日

3 利用料金

様式第6号(第10条関係)
様式第6号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

磐田市長



豊岡総合センター利用料金承認書

年 月 日付けで申請のあった磐田市豊岡総合センターの利用料金について、下記のとおり承認します。

記

1 実施年月日

2 利用料金については、年 月 日付け申請書のとおりとする。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による業務を実施処理するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この協定による業務の実施により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は指定管理者の指定が取り消された後においても同様とする。

2 乙は、この協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務の実施により知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知させ、その遵守状況の監督その他必要かつ適切な監督を行わなければならないものとする。

（収集の制限）

第3 乙は、この協定による業務を実施するために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この協定による業務の実施により知り得た個人情報を当該業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第5 乙は、この協定による業務の実施により知り得た個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（複写及び複製の禁止）

第6 乙は、この協定による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託等の禁止）

第7 乙は、この協定による業務を実施するための個人情報の処理は、自ら行うものとし、あらかじめ甲の承諾を受けた場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により個人情報を取り扱う業務を第三者に委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護に必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めるものとする。

（資料等の返還）

第8 乙は、この協定による業務を実施するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集若しくは作成した

個人情報記録された資料等(当該資料等を複写し、又は複製したものを含む。)は、当該業務完了後又は履行中であっても甲の指示があったときは、直ちに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示した方法によるものとする。

- 2 前項に定める場合のほか、乙は、甲の承認を受けたときは、甲立会いの下に、この協定による業務を実施するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集若しくは作成した個人情報記録された資料等(当該資料等を複写し、又は複製したものを含む。)を廃棄することができる。

(苦情処理)

第9 乙は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

- 2 乙は、苦情を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに、適宜、処理経過を報告しなければならない。

(事故発生時における報告)

第10 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(調査)

第11 甲は、乙がこの協定による業務を実施するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時に調査することができる。

(指示)

第12 甲は、乙がこの協定による業務を実施するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(損害賠償)

第13 甲は、乙が特記事項に違反したことにより甲に損害が発生したと認めるときは、損害賠償の請求をすることができるものとする。

種	類	リスクの内容	費用の負担区分	
			市	指定管理者
募集要項リスク	書類の誤り	募集要項等市が作成した書類によるもの	○	
		申請書等指定管理者が作成した書類によるもの		○
制度関連リスク	関係法令等の変更	施設、設備の設置基準等に関する法令等の変更によるもの	○	
		指定管理者の管理運営の業務一般に関する法令の変更によるもの		○
	税制の改正	施設の設置、管理運営業務に影響を及ぼす税制改正によるもの	○	
		上記以外の一般的な税制改正によるもの		○
維持管理リスク	運営コストの変動	金利の変更によるもの		○
		物価の変動によるもの（公共料金を含む）ただし、物価変動が著しい場合は別途協議による。		○
		指定管理者が利用料金の額を決定・変更したことによる利用者減、収入減によるもの		○
	需要変動・施設競合	需要想定と実施結果との差異によるもの 施設競合による利用者減、収入減によるもの		○
	管理物件の損傷	管理物件の構造上の瑕疵によるもの	○	
	計画の変更	市の指示により業務の全部又は一部を中止又は業務内容・費用負担を変更したことによるもの	○	
		用途変更等、市の事情により施設の利用目的を変更したことによるもの	○	
		指定管理者の事情によるもの		○
	債務不履行	指定管理者の事業放棄や破綻などによる業務及び協定内容の不履行によるもの		○
	資金調達	資金調達ができなかったことによる管理運営業務の中断等に関するもの		○
	個人情報の漏洩	市の指示又は指導の不備、設備の瑕疵等によるもの	○	
		指定管理者として講ずべき措置の不備等管理上の瑕疵によるもの		○
	許認可の遅延、失効、取消	市が取得すべき業務の開始・継続に要する許認可の遅延等によるもの	○	
		指定管理者が取得すべき業務の開始・継続に要する許認可の遅延等によるもの		○
	運営リスク	管理運営上の瑕疵による臨時休館・利用不能等によるもの		○
		管理物件の不備や施設改修等による臨時休館・利用不能等によるもの	○	
		セキュリティ	指定管理者の警備不良によるもの	
社会リスク	周辺地域・住民及び利用者への対応	施設の管理運営に対する地域住民又は利用者からの要望、苦情、反対、訴訟に関するもの		○
		施設設置及び施設の瑕疵に対する地域住民又は利用者からの要望、苦情、反対、訴訟に関するもの	○	
		地域との協調に関するもの		○
指定期間終了時		指定管理者の指定期間が終了した場合、又は指定を取消した場合の撤収に関するもの		○



磐田市は、地域ブランド調査2021で「スポーツのまち」全国1位に選出されました。これは磐田市のもつ豊富なスポーツ資源から来るイメージがもたらした結果です。今後はこれらの資源を含め、スポーツのもつ魅力や効果を市民と共有するための取り組みを通じ、スポーツに興味のない人や、スポーツをする時間がない人たちにも、スポーツのもたらす楽しさや喜びを感じてもらい、一人でも多く「スポーツっていいよね!」と感じる市民を増やすことを目指していきます。

1 市民意識の向上～スポーツは身近で気軽なもの～

スポーツとは、競技スポーツだけを指すものではなく、誰もが自分の好きなように自由に体を動かすことを楽しむことです。形にとらわれないスポーツの魅力を発信することを通じ、スポーツの楽しさを全ての市民と共有します。

【市民スポーツ活動支援事業】

- 「〇〇はスポーツだ!」ポスターの活用・関連事業の実施
- すき間時間でできる運動メニューの紹介
- 体を動かせる場所の紹介



2 市民のスポーツ機会の充実～いつでも誰でもスポーツを～

様々な教室、大会、イベントの実施を通じて、市民がスポーツに参画する機会を提供します。特に、子どもや親子、初心者を対象にした事業を行うことで、新しくスポーツを始める、始めたい人たちを応援します。

【市民スポーツ活動支援事業】

- 親子ふれあい体育教室、わくわくスポーツ教室の開催
- 発達支援親子のびのびスポーツ教室の開催
- 中学生スポーツ体験会の開催
- 市民スポーツテストの実施



3 トップレベルのスポーツを体感する～磐田のスポーツ資源を活かそう～

磐田市は、プロスポーツチームの活動拠点であると同時に、数多くのトップアスリートを輩出してきました。この豊富なスポーツ資源を活用し、トップレベルのスポーツを観たり、応援したり、体感する機会を提供します。

【ジュビロ磐田ホームゲーム小学生一斉観戦事業】

○ジュビロ磐田ホームゲーム小学生一斉観戦の実施

【ジュビロ磐田ホームタウン推進事業】

○ジュビロ磐田幼児合同スポーツ教室の開催

○ラグビー体験教室の開催

○スタジアム同窓会の実施

【市民スポーツ活動支援事業】

○キッズスポーツキャンプの開催

○ボールゲームフェスタの開催

○本市ゆかりの選手、チームの応援企画（展示、横断幕、PV等）の実施



©JUBILO IWATA

4 安心・安全なスポーツ施設を～よいよいスポーツ施設にするために～

体育施設の老朽化が進む中でも、市民が安心・安全にスポーツを楽しむことができるよう、施設の計画的な修繕を進めます。

また、民間企業のノウハウを活かし、効率的な施設運営を行うため、指定管理者制度を活用します。

【体育施設管理事業】

○体育施設の改修修繕工事の実施

○体育施設の運営業務委託の実施

○体育施設内の備品の更新



5 スポーツに関わる団体等との連携～皆でスポーツを盛上げよう～

市内に拠点を持つ、スポーツ団体・大学などと連携してスポーツ振興に取り組むことで、より広範で多彩な事業展開を可能にします。また、スポーツ資源を活かしたまちづくりについて、共に考え、推進していきます。

【市民スポーツ活動支援事業】

○すき間時間でできる運動メニューの開発（静岡産業大学）

○初心者向け教室の開催（スポーツ協会）

○障がい者スポーツの普及（スポーツ推進委員）

○スポーツボランティア団体との連携（S I V C）

○ジュビロ磐田メモリアルマラソン大会の実施（スポーツ協会・ジュビロ磐田）

